

# 1 第174回国会概観

## 1 会期及び活動等の概要

### (召集・会期)

第174回国会(常会)は、平成22年1月18日に召集された。開会式は召集日当日、午後1時から参議院議場で行われた。会期は、6月16日までの150日間であった。

### (院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で、特別委員会の設置(災害対策、沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題)が行われた。

衆議院では、召集日当日、災害対策等の7特別委員会が設置された。

### (国務大臣の演説・質疑)

1月18日、平成二十一年度第2次補正予算の提出に伴い、衆参両院の本会議で財政演説(菅財務大臣)が行われた。財政演説に対する質疑は衆議院本会議で翌19日、参議院本会議で20日に行われた。

1月29日、両院の本会議で政府4演説として施政方針演説(鳩山内閣総理大臣)、外交演説(岡田外務大臣)、財政演説(菅財務大臣)、経済演説(菅国務大臣)が行われた。政府4演説に対する質疑(代表質

問)は、衆議院で2月1日及び2日、参議院で2日及び3日に行われた。

### (党首討論)

今国会において国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は2月17日、3月31日、4月21日に開会され、谷垣禎一自由民主党総裁及び山口那津男公明党代表と鳩山内閣総理大臣との間で討議が行われた。

### (鳩山内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名)

6月4日、鳩山内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われた。投票の結果、菅直人民主党代表が第94代61人目の内閣総理大臣に指名された。獲得票数は、衆議院本会議で313票(投票総数477票)、参議院本会議で123票(投票総数237票)であった。

### (菅内閣総理大臣の所信表明演説)

6月11日、両院の本会議で菅内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説を行った。これに対する代表質問は、衆議院で14日、参議院で15日に行われた。

## 2 予算・決算

### (1) 平成二十一年度第2次補正予算

平成二十一年度第2次補正予算2案は、現下の厳しい経済情勢に対応し、景気回復を確実にするため、緊急経済対策として、雇用、環境、景気、生活の安心確保、地方支援のために必要な経費の追加等を

内容とするものであった。

一般会計については、歳出面において、政府の掲げる「明日の安心と成長のための緊急経済対策」関連として、雇用について6,140億円、環境について7,768億円、景気について1兆5,742億円、生活の安心確保

について7,849億円及び地方支援については3兆4,515億円、合計7兆2,013億円を計上し、このほか、平成二十一年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額2兆6,969億円を含む既定経費の減額等を行う一方、歳入面においては、租税等について課税実績や企業収益の動向等を勘案して、9兆2,420億円の減収等を見込むほか、なお不足する歳入については、やむを得ざる措置として9兆3,420億円の公債の追加発行を行うことなどを内容とするものであった(補正後の公債依存度は52.1%)。

これらの結果、平成二十一年度一般会計第2次補正予算後の予算の総額は、一般会計第1次補正後予算に対し歳入歳出とも846億円増加し、102兆5,582億円となった。

このほか、特別会計予算については、国債整理基金特別会計、労働保険特別会計など14特別会計について所要の補正を行うこととされた。

平成二十一年度第2次補正予算2案は1月18日に提出された。

衆議院では、予算委員会で、平成二十一年度第2次補正予算2案について、1月20日に趣旨説明を聴取し、21日、22日、25日に質疑を行い、討論の後、可決した。同日の本会議で平成二十一年度第2次補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、平成二十一年度第2次補正予算2案について、1月26日に趣旨説明を聴取し、同日及び27日に質疑、28日に締めくくり質疑(いずれの質疑も鳩山内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、討論の後、可決した。同日の本会議

で平成二十一年度第2次補正予算2案は可決、成立した。

## (2)平成二十二年総予算

平成二十二年総予算3案は、一般歳出について、子ども手当、診療報酬の改定などを含む社会保障費関係27兆2,686億円、高校の実質無償化や科学技術分野の研究支援など文教及び科学振興関係5兆5,860億円、戸別所得補償制度のモデル対策経費などを含む農林水産関係2兆4,517億円を計上し、景気対策に万全を期すため1兆円の経済危機対応・地域活性化予備費及び限度額1兆円の非特定議決国庫債務負担行為を合わせ2兆円規模の財政上の措置を講じることを内容とするものであった。

一般歳出の総額は53兆4,542億円となっており、前年度当初予算に比べ1兆7,233億円の増となった。

地方財政については、国税及び地方税の税収の落ち込みに対し、補てん措置を講じるほか、地方における歳出改革を継続しつつ、地方公共団体が雇用情勢等を踏まえた当面の地域活性化に向けた施策等を円滑に実施できるよう、地方交付税を1兆4,850億円加算している。この結果、地方交付税交付金等については、前年度当初予算と比べ9,044億円増加し、過去最高水準の17兆4,777億円となっている。

これらに国債費20兆6,491億円等を合わせた一般会計総額は、前年度当初予算と比べ3兆7,512億円増加の92兆2,992億円となった。

一方、歳入については、租税等の収入は、現下の経済状況を踏まえ、前年度当初予算と比べ8兆7,070億円減少の37兆3,960

億円、その他収入は、特例的な財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの受入れ4兆7,541億円及び外国為替資金特別会計からの受入れ2兆8,507億円を含め、10兆6,002億円を見込むほか、新規国債発行額は、44兆3,030億円とするものであった。

平成二十二年度総予算3案は、1月22日に提出された。

衆議院では、予算委員会で2月4日に趣旨説明を聴取し、2月5日から質疑を行い、3月2日に質疑を行った後、採決の結果、撤回のうえ編成替えを求めるの動議(自民及び共産提案)を否決し、3案を原案どおり可決した。同日の本会議で平成二十二年度総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で3月3日に趣旨説明を聴取し、同日及び4日に基本的質疑(鳩山内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後一般質疑を5日(鳩山内閣総理大臣及び関係大臣出席)、8日、9日、11日、12日、15日、17日に行った。このほか、集中審議(鳩山内閣総理大臣及び関係大臣出席)を10日(政治姿勢一般)、12日(経

済・財政)、18日(社会保障・雇用等)、23日(外交・防衛)に行ったほか、公聴会を16日に行った。また、各委員会における委嘱審査を19日(常任委員会)及び23日(特別委員会)に行った。24日に締めくくり質疑(鳩山内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、採決の結果、平成二十二年度総予算3案は可決した。同日の本会議において平成二十二年度総予算3案は可決、成立した。

### (3)平成二十年度決算等の審議

平成二十年度決算及び国有財産関係2件(平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書)は、第173回国会において平成21年11月24日に提出され、参議院では、11月30日の本会議で平成二十年度決算の概要についての報告及び質疑を行った。

今国会において、決算委員会では1月27日に平成二十年度決算外2件について概要説明を聴取した後、2月4日に全般質疑を行い、4月5日から5月17日まで7回にわたり省庁別審査を行った。

## 3 法律案・条約

### (審議の概況)

**内閣提出法律案**は、今国会提出64件のうち35件(成立率約54.7%)が成立し、継続2件のうち1件が成立した。

**参議院議員提出法律案**は、今国会提出18件のうち、2件が成立した。

**衆議院議員提出法律案**は、今国会提出35件、継続7件のうち、今国会提出の8件が成立した。

**条約**は、今国会提出14件すべてが国会の承認を経た。

### (1)平成二十一年度補正予算関連法案

1月18日、平成二十一年度第2次補正予算の関連法案として、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第2号)が衆議院に提出された。

このうち閣法第1号は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずることを内容とするものであった。

また閣法第2号は、現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、当初の国庫の負担に加え、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、3,500億円を負担することを内容とするものであった。

衆議院では閣法第1号は総務委員会、閣法第2号は厚生労働委員会それぞれ審査が行われ、いずれも1月25日に両委員会でも可決した。同日の本会議で平成二十一年度第2次補正予算の採決に続いて両案の採決が行われた結果、両案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院でも、閣法第1号は総務委員会、閣法第2号は厚生労働委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも1月28日に両委員会でも可決された。同日の本会議で、平成二十一年度第2次補正予算の採決に続いて両案の採決が行われた結果、両案はいずれも可決、成立した。

## (2) 平成二十二年度歳入関連法案

平成二十二年度総予算に係る歳入関連法案としては、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第3号)が1月22日に、所得税法等の一部を改正する法律(閣法第14号)が2月5日に、地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)が2月9日に、それぞれ衆議院に提出さ

れた。

このうち、閣法第3号は、平成22年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることを内容とするものであった。また閣法第14号は、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずるものであった。

衆議院では、2月16日の本会議で、歳入関連法案の趣旨説明及び質疑を行った後、閣法第3号及び閣法第14号は財務金融委員会において、閣法第17号及び閣法第18号は総務委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも3月2日に両委員会でも可決された。同日の本会議で平成二十二年度総予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、各案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月10日の本会議で各案の趣旨説明及び質疑を行った後、各案は財政金融委員会及び総務委員会で審査が行われた。

財政金融委員会では、閣法第3号及び閣法第14号について、3月16日に趣旨説明及び質疑、23日に質疑及び参考人質疑、24日に質疑(鳩山内閣総理大臣出席)を行い、討論の後、いずれも可決し、両案に対し附帯決議を行った。

総務委員会では、閣法第17号及び18号

について、3月18日に趣旨説明、23日及び24日に質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

3月24日の本会議で平成二十二年度総予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、いずれも可決、成立した。

### (3)平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(閣法第6号)は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額13,000円の子ども手当を支給するため、1月29日に衆議院に提出されたものである。

衆議院では、2月23日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員会が24日に趣旨説明及び質疑、3月5日に質疑、9日に参考人質疑、10日及び12日に質疑を行い、討論の後、修正議決した。この修正の内容は、検討条項において、「政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との一項を加えること及び原案において設けられている検討条項について、「子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等」を「平成二十三年度以降の子育て支援に係る一般的な施策の拡充」に改めることであった。法案は16日の本会議で修正議決し、参議院に送付された。

参議院では、3月17日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員

会で18日に趣旨説明及び質疑、23日に質疑、24日に参考人質疑、25日に質疑(鳩山内閣総理大臣出席)を行い、可決した。法案は翌26日の本会議で可決、成立した。

### (4)公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けられるようにするため、1月29日に衆議院に提出されたものである。

衆議院では、2月25日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、26日に文部科学委員会が趣旨説明、3月5日に質疑、9日に参考人質疑、10日及び12日に質疑を行い、討論の後、修正議決した。この修正の内容は、法案の附則に、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする旨の規定を加えるものであった。法案は16日の本会議で修正議決し、参議院に送付された。

参議院では、3月19日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、文教科学委員会が23日に趣旨説明、25日に質疑、26日に参考人質疑、30日に質疑(鳩山内閣総理大臣出席)を行い、討論の後、可決した。法案は翌31日の本会議で可決、成立した。

### (5) 雇用保険法等一部改正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずるため、1月29日に衆議院に提出されたものである。

衆議院では、3月11日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、17日に厚生労働委員会で趣旨説明及び質疑、19日及び24日に質疑を行い、討論の後、可決した。翌25日の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、3月26日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、厚生労働委員会で26日に趣旨説明、30日に質疑を行い、討論の後、可決した。法案は翌31日の本会議で可決、成立した。

### (6) 刑法及び刑事訴訟法の一部改正案

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号)は、近年における人を死亡させた犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の行使を図るため、これらの犯罪のうち法定刑に死刑が定められているものについて公訴時効の対象から除外するとともに、これらの犯罪のうち法定刑に懲役又は禁錮が定められているものについて公訴時効の期間を延長するほか、刑の時効について改めるため、3月12日に参議院に提出されたものである。

参議院では、法務委員会において4月1日に趣旨説明、6日に質疑、8日に参考人質疑、13日に質疑を行い、討論の後、可決し、附帯決議を行った。法案は翌14日の本

会議で可決し、衆議院に送付された。

衆議院では、法務委員会において4月16日に趣旨説明、20日に質疑、23日に参考人質疑、27日に質疑を行い、可決した。法案は27日の本会議で可決、成立した。

### (7) 口蹄疫対策特別措置法案

口蹄疫対策特別措置法案(衆26号)は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるため、5月26日に衆議院農林水産委員会で委員会提出の法律案として提出することが決定されたものである。法案は翌27日の本会議で可決し、参議院に提出された。

参議院では、農林水産委員会で5月28日に趣旨説明を行った後、可決された。法案は同日の本会議で可決、成立した。

### (8) シベリア等抑留者特別措置法案

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参第9号)は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がまだまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定め

るため、5月20日に参議院総務委員会で委員会提出の法律案として提出することが決定されたものである。法案は翌21日の本会議で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、総務委員会で6月16日に趣旨説明を行い、討論の後、可決された。法案は同日の本会議で可決、成立した。

## 4 調査会

第168回国会に設置された、国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会は、いずれも3年間の調査

の経過及び結果を記載した調査報告書(最終報告)を議長に提出するに至らなかった。

## 5 その他

### (1) 国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、16機関55名であり、すべて同意した。なお、議院運営委員会において所信聴取を行った人事案件は人事官1名であった。

### (2) 決議

決議案は、4件が提出され、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案」(5月19日提出、同月21日可決)の1件が可決した。

### (3) 参議院改革の動き (参議院改革協議会)

5月21日、専門委員会の協議経過について、専門委員長から報告を受けた後、専門委員会から提出された報告書を本協議会の報告書として議長に提出することに決定した。

なお、通常選挙後の調査会については、具体的な協議を議院運営委員会理事会に

ゆだねることとした。

### (参議院改革協議会専門委員会(選挙制度))

2月17日、一票の較差の現状について事務局から説明を聴取した後、参議院の選挙制度の在り方について、学識経験者から意見聴取を行い、質疑を行った。次いで、委員間の意見交換を行い、今後の参議院の選挙制度改革の工程表作成を専門委員長に一任することとした。

4月7日、専門委員長から提示された「今後の大まかな工程表(案)」について、意見交換を行った。

5月14日、「今後の大まかな工程表(案)」を了承するとともに、専門委員長から提示された「参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)報告(案)」を本専門委員会の報告書として座長に提出することに決定した。

## 2 参議院役員等一覧

| 役員名       |        | 召集日(22. 1. 18) | 会期中選任                |
|-----------|--------|----------------|----------------------|
| 議長        |        | 江田 五月 (無)      |                      |
| 副議長       |        | 山東 昭子 (無)      |                      |
| 常任委員<br>長 | 内閣     | 河合 常則 (自民)     |                      |
|           | 総務     | 佐藤 泰介 (民主)     |                      |
|           | 法務     | 松 あきら (公明)     |                      |
|           | 外交防衛   | 田中 直紀 (民主)     |                      |
|           | 財政金融   | 大石 正光 (民主)     |                      |
|           | 文教科学   | 水落 敏栄 (自民)     |                      |
|           | 厚生労働   | 柳田 稔 (民主)      |                      |
|           | 農林水産   | 小川 敏夫 (民主)     |                      |
|           | 経済産業   | 木俣 佳丈 (民主)     |                      |
|           | 国土交通   | 椎名 一保 (自民)     |                      |
|           | 環境     | 山谷 えり子 (自民)    |                      |
|           | 国家基本政策 | 溝手 顕正 (自民)     |                      |
|           | 予算     | 築瀬 進 (民主)      |                      |
|           | 決算     | 神本 美恵子 (民主)    |                      |
|           | 行政監視   | 渡辺 孝男 (公明)     |                      |
|           | 議院運営   | 西岡 武夫 (民主)     |                      |
|           | 懲罰     | 藤井 孝男 (自民)     |                      |
| 特別委員<br>長 | 災害対策   | 岡崎 トミ子 (民主)※   |                      |
|           | 沖縄・北方  | 市川 一朗 (自民)※    |                      |
|           | 倫理選挙   | 工藤 堅太郎 (民主)※   |                      |
|           | 拉致問題   | 前田 武志 (民主)※    |                      |
|           | O D A  | 岩永 浩美 (自民)※    |                      |
|           | 消費者問題  | 山本 香苗 (公明)※    |                      |
| 調査会<br>長  | 国際・温暖化 | 石井 一 (民主)      | 松村 龍二 (自民) 22. 4. 28 |
|           | 国民生活   | 矢野 哲朗 (自民)     |                      |
|           | 少子共生   | 田名部 匡省 (民主)    |                      |
| 政治倫理審査会会長 |        | 高嶋 良充 (民主)     |                      |
| 事務総長      |        | 小幡 幹雄          |                      |

※召集日選任

### 3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

| 会 派                 | 議員数         | ① 22.7.25 任期満了 |           |             | ② 25.7.28 任期満了 |            |             |
|---------------------|-------------|----------------|-----------|-------------|----------------|------------|-------------|
|                     |             | 比 例            | 選挙区       | 合 計         | 比 例            | 選挙区        | 合 計         |
| 民主党・新緑風会<br>・国民新・日本 | 122<br>(22) | 19<br>(2)      | 37<br>(5) | 56<br>(7)   | 21<br>(4)      | 45<br>(11) | 66<br>(15)  |
| 自由民主党               | 71<br>(11)  | 13<br>(3)      | 25<br>(1) | 38<br>(4)   | 12<br>(5)      | 21<br>(2)  | 33<br>(7)   |
| 公 明 党               | 21<br>(5)   | 8<br>(3)       | 3         | 11<br>(3)   | 7<br>(1)       | 3<br>(1)   | 10<br>(2)   |
| 日本共産党               | 7<br>(1)    | 4              | 0         | 4           | 3<br>(1)       | 0          | 3<br>(1)    |
| 新 党 改 革             | 6           | 2              | 3         | 5           | 1              | 0          | 1           |
| 社会民主党・護憲連合          | 5<br>(1)    | 2<br>(1)       | 1         | 3<br>(1)    | 2              | 0          | 2           |
| たちあがれ日本             | 2           | 0              | 1         | 1           | 0              | 1          | 1           |
| 各派に属しない議員           | 7<br>(2)    | 0              | 2         | 2           | 2<br>(1)       | 3<br>(1)   | 5<br>(2)    |
| 合 計                 | 241<br>(42) | 48<br>(9)      | 72<br>(6) | 120<br>(15) | 48<br>(12)     | 73<br>(15) | 121<br>(27) |
| 欠 員                 | 1           | 0              | 1         | 1           | 0              | 0          | 0           |
| 定 数                 | 242         | 48             | 73        | 121         | 48             | 73         | 121         |

( ) 内は女性議員数

## 4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成22年7月25日任期満了、○印の議員は平成25年7月28日任期満了  
また、( )内は、各議員の選出選挙区別

### 【 民主党・新緑風会・国民新・日本 】

(120名)

|                 |              |              |
|-----------------|--------------|--------------|
| 足立 信也 (大分)      | ○相原 久美子 (比例) | 家西 悟 (比例)    |
| ○池口 修次 (比例)     | ○石井 一 (比例)   | ○一川 保夫 (石川)  |
| 犬塚 直史 (長崎)      | ○岩本 司 (福岡)   | ○植松 恵美子 (香川) |
| ○梅村 聡 (大阪)      | ○小川 勝也 (北海道) | 小川 敏夫 (東京)   |
| 尾立 源幸 (大阪)      | ○大石 尚子 (比例)  | 大石 正光 (比例)   |
| ○大河原 雅子 (東京)    | 大久保 勉 (福岡)   | ○大久保 潔重 (長崎) |
| ○大島 九州男 (比例)    | ○大塚 耕平 (愛知)  | ○岡崎 トミ子 (宮城) |
| ○加賀谷 健 (千葉)     | 加藤 敏幸 (比例)   | ○風間 直樹 (比例)  |
| ○金子 恵美 (福島)     | 金子 洋一 (神奈川)  | ○神本 美恵子 (比例) |
| ○亀井 亜紀子 (島根)    | 亀井 郁夫 (広島)   | ○川合 孝典 (比例)  |
| ○川上 義博 (鳥取)     | ○川崎 稔 (佐賀)   | 木俣 佳丈 (愛知)   |
| 喜納 昌吉 (比例)      | 北澤 俊美 (長野)   | 工藤 堅太郎 (比例)  |
| 郡司 彰 (茨城)       | 小林 正夫 (比例)   | ○行田 邦子 (埼玉)  |
| 輿石 東 (山梨)       | ○今野 東 (比例)   | ○佐藤 公治 (広島)  |
| 佐藤 泰介 (愛知)      | 櫻井 充 (宮城)    | ○自見 庄三郎 (比例) |
| 芝 博一 (三重)       | 島田 智哉子 (埼玉)  | 下田 敦子 (比例)   |
| 主濱 了 (岩手)       | ○榛葉 賀津也 (静岡) | ○鈴木 寛 (東京)   |
| 鈴木 陽悦 (秋田)      | 田中 直紀 (新潟)   | 田名部 匡省 (青森)  |
| 高嶋 良充 (比例)      | ○高橋 千秋 (三重)  | ○武内 則男 (高知)  |
| ○谷 博之 (栃木)      | ○谷岡 郁子 (愛知)  | 千葉 景子 (神奈川)  |
| ○ツルネン マルテイ (比例) | 津田 弥太郎 (比例)  | ○辻 泰弘 (兵庫)   |
| 土田 博和 (静岡)      | ○外山 斎 (宮崎)   | ○徳永 久志 (滋賀)  |
| ○轟木 利治 (比例)     | 富岡 由紀夫 (群馬)  | ○友近 聡朗 (愛媛)  |
| 那谷屋 正義 (比例)     | 内藤 正光 (比例)   | 直嶋 正行 (比例)   |
| ○中谷 智司 (徳島)     | ○中村 哲治 (奈良)  | ○長浜 博行 (千葉)  |
| ○西岡 武夫 (比例)     | ○羽田 雄一郎 (長野) | 長谷川 憲正 (比例)  |
| 白 眞勲 (比例)       | 林 久美子 (滋賀)   | ○姫井 由美子 (岡山) |
| ○平田 健二 (岐阜)     | ○平野 達男 (岩手)  | ○平山 幸司 (青森)  |
| ○平山 誠 (比例)      | 広田 一 (高知)    | 広中 和歌子 (千葉)  |
| ○広野 ただし (比例)    | 福山 哲郎 (京都)   | 藤末 健三 (比例)   |
| ○藤田 幸久 (茨城)     | ○藤谷 光信 (比例)  | 藤本 祐司 (静岡)   |
| ○藤原 正司 (比例)     | ○藤原 良信 (比例)  | ○舟山 康江 (山形)  |

|     |          |     |          |     |           |
|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|
| 前川  | 清成 (奈良)  | 前田  | 武志 (比例)  | ○牧山 | ひろえ (神奈川) |
| 増子  | 輝彦 (福島)  | ○松井 | 孝治 (京都)  | ○松浦 | 大悟 (秋田)   |
| 松岡  | 徹 (比例)   | ○松野 | 信夫 (熊本)  | 円   | より子 (比例)  |
| ○水戸 | 将史 (神奈川) | 水岡  | 俊一 (兵庫)  | 峰崎  | 直樹 (北海道)  |
| ○室井 | 邦彦 (比例)  | ○森  | ゆうこ (新潟) | ○森田 | 高 (富山)    |
| 築瀬  | 進 (栃木)   | 柳澤  | 光美 (比例)  | 柳田  | 稔 (広島)    |
| 山下  | 八洲夫 (岐阜) | ○山根 | 隆治 (埼玉)  | ○横峯 | 良郎 (比例)   |
| ○吉川 | 沙織 (比例)  | ○米長 | 晴信 (山梨)  | 蓮   | 舩 (東京)    |

## 【自由民主党・改革クラブ】

(82名)

|     |           |      |          |     |          |
|-----|-----------|------|----------|-----|----------|
| ○愛知 | 治郎 (宮城)   | 青木   | 幹雄 (島根)  | 秋元  | 司 (比例)   |
| 浅野  | 勝人 (愛知)   | 荒井   | 広幸 (比例)  | ○有村 | 治子 (比例)  |
| ○石井 | 準一 (千葉)   | ○石井  | みどり (比例) | 泉   | 信也 (比例)  |
| ○磯崎 | 陽輔 (大分)   | 市川   | 一朗 (宮城)  | 岩城  | 光英 (福島)  |
| 岩永  | 浩美 (佐賀)   | ○衛藤  | 晟一 (比例)  | ○尾辻 | 秀久 (比例)  |
| ○大江 | 康弘 (比例)   | 岡田   | 直樹 (石川)  | 岡田  | 広 (茨城)   |
| 荻原  | 健司 (比例)   | ○加治屋 | 義人 (鹿児島) | 加納  | 時男 (比例)  |
| 神取  | 忍 (比例)    | ○川口  | 順子 (比例)  | 河合  | 常則 (富山)  |
| 木村  | 仁 (熊本)    | 岸    | 宏一 (山形)  | 岸   | 信夫 (山口)  |
| 北川  | イッセイ (大阪) | 小池   | 正勝 (徳島)  | 小泉  | 昭男 (神奈川) |
| ○鴻池 | 祥肇 (兵庫)   | 佐藤   | 昭郎 (比例)  | ○佐藤 | 信秋 (比例)  |
| ○佐藤 | 正久 (比例)   | 椎名   | 一保 (千葉)  | 島尻  | 安伊子 (沖縄) |
| 末松  | 信介 (兵庫)   | ○鈴木  | 政二 (愛知)  | ○世耕 | 弘成 (和歌山) |
| 関口  | 昌一 (埼玉)   | ○伊達  | 忠一 (北海道) | ○谷川 | 秀善 (大阪)  |
| ○塚田 | 一郎 (新潟)   | 鶴保   | 庸介 (和歌山) | 中川  | 雅治 (東京)  |
| 中川  | 義雄 (北海道)  | 中曾根  | 弘文 (群馬)  | 中村  | 博彦 (比例)  |
| ○中山 | 恭子 (比例)   | 二之湯  | 智 (京都)   | 西島  | 英利 (比例)  |
| ○西田 | 昌司 (京都)   | 野村   | 哲郎 (鹿児島) | 南野  | 知恵子 (比例) |
| ○橋本 | 聖子 (比例)   | ○林   | 芳正 (山口)  | ○藤井 | 孝男 (岐阜)  |
| ○古川 | 俊治 (埼玉)   | ○牧野  | たかお (静岡) | ○舛添 | 要一 (比例)  |
| 松下  | 新平 (宮崎)   | 松田   | 岩夫 (岐阜)  | 松村  | 祥史 (比例)  |
| ○松村 | 龍二 (福井)   | ○松山  | 政司 (福岡)  | ○丸川 | 珠代 (東京)  |
| ○丸山 | 和也 (比例)   | 水落   | 敏栄 (比例)  | ○溝手 | 顕正 (広島)  |
| ○森  | まさこ (福島)  | 矢野   | 哲朗 (栃木)  | 山内  | 俊夫 (香川)  |
| 山崎  | 正昭 (福井)   | ○山田  | 俊男 (比例)  | 山谷  | えり子 (比例) |
| ○山本 | 一太 (群馬)   | 山本   | 順三 (愛媛)  | ○吉田 | 博美 (長野)  |
| ○義家 | 弘介 (比例)   | 若林   | 正俊 (長野)  | 脇   | 雅史 (比例)  |
| 渡辺  | 秀央 (比例)   |      |          |     |          |

## 【 公 明 党 】

(21名)

|               |               |              |
|---------------|---------------|--------------|
| 荒木 清寛 (比 例)   | ○魚住 裕一郎 (比 例) | 浮島 とも子 (比 例) |
| ○加藤 修一 (比 例)  | 風間 昶 (比 例)    | ○草川 昭三 (比 例) |
| ○木庭 健太郎 (比 例) | 澤 雄二 (東 京)    | ○白浜 一良 (大 阪) |
| 谷合 正明 (比 例)   | 西田 実仁 (埼 玉)   | 浜田 昌良 (比 例)  |
| 浜四津 敏子 (比 例)  | 弘友 和夫 (比 例)   | ○松 あきら (神奈川) |
| ○山口 那津男 (東 京) | 山下 栄一 (大 阪)   | ○山本 香苗 (比 例) |
| ○山本 博司 (比 例)  | ○渡辺 孝男 (比 例)  | 鰐淵 洋子 (比 例)  |

## 【 日 本 共 産 党 】

(7名)

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| ○井上 哲士 (比 例) | 市田 忠義 (比 例)  | ○紙 智子 (比 例) |
| 小池 晃 (比 例)   | 大門 実紀史 (比 例) | 仁比 聡平 (比 例) |
| ○山下 芳生 (比 例) |              |             |

## 【 社会民主党・護憲連合 】

(5名)

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 近藤 正道 (新 潟)  | 福島 みずほ (比 例) | 渕上 貞雄 (比 例) |
| ○又市 征治 (比 例) | ○山内 徳信 (比 例) |             |

## 【 各派に属しない議員 】

(7名)

|              |              |               |
|--------------|--------------|---------------|
| ○糸数 慶子 (沖 縄) | 江田 五月 (岡 山)  | ○川田 龍平 (東 京)  |
| ○山東 昭子 (比 例) | 田村 耕太郎 (鳥 取) | ○長谷川 大紋 (茨 城) |
| 吉村 剛太郎 (福 岡) |              |               |

## 5 議員の異動

---

第173回国会閉会後及び今国会（22. 1. 18召集）中における議員の異動

### ○辞職

若林 正俊君（自民・長野）

22. 4. 2 辞職

### ○所属会派異動・会派所属

田村 耕太郎君（鳥取）

22. 1. 12 自由民主党・改革クラブを退会

22. 2. 9 民主党・新緑風会・国民新・日本に入会

長谷川 大紋君（茨城）

22. 1. 12 自由民主党・改革クラブを退会

吉村 剛太郎君（福岡）

22. 1. 12 自由民主党・改革クラブを退会

22. 2. 17 民主党・新緑風会・国民新・日本に入会

松田 岩夫君（岐阜）

22. 3. 11 自由民主党・改革クラブを退会

中川 義雄君（北海道）

22. 4. 12 自由民主党・改革クラブを退会

藤井 孝男君（岐阜）

22. 4. 12 自由民主党・改革クラブを退会

荒井 広幸君（比例）

22. 4. 26 自由民主党・改革クラブを退会

小池 正勝君（徳島）

22. 4. 26 自由民主党・改革クラブを退会

舛添 要一君（比例）

22. 4. 26 自由民主党・改革クラブを退会

矢野 哲朗君（栃木）

22. 4. 26 自由民主党・改革クラブを退会

山内 俊夫君（香川）

22. 4. 26 自由民主党・改革クラブを退会

渡辺 秀央君（比例）

22. 4. 26 自由民主党・改革クラブを退会

大江 康弘君（比例）

22. 5. 11 自由民主党・改革クラブを退会

### ○会派名変更

「自由民主党・改革クラブ」

22. 5. 11 「自由民主党」に変更

○会派結成

「たちあがれ日本」 22. 4. 12 結成

藤井 孝男君 (代表)

中川 義雄君

「新党改革」 22. 4. 26 結成

舛添 要一君 (代表)

荒井 広幸君 小池 正勝君 矢野 哲朗君

山内 俊夫君 渡辺 秀央君

## 1 議案審議概況

---

**閣法**は、新規提出64件（本院先議9件を含む。）のうち、高校無償化法案、子ども手当法案等35件が成立し、残る29件については、1件が撤回され、衆議院において17件が継続審査、1件が審査未了となり、本院において10件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた2件のうち、貨物検査法案が成立し、独法地域医療機構法案は、本院において審査未了となった。

**参法**は、新規提出18件のうち、厚生労働委員会提出の母体保護法案、総務委員会提出の戦後強制抑留者特措法案の2件が成立し、残る16件については本院において14件が審査未了、2件が撤回となった。

**衆法**は、新規提出35件のうち、拉致被害者支援法案、口蹄疫対策特別措置法案等8件が成立し、残る27件については、衆議院において3件が否決、18件が継続審査、5件が撤回となり、本院において1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた7件については、衆議院において1件が否決、5件が引き続き継続審査、1件が撤回となった。

**予算**は、平成21年度一般会計補正予算外1件、平成22年度一般会計予算外2件が提出され、いずれも成立した。

**条約**は、提出された14件（本院先議4件を含む。）がいずれも承認された。

**承認案件**は、平成22年度NHK予算及び特定船舶入港禁止の実施の2件は承認

され、地方農政局設置が衆議院において審査未了となり、北朝鮮貨物輸出・輸入承認義務等措置は、本院において審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた北朝鮮貨物輸出承認義務等措置及び北朝鮮貨物輸出承認義務等措置の2件はいずれも承認された。

**予備費**は、衆議院で継続審査となっていた平成20年度予備費関係3件及び新規に提出された平成21年度予備費関係4件がいずれも衆議院において継続審査となった。

**決算**は、平成20年度決算外2件（第173回国会提出）は審査未了となり、平成20年度NHK決算は提出されたが審査に入るに至らなかった。

**決議案**は、不信任決議案1件、問責決議案2件、その他の決議案1件、計4件が提出された。このうち、ハンセン病決議案1件は可決され、残る3件については審査未了となった。

このほか、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

## 2 議案件数表

|       |     | 提出  | 成立  | 参 議 院 |    |     | 衆 議 院 |    |    | 備 考  |
|-------|-----|-----|-----|-------|----|-----|-------|----|----|------|
|       |     |     |     | 継続    | 否決 | 未了  | 継続    | 否決 | 未了 |      |
| 閣 法   | 新 規 | 6 4 | 3 5 | 0     | 0  | 1 0 | 1 7   | 0  | 1  | 撤回 1 |
|       | 衆 継 | 2   | 1   | 0     | 0  | 1   | 0     | 0  | 0  |      |
| 参 法   | 新 規 | 1 8 | 2   | 0     | 0  | 1 4 | 0     | 0  | 0  | 撤回 2 |
| 衆 法   | 新 規 | 3 5 | 8   | 0     | 0  | 1   | 1 8   | 3  | 0  | 撤回 5 |
|       | 衆 継 | 7   | 0   | 0     | 0  | 0   | 5     | 1  | 0  | 撤回 1 |
| 予 算   |     | 5   | 5   | 0     | 0  | 0   | 0     | 0  | 0  |      |
| 条 約   | 新 規 | 1 4 | 1 4 | 0     | 0  | 0   | 0     | 0  | 0  |      |
| 承 認   | 新 規 | 4   | 2   | 0     | 0  | 1   | 0     | 0  | 1  |      |
|       | 衆 継 | 2   | 2   | 0     | 0  | 0   | 0     | 0  | 0  |      |
| 予備費等  | 新 規 | 4   | 0   | 0     | 0  | 0   | 4     | 0  | 0  |      |
|       | 衆 継 | 3   | 0   | 0     | 0  | 0   | 3     | 0  | 0  |      |
| 決算その他 | 新 規 | 1   | 0   | 0     | 0  | 1   |       |    |    |      |
|       | 継 続 | 3   | 0   | 0     | 0  | 3   |       |    |    |      |
| 決 議 案 |     | 4   | 1   | 0     | 0  | 3   |       |    |    |      |
| 規 程   |     | 1   | 1   | 0     | 0  | 0   |       |    |    |      |

### 3 議案件名一覧

---

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（66件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

●両院通過（36件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 雇用保険法の一部を改正する法律案
- 3 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
- 4 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 5 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（修）
- 6 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（修）
- 7 介護保険法施行法の一部を改正する法律案
- 8 雇用保険法等の一部を改正する法律案
- 9 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案
- 10 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案
- 11 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案
- 12 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 所得税法等の一部を改正する法律案
- 15 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案
- 16 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案
- 17 地方税法等の一部を改正する法律案
- 18 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 20 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 21 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
- 22 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 23 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案
- 24 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案
- 28 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（修）
- 29 児童扶養手当法の一部を改正する法律案
- 30 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案
- 31 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
- 33 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案
- 35 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
- 40 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
- 44 金融商品取引法等の一部を改正する法律案
- 45 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（修）
- 46 小規模企業共済法の一部を改正する法律案
- 47 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案
- 53 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(第173回国会提出)

- 12 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案

●衆議院継続（17件）

- 13 政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案
- 27 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
- 36 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案
- 37 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 41 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案
- 42 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案
- 48 航空法の一部を改正する法律案
- 49 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 50 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案
- 51 高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案
- 54 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 55 環境影響評価法の一部を改正する法律案
- 56 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 57 国と地方の協議の場に関する法律案
- 58 地方自治法の一部を改正する法律案
- 60 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 64 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

●本院未了（11件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 19 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 32 国家公務員法等の一部を改正する法律案（修）
- 34 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案
- 38 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 39 放送法等の一部を改正する法律案（修）
- 52 地球温暖化対策基本法案
- 61 郵政改革法案
- 62 日本郵政株式会社法案
- 63 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(第173回国会提出)

- 8 独立行政法人地域医療機能推進機構法案（修）

●衆議院未了（1件）

- 25 農林水産省設置法の一部を改正する法律案

●撤回（1件）

- 59 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（18件）

●両院通過（2件）

- 6 母体保護法の一部を改正する法律案
- 9 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

●本院未了（14件）

- 1 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案
- 2 国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案
- 4 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案
- 7 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 8 幹部国家公務員法案
- 10 アレルギー疾患対策基本法案
- 12 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案
- 13 会計法の一部を改正する法律案
- 14 独立行政法人制度の廃止の推進に関する法律案
- 15 茶業振興法案
- 16 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 17 義務教育段階の外国人学校に対する支援に関する法律案
- 18 障がい者の所得保障の充実のための国民年金法等の一部を改正する法律案

●撤回（2件）

- 3 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案
- 11 口蹄疫対策特別措置法案

◎衆議院議員提出法律案（42件）（うち衆議院において前国会から継続7件）

●両院通過（8件）

- 3 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案
- 5 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 国民年金法等の一部を改正する法律案
- 14 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案
- 19 P T A ・青少年教育団体共済法案
- 26 口蹄疫対策特別措置法案

●衆議院継続（23件）（うち衆議院において前国会から継続5件）

- 2 政党助成法の一部を改正する法律案
- 4 教育公務員特例法の一部を改正する法律案
- 7 低炭素社会づくり推進基本法案
- 11 北海道観光振興特別措置法案
- 15 気候変動対策推進基本法案

- 18 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 20 国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案
- 21 国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案
- 24 国際平和協力法案
- 25 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案
- 28 津波対策の推進に関する法律案
- 29 スポーツ基本法案
- 30 死因究明推進法案
- 31 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 32 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 33 離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案
- 34 離島航路航空路整備法案
- 35 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案

(第173回国会提出)

- 3 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案
- 5 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案
- 11 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案
- 12 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案
- 衆議院否決（4件）（うち衆議院において前国会から継続1件）
  - 9 国家公務員法等の一部を改正する法律案
  - 10 幹部国家公務員法案
  - 12 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(第173回国会提出)

- 1 北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案

●本院未了（1件）

- 27 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

●撤回（6件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 P T A・青少年教育団体共済法案
- 16 地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案
- 17 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案
- 22 口蹄疫対策緊急措置法案
- 23 障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案

(第173回国会提出)

- 13 国民年金法等の一部を改正する法律案

◎条約（14件）

●両院通過（14件）

- 1 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 2 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

- 3 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 4 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 6 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 7 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 8 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 9 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 10 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 11 航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 12 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 13 国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件
- 14 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎予算（5件）

●両院通過（5件）

- 1 平成二十一年度一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成二十一年度特別会計補正予算（特第2号）
- 3 平成二十二年度一般会計予算
- 4 平成二十二年度特別会計予算
- 5 平成二十二年度政府関係機関予算

◎承認を求めるの件（6件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

●両院通過（4件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

- 1 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 3 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

（第173回国会提出）

- 1 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 2 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

●本院未了（1件）

- 4 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出

及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

●衆議院未了（1件）

- 2 地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（7件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

●衆議院継続（7件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

- 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（第173回国会提出）

- 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書
- 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（4件）

●未了（4件）

- 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第173回国会提出）

- 平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書
- 平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（4件）

●可決（1件）

- 1 国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案

●未了（3件）

- 2 国家戦略担当・内閣府特命担当大臣荒井聰君問責決議案
- 3 内閣総理大臣菅直人君問責決議案
- 4 議長不信任決議案

◎規程案（1件）

●可決（1件）

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

## 4 議案の要旨・附帯決議

### 内閣提出法律案

#### 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 22.1.25可決 参議院 1.27総務委員会付託 1.28本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)による国税の減額補正に伴い、地方交付税の総額が2兆9,514億7,500万円減少することから、これを補てんするため、平成21年度分の地方交付税の総額の特例として2兆9,514億7,500万円を加算する。
- 二、一の加算額のうち、1兆4,757億3,750万円に相当する額について、平成28年度から平成42年度までの各年度における地方交付税の総額から983億8,250万円をそれぞれ減額する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

#### 雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 22.1.25可決 参議院 1.27厚生労働委員会付託 1.28本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、当初の国庫の負担に加え、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、3,500億円を負担しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国庫負担に関する改正
  - 1 国庫は、平成21年度における求職者給付(高年齢求職者給付金を除く。)及び雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。)に要する費用の一部に充てるため、附則第13条第1項に規定する額のほか、3,500億円を負担する。
  - 2 雇用保険の国庫負担については、平成22年度中に検討し、平成23年度において、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。
- 二 施行期日  
この法律は、公布の日から施行する。

#### 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.24本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、平成22年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、平成22年度における公債の発行の特例  
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成22年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額(平成22年度一般会計予算において37兆9,500億円)の範囲内で、公債を発行することができる。
- 二、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成22年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、4兆7,541億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

### 三、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成22年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、3,500億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

### 四、食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れ

平成22年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、104億6,835万4,000円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

### 五、その他

- 1 この法律は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律における財政投融资特別会計からの繰入れの特例に係る規定の平成22年度における適用に係る所要の改正を行う。
- 3 国民年金法等の一部を改正する法律等における基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例に係る規定の平成22年度における適用に係る所要の改正を行う。

#### 【平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】(22.3.24財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成22年度予算は、税収を公債金収入が上回るという事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることにかんがみ、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。
- 一 今後の予算編成に当たっては、特別会計の積立金・剰余金に過度に依存することなく、できる限り恒久的な財源の確保を図ること。また、国債に対する信認を確保していくことの重要性を認識しつつ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。
- 一 少子高齢化やグローバル化といった社会経済構造の変化を踏まえ、安心できる福祉社会や持続的な経済社会の実現、中長期的な財政健全化、地球温暖化問題への対応など我が国が直面する諸課題を解決するため、所得・消費・資産など税体系全般にわたる税制の見直しを行うこと。  
右決議する。

#### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 22.3.16可決 参議院 3.17法務委員会付託 3.26本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を65人増加し1,782人に、判事補の員数を20人減少し1,000人に、それぞれ改める。
- 二、この法律は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、判事補の員数は、平成22年9月30日までの間においては、1,020人とする。

## 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 22. 3. 16修正議決 参議院 3. 19文教科学委員会付託 3. 31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校の授業料を不徴収するとともに、私立高等学校等の生徒等に対して高等学校等就学支援金を支給し、授業料の一部を助成しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

- 1 この法律において「高等学校等」とは、高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）並びに専修学校及び各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものを含む。）をいうものとする。
- 2 この法律において「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいうものとする。
- 3 この法律において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいうものとする。

#### 二、公立高等学校に係る授業料の不徴収

- 1 公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでないものとする。
- 2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、公立高等学校基礎授業料月額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付するものとする。

#### 三、高等学校等就学支援金の支給

- 1 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、私立高等学校等に在学する生徒等で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等における就学について支給するものとする。
- 2 1に規定する者が、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する私立高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事等に対し、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないものとする。
- 3 就学支援金は、2の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る私立高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合は支給限度額）とするとともに、保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものには、支給限度額に政令で定める額を加えるものとする。
- 4 3の支給限度額は、公立高等学校基礎授業料月額その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 5 都道府県知事等は、受給権者に対し、就学支援金を支給するものとする。
- 6 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。
- 7 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付するものとする。

ること。

四、この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする修正が行われた。

### 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(閣法第6号)

(衆議院 22.3.16修正議決 参議院 3.17厚生労働委員会付託 3.26本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額1万3,000円の子ども手当を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当は、中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等が、日本国内に住所を有する場合に支給する。
- 二 子ども手当の額は、1月につき、1万3,000円に受給資格者に係る子どもの数を乗じて得た額とする。
- 三 市町村長は、受給資格及び子ども手当の額について認定を行い、子ども手当を支給する。
- 四 子ども手当は、平成22年6月及び10月並びに平成23年2月にそれぞれの前月までの分を、同年6月に同年2月分及び3月分を、それぞれ支払う。
- 五 子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方自治体及び事業主が負担し、それ以外の費用については国が負担する。ただし、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については所属庁が負担する。
- 六 子ども手当について、差押禁止等の受給権の保護、公租公課の禁止、子ども手当を市町村に寄附することができる仕組みの創設その他の必要な措置を講ずる。
- 七 この法律は、一部を除き平成22年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の内容を規定する修正が行われた。

- 一 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 22.3.26可決 参議院 3.29厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、平成22年3月31日までとされている期間を当分の間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

#### 【附帯決議】(22.3.31厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、いわゆる認知症高齢者グループホーム等における悲惨な火災事故が後を絶たないことを深刻に受け止め、小規模な事業所に対するスプリンクラー設置費用の助成等を含め、防災体制の強化・拡充を図ること。なお、軽費老人ホーム等についても早急に実態を点検し、防災体制を講ずること。
- 二、42万人にも上る特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、現在実施している交付金事

業等に加え、更なる施設整備に対する助成、既存施設の転用などあらゆる政策手段を駆使した措置を検討すること。

右決議する。

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 22.3.25可決 参議院 3.26厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 雇用保険法の一部改正

##### 一 一般被保険者の適用範囲の拡大

一般被保険者の適用範囲を拡大し、週の所定労働時間が20時間以上であって31日以上雇用見込みの者については、雇用保険の適用対象にする。

##### 二 特例対象者に係る特例

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、2年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、現行制度において遡及可能な2年を超えて遡及して適用できる。

#### 第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

##### 一 特例納付保険料の納付等

第一の二の対象となった者を雇用していた事業主が、保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、保険料徴収時効である2年経過後においても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨する。

##### 二 雇用保険率に関する暫定措置

平成22年度の雇用保険二事業の保険料率は、弾力変更の規定を適用せず、1000分の3.5とする。

#### 第三 特別会計に関する法律の一部改正

雇用勘定積立金について、雇用安定事業費の支弁に必要な場合、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができ、後日繰り入れ金額総額を積立金に組み入れるとの暫定措置を講ずる。

#### 第四 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第一の二及び第二の一については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 22.3.30可決 参議院 3.30国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として行われる国土調査について、これを一層促進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国土調査促進特別措置法の一部改正

1 平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定する。

2 国土調査事業十箇年計画の対象となる国土調査事業として国の機関又は都道府県が実施する基本調査に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加する。

## 二、国土調査法の一部改正

国土調査の円滑化等を図るため、事業主体たる都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することができることとする。

## 三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】(22.3.31国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、新たに策定する国土調査事業十箇年計画においては、実効性ある具体的な指標を示すとともに、毎年度の進捗状況の公表や中間年での計画の見直しを行うこと。

また、国土調査事業に係る所要の予算の確保に努めること。

二、国と地方の管理を問わず、官民境界確定に関しては、地理空間情報活用推進基本法における基盤地図情報の整備についての国の役割を踏まえ、適切に対処すること。

三、地籍調査の推進のため民間委託の積極的な活用を図ること。また、民間委託に当たっては、公正・透明な制度運用に十分留意するとともに、制度の悪用を防止するよう努めること。

四、不動産登記のほか、固定資産税、林政、公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の一層の推進を図ること。

五、国民の国土調査への理解と協力を一層得られるよう、より効果的な周知徹底に努めること。  
右決議する。

## 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第10号)

(衆議院 22.3.25可決 参議院 3.26国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、砂防法等関係法律の整備を行うとともに、平成22年度に限った負担金の特例措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、国の直轄事業に係る都道府県等の負担金の廃止

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、砂防法、道路の修繕に関する法律、道路法、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、高速自動車国道法、共同溝の整備等に関する特別措置法、河川法及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法の整備を行う。

## 二、負担金の平成22年度の特例

- 1 災害による危険な状況に対処するために速やかに施行することを要する砂防設備に係る工事については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。
- 2 安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要がある道路を構成する施設又は工作物に係る特定の事業については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。
- 3 災害の発生を防止し、又は流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要がある河川管理施設に係る工事又は河川の管理のための設備の更新については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担する。

## 三、施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行する。

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 22.4.27可決 参議院 4.27国土交通委員会付託 5.12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅵの改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う一定のタンカーに船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示、当該貨物油の積替えの際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、低水温下で重質油が滞留することによる海洋汚染を特に防止することが必要な海域(南極海域)において、重質油の積載を禁止する。
- 二、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替え(以下「船舶間貨物油積替え」という。)が油流出事故の危険性の高い作業であることから、当該作業を行う一定の総トン数以上のタンカーに対して、船舶間貨物油積替作業手引書の備置き等を義務付ける。
- 三、船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長は、あらかじめ海上保安庁長官に通報しなければならないこととし、油流出のおそれがある場合には、海上保安庁長官は、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができる。
- 四、窒素酸化物放出規制について、規制対象原動機の範囲を拡大するとともに、試験等の用に供される原動機を適用除外とする。
- 五、燃料油中の硫黄分濃度の規制について、試験等の用に供される船舶で使用する場合及び基準に適合した燃料油を入手できない場合は適用除外とする。
- 六、船舶で使用する燃料油の基準が厳しい海域(北海海域又はバルティック海海域)に入域する際に燃料油を変更しなければならない船舶に対する燃料油変更作業手引書の備置き義務を新設する。
- 七、原油タンカーに対する揮発性物質放出防止措置手引書の備置き義務等を新設する。
- 八、国際航海に従事する一定の総トン数以上の船舶に対するオゾン層破壊物質を含む設備の一覧表の備置き及びオゾン層破壊物質記録簿の備付け義務等を新設する。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、平成22年7月1日から施行する。

## 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 22.3.16可決 参議院 3.17外交防衛委員会付託 3.26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ベナン日本国大使館の位置を改正する。
- 二、在コタキナバル日本国総領事館を廃止する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、外務公務員の研修員手当の号を追加する。
- 五、この法律は、平成22年4月1日から施行する。ただし、在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(22.3.25外交防衛委員会議決)

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸問題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の改革が強く求められる。他方、国内においては、依然として財政事情が厳しく、経済も苦境に直面しており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に答えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要性にかんがみ、我が国の国益、相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大使館の実館化を進めること。あわせて、国際的な影響力が高まりつつある新興諸国等における我が国の在外公館の体制強化に努めること。
  - 二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。
  - 三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館にかかわる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
  - 四、在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外国の外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。なお、外務省が平成22年度に実施する各地の生計費調査の結果及びその在勤基本手当等への反映状況については、国会に対して十分な報告を行うこと。
  - 五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事業務の重要性が高まっていることにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるため、国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
  - 六、外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。
  - 七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
  - 八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。
- 右決議する。

## 政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用職を設けようとするものである。

## 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.24本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、個人所得課税

- 1 年齢16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除(現行38万円)を廃止する。
- 2 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分(現行25万円)を廃止する。

## 二、法人課税

- 1 100%グループ内の内国法人間で行う一定の資産の移転について、譲渡損益の計上を繰り延べる等、資本に係る取引等に係る税制を整備する。
- 2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度（いわゆる「一人オーナー会社課税制度」）を廃止する。

## 三、国際課税

- 1 外国子会社合算税制について、企業実体のある統括会社の所得を合算課税の対象外とする一方、資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しを行う。
- 2 租税条約及び行政取極の相手国に対し、租税に関する情報提供ができる旨の規定を整備する。

## 四、資産課税

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、所得制限（合計所得金額が2,000万円以下の者）を付した上で、非課税限度額（現行500万円）を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げる。

## 五、消費課税

- 1 揮発油税等に係る10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準（地方揮発油税と合わせて1リットルにつき53.8円）を維持する。ただし、指標となるガソリン価格の平均が、連続3月にわたり、1リットルにつき160円を超えることとなった場合には、燃料課税の本則税率（地方揮発油税と合わせて28.7円）を上回る部分の課税を停止する等の措置を実施する。
- 2 自動車重量税については、グリーン化を行いながら、暫定税率による上乘せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担を軽減する。
- 3 たばこ税について、平成22年10月1日から、税率をたばこ1本当たり1.75円（国・地方合わせて3.5円）引き上げる。

## 六、市民公益税制

所得税の寄附金控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。

## 七、納税環境整備

所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年（現行5年）に引き上げるなど、罰則を見直す。

## 八、その他

- 1 情報基盤強化税制の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図る。
- 2 中小企業投資促進税制等の企業関係の租税特別措置の適用期限を延長するなど、所要の措置を講ずる。

## 九、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成22年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成22年度の租税減収見込額は、約394億円である。

### 【附帯決議】（22.3.24財政金融委員会議決）

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（閣法第15号）

（衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.24本会議可決）

### 【要旨】

本法律案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の政策目的の実現のために設けられたものとする。

#### 二、適用実態調査の実施等

- 1 租税特別措置のうち法人税法の特例である法人税関係特別措置（減収効果のあるもの）の適用を受ける法人は、平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から、適用額明細書（各法人税関係特別措置の内容、適用額等を記載した一覧表）を法人税申告書に添付しなければならない。
- 2 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用実態を調査する。
- 3 2のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用できるほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

#### 三、報告書の作成と国会への提出等

- 1 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置ごとの適用者数及び適用総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額等を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならない。この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。
- 2 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができる。

#### 四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成22年4月1日から施行する。

### 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(閣法第16号)

(衆議院 22.5.18可決 参議院 5.19国土交通委員会付託 5.26本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚（以下「排他的経済水域等」という。）が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全、並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、基本計画の策定

政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線（干潮時の海面と陸地とが接する線）の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならない。同計画には、低潮線の保全及び特定離島（後掲三）における拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、拠点施設の整備の内容等を定める。

#### 二、低潮線保全区域の指定及び行為規制

- 1 排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを低潮線保全区域として指定する。
- 2 低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為を規制する。

#### 三、特定離島の指定及び特定離島港湾施設の建設等

- 1 地理的条件、施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定する。
- 2 一の基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設（特定離島港湾施設）の建

設、改良及び管理は、国土交通大臣が行うこととするとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等の港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為を規制する。

四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.24本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、個人住民税の改正

平成24年度分の個人住民税から、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除を廃止するとともに、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止する。

#### 二、自動車関連諸税の改正

1 軽油引取税については、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持するほか、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置を創設する。

2 自動車取得税については、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持する。

3 自動車重量譲与税については、自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じることのないよう、譲与割合を3分の1から1000分の407に引き上げる。

#### 三、地方たばこ税の改正

道府県たばこ税については1,000本につき430円、市町村たばこ税については1,000本につき1,320円、税率をそれぞれ引き上げる。

#### 四、地方税における税負担軽減措置等の透明化に関する措置の創設等

1 地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成し、国会へ提出する。

2 税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行う。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成22年4月1日から施行する。なお、三の改正は平成22年10月1日から、一の改正は平成24年1月1日から、四の1の改正は平成24年4月1日から、それぞれ施行する。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.24本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 平成22年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額等及び交付税特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額を控除した額に、雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために1兆4,850億円を加算した16兆8,935億円とする。

2 平成22年度に予定されていた交付税特別会計における借入金の償還を平成28年度以降に繰り延べるとともに、平成23年度から平成37年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。

- 3 平成22年度における措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を設けるほか、平成22年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

## 二、地方財政法の一部改正

- 1 公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。
- 2 平成22年度に限り、地方財政法第5条の規定による地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（臨時財政対策債）を起こすことのできる旨の特例を設ける。
- 3 地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置を3年間延長する。

## 三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充する。

## 四、施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行する。

## 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 22.5.25可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

## 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.24総務委員会付託 3.26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定等を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、法律の題名及び目的の改正

法律の題名を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、目的の「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」を「自主的な市町村の合併の円滑化」に改める。

### 二、市町村合併推進のための措置の廃止

- 1 総務大臣が市町村の合併を推進するための基本指針を定め、当該指針に基づき都道府県が市町村の合併の推進に関する構想を定めることとする等の合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止する。
- 2 合併後の市となるべき要件は人口3万以上を有することとする特例を廃止する。

### 三、合併の障害を除去するための措置等に関する事項

- 1 自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう、地方税に関する特例や議会の議員の在任に関する特例等のほか、合併協議会設置に係る住民発議・住民投票や合併特例区等の制度を存置する。
- 2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、合併年度及びこれに続く5年度については、合併前の合算額を下らない額とし、その後5年度については、激変緩和措置を講ずる。

### 四、法律の有効期限の延長等

- 1 法律の有効期限を平成32年3月31日まで延長する。
- 2 改正法の施行期日を平成22年4月1日とする。ただし、法律の有効期限に関する規定につい

ては、公布日施行とする。

**【附帯決議】**（22.3.25総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、法の目的が市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用に努めるとともに、自主的な合併を選択する市町村に対して必要な支援を行うこと。
- 二、近年、市町村合併が政策的に推進されてきた経緯を勘案し、合併市町村の行財政運営や住民参加、住民サービスの状況を引き続き調査・分析し、合併市町村が新たなまちづくりや地域の活性化に取り組むことができるよう必要な措置を講ずること。
- 三、市町村合併の進展を踏まえ、市町村が住民に最も身近な地方公共団体として更に自立性を高めるため、市町村への適切な財源移譲を伴う権限移譲を積極的に推進するとともに、自主財源の充実等地方税財政制度の確立に向け、地方との誠実な協議を行うこと。
- 四、事務の適切かつ効率的な処理のための広域行政の在り方や市町村合併を選択することが困難な小規模市町村における事務執行の在り方などについて、引き続き検討を進めること。  
右決議する。

**独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（閣法第21号）**

（衆議院 22.4.16可決 参議院 4.27総務委員会付託 5.21本会議可決）

**【要旨】**

本法律案は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、財産的基礎等

独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないものとする。

二、中期計画

中期計画において定めるべき事項として、不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産の処分に関する計画を加えるものとする。

三、不要財産に係る国庫納付等

- 1 独立行政法人は、政府からの出資又は支出に係る不要財産又はその譲渡収入額を、遅滞なく、国庫に納付するものとする。
- 2 独立行政法人は、1による国庫納付をした場合は、その不要財産が政府出資に係るものであるときは、その納付に係る額により資本金を減少するものとする。

四、不要財産に係る民間等出資の払戻し

- 1 独立行政法人は、民間等出資に係る不要財産については、出資者に対し、出資額の持分の払戻し請求をすることができる旨を催告しなければならないものとする。
- 2 独立行政法人は、1による請求があったときは、遅滞なく、民間等出資に係る不要財産又はその譲渡収入額のうち払戻しを請求された持分を出資者に払い戻すものとする。
- 3 独立行政法人は、2による払戻しをした持分の額により資本金を減少するものとする。

五、施行期日等

- 1 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 本法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

## 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.24財政金融委員会付託 3.26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、水際取締り強化等のための罰則水準の見直し及び認定事業者制度の整備を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、暫定関税率等の適用期限の延長等

平成22年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。

#### 二、水際取締り強化等のための罰則水準の見直し

輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を輸入する罪、輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪、関税を免れる等の罪及び密輸貨物の運搬等をする罪に係る罰則水準を引き上げる。

#### 三、認定事業者制度の整備

保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備する。

#### 四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成22年4月1日から施行する。

## 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、地球温暖化を始めとした地球環境問題の解決に向け我が国として貢献するため、株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加するものである。

### 【附帯決議】(22.3.30財政金融委員会議決)

- 一 我が国の優れた技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての輸出、又は、これらが活用される海外におけるインフラ等の事業については、先進国、途上国を問わず、国際協力銀行がこれを積極的に支援し、我が国経済の成長に更なる貢献をするよう国際協力銀行の機能を整備すること。
- 一 地球環境保全に加え、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を適切に果たすため、目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう、国際協力銀行の在り方について検討を加えること。
- 一 今後の国際協力銀行の在り方の検討に当たっては、民業補完の観点に立って、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合の効果、統合された各業務の役割・機能等について十分な検証を行うこと。  
右決議する。

## 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 22.3.25可決 参議院 3.29農林水産委員会付託 4.2本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、新たな農業技術の普及、水田の汎用化を通じた麦・大豆の生産振興、農業の六次産業化に向けた生産・加工・流通における取組の強化等を進めるための金融支援の充実を図るとともに、国の厳しい財政事情を踏まえ、国の財政資金の有効活用を図りながら、民間資金の更なる融通円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、農業改良資金助成法の一部改正

- 1 題名を農業改良資金融通法に改めることとする。
- 2 農業改良資金の貸付主体について、現行の都道府県から、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）に変更することとする。
- 3 農業改良資金の貸付原資について、現行の国及び都道府県が供給する方式から、公庫が自ら調達する方式に改めることとし、国は、公庫が農業改良資金を貸し付ける際に利子補給を実施することとする。
- 4 農業改良資金の貸付けが担保又は保証人等に過度に依存せず柔軟に行われるよう、現行の担保又は保証人の設定を義務付ける規定等を廃止することとする。

## 二、農業経営基盤強化促進法の一部改正

農用地の利用集積に寄与する農用地の改良事業等に必要な無利子の資金（担い手育成農地集積資金）の貸付原資について、現行の国が供給する方式から、公庫が自ら調達する方式に改めることとし、国は、公庫が同資金を貸し付ける際に、利子補給を実施することとする。

## 三、農業信用保証保険法の一部改正

銀行等民間金融機関からの農業資金の円滑な融通が行われるよう、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象金融機関（現行では農協系統金融機関に限定）について、銀行その他の金融機関で政令で定めるものを追加することとする。

## 四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】（22.4.1農林水産委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、公的資金及び民間資金を有効に活用しつつ、農業経営の改善を図る際に必要となる資金が円滑に融通されるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 公的資金及び民間資金を有効に活用した農業経営に関する金融上の措置は、農業者等の自主的な判断を尊重した重要な支援措置であることを十分認識し、使いやすさ、分かりやすさを旨として、制度の運用に当たること。特に、無利子資金に対する需要の増大が見込まれることから、その借入れに際し様々な制約が付け加えられることのないよう、利用者にとって借りやすい環境整備を図ること。

二 新制度が十分に活用されるよう、農業者、都道府県、関係金融機関等に対し、制度改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

また、農業経営に必要な農業者の資金ニーズに応じた確かつ円滑に融通されるとともに、資金融通後において着実な経営改善が図られるよう、普及指導センター等をはじめとする関係機関の緊密な連携による支援活動を推進すること。

三 見直し後の農業改良資金の貸付けに当たっては、貸付主体となる株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）並びに農業改良措置の認定主体である都道府県による緊密な連携体制を構築し、借入れ窓口等において農業者等にとって親身になった対応が行われるよう、相談・窓口の充実を図るなど農業者等の資金需要へきめ細やかに対応すること。

また、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が困難であると認められる場合には、公庫がその償還金の支払いの猶予を行うよう、所要の措置を講ずること。

四 農業改良資金における担保・保証人の義務付けの廃止は、借入れに対して相当の改善になるものの、それに見合うだけの経営資料の整備等の諸条件が加えられる懸念があることから、借入れに係る諸手続及び書類作成の面でも改善が図られるよう、特段の配慮を行うこと。

五 「当分の間」実施するとされている担い手育成農地集積資金については、食料自給率向上に資する農用地の改良又は造成の推進に果たしてきた役割を検証し、制度上の位置付けの明確化に向けた検討を進めること。

六 銀行等を融資保険の対象にすることについては、融資額に伴う交付金負担を適切なものとし、そのための規程の整備を行うなど、独立行政法人農林漁業信用基金の事業運営にいささかも影響

を与えないように万全の措置を講ずること。

七 農業関係者に対する信用保証保険制度等については、今後より一層、農業特有のリスクにも配慮しつつ、事業者の多様なニーズへの対応や利用者の利便性向上が図られるよう、関係省庁が一体となって、制度相互間の連携の強化など必要な見直しを行うこと。

八 農林漁業者の所得の増大を図る観点から、農林水産物に係る地産地消や販路拡大、付加価値向上などの取組を強化するため、制度金融の更なる充実・強化を図ること。その際、無利子資金である林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金等の在り方について、利用者の利便性の観点から、検討を進めること。

右決議する。

## 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 未了)

### 【要旨】

本法律案は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置するとともに、農林水産省の業務全般について業務監察、行政評価等を行う農林水産行政監察・評価本部を特別の機関として設置するほか、農林水産技術政策の企画・立案等に関する事務を農林水産省の内部部局に移管し、農林水産技術会議を廃止するなどの組織体制を整備しようとするものである。

## 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 22.4.13可決 参議院 5.19外交防衛委員会付託 未了 ※)

※22.6.1 外交防衛委員会可決

### 【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数のうち、海上自衛官を45,518人(32人の減員)、航空自衛官を47,123人(5人の減員)、共同の部隊に所属する自衛官を1,198人(39人の増員)及び情報本部に所属する自衛官を1,907人(2人の減員)とし、その総計は247,746人(増減なし)を維持する。
- 二、即応予備自衛官の員数を8,479人(12人の増員)とする。
- 三、本法律は、平成23年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

## 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定しようとするものである。

## 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 22. 4. 15修正議決 参議院 4. 16厚生労働委員会付託 5. 12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険事業の広域化等支援方針の策定、国民健康保険の財政基盤の強化、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率の見直し、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 国民健康保険法の一部改正

- 一 所得の少ない者の数に応じて市町村を財政的に支援するための制度、高額な医療費に対して国及び都道府県が補助する事業及び一定の額以上の医療費を市町村が共同で負担する事業について、平成25年度までの間、継続する。
- 二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることができる。
- 三 国民健康保険の保険料等の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合においては、その世帯の高校生世代の被保険者に対して有効期間を6月とする短期被保険者証を交付する。

#### 第二 健康保険法の一部改正

全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助率について、平成24年度までの間は、1000分の164とするとともに、同期間については、毎事業年度における財政の均衡に係る特例を設ける。

#### 第三 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

- 一 被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成24年度までの間、その額の3分の1を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じたものとする。
- 二 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の減額措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政措置を延長するとともに、都道府県に設置する財政安定化基金について、当分の間、これを取り崩して保険料率の増加を抑制するために充てることができるようにする。

#### 第四 施行期日

この法律は、公布の日(衆議院修正)から施行する。ただし、第一の三、第二のうち国庫補助率に関する規定及び第三の一については、平成22年7月1日から施行する。

### 【附帯決議】(22. 5. 11厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずること。

- 一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金負担によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成24年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。
- 二、国民健康保険制度については、広域化等支援及び適切な財政支援を行うこと。
- 三、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

右決議する。

## 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 22. 5. 20可決 参議院 5. 20厚生労働委員会付託 5. 26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家

庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 支給要件

母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父を新たに児童扶養手当の支給対象とする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き平成22年8月1日から施行する。
- 2 この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。
- 3 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(22.5.25厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、配偶者からの暴力、配偶者の児童に対する虐待等の原因により別居し、事実上の離婚状態にある世帯において児童を養育する母又は父に対し児童扶養手当が適切に支給されるよう、制度の運営の在り方について検討すること。

二、公的年金等の受給者に対する児童扶養手当の支給制限については、児童が育成される家庭の所得水準等をも考慮し、公的年金と児童扶養手当それぞれの趣旨を踏まえつつ、その在り方について検討すること。

なお、障害基礎年金について、受給後に有した子に係る加算制度が設けられたことにより、これまで支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合があること等を踏まえ、受給世帯に不利な取扱いとならないよう、運用の改善等適切な措置を講ずること。

三、ひとり親家庭の父又は母の就労支援策については、職業訓練の充実を図り、求職中の生活の安定のための支援を検討するとともに、母子家庭の母の雇入れ及び常用雇用化の促進等自立支援に向けた取組を積極的に推進すること。また、ひとり親家庭の収入や就業の状況、就業支援策の実施状況等について定期的に調査を行い、その都度結果を公表すること。

右決議する。

## エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(閣法第30号)

(衆議院 22.5.18可決 参議院 5.19経済産業委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることにかんがみ、これらの事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「エネルギー環境適合製品」を、次のように定義する。

- 1 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため、又は燃料を製造するために用いられる機器、装置又は設備であって、電気若しくは熱を得ること又は燃料を製造することを効率的に行うことができるものとして主務大臣が定めるもの
- 2 機械類であって、エネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いと認め

られるものとして主務大臣が定めるもの

- 3 機械類であって、その使用に際してのエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が低いと認められるものとして主務大臣が定めるもの
- 4 専ら1から3までに掲げる製品に使用される主要な部分品として開発され、又は製造される物として主務大臣が定めるもの
- 5 専ら1から3までに掲げる製品とともに使用するために開発され、又は製造される機械類であって、当該製品の使用に必要なものとして主務大臣が定めるもの

## 二、資金調達円滑化

エネルギー環境適合製品の開発・製造を行う事業のうち、技術革新の進展に即応した高度な産業技術を利用することにより、技術の水準の著しい向上又は新たな事業の創出をもたらすことが見込まれるものその他の我が国産業活動の発達及び改善に特に資する特定事業を行うものとして、主務大臣から事業計画の認定を受けた事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関を通じた低利かつ長期の資金供給が可能となる制度を創設する。

## 三、需要の開拓

中小企業等によるリース契約を用いたエネルギー環境適合製品の利用促進のため、経済産業大臣が指定する需要開拓支援法人が当該リース契約についての保険引受けを行う新たな保険制度を創設する。

## 四、国の責務

国は、エネルギー環境適合製品に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行う者に対して、必要な施策を総合的に推進するように努める。

## 五、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行う。

### 【附帯決議】(22.5.20経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 低炭素関連産業は今後の我が国の経済成長にとって不可欠な分野であることにかんがみ、株式会社日本政策金融公庫による低利・長期の資金供給については、民間の積極的な投資を誘引するための方策を併せて講じるとともに、当該制度の利用状況を勘案しつつ、今後も追加的な予算措置を検討すること。
- 二 主務大臣が定める基本方針においてはエネルギー環境適合製品の開発・製造に係る特定事業を認定するための明確な基準を定めるとともに、特定事業計画の認定に当たっては、当該事業の経済波及効果や雇用創出効果が国内において十分に発揮されるよう配慮すること。
- 三 中小企業におけるエネルギー環境適合製品の積極的なリース利用を促進するため、新たに創設されるリース保険制度の周知徹底に努めるとともに、借り手側にインセンティブとなる施策を積極的に講じることで当該制度の実効性を高めること。
- 四 リース保険制度の運用に当たっては、需要開拓支援法人の経営基盤の安定がエネルギー環境適合製品の普及の前提となることにかんがみ、その財政状況に十分注視するとともに、新たな天下り先機関との批判を受けないよう適正なガバナンスの確立・維持に努めること。
- 五 低炭素社会の実現は、地球環境の保全のみならず我が国経済の発展にも資することを踏まえ、低炭素関連産業における中小企業の育成など、エネルギー環境適合製品の開発・製造を促進するためのさらなる施策を検討すること。

右決議する。

## 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 22.5.20可決 参議院 5.21経済産業委員会付託 5.26本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化し、資源・エネルギーの安定的な供給を確保することの重要性がより一層増していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）について、金属鉱物の採掘権等の買収に係る出資業務及び政府保証付き長期借入金等の対象拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、業務の範囲

機構の業務について、次の業務を行うことができるようにする。

- 1 金属鉱物の採掘をする権利等の譲受け等に必要な資金（以下「権利譲受け資金」という。）を供給するための出資
- 2 機構以外の者への譲渡を目的として行う金属鉱物の探鉱をする権利等の取得

#### 二、長期借入金等の対象

機構が行う長期借入金等について、権利譲受け資金を供給するための出資及び債務保証等に必要な費用を対象とする。

#### 三、その他

機構の主たる事務所を東京都に置く。

#### 四、附則

この法律は、平成22年7月1日から施行する。ただし、三の改正規定については、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(22.5.25経済産業委員会議決)

政府は、海外の資源メジャー各社による事業規模拡大や、資源国における資源ナショナリズムの台頭など資源確保をめぐる厳しい国際情勢の下、我が国にとって、レアメタル等の資源確保が今後の低炭素社会の構築と経済成長を図るために不可欠であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の業務に追加される金属鉱物の資産買収出資等のスキームを活用して、我が国民間企業による資源確保に向けた活動を積極的に支援すること。そのために、機構の海外資源に係る情報収集・分析機能を強化して、優良な支援対象案件の発掘に努めること。
- 二 機構による支援に当たっては、財務の健全性を確保するため、財務・法務等の外部専門家の知見も活用し、一層厳格なリスク審査体制を構築するとともに、支援実施後のフォローアップを適切に行うことにより、効果的・効率的な実施を図ること。
- 三 海外資源の確保に当たっては、機構のみならず、ODA、政策金融、貿易保険等の実施機関が民間企業と緊密に連携して、オール・ジャパンとして機動的に対応できる体制を構築すること。
- 四 海洋資源の一層の開発に向け、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発を環境に配慮しつつ促進するため、賦存探査・技術開発の強化及び資源管理・開発促進のための制度整備を進めること。
- 五 レアメタルについては、海外における資源確保の推進に限らず、いわゆる都市鉱山の活用によるリサイクルの推進や代替材料の開発等を積極的に進め、その安定的な供給確保に努めること。  
右決議する。

## 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 22.5.13修正議決 参議院 5.19内閣委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、内閣による人事管理機能の強化を図るため、幹部人事の一元的管理に関する規定を

創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止並びに再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備等を行おうとするものである。

### 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 22.4.6可決 参議院 4.14法務委員会付託 4.23本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に基づくものに限らず、「刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約」その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、条約の定義

「刑を言い渡された者の移送に関する条約」とされている条約の定義を「日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約」とする。

#### 二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

### 民事訴訟法及び民事保全部法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 22.5.25可決 参議院 5.26法務委員会付託 未了 ※)

※22.6.1 法務委員会可決

#### 【要旨】

本法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1. 財産権上の訴えに関する国際裁判管轄法制の整備

- (1) 被告の住所、主たる営業所等が日本国内にある場合に、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。
- (2) 契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴えなどについて、訴えの類型ごとに日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定める。
- (3) 消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、消費者及び労働者の権利保護に配慮し、国際裁判管轄に関する特則を設ける。
- (4) 国際裁判管轄に関する合意の効力及び方式について定める。
- (5) 日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し又は適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特別の事情があるときは、訴えを却下できるものとする。

#### 2. 保全命令事件に関する国際裁判管轄法制の整備

保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める。

#### 3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 22.4.6可決 参議院 4.19環境委員会付託 4.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、近年、一部の事業者において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の排出基準の超過があった場合に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生しているほか、公共用水域において発見される水質事故の件数の増加が見られる現状にかんがみ、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設

ばい煙排出者及び排水を排出する者等に対し、ばい煙量又は排水の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設ける。

#### 二、事業者の責務規定の創設

事業者は、ばい煙又は排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙又は汚水の排出等の状況を把握するとともに、ばい煙の排出抑制又は水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければならないこととする。

#### 三、大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件の見直し

都道府県知事は、ばい煙排出者が、排出基準等に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができることとする。

#### 四、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加

公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質の製造等を行う施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を新たに義務付ける。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(22.4.27環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、測定記録の改ざん等を防止し、排出基準の遵守を徹底させるためには、地方公共団体職員による効果的な立入検査の実施が求められることから、事業者に対する適切な検査や指導が行われるよう、地方公共団体職員への充実した研修の実施等、体制整備の支援に努めること。

二、公害防止の自主的取組が事業者の責務として積極的に行われるよう、公害防止管理者制度の充実・活用や事業者への普及啓発等を行うとともに、事業者による測定データの公表・開示の推進を図ること。また、小規模事業場等も含め、事業者の自主的取組を促進するため、税制の優遇措置の拡充等、インセンティブを与える仕組みの導入や必要な支援策を検討すること。

三、水質汚濁防止法の指定物質については、人の健康や生活環境に係る被害の未然防止の観点から、幅広く指定するとともに、科学的知見を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこと。また、近年、水質事故件数が増加傾向にあることから、事業者による事故の原因究明や再発防止について、適切な指導が行われるよう努めるとともに、事故そのものの減少を図るため、効果的な未然防止対策の在り方を検討すること。

四、大気汚染防止法における揮発性有機化合物や特定粉じんの濃度の測定記録義務違反に対する罰則についても、今後の光化学オキシダント対策の進ちょく状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行うこと。また、ダイオキシン類対策特別措置法における測定結果の改ざん等についても、罰則の必要性を検討すること。

五、環境問題が多様化する中で、公害問題に対する危機意識を希薄化させることなく、越境大気汚

染対策や地下水汚染対策等、大気環境や水環境における諸課題について、今後も着実に対応を進めること。また、水行政の在り方について、総合的に検討すること。

六、蜂群崩壊症候群との関連性が指摘されている農薬については、残留農薬対策のみでなく、水質汚濁等による人の健康や動植物への影響を防止することも重要であり、人への健康影響や生態系への影響などに関する調査研究を進め、その結果を踏まえ、適切な対策を行うこと。

七、環境基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされるべきものであり、排出基準とともに、子どもへの健康影響等も十分に考慮し、対象の追加や数値の見直しを適切に行うこと。また、有害大気汚染物質や要監視項目等についても、対象の追加や更なる環境基準の設定等の積極的取組を推進すること。さらに、個別の環境媒体ごとの規制のみでなく、環境総体としての統合的な環境管理の在り方を検討すること。

八、本年が国連の国際生物多様性年であること、また、我が国が生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の議長国であることにかんがみ、生物多様性の確保のために生態系保全に係る環境基準の策定に向けて関係法制等についても検討を行い、その結果を踏まえ、適切な対策を行うこと。

右決議する。

## 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(閣法第36号)(先議)

(参議院 4.12国土交通委員会付託 4.21本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業（賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約（当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。）の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

#### 二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業（家賃債務等の過去の弁済に関する情報（家賃等弁済情報）を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業（データベース事業）をいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。
- 3 登録事業者が家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。
- 4 登録事業者が家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。
- 5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

### 三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

- 1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等
- 2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等
- 3 社会通念に照らし不相当と認められる時間帯における訪問・電話等
- 4 賃借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

### 四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】(22.4.20国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法に基づく政省令、ガイドライン等を早急に策定し、法施行までの間に、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

二、家賃債務保証業の登録制度の創設に当たっては、関係省庁の十分な連携のもと、制度創設の趣旨を十分考慮して、登録業者の資質の向上及び業務の適正化を図るとともに、制度の適切な運用がなされるよう努めること。

三、良質な民間賃貸住宅が管理運営されていくためには、賃貸住宅に係る専門の管理者の活用の必要性が高まると考えられることから、全ての賃貸不動産物件の管理を対象とした管理行為の適正化及び明確化を図るための賃貸不動産管理に係る法制度の構築に取り組むこと。

四、家賃等弁済情報が賃借人の居住の安定の確保に重大な影響を及ぼす個人情報であることにかんがみ、家賃等弁済情報提供事業者(データベース事業者)及び加入業者において、本法及び個人情報保護法の規定が遵守されるよう、的確な指導・監督を行うこと。特に、賃借人の居住の安定の確保という本法の目的にかんがみ、家賃等弁済情報と直接関係のないプライバシー情報や、本人の資力とは直接関係のない訴訟情報が収集・提供されることがないように、十分留意すること。

また、家賃等弁済情報提供事業の運営により、家賃債務保証業者等が、安易な保証拒否を行うことのないよう、適切な指導・監督を行うこと。

五、家賃関連債権の取立てに関する行為規制については、民間賃貸住宅の大半を占める個人大家を始めとする債権者の正当な家賃の取立てが阻害されることのないよう、ガイドライン等の運用基準において客観的・具体的に明確化し、関係者に対してその周知徹底に万全を期すとともに、規制の運用に当たっては、指導・勧告等も含め、適切な対応を行うこと。

六、賃借人・家主双方にとって、紛争の未然防止や円滑な解決が講じられるよう、国民生活センター、消費生活センター、弁護士会等における相談体制の充実や裁判外紛争処理制度の活用の促進に努めること。

七、家賃債務保証委託契約の締結が困難な者についてもその居住の安定の確保が図られるよう、公的賃貸住宅の供給を推進するとともに、居住支援協議会を通じた負担可能な家賃の賃貸住宅への入居支援を行うこと等により、住宅セーフティネットの一層の機能向上を図ること。

八、家賃の滞納等が発生した場合の契約終了・明渡し手続きには相当の期間と費用を要し、民間賃貸住宅市場の縮小等、市場に与える影響が懸念されることから、契約の終了、住宅の明渡しが適切かつ円滑に行われるよう、検討を行うこと。

九、附則第3条の検討条項に加え、この法律の施行後3年以内に、法律の施行状況について中間的な調査をとりまとめ、その結果を公表した上で、必要に応じて制度の見直しを行うこと。

右決議する。

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 22. 4. 7国土交通委員会付託 4. 14本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、近年、集中豪雨等による土石流や河道の閉塞又はその決壊によって甚大な被害が懸念されていることから、国民の生命及び身体を保護するため、重大な土砂災害の急迫した危険が想定される場合における国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村の避難の勧告又は指示の判断に資する情報の通知及び一般への周知等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律において土砂災害と定義されているものに、新たに、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を発生原因とするものを加える。
- 二、都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。
- 三、二の政令で定める状況があると認める場合のうち、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、国土交通大臣が、緊急調査を行うものとする。
- 四、都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、市町村の長の避難の勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事は関係する市町村の長に、国土交通大臣は関係する都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。
- 五、緊急調査のための土地の立入り等を拒んだ土地の所有者及び占有者を罰則の対象に追加する。
- 六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(22. 4. 13国土交通委員会議決)

政府は、河道閉塞、集中豪雨等、近年、想定を超える災害が発生していることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大幅な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。
- 二、緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。
- 三、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。  
右決議する。

## 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 22. 5. 27可決 参議院 5. 28総務委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を延長しようとするものであり、その内容は次の

とおりである。

- 一、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法が廃止するものとされる期限（平成22年12月31日まで）を平成27年3月31日までに延長する。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

## 放送法等の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 22.5.27修正議決 参議院 5.28総務委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、放送関連法の統合等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、電波監理審議会の建議に関する規定の削除等の修正が行われた。

#### 一、放送法の改正

- 1 放送関連の4法律を放送法に統合するとともに、放送について、放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する「基幹放送」と、基幹放送以外の「一般放送」に区分することとする。また、放送の業務の参入について、基幹放送は「認定」、一般放送は「登録」を原則とするとともに、放送の業務と電気通信設備の設置・運用を一の者で行うことも、別の者が担うことも選択可能とし、地上放送において、一の者で行う場合は、無線局の「免許」のみで足りる現行の制度も併存させることとする。
- 2 基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化する。
- 3 放送中止事故の再発防止等のため、設備の維持、重大事故発生時の報告に係る規定を整備する。
- 4 有料放送の約款規制を緩和するとともに、契約者への提供条件の説明義務等に係る規定を整備する。
- 5 日本放送協会の経営委員会の構成員に会長を加えるとともに、協会役員の欠格事由を緩和する。

#### 二、電波法の改正

- 1 通信及び放送の両用が可能な無線局の免許制度を整備する。
- 2 免許不要局の空中線電力の上限を0.01ワットから1ワットに見直し、免許不要局の拡大を図る。
- 3 携帯電話の小規模基地局について、個別免許が不要で事後届出で足りる包括免許制度の対象とする。

#### 三、電気通信事業法の改正

- 1 電気通信事業紛争処理委員会を電気通信紛争処理委員会に改称し、紛争処理機能の拡充を図る。
- 2 携帯電話の接続料の算定の適正性・透明性の担保等のため、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続会計の整理及び収支状況の公表を義務付ける。

#### 四、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。
- 2 いわゆるクロスメディア所有規制を含め、マスメディア集中排除原則についての検討規定を設ける。

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 22.4.13可決 参議院 4.19文教科学委員会付託 4.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応するため、

放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等は、放射性同位元素等によって汚染された物に含まれる放射能濃度が、放射線による障害の防止のための措置が必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとし、その確認を受けた物は、放射性同位元素等によって汚染された物でないものとして取り扱うこととすること。

二、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の規制

放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこととすること。

三、放射性同位元素の使用の許可の取消しに伴う措置等

放射性同位元素の使用の許可を取り消された事業者等は、放射性同位元素の廃棄その他の措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該措置に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととすること。

また、文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度で、放射性同位元素の使用の許可を取り消された事業者等に対し、報告させ、及び立入検査を行うことができることとすること。

四、放射性同位元素の譲渡し等の制限の緩和

放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等に係る放射性同位元素の譲渡し等の制限から、当該許可等に係る放射性同位元素の輸出を除外することとすること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

**【附帯決議】**（22.4.27文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、クリアランス制度の導入に当たっては、その適正な運用を図るため、地方公共団体、事業者、産業廃棄物処理業者等への周知徹底を図ること。また、本制度に関して、広く国民の理解が得られるよう、その趣旨や内容についての広報に努めること。
- 二、文部科学省令に定めるクリアランスレベルや測定・評価方法に係る基準については、最新の技術や知見に基づき安全が確保されるよう適正に定めること。
- 三、本制度の安全性と信頼性を確実に担保するため、廃棄物の保管・管理・搬出、処理等の状況を注視し、事業者、登録濃度確認機関、産業廃棄物処理業者等に対して十分な指導・監督を行うとともに、関係府省、地方公共団体等において緊密な連携を行うなど、その運用が厳格になされるよう万全を期すこと。
- 四、放射能濃度の測定・評価結果の確認を行う登録濃度確認機関については、測定・評価能力の一層の向上など適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。
- 五、放射性同位元素の使用を廃止した事業者等が行う廃止措置については、廃止措置が確実に履行されるよう、その履行状況を十分に把握し、適切な指導を行うこと。
- 六、放射性同位元素等の使用等に関する安全規制については、確実かつ円滑な実施を確保するため、新たな技術開発や施設の大型化など状況の変化を踏まえて、必要に応じ速やかに、その見直しを図ること。また、放射性同位元素等は、今後も、医療、研究等の多様な分野で利用されていくことにかんがみ、専門人材の育成及び安全規制体制の強化に一層努めること。

右決議する。

## 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものである。

## 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(閣法第42号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等について定めようとするものである。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 22. 4. 20可決 参議院 4. 26環境委員会付託 5. 12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、廃棄物処理に対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、産業廃棄物の排出事業者は、事業場外で産業廃棄物を保管する場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととする。また、不法投棄の大部分を占める建設系廃棄物について、建設業の実態にかんがみ、元請業者を一元的に排出事業者とすることとする。
- 二、廃棄物処理施設に対する都道府県知事の定期検査を義務付けることとし、施設の維持管理情報についてインターネット等による公表を義務付けることとする。また、許可を取り消された最終処分場について、許可を取り消された者に対し、引き続き維持管理を義務付けるとともに、維持管理を行う者及び維持管理の代執行を行った都道府県知事は、その最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができることとする。
- 三、法人の従業員等が不法投棄等を行った場合の法人に対する罰則を3億円以下の罰金に引き上げるとともに、立入検査の対象を土地所有者その他の関係者、車両その他の場所にまで、措置命令の対象を基準に違反した収集運搬、保管にまで、それぞれ拡大することとする。
- 四、産業廃棄物処理業者の許可の更新期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができることとする。また、廃棄物処理業等の許可の欠格要件について、廃棄物処理業者等が特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合を除き、その役員が役員を兼務する他の廃棄物処理業者等に許可の取消しが連鎖しないよう措置することとする。
- 五、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者についての認定制度を設けることとする。また、発展途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物の輸入をすることができる者に、国内で処理することに相当の理由があると認められる国外廃棄物を委託して処分しようとする者を追加することとする。
- 六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(22. 5. 11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、排出事業者責任の在り方については、不適正処理の状況を踏まえ、今後とも責任の強化・徹底の観点から適宜必要な見直しを行うこと。特に、建設系廃棄物に係る排出事業者の元請業者への一元化については、都道府県及び関係業界との連携の下、その周知徹底を図るとともに不適正処理の防止に努めること。
- 二、優良な産業廃棄物処理業者の許可の有効期間に係る特例については、許可期間をめぐって都道府県、排出事業者及び処理業者の間で混乱が生じないように適切に対処すること。また、処理業者の優良化がより一層図られるよう、優良化の認定やインセンティブ等の在り方について引き続き検討すること。
- 三、電子マニフェストについては、その普及拡大のため、特に処理業者の加入を促進するとともに、産業廃棄物の排出量、受託件数等に応じて、一定規模以上の排出事業者や処理業者への義務付けを検討すること。
- 四、廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあることから、廃棄物の焼却時のサーマルリサイクルを積極的に進めるとともに、収集運搬の効率化やバイオマスの利活用、施設の更新等、廃棄物分野における温暖化対策を総合的に進めること。
- 五、廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、拡大生産者責任の強化等、廃棄物処理法において従来より課題とされている事項について今後とも検討すること。また、廃棄物の適正処理のみでは持続可能な循環型社会の実現は困難なことから、総合的な見地から、廃棄物・リサイクル制度の在り方について、関係省庁一体となって検討を行うこと。
- 六、放射性廃棄物に起因する放射性物質による環境汚染が懸念されることから、放射性廃棄物が廃棄物等のリサイクルや処分において非意図的に混入し、汚染が拡散することのないよう対策に努めること。
- 七、希少な資源の有効利用を図るため、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの効率的な回収について検討を行うとともに、資源戦略の観点から、低未利用の希少資源に係る回収・活用の技術開発について積極的に取り組むこと。  
右決議する。

## 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 22.4.20可決 参議院 4.21財政金融委員会付託 5.12本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、今次の金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実情を踏まえつつ、金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- 1 金融商品取引清算機関（国内清算機関）に対し、主要株主規制及び最低資本金規制を導入するとともに、外国金融商品取引清算機関制度を創設する等、清算関連の基盤整備を図るための措置を講ずる。
- 2 一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付け、取引の特性にかんがみ我が国において清算する必要がある取引については、国内清算機関の利用を義務付ける。
- 3 金融商品取引業者等及び清算機関に対し、取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告を義務付けるとともに、取引情報蓄積機関の指定制度を創設し、取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告を金融商品取引業者等が選択できる制度を整備する。

#### 二、金融商品取引業者のグループ規制・監督の強化

- 1 総資産の規模が一定金額を超える第一種金融商品取引業者に対して、連結自己資本規制を導入し、子会社等に対する監督規定等を整備するとともに、適切な業務運営の確保の必要性が高いと認められるときに、一定の親会社を指定する制度を設け、親会社やその子会社等に対

する監督規定等を整備する等、金融商品取引業者に対する連結規制・監督を導入する。

2 第一種金融商品取引業者及び投資運用業者について、過半数の議決権を保有する主要株主に  
に対する業務改善命令を可能とする等、主要株主規制を強化するための措置を講ずる。

### 三、その他

保険会社に対する連結財務規制を導入するほか、内閣総理大臣による破産手続開始の申立てを  
可能とする対象を金融商品取引業者全般に拡大する等の措置を講ずる。

### 四、施行期日

一 1及び2については公布の日から起算して1年を、一 2及び一 3については公布の日から起  
算して2年半を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するなど、所要の施  
行期日を定める。

## 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(閣法第45号)

(衆議院 22.5.13修正議決 参議院 5.13農林水産委員会付託 5.19本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する  
国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献  
すること等にかんがみ、木材の適切な供給及び利用の確保による林業の発展を通して、森林の適正  
な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、公共建築物における木材の利用促進に関する基本  
方針を定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置等を  
講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

この法律において「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供  
する建築物及び国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の建築物として  
政令で定めるものをいうこととする。また、この法律において「木材の利用」とは、壁、柱、床、  
はり等の主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネル  
ギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用することをいうこととする。

#### 二、国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定・実施するとともに、木材に対する需要  
の増進を図るため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用並びに木材の利用  
の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置の実施に努めなければならない  
こととする。また、国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造  
の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法  
制上の措置その他の措置を講ずることとする。

#### 三、地方公共団体の責務

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進  
に関する施策を策定・実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用  
に努めなければならないこととする。

#### 四、基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(以  
下「基本方針」という。)を定めなければならないこととする。

#### 五、都道府県方針の策定

都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用  
の促進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができることとする。

#### 六、市町村方針の策定

市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促  
進に関する方針を定めることができることとする。

## 七、木材製造高度化計画の認定

木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

## 八、林業・木材産業改善資金助成法の特例

七の認定を受けた木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間（据置期間を含む。）は、12年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることとする。

## 九、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材の利用、公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマスの製品利用及び木質バイオマスのエネルギー利用に関し、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

## 十、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的、定義、国の責務及び基本方針に関する規定を改めるとともに、事業者・国民の努力に関する規定及び公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策に関する規定を追加することを主な内容とする修正が行われた。

### 【附帯決議】（22.5.18農林水産委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森林の循環を促進することにより森林の有する地球温暖化の防止等の機能が十分に発揮されるとともに、木材の建築材料等としての利用を促進することにより二酸化炭素の大気中への排出等が抑制されるよう木材利用を促進すること。
- 二 木材の利用により化石資源の消費が抑制されるとともに、木材の多段階の利用の促進を通じて廃棄物の排出が抑制されるなど環境への負荷が低減されることにより、循環型社会の形成に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
- 三 木材の利用による森林の循環を促進することにより、国土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用を促進すること。
- 四 木材の地産地消等により、木材関連事業の振興を促進し、併せて安定的な雇用の増大を図り、山村をはじめとする地域の経済の活性化に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
- 五 建築基準法等の規制についての本委員会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

右決議する。

## 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 4.5経済産業委員会付託 4.14本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、共済契約を締結することができる小規模企業者の範囲の拡大

共済契約を締結することができる小規模企業者の定義に、個人たる小規模企業者の営む事業の経営に携わる個人（共同経営者）を追加する。

## 二、共済契約の締結拒絶事由の拡大

独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約の締結を拒絶することができる事由に、小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するときを追加する。

## 三、共済契約が解除されたものとみなされる事由の見直し

共済契約が解除されたものとみなされる事由のうち、個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者とその事業と同一の事業を営む会社を設立するために事業を廃止する場合において、その事業に係る金銭以外の資産の出資（現物出資）をすることを条件としないものとする。

## 四、共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者の拡大

共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者に、配偶者又は子に事業の全部を譲渡した共済契約者であって、解約手当金の支給を受ける権利を配偶者又は子に譲渡していないものを追加する。

## 五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定する。

### 【附帯決議】(22.4.13経済産業委員会議決)

政府は、小規模企業者の将来の生活への不安に備えるセーフティネットの一層の強化を図るため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 小規模企業共済制度の加入者の範囲を個人事業主の共同経営者まで拡大するに際しては、共同経営の実態を踏まえ、その要件を具体的かつ明確に定めること。

二 加入者の範囲の拡大が加入者数の増加につながるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構を始め商工会議所・商工会、中小企業関係団体、金融機関等と連携して制度の周知・普及に努めること。

三 小規模企業共済資産については、安全かつ確実な運用を行うとともに、累積欠損金の着実な解消に努めること。また、予定利率の改正や付加共済金の支給要件の変更等は、制度の長期的安定の確保を図る観点から、加入者のニーズにこたえるとともに、共済財政への影響を十分に検討した上で行うこと。

右決議する。

## 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 22.3.30可決 参議院 4.5経済産業委員会付託 4.14本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、中小企業の連鎖倒産を防止するためのセーフティネット機能の強化等を図るため、中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付けを行う事由を拡大するとともに、共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うために貸付限度額等を政令事項に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由の拡大

独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由に、私的整理等に係る手続であって経済産業省令で定めるものがされることを追加する。

二、共済金の貸付限度額等の政令事項への改正

共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うため、貸付限度額等を政令事項に改める。

三、申込金の廃止

中小企業者が共済契約の申込みに際して添えることとされている申込金を廃止する。

四、倒産の発生の日以降における掛金月額増額の扱い

倒産の発生の日から貸付けの請求があった日までに掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係る貸付けについては、当該増額分に相当する掛金は共済金の貸付額の算定の基礎としない。

五、償還期間の上限の延長

償還期間の上限を5年から10年に延長する。

六、早期償還手当制度の創設

共済金を約定よりも早期に完済した共済契約者に対して早期償還手当金を支給する。

七、経過措置の委任

中小企業倒産防止共済法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22.4.13経済産業委員会議決)

政府は、中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 共済金の貸付限度額の政令事項化に当たっては、企業倒産の動向等が共済収支に与える影響などを十分勘案しつつ、中小企業が連鎖倒産に陥ることのないよう、貸付限度額について実効性のある水準に定めるとともに、必要に応じて見直しを行うこと。
- 二 共済事由について私的整理の一部を追加するに際しては、取引先の倒産に伴う被害実態等を踏まえ、省令指定の対象を明確に定めるとともに、偽装倒産のような制度の悪用が行われることのないよう十分留意すること。
- 三 中小企業倒産防止共済制度の財政基盤の強化と確実な運営を図るため、加入者の負担軽減を図る等により制度の魅力を高め、また、制度の周知・普及活動を効果的に実施するなど加入促進対策を積極的に推進するとともに、回収率の向上に努めること。
- 四 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の資金ニーズに応じて、共済金の貸付手続の簡素化・迅速化を図るとともに、新たに追加される共済事由に係る審査期間の短縮に努めること。右決議する。

## 航空法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものである。

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じる。

## 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(閣法第50号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、基本方針の策定並びに総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、農業改良資金の貸付け、農地の転用に関する許可、品種登録に係る出願料等に関する特例措置を講じようとするものである。

## 高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、高速道路の整備に関し、その過程の透明性の向上を図りつつ、その通行者等の利便の増進等を図るため、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならないこととするともに、国は、高速自動車国道の整備に関する事業評価の結果の公表等を行うこととし、あわせて高速道路利便増進事業として高速道路の車線の増設に関する一定の事業等を追加する等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止する等の措置を講じようとするものである。

## 地球温暖化対策基本法案(閣法第52号)

(衆議院 22. 5. 18可決 参議院 5. 21環境委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。
- 二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。
- 三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。
- 四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネルギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目

標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

## 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号) (先議)

(参議院 22. 3. 31法務委員会付託 4. 14本会議可決 衆議院 4. 27可決)

### 【要旨】

本法律案は、近年における人を死亡させた犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の行使を図るため、その公訴時効の見直しを行うほか、刑の時効について改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 刑法の一部改正

##### 一 刑の時効の改正

- 1 死刑の言渡しを受けた者については、刑の時効の対象から除外する。
- 2 無期又は10年以上の有期の懲役又は禁錮の刑について、時効は、次の期間その執行を受けないことによって完成する。
  - ア 無期の懲役又は禁錮については30年
  - イ 10年以上の有期の懲役又は禁錮については20年

#### 第二 刑事訴訟法の一部改正

##### 一 人を死亡させた罪の公訴時効の改正

- 1 人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、公訴時効の対象から除外する。
- 2 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）について、時効は、次に掲げる期間を経過することによって完成する。
  - ア 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年
  - イ 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年
  - ウ ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪については10年

##### 二 還付の公告について所要の規定の整備を行う。

#### 第三 附則

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 二 刑の時効の期間は、改正規定の施行前に確定した刑については、なお従前の例による。
- 三 改正後の公訴時効の規定は、その施行前に犯した罪であって施行の際公訴時効が完成していないものについても適用する。

### 【附帯決議】(22. 4. 13法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 公訴時効の廃止及びその期間の延長により、捜査が長期にわたる場合が増えることを考慮し、えん罪が発生する余地のないよう、捜査資料・証拠物等の適正かつ確実な保管を図るとともに、犯罪検挙率の低下することのないよう、適正迅速な初動捜査態勢の確保、捜査資源の適正かつ効率的な配分及び捜査技術の開発向上等を通じ、捜査力を一層高めること。
- 二 公訴時効の廃止及びその期間の延長によりもたらされる効果について、今後ともその検証に努めること。
- 三 医療事故に起因する業務上過失致死傷事件の処理に当たっては、医療の萎縮効果を生じない運用に努めること。
- 四 殺意の有無により公訴時効期間が大きく異なることにかんがみ、捜査機関がその認定を行うに当たっては、十分な証拠に基づいて適切公平な判断を行うべきよう努めること。
- 五 性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。
- 六 現在実施されている犯罪被害者等基本計画の検証を十分行うとともに、検討中の第2次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定等を通じて、犯罪被害者及びその家族又は遺族の実態も踏まえ、

犯罪被害者等に対する必要な施策を一層推進すること。  
右決議する。

## 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第54号) (先議)

(参議院 22.4.5厚生労働委員会付託 4.14本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、我が国における新型インフルエンザの発生及び予防接種の実施状況等にかんがみ、新たな臨時の予防接種の実施方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 インフルエンザのうち病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上緊急の必要があると認めるときの新たな臨時の予防接種の類型を創設する。新たな臨時の予防接種は、国の指示により、都道府県の協力の下、市町村が実施する。
- 二 市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、接種を受けることを勧奨するものとする。ただし、新たな臨時の予防接種の対象者については、予防接種を受けるよう努める責務を課さない。
- 三 新たな臨時の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。接種を受けた者からの実費徴収は、経済的理由によりその費用を負担することが困難な場合を除き、可能とする。
- 四 政府は、緊急時に新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行の日から5年間に限り、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチンによる健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができる。当該契約を締結する場合には国会の承認を得なければならない。
- 五 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、新たな臨時の予防接種の類型の創設等に関する事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第55号) (先議)

(参議院 22.3.31環境委員会付託 4.21本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1、法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施される事業を追加することとする。
- 2、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならないこととする。
- 3、事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、報告書を作成し、公表及び許認可等権

者への送付を行わなければならないこととする。環境大臣は許認可等権者に意見を述べるができることとし、許認可等権者は、事業者に対し、意見を述べるができることとする。

4、その他、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等の措置を講ずることとする。

5、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

**【委員会修正要旨】**（本会議において委員会修正案は否決）

一、環境影響評価法全体の見直しに係る検討条項に規定する検討時期を、改正法の施行後「10年」から「5年」に変更することとする。

二、政府は、改正法の施行後3年を目途として、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施を目的とする施策の策定又は変更の立案の段階において、当該施策に基づき実施されることが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果に基づいて環境の保全に配慮しつつ当該施策を策定又は変更する仕組みについて検討を行うものとする。

三、政府は、改正法の施行後3年を目途として、環境影響評価が行われた事業について、事業の実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供されること等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うものとする。

**【附帯決議】**（22.4.20環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

右決議する。

**地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)(先議)**

(参議院 22.4.7総務委員会付託 4.28本会議可決 衆議院 継続審査)

**【要旨】**

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地域主権戦略会議の設置

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項を調査審議等するための体制を整備することとし、内閣府設置法に規定する重要政策に関する会議として、内閣府に地域主権戦略会議を設置する。

二、義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会第3次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しに関する次の3つの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第2次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行う。

- 1 施設・公物設置管理の基準
- 2 協議、同意、許可・認可・承認
- 3 計画等の策定及びその手続

三、その他

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

2 政府は、一の規定の施行後3年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**【地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対する附帯決議】** (22. 4. 27総務委員会議決)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方の自立・再生に向けて、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。
- 二、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で示された基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。
- 三、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を行う出先機関についても、総合的に見直しを行うこと。
- 四、義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で示された具体的に講ずべき事項のうち法案化されなかった事項に関して勧告に沿った着実な対応を行うこと。また、地方公共団体の条例制定権を一層拡大する観点から、地方の意見を踏まえつつ、義務付け・枠付けの在り方を検証するとともに、累次の勧告で示された事項についても速やかに対応すること。
- 五、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めること。
- 六、地域主権戦略会議については、改革に係る基本的な方針や重要事項に地方の意見が確実に反映されるようにするため、地方団体の代表など幅広い地方の代表を議員とすること。また、同会議における調査審議に当たっては、国の事務・権限の更なる移譲を推進するためにはその受入体制の整備も必要であることから、地方公共団体間の連携など広域行政の在り方についてできるだけ速やかに検討を進めること。
- 七、国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定するとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画する機会を確保するよう積極的に開催すること。
- 八、国と地方の協議の場の臨時の議員や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。

右決議する。

**国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)(先議)**

(参議院 22. 4. 7総務委員会付託 4. 28本会議可決 衆議院 継続審査)

**【要旨】**

一、目的

国と地方の協議の場(以下「協議の場」という。)は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

二、構成

- 1 協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務

大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成する。

2 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができることとする。

### 三、協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

イ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項

ロ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項

ハ 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

### 四、その他

1 協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について必要な事項を規定する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

#### 【附帯決議】(22.4.27総務委員会議決)

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)と同一内容の附帯決議が行われている。

## 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第58号)(先議)

(参議院 22.4.7総務委員会付託 4.28本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、議会制度の充実に関する事項

1 議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止する。

2 議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができることとする。

#### 二、行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとする。

#### 三、全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止する。

#### 四、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととする。

2 広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととする。

#### 五、直接請求に関する事項

1 直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設ける。

2 直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設ける。

#### 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2の改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第59号) (先議)

(参議院 22.4.6 撤回)

### 【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

## 郵政改革法案(閣法第61号)

(衆議院 22.5.31可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、基本理念

郵政改革は、郵政事業の経営の自主性、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性並びに地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上への寄与を旨とするとともに、郵政事業における労働環境の整備及び郵政事業と地域経済との連携に配慮しつつ、国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保すること等を基本として行われるものとする。

#### 二、日本郵政株式会社等の再編成

日本郵政株式会社は、平成23年10月1日に、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務並びに権利及び義務を合併により承継するものとする。

#### 三、日本郵政株式会社の議決権の政府保有等

政府は、常時、日本郵政株式会社の総株主の議決権の3分の1を超える議決権を保有するものとする。日本郵政株式会社は、常時、郵政事業に係る基本的な役務を提供するための契約を締結した銀行及び生命保険会社の総株主の議決権の3分の1を超える議決権を、それぞれ保有するものとする。

#### 四、郵政改革推進委員会

内閣府に、政府の日本郵政株式会社に対する議決権比率が2分の1以下となる等政府の関与が相当程度低下するまでの間、郵政改革推進委員会を置き、内閣総理大臣又は総務大臣が関連銀行、関連保険会社に対して行う六の勧告の要否に関する判断に必要な基準等についての調査審議等を行う。

## 五、銀行法等の特例等

郵便貯金銀行、郵便保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関し、銀行法、保険業法の特例、郵政民営化法の廃止に伴う経過措置等の所要の規定を設ける。

## 六、関連銀行等の業務等

日本郵政株式会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、政府の関与が相当程度低下するまでの間、業務の内容及び方法を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならないものとし、その内容が同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがある場合等は、内閣総理大臣又は総務大臣は、郵政改革推進委員会の意見を聴き、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

## 七、施行期日

- 1 本法律は、一部の規定を除き、平成23年10月1日から施行する。
- 2 郵政改革の基本的な理念等の規定については公布の日から施行する。
- 3 郵政民営化法の廃止に伴う経過措置等、一部の経過措置の規定については公布の日から3月以内の政令で定める日から施行する。
- 4 郵政改革推進委員会の設置等の規定については公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。

## 日本郵政株式会社法案(閣法第62号)

(衆議院 22.5.31可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社(以下「会社」という。)の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、会社の目的

会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行うことを目的とする株式会社とする。

### 二、業務の範囲

- 1 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。
  - ア 郵便法の規定により行う郵便の業務
  - イ 銀行窓口業務
  - ウ 銀行窓口業務を健全、適切かつ安定的に運営するための業務(銀行窓口業務契約の締結、関連銀行の株式の保有等)
  - エ 保険窓口業務
  - オ 保険窓口業務を健全、適切かつ安定的に運営するための業務(保険窓口業務契約の締結、関連保険会社の株式の保有等)
  - カ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
  - キ 以上の業務に附帯する業務
- 2 会社は、1の業務のほか、その目的を達成するため、又は、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、1の業務以外の業務を届出により行うことができる。

### 三、責務

会社は、国民の権利として、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

#### 四、郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

#### 五、関連銀行等の限度額

会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、一の預金者等から又は一の被保険者につき、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び関連銀行等の経営状況を勘案して政令で定める限度額を超えて、預金等の受入れ又は保険の引受けを行ってはならず、内閣総理大臣又は総務大臣は、これに違反している等と認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

#### 六、施行期日

本法律は、一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。

### 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第63号)

(衆議院 22.5.31可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、法律の廃止

次の法律を廃止する。

- 1 郵政民営化法
- 2 郵便事業株式会社法
- 3 郵便局株式会社法
- 4 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律

#### 二、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備

水難救護法、郵便法等37法律の規定の整備を行う。

#### 三、施行期日等

- 1 本法律は、一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。
- 2 一及び二に伴い、必要となる経過措置を定める。

### 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第64号)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

本法律案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備しようとするものである。

### 独立行政法人地域医療機能推進機構法案(第173回国会閣法第8号)

(衆議院 22.5.31修正議決 参議院 5.31厚生労働委員会付託 審査未了)

#### 【要旨】

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期限後においても、引き続き社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人地域医療機能推進機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

## 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(第173回国会閣法第12号)

(衆議院 22. 5. 20可決 参議院 5. 21国土交通委員会付託 5. 28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、北朝鮮による核実験の実施、弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっていること、並びに国際連合安全保障理事会決議（以下「国連安保理決議」という。）第1718号に規定された大量破壊兵器関連の物資、武器等の北朝鮮に対する輸出及び輸入の禁止措置を、国連安保理決議第1874号が強化するとともに、国際連合加盟国に対し、貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、海上保安庁長官又は税関長は、北朝鮮を仕向地又は仕出地とする貨物のうち、国連安保理決議第1718号、同第1874号等により北朝鮮への輸出の禁止、及び北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの（以下「北朝鮮特定貨物」という。）を軍艦以外の船舶が積載している等と認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官又は税関職員に、検査をさせることができる。この場合において、我が国の領海又は公海にあつては、当該船舶の船長等の承諾を得なければならない。
- 二、海上保安庁長官又は税関長は、検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したとき等においては、海上保安庁長官にあつては当該船舶の船長等に対し、また、税関長にあつてはその所有者又は占有者に対し、その提出を命ずることができる。
- 三、海上保安庁長官又は税関長は、提出を受けた北朝鮮特定貨物を保管しなければならないこととするとともに、提出貨物の内容等の公告、返還、売却、廃棄等に関する規定を設ける。
- 四、海上保安庁長官は、一の検査をすることができないなどの事由があるときは、当該船舶の船長等に対し、当該船舶を、その指定する我が国の港等の検査等に適した場所に回航すべきことを命ずることができる。
- 五、外国の当局による公海上の日本船舶に対する検査について我が国が同意しないときは、国土交通大臣は、当該船舶の船長等に対し、我が国又は外国の当局による検査を受けるために当該船舶をその指定する港に回航すべきことを命じなければならない。
- 六、公海にある外国船舶に対する一の検査、二の提出命令及び四の回航命令は、それぞれ、旗国の同意がなければ、これを行うことはできない。
- 七、関係行政機関は、この法律の目的を達成するため、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。
- 八、内水等における検査を忌避等した者並びに提出命令及び回航命令に従わなかった者に対する罰則を設ける。
- 九、この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 十、この法律は、国連安保理決議第1874号の貨物検査等の実施の要請に係る部分はその効力を失つたときは、速やかに、廃止するものとする。

## 本院議員提出法律案

### テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

### 国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、国及び地方公共団体の責任ある財政運営を確保するため、財政の健全化に関し、国及び地方公共団体の責務、当面の目標、中期計画の策定、予算作成における遵守事項、社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革その他の必要な事項を定めようとするものである。

### 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 22.5.19 撤回)

#### 【要旨】

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活状況等にかんがみ、児童扶養手当について、支給対象に父子家庭の父及び配偶者の暴力等を原因として事実上離婚状態にある母等を加えるとともに、公的年金給付等との併給調整の一部廃止、支払回数等の改善、一定期間経過後の支給制限の廃止等の措置を講じようとするものである。

### 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとするとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

### 国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

## 母体保護法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 22.5.11厚生労働委員長提出 5.12本会議可決 衆議院 6.16可決)

### 【要旨】

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を、平成27年7月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

## 国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 22.5.19内閣委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行おうとするものである。

## 幹部国家公務員法案(参第8号)

(参議院 22.5.19内閣委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めようとするものである。

## 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参第9号)

(参議院 22.5.20総務委員長提出 5.21本会議可決 衆議院 6.16可決)

### 【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

本法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいう。

#### 二、特別給付金の支給等

- 1 本邦に帰還した戦後強制抑留者で本法律の施行の日において日本の国籍を有するものに、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が特別給付金を一時金として支給する。その額は帰還の時期の区分に応じて25万円から150万円とする。
- 2 特別給付金の支給費用に充てるため、基金の資本金の一部を取り崩すことができるものとする。
- 3 基金の解散の期日を「平成22年9月30日までの間において政令で定める日」から「平成25年4月1日までの間において政令で定める日」に延長する。

#### 三、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

政府は、強制抑留の実態調査等を総合的に行うための基本的な方針を定めなければならない。

#### 四、施行期日

本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、三の規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### アレルギー疾患対策基本法案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、アレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めようとするものである。

### 口蹄疫対策特別措置法案(参第11号)

(参議院 22.5.27 撤回)

#### 【要旨】

本法律案は、最近における口蹄疫に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが喫緊の課題となっていることにかんがみ、家畜の生産、食肉、牛乳及び乳製品に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図るため、口蹄疫のまん延の防止のための特別の措置、家畜の生産者等の経営と生活の安定のための措置等について定めようとするものである。

### 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

### 会計法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、国の契約事務の適正化に資するため、契約書の記載事項の法定化、委託契約の再委託に関する約定、契約を締結した場合の公表、委託契約の監督・検査の明確化等の措置を講じようとするものである。

### 独立行政法人制度の廃止の推進に関する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人制度が、各独立行政法人の行う事務及び事業に対する国の責任を不明確にし、その結果、行政の能率的な運営並びに行政の公正性及び透明性の確保の妨げとなっている

ことにかんがみ、独立行政法人制度の廃止を総合的かつ計画的に推進するため、独立行政法人制度の廃止の推進に関する施策の基本となる事項を定め、及び必要な体制を整備しようとするものである。

### **茶業振興法案(参第15号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、近年、生活様式の多様化その他の茶をめぐる諸情勢の変化により茶業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっていることにかんがみ、茶業の健全な発展に寄与するため、茶の需要の動向に即応して計画的に茶業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な茶園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて茶の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに茶の生産者の経営の安定のための措置等を定めようとするものである。

### **義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(参第16号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法を義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律として恒久化するとともに、罰金の額を引き上げ、並びに特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の罪の処罰の請求を行う権限を有する地方公共団体の教育委員会等は、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止に違反する事実の通報を受けたときは、必要な調査を行うものとするものである。

### **義務教育段階の外国人学校に対する支援に関する法律案(参第17号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、外国人の児童の教育の機会の確保及び教育環境の整備を図り、もって外国人の児童の健全な成長に資するとともに、日本人と外国人とが互いの文化に対する理解を深め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、義務教育段階の外国人学校に対する支援に関し必要な事項を定めるものである。

### **障がい者の所得保障の充実のための国民年金法等の一部を改正する法律案(参第18号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

障がい者の所得保障の充実を図るため、障害基礎年金等の額の引上げ及び支給要件の緩和、特別障害給付金の支給対象の拡大及び額の引上げ等を行うとともに、福祉ホームに係る事業に対する財政措置の拡充を通じた障がい者に対する住宅に関する支援を行おうとするものである。

## 衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

### 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.3総務委員会付託 3.10本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成28年3月31日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、計画策定等の義務付けの見直し、ソフト事業に対する支援措置の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、過疎地域の要件の追加

現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加する。

#### 二、過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けを廃止するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の所要の措置を講ずる。

#### 三、過疎対策事業債の対象経費の拡充

- 1 過疎対策事業債の対象施設に関し、認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設を対象施設に追加するとともに、小中学校の校舎等についての統合要件を撤廃する。
- 2 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために設けられる基金の積立てを含む。)の実施に要する経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)について、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して算定した額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とする。

#### 四、減価償却の特例の拡充及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

所得税及び法人税に係る特別償却を行うことができる事業及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうち、ソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加する。

#### 五、期限の延長

現行法の有効期限を、平成28年3月31日まで、6年間延長する。

#### 【附帯決議】(22.3.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、過疎地域の現状と課題を十分に把握し、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二、過疎地域がそれぞれ有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三、過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。
- 四、過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保することとし、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すとともに、過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。

五、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後3年を目途として、その検討結果や平成22年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

### 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.23北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会付託 3.31本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮当局によって拉致された被害者等であって本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間の限度を5年延長し、10年とする。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

### 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 22.3.23可決 参議院 3.23災害対策特別委員会付託 3.31本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を延長する等の必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成27年3月31日まで5年間延長する。
- 二、地震対策緊急整備事業計画の関係都道府県知事への作成の義務付けを廃止し、任意事項とする。
- 三、公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、現行法では2分の1とされている国の負担割合を3分の2とする。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。ただし、二及び三は、平成22年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】(22.3.29災害対策特別委員会議決)

政府は、地震防災対策のより一層の推進を図るため、地震の発生確率を予測する長期評価等地震に関する調査研究の成果を踏まえ、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、地震による倒壊の危険性が高い全国の学校施設等の耐震化については、特に喫緊の課題であることから、その促進に万全を期すること。
- 二、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波の際の避難状況を詳細に検証し、津波に対する住民の避難意識の向上を図るとともに、より効果的な避難対策の実施に向けて、ハザードマップの整備、防災教育の普及、観測体制の整備等に努めること。また、津波により、養殖施設・水産物に甚大な被害が発生したことから、被災者支援の強化に向けて検討を行うこと。
- 三、我が国は、全国どこでも地震が発生し得る地震国であることから、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進については、地域において格差が生じないよう、今後1年以内に検討を加え、充実強化のために必要な措置を講ずること。また、近年、国内外で発生している大規模地震がもたらす様々な教訓を踏まえ、地震防災対策の在り方を随時見直し、その実効性に万全を期すること。

右決議する。

## 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 22.3.26可決 参議院 3.26議院運営委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 一、国立国会図書館支部消費者庁図書館の設置  
消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置く。
- 二、施行期日  
この法律は、公布の日から施行する。

## 国民年金法等の一部を改正する法律案(衆第13号)

(衆議院 22.4.13可決 参議院 4.13厚生労働委員会付託 4.21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 国民年金法の一部改正

- 一 障害基礎年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときに加算を行う。
- 二 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子を有するに至ったときは、その翌月から、障害基礎年金の額の改定を行う。

#### 第二 厚生年金保険法の一部改正

- 一 障害厚生年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者があるときに加算を行う。
- 二 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったときは、その翌月から、障害厚生年金の額の改定を行う。

#### 第三 国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の一部改正

国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金について、第二の改正に準じた改正を行う。

#### 第四 施行期日等

- 一 この法律は、平成23年4月1日から施行する。
- 二 施行日において現に障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子(当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った子に限る。)がある場合における障害基礎年金の額の改定等について、所要の経過措置を設ける。
- 三 関係法律について、所要の規定の整備を行う。

## 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 22.4.13可決 参議院 4.13厚生労働委員会付託 4.21本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の規定の整理を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあるのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に

- 係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定を整備する。
- 二 この法律は、公布の日から施行する。

### PTA・青少年教育団体共済法案(衆第19号)

(衆議院 22.5.18可決 参議院 5.18文教科学委員会付託 5.26本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、PTA(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生(以下「児童生徒等」という。)の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体等をいう。)及び青少年教育団体(青少年の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を行う社会教育関係団体等をいう。)は、一般社団法人等を設立し、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとする。
- 二、PTAが行うことができる共済事業は、PTAが主催する活動における児童生徒等、保護者及び教職員の災害、学校の管理下における児童生徒等の災害のほか、学校の管理下以外における児童生徒等の災害を対象とすること。
- 三、青少年教育団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年及び保護者等の災害を対象とすること。
- 四、行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求め、立入検査を行うことができるとし、業務の改善等の監督上必要な命令をすることができることとする。
- 五、この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とすること。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 口蹄疫対策特別措置法案(衆第26号)

(衆議院 22.5.27可決 参議院 5.27農林水産委員会付託 5.28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫(以下「今般の口蹄疫」という。)に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延防止のための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、車両等の消毒の義務

農林水産大臣(以下「大臣」という。)が都道府県知事(以下「知事」という。)の申請に基づいて指定する地域内において、知事が消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、身体及び当該者の使用する車両その他の物品を消毒しなければならないこととする。

#### 二、患畜又は疑似患畜の埋却等の支援

- 1 大臣が口蹄疫のまん延防止のために患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)の埋却等の支援を行う必要がある地域として指定する地域内に存する患畜等の所有者は、自らこれらの埋却等を行うことが困難な場合は、家畜防疫員に対し、埋却等を求めることができることとする。
- 2 国は、家畜防疫員が行う患畜等の埋却等の円滑な実施に資するため、埋却用地の確保、埋却

作業に従事する者の派遣等必要な措置を講ずることとする。

### 三、患畜等以外の家畜の殺処分等

- 1 知事は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づく措置だけでは口蹄疫のまん延防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延防止のためやむを得ない場合は、大臣が口蹄疫のまん延防止のために患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において、当該家畜の所有者に対し、期限を定めて、当該家畜を殺処分すべきことを勧告できることとする。
- 2 三1の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺処分させることができることとする。
- 3 知事は、三1又は三2の殺処分によって損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失を補てんしなければならないこととする。

### 四、大臣の知事に対する指示

大臣は、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、知事に対し、一の消毒、二の埋却等、三の勧告等に係る措置を実施すべき旨を指示することができることとする。

### 五、患畜等の所有者等に対する経済的な支援等

- 1 国は、今般の口蹄疫に係る患畜等のと殺の適切かつ確実な実施に資するとともに、当該患畜等の所有者の経済的な支援に資するため、法に基づく手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずることとする。
- 2 国は、今般の口蹄疫に関し、都道府県が支弁する衛生資材の購入費等の経費について、当該都道府県が実質的に負担する部分を生じさせないよう、必要な措置を講ずることとする。

### 六、家畜等の移動制限措置等により生じた損失の補てん

国は、今般の口蹄疫のまん延防止のために行われた家畜等の移動制限措置、家畜市場の自主的な開催の停止等により、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少、飼料費等の増加等が生じたときは、その損失を補てんできるよう、必要な措置を講ずることとする。

### 七、家畜の生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

国は、今般の口蹄疫のまん延により、経営及び生活が不安定になっている家畜の生産者をはじめ、畜産関連事業者の経営及び生活の安定を図るため、これらの者に対し、事業の再建等に必要資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成等必要な措置を講ずることとする。

### 八、地域再生のための支援

国及び地方公共団体は、七のほか、今般の口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施できるよう、基金の設置等必要な措置を講ずることとする。

### 九、施行期日及び法律の失効

この法律は、公布の日から施行するとともに、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととする。

### 十、検討

政府は、平成24年3月31日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延防止の在り方等の検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずることとする。

**障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(衆第27号)**

(衆議院 22.5.31可決 参議院 5.31厚生労働委員会付託 未了 ※)

※22.6.1 厚生労働委員会可決

**【要旨】**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、利用者負担について応能負担が原則であることの明確化、障害者の定義における発達障害者の明示、相談支援体制の充実、障害児支援の強化等を行おうとするものである。

## 予 算

### 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)

### 平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)

(衆議院 22.1.25可決 参議院 1.25予算委員会付託 1.28本会議可決)

#### 【概要】

平成21年12月15日、平成二十一年度第2次補正予算2案が閣議決定された。同補正予算は、デフレ基調が強まるなど景気の先行き不透明感が払拭されない中、12月8日に決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を実施するとともに、平成二十一年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額等を行うために編成された。

歳出面では、明日の安心と成長のための緊急経済対策費として、雇用6,140億円、環境7,768億円、金融1兆1,742億円、住宅投資4,000億円、生活の安心確保7,849億円、地方支援3兆4,515億円（地方交付税交付金の減額分の補てんを含む）等が計上される一方、既定経費の減額として、平成二十一年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額2兆6,969億円、税収減に伴う地方交付税の減額2兆9,515億円、経済緊急対応予備費の減額1,500億円、予備費の減額1,000億円等が行われている。

歳入面では、租税及印紙収入が9兆2,420億円減額、その他収入が154億円減額される一方、公債金については、建設国債1,000億円、特例国債9兆2,420億円、合わせて9兆3,420億円増発されることとなった。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加846億円を加えた補正後の規模は、102兆5,582億円となった。

#### 平成二十一年度第2次補正予算のフレーム

(単位：億円)

| 歳出                                 |          | 歳入          |          |
|------------------------------------|----------|-------------|----------|
| 1. 明日の安心と成長のための緊急経済対策費             | 72,013   | 1. 租税及印紙収入  | △ 92,420 |
| (1) 雇用                             | 6,140    | 2. 政府資産整理収入 | △ 234    |
| (2) 環境                             | 7,768    | 3. 雑収入      | 80       |
| (3) 金融                             | 11,742   | 4. 公債金      | 93,420   |
| (4) 住宅投資                           | 4,000    | 公債金         | 1,000    |
| (5) 生活の安心確保                        | 7,849    | 特例公債金       | 92,420   |
| (6) 地方支援                           | 34,515   |             |          |
| 2. その他の経費                          | 2,274    |             |          |
| 3. 平成21年度第1次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額 | △ 26,969 |             |          |
| 4. 地方交付税交付金の減額                     | △ 29,515 |             |          |
| 5. 経済緊急対応予備費の減額                    | △ 1,500  |             |          |
| 6. 予備費の減額                          | △ 1,000  |             |          |
| 7. その他既定経費の不用額の減額                  | △ 14,457 |             |          |
| 歳出計                                | 846      | 歳入計         | 846      |

平成二十二年度一般会計予算  
平成二十二年度特別会計予算  
平成二十二年度政府関係機関予算

(衆議院 22.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.24本会議可決)

【概要】

平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙の結果、民主党、社会民主党、国民新党からなる鳩山連立内閣が発足した。連立政権による政策のバックボーンの一つとなった民主党のマニフェスト(政権公約)では、22年度以降、4年間にわたる工程表が掲げられ、子ども手当・出産支援、公立高校の実質無償化、年金制度の改革、医療・介護の再生、農業の戸別所得補償の実施など総額16.8兆円(初年度7.1兆円)の財源が必要と見込まれた。こうした財源については、公共事業の全面的な見直し、補助金改革、独立行政法人等への支出の見直しなど、国の総予算(一般会計と特別会計の純計)207兆円を全面的に組み替える(見直す)とともに、いわゆる「埋蔵金」や国の資産の活用などで、捻出することとされた。

その後、新政権での予算編成は、二十一年度第1次補正予算の見直しと二十二年当初予算の編成を並行して行う形で行われた。まず、補正予算の見直しでは、約3兆円規模の予算の凍結・執行停止を行うこととなった。他方、二十二年当初予算の編成については、「平成22年度予算編成の方針について」が決定され、(1)予算の年内編成のほか、(2)前政権下で策定された概算要求基準の廃止、(3)マニフェストを踏まえた新たな予算要求の再提出(10月15日まで)等が掲げられた。再提出後の概算要求額は95兆円に上り、過去最高額となった。その後、査定作業は、行政刷新会議での事業仕分けの実施などにより、各省庁の要求の洗い直し等を経て、予算編成は大詰めを迎えることとなった。

他方、我が国経済は、平成21年春頃より、新興国経済の回復に伴う輸出の持ち直しや、エコカー減税等の消費刺激策の実施等により実質成長率がプラス基調となるなど、ようやくリーマンショック後の最悪期を脱し、景気は持ち直しの動きを見せ始めた。しかし、依然として中小企業の業況は厳しく、また、失業率も高い水準が続くなど、景気は予断を許さない状況が続いた。21年秋には、いわゆる「ドバイショック」が発生し、国際金融市場に再び不安感が漂うほか、国内では、生活実感に近い名目成長率のマイナスが続く中、デフレ基調が強まるなど、我が国経済の先行きについては二番底や踊り場を懸念する見方も多く見られた。こうした中、12月8日には「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が決定され、12月15日には緊急経済対策の実施と第1次補正予算の執行見直しによる執行停止額の減額等を行うための二十一年度第2次補正予算が決定された。そして、平成二十二年度総予算3案は、21年12月25日に閣議決定された。

平成二十二年度予算は、(1)「コンクリートから人へ」の理念に立ち、税金の使い途を徹底的に見直し、予算の中身を抜本的に変革する、(2)事業仕分けの評価結果の厳格な反映によって不要不急の歳出の削減を行う、(3)特別会計について聖域なき見直しを断行した上で税外収入を確保し、これを最大限活用する、(4)国債発行額を、前政権が編成した平成二十一年度第1次補正予算後の国債発行額である約44兆円以内に抑えること等を基本方針として編成された。

平成二十二年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比4.2%増の92兆2,992億円と4年連続して増加し、当初予算としては初めて90兆円を超え過去最大の規模となった。政策的経費である一般歳出は53兆4,542億円、同3.3%増となり、当初予算としては過去最大規模となった。

地方交付税等は17兆4,777億円、同5.5%増となり、4年連続の増加となった。原資となる国の税収が景気悪化に伴い大幅に落ち込む中、前年度当初と比べ出口ベースで約1.1兆円の増額となった。また、国債費は20兆6,491億円、同2.0%増となり、2年連続の増加となった。なお、長期金利の想定は2.0%と前年度と同じ水準に据え置かれた。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が27兆2,686億円、同9.8%増で、一般歳出に占める比率は51%と初めて50%を超えた。子ども手当の給付に係る国庫負担(社会保障関係費分1.5兆円)が計上されたほか、医療費では診療報酬が全体としては10年ぶりのプラス改定となり、また、財政悪化が

指摘される協会けんぽへの国庫負担なども厚めの予算配分が行われた。

文教及び科学振興費は、科学技術振興費がマイナスとなる一方、高校の実質無償化や教職員定数の300人純増等により5兆5,860億円、対前年度当初予算比5.2%増となった。また、食料安定供給関係費が農業の戸別所得補償（モデル事業の実施）等で1兆1,599億円、同33.9%増、中小企業対策費は資金繰り支援の強化などで1,911億円、同1.1%増などとなった。

他方、公共事業関係費は5兆7,731億円、同18.3%減と6兆円を割り込み、昭和53年度以来32年ぶりの低水準となった。道路、港湾、空港など2ケタの大幅減となったが、新幹線関連の予算は前年度当初予算と同額が計上された。なお、地方自治体向け補助金等については、既存の補助金を統合する形で、対象事業をより緩やかにした「社会資本整備総合交付金」が創設される。防衛関係費は4兆7,903億円、同0.3%増となったが、職員に対する子ども手当の予算を除くと同0.2%のマイナスとなった。また、経済協力費は5,822億円、同7.5%減、ODA予算は6,187億円、同7.9%減となり、ODA予算は11年連続のマイナスとなった。なお、予備費は、通常の予備費3,500億円とは別に、経済危機対応・地域活性化予備費1兆円が設けられ、前年度に計上された経済緊急対応予備費1兆円は廃止された。

「コンクリートから人へ」の理念の下、子ども手当、高校無償化等マニフェスト関連や中小企業の資金繰り対策等景気への配慮にかかわる分野に手厚い予算配分が行われる一方、公共事業費等は大幅な削減が行われることとなり、一般歳出の主要経費で見ると、社会保障関係費、文教及び科学振興費、食料安定供給関係費、中小企業対策費などで増加し、他方、公共事業関係費、経済協力費などで大幅に減少することとなった。

歳入では、一般会計税収は37兆3,960億円、同18.9%減となった。景気低迷が続く中、法人税収が大幅に減少するほか、所得税、消費税も低迷が見込まれることから、税収は、当初予算としては、昭和60年度以来の40兆円割れとなった。その他収入は、10兆6,002億円、同15.8%増となった。財政投融资特別会計からの特例的な繰入（4兆7,541億円）のほか、外為特会の剰余金（2兆8,507億円、特例的繰入を含む）など特別会計からの剰余金等の繰入のほか、公益法人や独立行政法人等の基金等からの返納が約1兆円に上った。公債金は44兆3,030億円で前年度当初より11兆90億円増加し、当初予算としては、戦後初めて国債発行額が税収を上回った。公債依存度は48.0%となり、前年度当初（37.6%）より大幅に上昇した。

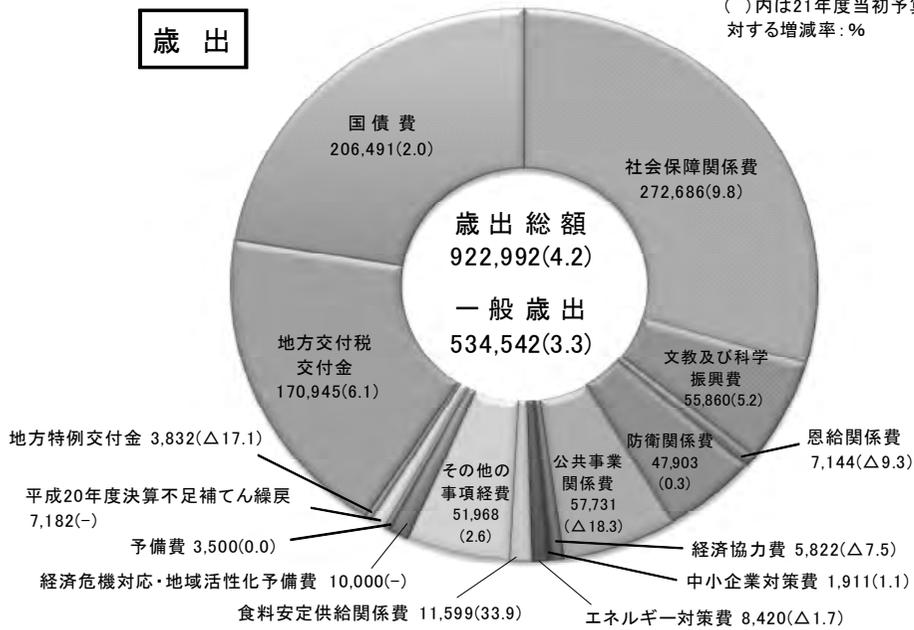
基礎的財政収支（一般会計）は23.7兆円の赤字で、前年度の13.1兆円から赤字幅が更に拡大した。また、国と地方の長期財務残高は862兆円、対GDP比181.5%が見込まれている。

マニフェスト関連の施策としては、次年度以降、子ども手当の拡充、農業の戸別所得補償の本格実施などが予定されるが、どのようにして財源調達を行うのか、施策自体の見直しも含め、今後の政府の対応が注目されている。

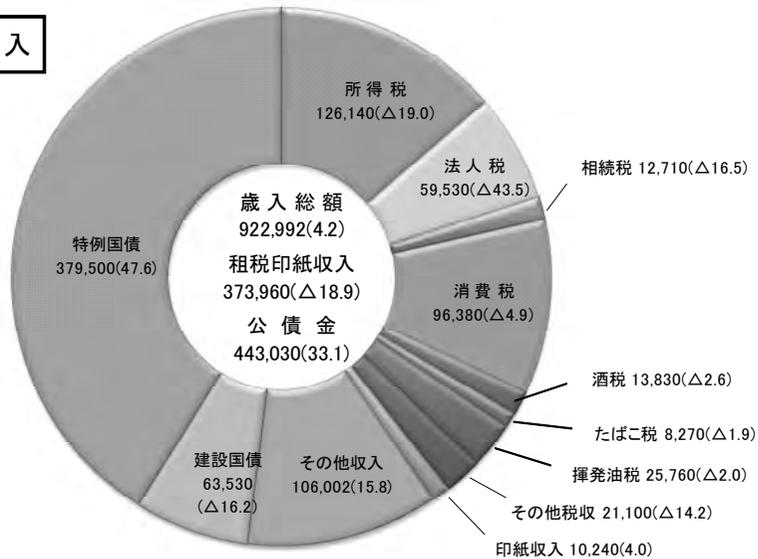
## 平成22年度一般会計予算の内訳

単位：億円  
 ( )内は21年度当初予算に  
 対する増減率：%

### 歳出



### 歳入



資料) 財務省「予算の説明」等より作成

## 条 約

### 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 22.4.6承認 参議院 4.20外交防衛委員会付託 4.23本会議承認)

#### 【要旨】

政府は、2006年(平成18年)12月にロシア連邦政府との間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、その結果、条約案文について最終合意をみるに至り、2009年(平成21年)5月12日に東京において、この条約の署名が行われた。この条約は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。
- 二、共助には、①証言、供述又は物件の取得、②人、物件又は場所の見分、③人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、④被請求国の立法機関、行政機関、司法機関その他の国家機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、⑤ある者に対する請求国における出頭の招請の伝達又はある者に対して請求国における出頭を求める文書の送達、⑥被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の一時的な身柄の移送であって、証言の取得その他の共助の請求に示された目的のためのもの、⑦刑事手続に関する文書(⑤の文書を除く。)の送達、⑧犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑨被請求国の法令に反しないその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。
- 三、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、ロシア連邦はロシア連邦法務省及びロシア連邦最高検察庁を、それぞれ指定する。この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。
- 四、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。
- 五、この条約は、批准書の交換の日の後90日目の日に効力を生ずる。

### 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 22.4.6承認 参議院 4.20外交防衛委員会付託 4.23本会議承認)

#### 【要旨】

政府は、2009年(平成21年)4月に欧州連合との間で刑事共助協定の締結交渉を開始し、その結果、協定案文について最終合意をみるに至り、同年11月30日にブリュッセルにおいて、先方、当時の欧州連合議長国であるスウェーデンの法務大臣により、及び同年12月15日に東京において、我が方外務大臣により、この協定の署名が行われた。この協定は、前文、本文31箇条、末文及び附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、被請求国は、請求国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続(司法手続を含む。)についてこの協定の規定に従って共助を実施する。
- 二、共助には、①証言又は供述の取得、②映像及び音声の送受信による通話(ビデオ会議)を通じた聴取を可能とすること、③物件の取得、④銀行口座に関する記録、文書又は報告の取得、⑤人、物件又は場所の見分、⑥人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、⑦被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、⑧文書の送達及びある者に対する請求国における出頭の招請の伝達、⑨拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の立証の目的のためのもの、⑩収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに

関連する手続についての共助、⑩被請求国の法令により認められるその他の共助であって日本国と欧州連合加盟国との間で合意されたものを含む。

三、この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、欧州連合加盟国は附属書 I に掲げる各国の当局を、それぞれ指定する。この協定に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

四、被請求国は、請求された共助の実施により自国の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合等には、共助を拒否することができる。なお、請求国の法令の下で死刑を科し得る犯罪に関する共助の実施については、そのための条件に関し被請求国と請求国との間で合意がある場合を除くほか、被請求国は、当該実施により自国の重要な利益が害されるおそれがあると認めることができる。

五、この協定は、日本国及び欧州連合が、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

### 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 22.4.6承認 参議院 4.20外交防衛委員会付託 4.23本会議承認)

#### 【要旨】

我が国は、欧州評議会が作成した刑を言い渡された者の移送に関する条約に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の要件の下で外国人受刑者の母国への移送を実施することが可能となっているが、タイ側は同条約に加入しない方針をとっており、両国間で受刑者の移送を実施するため、我が国にとって初めての二国間の受刑者移送条約となるこの条約の交渉を開始し、交渉の結果、2009年(平成21年)7月にタイのプーケットにおいて署名された。この条約は、タイにおいて刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているタイ人受刑者を母国に移送するための手続等について定めるものであり、前文、本文12箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、移送国の領域に所在する刑を言い渡された者については、その言い渡された刑に服させるため、この条約に従い受入国の領域に移送することができる。
- 二、刑を言い渡された者については、当該者が受入国が定める受入国の国民であること、当該者が移送国の刑事施設において拘禁刑に服していること、移送国及び受入国が移送に同意していること、当該者が移送に同意していること等の条件がすべて満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。
- 三、刑を言い渡された者についての移送の要請は、当該者がタイの法令に基づき特定の犯罪について刑を言い渡されている場合、判決が確定していない場合、当該者の移送がいずれかの締約国の主権等を害するおそれがある場合等には、この条約に基づいて拒否される。
- 四、移送国は、その裁判所が言い渡した判決及び当該判決の変更又は取消しに関する手続について、また、特赦等を認めること等について専属的な管轄権を保持する。
- 五、移送後の刑の執行の継続は受入国の法令及び手続により規律される。受入国は移送国において決定された刑の法的な性質及び期間に拘束される。受入国はいかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならず、受入国により執行されるべき刑は移送国の裁判所が決定した刑にできる限り合致させるものとする。
- 六、この条約は、批准されなければならないが、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 22.4.22承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.19本会議承認)

### 【要旨】

この協定は、我が国とバミューダとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための枠組みを定めるとともに、両国間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2010年(平成22年)2月1日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は所得に対する租税等に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。
- 二、情報の提供を要請された締約者(以下「被要請者」という。)の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。
- 三、被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者(以下「要請者」という。)に提供するためにすべての関連する情報収集のための措置をとる。
- 四、各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。
- 五、要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、所定の情報を提供しなければならない。
- 六、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報の提供を拒否することができる。
- 七、この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、租税の賦課、徴収等に関与する者又は当局であって、当該一方の締約者内にあるものに対してのみ開示することができる。
- 八、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約者においてのみ課税することができる。
- 九、この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 22.4.13承認 参議院 4.26外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

### 【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年(平成21年)11月以降、現行租税協定の情報交換に係る規定(第26条)を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年(平成22年)2月4日にシンガポールにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文2箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税協定第26条を改め、両締約国の権限のある当局が、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 二、各締約国は、他方の締約国に対し、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日

に効力を生ずる。

## 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 22.4.13承認 参議院 4.26外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

### 【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年(平成21年)12月以降、現行租税協定の情報交換に係る規定(第25条)を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年(平成22年)2月10日にプトラジャヤにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文3箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税協定第25条を改め、両締約国の権限のある当局が、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 二、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 22.4.13承認 参議院 4.26外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

### 【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年(平成21年)11月以降、現行租税条約の情報交換に係る規定(第26条)を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税条約を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年(平成22年)1月26日にブリュッセルにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文3箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税条約第26条を改め、両締約国の権限のある当局が、条約の規定の実施又は両締約国若しくは日本国の地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 二、各締約国は、他方の締約国に対し、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 22.4.13承認 参議院 4.26外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

### 【要旨】

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に

消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、2009年（平成21年）12月以降、現行租税条約の情報交換に係る規定（第28条）を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税条約を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、2010年（平成22年）1月25日にルクセンブルクにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文3箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税条約第11条4を改め、ルクセンブルク及び日本国の利子免税対象機関としての「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」に該当する機関について所要の修正を加える。
- 二、現行租税条約第28条を改め、両締約国の権限のある当局が、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。
- 三、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 22.4.22承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.19本会議承認)

### 【要旨】

この条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とクウェートとの間で課税権を調整するものであり、2010年（平成22年）2月17日にクウェートで署名されたものである。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税される。
- 四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 七、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。
- 八、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。
- 十、匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法令に従って課税することができる。
- 十一、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 十二、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十三、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号) (先議)

(参議院 22. 4. 5外交防衛委員会付託 4. 14本会議承認 衆議院 5. 27承認)

### 【要旨】

この協定は、我が国とアイルランドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2009年(平成21年)3月に両政府間で協定の締結交渉を開始した結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年10月29日にダブリンにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、アイルランドについては、国家年金(拋出制)、国家年金(移行)、寡婦・寡夫年金(拋出制)、障害年金、保護者給付(拋出制)、死別手当金並びに雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務に関する社会福祉法及び同法に基づいて定めた規則について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣(第三国の領域を経由する派遣を含む。)又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用されるとともに、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。
- 五、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

## 航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号) (先議)

(参議院 22. 4. 5外交防衛委員会付託 4. 14本会議承認 衆議院 5. 27承認)

### 【要旨】

我が国とマカオとの間の定期航空路線の開設については、マカオから提起された航空協定締結の要望及び近年の両者間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2010年(平成22年)2月10日にマカオにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とマカオとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約者の航空企業は、他方の締約者の協定地域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の協定地域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 二、一方の締約者の指定航空企業は、付表に定める路線(特定路線)において、他方の協定地域内の地点に着陸して定期的に両者間の貨客を運送するとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の協定地域内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 三、一方の締約者の指定航空企業は、他方の空港等の施設使用料金につき最恵国待遇及び内国民待

遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等についての関税等を免除される。

四、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要のうち当該指定航空企業を指定した締約者の協定地域発着の貨客を運送することを主目的とする。

五、各締約者の航空当局は、自らの協定地域から出発する協定業務の運賃を認可する権利を有するが、他方の協定地域から出発する協定業務の運賃について一方的な措置をとってはならない。

六、両締約者は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法行為等を防止するため、適当な措置をとるとともに、緊急事態においては他方の指定航空企業の運航を停止させることができる。

七、一方の締約者は、他方に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自らの協定地域内において当該他方の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができる。また、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の指定航空企業の運航を停止させることができる。

八、両締約者の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点—マカオ—後に特定される地点」、マカオ側は「マカオ—日本国内の地点」とする。

### 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号) (先議)

(参議院 22. 4. 12外交防衛委員会付託 4. 21本会議承認 衆議院 6. 16承認)

#### 【要旨】

この協定は、国際的な人の移動の問題を専門に扱う国際機関である国際移住機関が我が国において一層円滑に活動を行う環境を整備するため、我が国と国際移住機関との間の特権及び免除に係る協定の締結に向けた交渉を行った結果、2010年(平成22年)2月にスイスのジュネーブにおいて署名された。この協定は、前文、本文5箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員は、千九百四十七年の専門機関の特権及び免除に関する条約の一部規定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及び職員(専門機関の事務局長を含む。)に与えられる特権及び免除を享有する。

二、協定に規定する特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府において認める場合には、国際移住機関は、要請により日本国政府と協議する。その協議により両締約者にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は、三の手續に従って解決される。

三、協定の解釈若しくは適用に関する両締約者の間の紛争等で、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、両締約者がそれぞれ任命する仲裁人及びこれらの2人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の3人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託する。仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、両締約者を拘束する。

四、協定の改正に関する協議は、日本国政府又は国際移住機関のいずれか一方の要請によって行われる。いずれの改正も、両締約者の間の合意によって行われる。

### 国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件(閣条第13号) (先議)

(参議院 22. 4. 12外交防衛委員会付託 4. 21本会議承認 衆議院 6. 16承認)

#### 【要旨】

この憲章は、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関として国際再生可能エネルギー機関を設立することについて定めるものであり、2009年(平成21年)1月にドイツのボンで開催された設立会合において採択された。この憲章は、前文、本文20箇条及び末文並びに憲章の不可分の一部を成す宣言から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この憲章の締約国は、国際再生可能エネルギー機関(以下「機関」という。)を設立する。

二、機関は、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進する。

- 三、この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、バイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風エネルギー等、再生することが可能な資源から持続可能な状態で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいう。
- 四、機関は、再生可能エネルギーに関する技術の卓越した拠点として、特に加盟国の利益のため、主な活動として、再生可能エネルギーに関する実例を分析し、把握し、及び体系化すること、加盟国の要請に応じ、政策上の助言及び援助を当該加盟国に対して提供すること、適切な知識及び技術の移転を強化し、並びに加盟国における地域的な能力の開発を促進すること等を行う。
- 五、機関は、事務局が作成し、理事会が検討し、総会が採択した年間の作業計画に基づき、活動を実施する。
- 六、機関の主要な組織として、総会、理事会及び事務局を設置する。
- 七、機関の予算は、総会が採択する財政規則に従い、国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金、任意の拠出金その他の財源を財源とする。
- 八、機関は、国際法上の法人格を有するものとし、加盟国の領域内で及びその国内法令に従うことを条件として、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な国内における法律上の能力を享有する。

## 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

(衆議院 22. 4. 22承認 参議院 5. 12外交防衛委員会付託 5. 19本会議承認)

### 【要旨】

ウラン確認埋蔵量が世界第2位のカザフスタン共和国と我が国との間で、今後、核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、両政府は原子力協定交渉を開始することで一致し、その後、2007年(平成19年)より鋭意交渉を行った結果、2010年(平成22年)3月2日に東京においてこの協定の署名が行われた。この協定は、原子力の平和的利用に関する両国間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、前文、本文14箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給並びに協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法で行うことができる。
- 二、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 三、前記二の義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。
- 四、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。
- 五、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。
- 七、各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 承認を求めるの件

### 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 22. 3. 26承認 参議院 3. 29総務委員会付託 3. 31本会議承認)

#### 【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,786億円、事業支出は6,847億円であって、61億円の収支不足となる。この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

#### 二、事業計画

平成22年度は、3か年経営計画の2年目として、放送の自主自律の堅持、公正・公平で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、多様化する視聴者の期待にこたえる情報番組や地域放送の充実、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化、視聴者からの信頼を高めるための組織改革、構造改革の推進と取材・制作体制の強化による効果的かつ効率的な業務運営、受信料制度への理解促進と公平負担に向けた取組強化、効率的な契約収納活動の推進、デジタルテレビジョン放送の普及、デジタル時代の新たなサービスの開発・充実等に取り組むとしている。

#### 三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,146億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額7,175億円をもって施行する。

#### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、国民の意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められるが、その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利にこたえ、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する旨の意見が付されている。

#### 【附帯決議】(22. 3. 30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人一人が、視聴者の視点に立ち、公共放送に携わる者としての高い倫理意識を確立するよう、組織一体となって改革に取り組むこと。

二、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底を図るとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。また、政府においても、憲法及び放送法において保障されている表現の自由、報道の自由を確保すること。

三、経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを認識し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のために一層の努力を行うこと。また、政府においては、委員の人選の在り方について広く研究を行うこと。

四、協会は、受信料の不払い・未契約の割合が依然として全体の3割近い現状にかんがみ、引き続き、あらゆる対策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努め、受信料の公平負担を図ること。あわせて、受信料収入に対する収納経費の比率がいまだに高い水準にあることから、地域スタッフの業務にも配慮しつつ、今後も契約収納業務の効率化を更に進め、経費削減に努めること。また、経営計画で掲げた平成24年度からの受信料収入の国民・視聴者への還元の実現に向け、受信料体系の在り方について広く国民の意見を聴きながら総合的な検討を行うこと。

- 五、協会が行う外国人向けテレビ国際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じて、我が国に対する正しい理解とイメージの向上及び国際親善の増進等に資するよう、番組内容の充実に努めること。また、多額の経費が投じられていることにかんがみ、その費用対効果について、評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務の体制及び放送の内容に対する不断の見直しを行うこと。
- 六、協会は、地上放送の完全デジタル化に向け先導的な役割を果たすとともに、政府は、デジタル放送に対応した受信機器の普及促進、共聴施設の改修等の支援などあらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。
- 七、協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引については、競争契約の比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報開示に努めること。
- 八、協会は、地域の活性化に資するよう、地域からの情報発信強化等地域放送の充実に努めること。また、災害時等において、各種の警報等を伝達し、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。
- 九、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実に努めること。
- 十、協会は、番組アーカイブ業務については、その収支が当初見通しを達成していないことにかんがみ、一般勘定からの借入金によることなく運営できるよう、提供する番組の見直し・拡充、利便性の向上等に取り組み、早期の収支改善を図ること。
- 右決議する。

#### 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 未了)

##### 【要旨】

本件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置しようとするものである。

#### 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 22.5.20承認 参議院 5.21国土交通委員会付託 5.28本会議承認)

##### 【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成22年4月9日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要であると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成23年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成23年4月13日までの間。

三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)**

(衆議院 22.5.27承認 参議院 5.31経済産業委員会付託 審査未了)

**【要旨】**

北朝鮮へのすべての貨物の輸出及び北朝鮮からのすべての貨物の輸入につき、平成22年4月14日から平成23年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求める。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第173回国会閣承認第1号)**

(衆議院 22.3.23承認 参議院 3.23経済産業委員会付託 3.26本会議承認)

**【要旨】**

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成21年4月10日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成21年4月14日から平成22年4月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第173回国会閣承認第2号)**

(衆議院 22.3.23承認 参議院 3.23経済産業委員会付託 3.26本会議承認)

**【要旨】**

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成21年6月16日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成21年6月18日から平成22年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物について経済産業大臣の輸出承認義務を課する措置及び北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

## 予備費等承諾を求めるの件

### 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

### 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

### 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

### 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

### 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった7,181億円について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定によりその不足を補てんするため決算調整資金から同額を一般会計歳入に組み入れた。なお、組入れの際、決算調整資金に属する現金がなかったので、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れを行った。

## 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は297億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、③国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円などである。

## 平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

## 決算その他

### 平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第173回国会21.11.30決算委員会付託 審査未了)

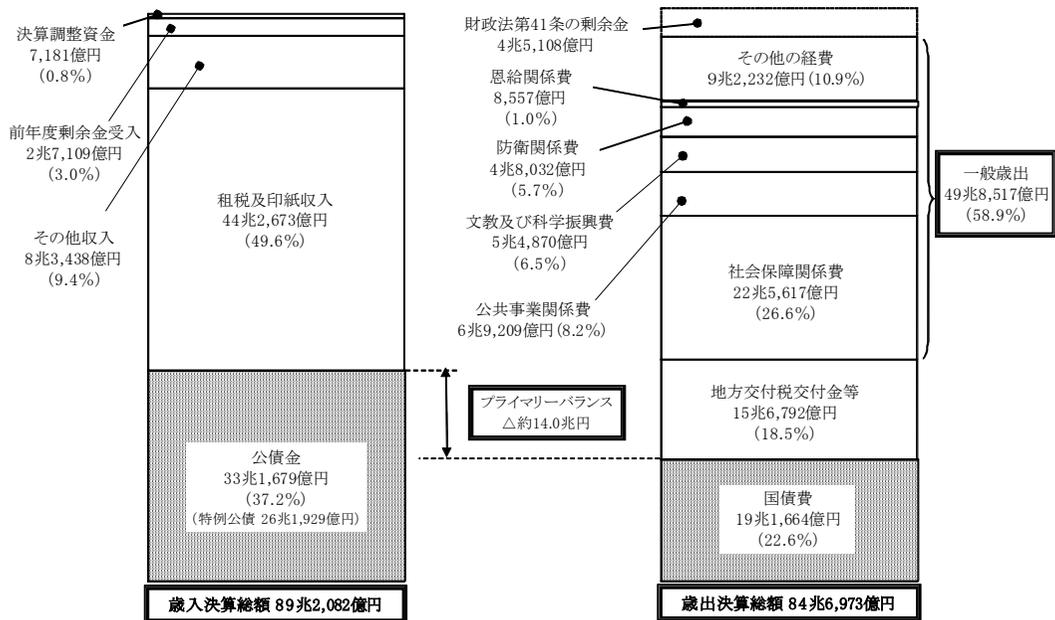
平成二十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2,082億円、歳出決算額は84兆6,973億円であり、差引き4兆5,108億円であるが、この額から21年度への繰越歳出予算財源4兆5,108億円を控除すると皆無となり、その結果、20年度の新規発生剰余金は生じないこととなった。また、歳入決算総額には、決算調整資金からの組入額7,181億円が含まれており、20年度一般会計歳入歳出決算上、同額の不足額が生じており、13年度決算以来、7年度ぶりのいわゆる歳入欠陥となっている。

平成二十年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は387兆7,395億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は359兆1,982億円である。

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆1,857億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は55兆5,283億円であるため、差引き6,573億円の剰余を生じた。

平成二十年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆8,248億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆7,847億円である。

#### 〈平成二十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成20年度 決算の説明」より作成

## 平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第173回国会21.11.30決算委員会付託 審査未了)

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書における20年度中の国有財産の差引純減少額は2兆7,986億円、20年度末現在額は102兆3,690億円である。

## 平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第173回国会21.11.30決算委員会付託 審査未了)

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書における20年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は27億円、20年度末現在額は1兆886億円である。

## N H K 決 算

### 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成20年度決算書類である。この決算書類によれば、NHK全体の平成20年度末における資産、負債及び純資産の状況については、資産総額8,224億円に対し、負債総額は2,732億円、純資産総額は5,492億円である。

また、当年度中の損益の状況については、経常事業収入6,624億円に対し、経常事業支出は6,309億円、差引き経常事業収支差金は314億円であり、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は262億円である。このうち、資本支出充当は33億円、事業収支剰余金は229億円である。

5 議案審議表

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。  
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。  
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。  
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

| 件名                                  | 提出年月日   | 衆議院                    |               |               | 参議院              |      |   |      |     |      | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |      |
|-------------------------------------|---------|------------------------|---------------|---------------|------------------|------|---|------|-----|------|-------------|-----------------|----|------|
|                                     |         | (本会議趣旨説明<br>付託日 付託委員会) | 委員会議決         | 本会議議決         | (本会議趣旨説明<br>付託日) | 委員会  |   |      | 本会議 |      |             |                 |    |      |
|                                     |         |                        |               |               |                  | 趣旨説明 | 質疑  | 議決   | 議決  | 賛成会派 |             |                 |    | 反対会派 |
| 国家公務員法等の一部を改正する法律案(関法第32号)※         | 22.2.19 | (4.6)<br>4.6 内閣        | 5.12<br>修正(多) | 5.13<br>修正(多) | (5.19)<br>5.19   | 5.20 | 5.20 質疑<br>5.25 質疑<br>5.27 質疑<br>5.31 公聴会<br>6.1 質疑 | 審査未了 | —   | —    | —           | —               | 42 |      |
| 国家公務員法等の一部を改正する法律案(林方正君外3名発議)(参第7号) | 22.5.17 | —                      | —             | —             | (5.19)<br>5.19   |      |   | 審査未了 | —   | —    | —           | —               | 67 |      |
| 幹部国家公務員法案(林方正君外3名発議)(参第8号)          | 22.5.17 | —                      | —             | —             | (5.19)<br>5.19   |      |   | 審査未了 | —   | —    | —           | —               | 67 |      |

総務委員会

| 件名                                      | 提出年月日   | 衆議院                    |                       |               | 参議院              |      |   |                       |               |                                 | 公布日<br>法律番号              | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |  |
|---|---------|------------------------|-----------------------|---------------|------------------|------|---|-----------------------|---------------|---------------------------------|--------------------------|-----------------|----|--|
|   |         | (本会議趣旨説明<br>付託日 付託委員会) | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明<br>付託日) | 委員会  |   |                       | 本会議           |                                 |                          |                 |    |  |
|   |         |                        |                       |               |                  | 趣旨説明 | 質疑  | 議決                    | 議決            | 賛成会派                            |                          |                 |    | 反対会派   |
| 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(関法第1号)    | 22.1.18 | —<br>1.22 総務           | 1.25<br>可決(多)         | 1.25<br>可決(多) | —<br>1.27        | 1.28 | 1.28 質疑   | 1.28<br>可決(多)         | 1.28<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、社民、<br>無           | 共産                       | 2.3<br>1号       | 23 |  |
| 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第3号) | 22.3.2  |                        |                       | 3.2<br>可決(全)  | —<br>3.3         | 3.9  | 3.9 質疑  | 3.9<br>可決(全)<br>附帯決議  | 3.10<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無        | —                        | 3.17<br>3号      | 70 |  |
| 地方税法等の一部を改正する法律案(関法第17号)※               | 22.2.9  | (2.16)<br>2.16 総務      | 3.2<br>可決(多)          | 3.2<br>可決(多)  | (3.10)<br>3.10   | 3.18 | 3.23 質疑<br>3.24 質疑  | 3.24<br>可決*           | 3.24<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無                     | 自民、公明、<br>共産、無           | 3.31<br>4号      | 33 | *国会法第50<br>条による委員<br>長決裁   |
| 地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第18号)※             | 22.2.9  | (2.16)<br>2.16 総務      | 3.2<br>可決(多)          | 3.2<br>可決(多)  | (3.10)<br>3.10   |      |   | 3.24<br>可決(多)         | 3.24<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、社民、<br>無           | 共産、無                     | 3.31<br>5号      | 33 |  |
| 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第20号)     | 22.2.9  | —<br>3.10 総務           | 3.16<br>可決(多)<br>附帯決議 | 3.23<br>可決(多) | —<br>3.24        | 3.24 | 3.25 質疑   | 3.25<br>可決(多)<br>附帯決議 | 3.26<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、社民、<br>無           | 共産                       | 3.31<br>10号     | 34 |  |
| 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第1号)     | 22.2.9  | —<br>3.23 総務           | 3.25<br>承認(全)<br>附帯決議 | 3.26<br>承認(全) | —<br>3.29        | 3.30 | 3.30 質疑   | 3.30<br>承認(全)<br>附帯決議 | 3.31<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無        | —                        |                 | 88 |  |
| 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(関法第56号)☆  | 22.3.29 | (5.25)<br>5.25 総務      | 継続審査                  |               | (4.7)<br>4.7     | 4.8  | 4.8 質疑<br>4.13 質疑<br>4.15 参考人<br>4.16 参考人<br>4.19 連合審査<br>会<br>4.22 連合審査<br>会/質疑<br>4.27 質疑 | 4.27<br>可決*<br>附帯決議   | 4.28<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無                     | 自民、公明、<br>共産、改革、<br>日本、無 | —               | 59 | *国会法第50<br>条による委員<br>長決裁   |
| 国と地方の協議の場に関する法律案(関法第57号)☆               | 22.3.29 | (5.25)<br>5.25 総務      | 継続審査                  |               | (4.7)<br>4.7     |      |   | 4.27<br>可決(多)<br>附帯決議 | 4.28<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、改革、<br>社民、日本、<br>無 | 共産                       | —               | 60 | 総務委員会、<br>内閣委員会連<br>合審査会<br>4.22<br>関法第56号に<br>ついて総務委<br>員会、厚生労<br>働委員会連合<br>審査会 |
| 地方自治法の一部を改正する法律案(関法第58号)☆               | 22.3.29 | (5.25)<br>5.25 総務      | 継続審査                  |               | (4.7)<br>4.7     |      |   | 4.27<br>可決(多)         | 4.28<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、改革、<br>社民、日本、<br>無 | 共産                       | —               | 61 |  |

| 件名   | 提出年月日   | 衆議院                            |               |               | 参議院              |      |                    |             |               |                                    | 公布日<br>法律番号              | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |                          |
|--|---------|--------------------------------|---------------|---------------|------------------|------|--------------------|-------------|---------------|------------------------------------|--------------------------|-----------------|----|--------------------------|
|  |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会         | 委員会議決         | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |                    |             | 本会議           |                                    |                          |                 |    |                          |
|  |         |                                |               |               |                  | 趣旨説明 | 質疑                 | 議決          | 議決            | 賛成会派                               |                          |                 |    | 反対会派                     |
| 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(関法第21号)※                | 22.2.9  | (4.8)<br>4.8 総務                | 4.15<br>可決(多) | 4.16<br>可決(多) | —<br>4.27        | 4.27 | 5.11 質疑<br>5.20 質疑 | 5.20<br>可決* | 5.21<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無                        | 自民、公明、<br>共産、改革、<br>日本、無 | 5.28<br>37号     | 35 | *国会法第50<br>条による委員<br>長決裁 |
| 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(総務委員<br>長提出)(参第9号)    | 22.5.20 | —<br>5.20 総務予備付託<br>5.21 総務本付託 | 6.16<br>可決(全) | 6.16<br>可決(全) | /                | /    | /                  | /           | 5.21<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —                        | 6.16<br>45号     | 67 |                          |
| 放送法等の一部を改正する法律案(関法第39号)                      | 22.3.5  | (4.27)<br>4.27 総務              | 5.25<br>修正(多) | 5.27<br>修正(多) | (5.28)<br>5.28   | 審査未了 |                    |             | —             | —                                  | —                        | —               | 48 |                          |
| 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正<br>する法律案(関法第38号) | 22.3.5  | —<br>5.11 総務                   | 5.25<br>可決(多) | 5.27<br>可決(多) | —<br>5.28        | 審査未了 |                    |             | —             | —                                  | —                        | —               | 47 |                          |

### 法務委員会

| 件名                                  | 提出年月日   | 衆議院                    |                       |               | 参議院              |      |                              |                       |               |                                 | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |      |
|-------------------------------------|---------|------------------------|-----------------------|---------------|------------------|------|------------------------------|-----------------------|---------------|---------------------------------|-------------|-----------------|----|------|
|                                     |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |                              |                       | 本会議           |                                 |             |                 |    |      |
|                                     |         |                        |                       |               |                  | 趣旨説明 | 質疑                           | 議決                    | 議決            | 賛成会派                            |             |                 |    | 反対会派 |
| 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関法第4号)※         | 22.1.29 | —<br>3.4 法務            | 3.12<br>可決(全)         | 3.16<br>可決(全) | —<br>3.17        | 3.18 | 3.25 質疑                      | 3.25<br>可決(全)         | 3.26<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無        | —           | 3.31<br>11号     | 24 |      |
| 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(関法第53号)☆       | 22.3.12 | —<br>4.14 法務           | 4.27<br>可決(全)<br>附帯決議 | 4.27<br>可決(多) | —<br>3.31        | 4.1  | 4.6 質疑<br>4.8 参考人<br>4.13 質疑 | 4.13<br>可決(多)<br>附帯決議 | 4.14<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、社民、<br>日本、無        | 共産          | 4.27<br>26号     | 57 |      |
| 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(関法第33号)         | 22.2.23 | —<br>3.25 法務           | 3.30<br>可決(全)         | 4.6<br>可決(全)  | —<br>4.14        | 4.15 | 4.22 質疑                      | 4.22<br>可決(全)         | 4.23<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無 | —           | 5.6<br>29号      | 43 |      |
| 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(関法第<br>34号) | 22.3.2  | —<br>5.11 法務           | 5.21<br>可決(全)         | 5.25<br>可決(全) | —<br>5.26        | 5.27 | 6.1 質疑                       | 6.1<br>可決(全)          | 未了            |                                 |             | —               | 43 |      |

### 外交防衛委員会

| 件名  | 提出年月日  | 衆議院                    |                       |               | 参議院              |      |         |                       |               |                                 | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |      |
|---|--------|------------------------|-----------------------|---------------|------------------|------|---------|-----------------------|---------------|---------------------------------|-------------|-----------------|----|------|
|   |        | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |         |                       | 本会議           |                                 |             |                 |    |      |
|   |        |                        |                       |               |                  | 趣旨説明 | 質疑      | 議決                    | 議決            | 賛成会派                            |             |                 |    | 反対会派 |
| 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務<br>員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第12号)<br>※ | 22.2.2 | —<br>3.9 外務            | 3.12<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.16<br>可決(全) | —<br>3.17        | 3.18 | 3.25 質疑 | 3.25<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.26<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無        | —           | 3.31<br>9号      | 29 |      |
| 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定<br>の締結について承認を求めるの件(関案第10号)☆          | 22.3.9 | —<br>5.19 外務           | 5.26<br>承認(全)         | 5.27<br>承認(全) | —<br>4.5         | 4.6  | 4.8 質疑  | 4.13<br>承認(全)         | 4.14<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無 | —           | /               | 85 |      |
| 航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区<br>との間の協定の締結について承認を求めるの件(関案第11号)☆     | 22.3.9 | —<br>5.19 外務           | 5.26<br>承認(全)         | 5.27<br>承認(全) | —<br>4.5         |      |         | 4.13<br>承認(全)         | 4.14<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無 | —           | /               | 85 |      |

| 件名   | 提出年月日   | 衆議院                    |               |               | 参議院              |      |         |               |               |   | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載<br>頁 | 備考 |      |
|--|---------|------------------------|---------------|---------------|------------------|------|---------|---------------|---------------|---|-------------|---------------------|----|------|
|  |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決         | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |         |               | 本会議           |   |             |                     |    |      |
|  |         |                        |               |               |                  | 趣旨説明 | 質疑      | 議決            | 議決            | 賛成会派                                    |             |                     |    | 反対会派 |
| 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)☆                                       | 22.3.9  | —<br>5.25 外務           | 6.16<br>承認(全) | 6.16<br>承認(全) | —<br>4.12        | 4.13 | 4.15 質疑 | 4.20<br>承認(全) | 4.21<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無         | —           | /                   | 86 |      |
| 国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)☆  | 22.3.9  | —<br>5.25 外務           | 6.16<br>承認(全) | 6.16<br>承認(全) | —<br>4.12        |      |         | 4.20<br>承認(全) | 4.21<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無         | —           | /                   | 86 |      |
| 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)  | 22.2.23 | —<br>3.19 外務           | 4.2<br>承認(全)  | 4.6<br>承認(全)  | —<br>4.20        | 4.20 | 4.22 質疑 | 4.22<br>承認(全) | 4.23<br>承認(多) | 民主、<br>自民(一部)、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無 | 自民(一部)      | /                   | 80 |      |
| 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)   | 22.2.23 | —<br>3.19 外務           | 4.2<br>承認(全)  | 4.6<br>承認(全)  | —<br>4.20        |      |         | 4.22<br>承認(全) | 4.23<br>承認(多) | 民主、<br>自民(一部)、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無 | 自民(一部)      | /                   | 80 |      |
| 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)                           | 22.2.23 | —<br>3.19 外務           | 4.2<br>承認(全)  | 4.6<br>承認(全)  | —<br>4.20        |      |         | 4.22<br>承認(全) | 4.23<br>承認(多) | 民主、<br>自民(一部)、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無 | 自民(一部)      | /                   | 81 |      |
| 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)        | 22.2.23 | —<br>4.5 外務            | 4.9<br>承認(全)  | 4.13<br>承認(全) | —<br>4.26        | 4.27 | 4.27 質疑 | 5.11<br>承認(全) | 5.12<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無      | —           | /                   | 82 |      |
| 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)            | 22.2.23 | —<br>4.5 外務            | 4.9<br>承認(全)  | 4.13<br>承認(全) | —<br>4.26        |      |         | 5.11<br>承認(全) | 5.12<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無      | —           | /                   | 83 |      |
| 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)                      | 22.2.23 | —<br>4.5 外務            | 4.9<br>承認(全)  | 4.13<br>承認(全) | —<br>4.26        |      |         | 5.11<br>承認(全) | 5.12<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無      | —           | /                   | 83 |      |
| 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号) | 22.2.23 | —<br>4.5 外務            | 4.9<br>承認(全)  | 4.13<br>承認(全) | —<br>4.26        |      |         | 5.11<br>承認(全) | 5.12<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無      | —           | /                   | 83 |      |
| 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)              | 22.2.23 | —<br>4.13 外務           | 4.21<br>承認(全) | 4.22<br>承認(全) | —<br>5.12        | 5.13 | 5.18 質疑 | 5.18<br>承認(全) | 5.19<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無      | —           | /                   | 82 |      |
| 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)                       | 22.3.9  | —<br>4.13 外務           | 4.21<br>承認(多) | 4.22<br>承認(多) | —<br>5.12        |      |         | 5.18<br>承認(多) | 5.19<br>承認(多) | 民主、自民、<br>公明、改革、<br>社民、日本、<br>無         | 共産          | /                   | 84 |      |
| 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)                          | 22.3.12 | —<br>4.13 外務           | 4.21<br>承認(多) | 4.22<br>承認(多) | —<br>5.12        |      |         | 5.18<br>承認(多) | 5.19<br>承認(多) | 民主、自民、<br>公明、改革、<br>社民、日本、<br>無         | 共産          | /                   | 87 |      |
| 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第26号)※   | 22.2.9  | —<br>4.5 安全保障          | 4.9<br>可決(多)  | 4.13<br>可決(多) | —<br>5.19        | 5.20 | 5.27 質疑 | 6.1<br>可決(多)  |               | 未了                                      | —           | /                   | 38 |      |

財政金融委員会

| 件名  | 提出年月日   | 衆議院                    |                       |               | 参議院              |      |  |                       |               |                                    |                | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載<br>頁 | 備考 |  |
|---|---------|------------------------|-----------------------|---------------|------------------|------|--|-----------------------|---------------|------------------------------------|----------------|-------------|---------------------|----|--|
|   |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |  |                       | 本会議           |                                    |                |             |                     |    |  |
|   |         |                        |                       |               |                  | 趣旨説明 | 質疑   | 議決                    | 議決            | 賛成会派                               | 反対会派           |             |                     |    |  |
| 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(関法第3号)※ | 22.1.22 | (2.16)<br>2.16 財務金融    | 3.2<br>可決(多)<br>附帯決議  | 3.2<br>可決(多)  | (3.10)<br>3.10   | 3.16 |  | 3.24<br>可決(多)<br>附帯決議 | 3.24<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無                        | 自民、公明、<br>共産、無 | 3.31<br>7号  | 23                  |    |  |
| 所得税法等の一部を改正する法律案(関法第14号) ※                  | 22.2.5  | (2.16)<br>2.16 財務金融    | 3.2<br>可決(多)          | 3.2<br>可決(多)  | (3.10)<br>3.10   | 3.16 | 3.16 質疑<br>3.18 質疑<br>3.23 質疑/参<br>考人<br>3.24 質疑 | 3.24<br>可決(多)<br>附帯決議 | 3.24<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無                        | 自民、公明、<br>共産、無 | 3.31<br>6号  | 30                  |    |  |
| 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案(関法第15号) ※           | 22.2.5  | (2.16)<br>2.16 財務金融    | 3.2<br>可決(全)          | 3.2<br>可決(全)  | (3.10)<br>3.10   | 3.16 |  | 3.24<br>可決(全)         | 3.24<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無           | —              | 3.31<br>8号  | 31                  |    |  |
| 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法第22号)※            | 22.2.9  | —<br>3.11 財務金融         | 3.16<br>可決(多)         | 3.23<br>可決(多) | —<br>3.24        | 3.24 | 3.25 質疑  | 3.25<br>可決(多)         | 3.26<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、社民、<br>無              | 共産             | 3.31<br>13号 | 36                  |    |  |
| 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案(関法第23号)※           | 22.2.9  | —<br>3.11 財務金融         | 3.17<br>可決(多)<br>附帯決議 | 3.23<br>可決(多) | —<br>3.25        | 3.25 | 3.30 質疑  | 3.30<br>可決(多)<br>附帯決議 | 3.31<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、社民、<br>無              | 共産             | 3.31<br>14号 | 36                  |    |  |
| 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(関法第44号)                 | 22.3.9  | —<br>4.13 財務金融         | 4.16<br>可決(全)         | 4.20<br>可決(全) | —<br>4.21        | 4.22 | 4.27 質疑  | 4.27<br>可決(全)         | 5.12<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —              | 5.19<br>32号 | 51                  |    |  |

文教科学委員会

| 件名   | 提出年月日   | 衆議院                    |                       |               | 参議院                        |      |                                |                       |               |                                    |              | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載<br>頁 | 備考 |  |
|--|---------|------------------------|-----------------------|---------------|----------------------------|------|--------------------------------|-----------------------|---------------|------------------------------------|--------------|-------------|---------------------|----|--|
|  |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日           | 委員会  |                                |                       | 本会議           |                                    |              |             |                     |    |  |
|  |         |                        |                       |               |                            | 趣旨説明 | 質疑                             | 議決                    | 議決            | 賛成会派                               | 反対会派         |             |                     |    |  |
| 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(関法第5号)※ | 22.1.29 | (2.25)<br>2.25 文部科学    | 3.12<br>修正(多)<br>附帯決議 | 3.16<br>修正(多) | (3.19)<br>3.19             | 3.23 | 3.25 質疑<br>3.26 参考人<br>3.30 質疑 | 3.30<br>可決(多)         | 3.31<br>可決(多) | 民主、<br>自民(一部)、<br>公明、共産、<br>社民、無   | 自民(一部)、<br>無 | 3.31<br>18号 | 25                  |    |  |
| 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(関法第40号)   | 22.3.5  | —<br>3.23 文部科学         | 4.9<br>可決(多)<br>附帯決議  | 4.13<br>可決(多) | —<br>4.19                  | 4.20 | 4.27 質疑                        | 4.27<br>可決(全)<br>附帯決議 | 4.28<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、改革、<br>社民、日本、<br>無    | 共産           | 5.10<br>30号 | 48                  |    |  |
| PTA・青少年教育団体共済法案(文部科学委員長提出)(衆第19号)              | 22.5.14 |                        |                       | 5.18<br>可決(全) | —<br>5.17 予備付託<br>5.18 本付託 | 5.25 | —                              | 5.25<br>可決(全)         | 5.26<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —            | 6.2<br>42号  | 73                  |    |  |

厚生労働委員会

| 件名  | 提出年月日              | 衆議院  |                       |               | 参議院                        |      |   |                       |               |                                    |                          | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載<br>頁 | 備考                       |
|---|--------------------|--|-----------------------|---------------|----------------------------|------|---|-----------------------|---------------|------------------------------------|--------------------------|-------------|---------------------|--------------------------|
|   |                    | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会                     | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日           | 委員会  |   |                       | 本会議           |                                    |                          |             |                     |                          |
|   |                    |  |                       |               |                            | 趣旨説明 | 質疑  | 議決                    | 議決            | 賛成会派                               | 反対会派                     |             |                     |                          |
| 雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第2号)   | 22.1.18            | —<br>1.22 厚生労働                             | 1.25<br>可決(多)         | 1.25<br>可決(多) | —<br>1.27                  | 1.28 | 1.28 質疑                                   | 1.28<br>可決(多)         | 1.28<br>可決(多) | 民主、公明、<br>共産、社民、<br>無              | 自民、無                     | 2.3<br>2号   | 23                  |                          |
| 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(閣法第6号)※  | 22.1.29            | (2.23)<br>2.23 厚生労働                        | 3.12<br>修正(多)         | 3.16<br>修正(多) | (3.17)<br>3.17             | 3.18 | 3.18 質疑<br>3.23 質疑<br>3.24 参考人<br>3.25 質疑 | 3.25<br>可決(多)         | 3.26<br>可決(多) | 民主、公明、<br>共産、社民、<br>無              | 自民、無                     | 3.31<br>19号 | 26                  |                          |
| 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)※   | 22.1.29            | (3.11)<br>3.11 厚生労働                        | 3.24<br>可決(多)         | 3.25<br>可決(多) | (3.26)<br>3.26             | 3.26 | 3.30 質疑                                   | 3.30<br>可決(多)         | 3.31<br>可決(多) | 民主、公明、<br>共産、社民、<br>無              | 自民、無                     | 3.31<br>15号 | 27                  |                          |
| 介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第7号)※   | 22.1.29            | —<br>3.23 厚生労働                             | 3.26<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.26<br>可決(全) | —<br>3.29                  | 3.30 | 3.31 質疑                                   | 3.31<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.31<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無           | —                        | 3.31<br>16号 | 26                  |                          |
| 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第54号)☆                                | 22.3.12            | —<br>5.25 厚生労働                             | 継続審査                  |               | —<br>4.5                   | 4.6  | 4.8 質疑<br>4.13 質疑                         | 4.13<br>可決(多)         | 4.14<br>可決(多) | 民主、公明、<br>共産、社民、<br>無              | 自民、日本、<br>無              | —           | 58                  |                          |
| 国民年金法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第13号)   | 22.4.9             | /  |                       | 4.13<br>可決(全) | —<br>4.12 予備付託<br>4.13 本付託 | 4.20 | —   | 4.20<br>可決(全)         | 4.21<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無    | —                        | 4.28<br>27号 | 72                  |                          |
| 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第14号)                     | 22.4.9             |  |                       | 4.13<br>可決(全) | —<br>4.12 予備付託<br>4.13 本付託 |      |   | 4.20<br>可決(全)         | 4.21<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無    | —                        | 4.28<br>28号 | 72                  |                          |
| 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)※  | 22.2.12            | (3.25)<br>3.25 厚生労働                        | 4.14<br>修正(多)         | 4.15<br>修正(多) | (4.16)<br>4.16             | 4.20 | 4.22 質疑<br>4.27 参考人/<br>質疑<br>5.11 質疑     | 5.11<br>可決*<br>附帯決議   | 5.12<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無                        | 自民、公明、<br>共産、改革、<br>日本、無 | 5.19<br>35号 | 39                  | *国会法第50<br>条による委員<br>長決裁 |
| 母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第6号)   | 22.5.11            | —<br>5.11 厚生労働予備<br>付託<br>5.12 厚生労働本付<br>託 | 6.16<br>可決(全)         | 6.16<br>可決(全) | /                          |      | /   |                       | 5.12<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —                        | 6.23<br>46号 | 67                  |                          |
| 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第29号)※   | 22.2.12            | —<br>5.11 厚生労働                             | 5.19<br>可決(全)<br>附帯決議 | 5.20<br>可決(全) | —<br>5.20                  | 5.20 | 5.25 質疑                                   | 5.25<br>可決(全)<br>附帯決議 | 5.26<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —                        | 6.2<br>40号  | 39                  |                          |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構法案(第173回国会閣法第8号)  | 21.10.27<br>(173回) | —<br>22.1.18 厚生労働                          | 5.28<br>修正(多)         | 5.31<br>修正(多) | —<br>5.31                  | 6.1  | —   | 審査未了                  | —             | —                                  | —                        | —           | 64                  |                          |
| 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第27号) | 22.5.28            | /  |                       | 5.31<br>可決(多) | —<br>5.31 予備付託<br>5.31 本付託 | 6.1  | 6.1 質疑                                    | 6.1<br>可決(多)          | 未了            |                                    |                          | —           | 75                  |                          |

農林水産委員会

| 件名  | 提出年月日   | 衆議院                    |                       |               | 参議院                        |      |         |                       |               |                                    |      | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |
|---|---------|------------------------|-----------------------|---------------|----------------------------|------|---------|-----------------------|---------------|------------------------------------|------|-------------|-----------------|----|
|   |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日           | 委員会  |         |                       | 本会議           |                                    |      |             |                 |    |
|   |         |                        |                       |               |                            | 趣旨説明 | 質疑      | 議決                    | 議決            | 賛成会派                               | 反対会派 |             |                 |    |
| 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)※ | 22.2.9  | —<br>3.10 農林水産         | 3.23<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.25<br>可決(全) | —<br>3.29                  | 3.30 | 4.1 質疑  | 4.1<br>可決(全)<br>附帯決議  | 4.2<br>可決(全)  | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無           | —    | 4.9<br>23号  | 36              |    |
| 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(閣法第45号)                   | 22.3.9  | —<br>4.19 農林水産         | 5.13<br>修正(全)<br>附帯決議 | 5.13<br>修正(全) | —<br>5.13                  | 5.13 | 5.18 質疑 | 5.18<br>可決(全)<br>附帯決議 | 5.19<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —    | 5.26<br>36号 | 52              |    |
| 口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出)(衆第26号)                       | 22.5.26 |                        |                       | 5.27<br>可決(全) | —<br>5.27 予備付託<br>5.27 本付託 | 5.28 | —       | 5.28<br>可決(全)         | 5.28<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —    | 6.4<br>44号  | 73              |    |

経済産業委員会

| 件名   | 提出年月日              | 衆議院                    |                       |               | 参議院              |      |         |                       |               |   |               | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |
|--|--------------------|------------------------|-----------------------|---------------|------------------|------|---------|-----------------------|---------------|---|---------------|-------------|-----------------|----|
|  |                    | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |         |                       | 本会議           |   |               |             |                 |    |
|  |                    |                        |                       |               |                  | 趣旨説明 | 質疑      | 議決                    | 議決            | 賛成会派                                    | 反対会派          |             |                 |    |
| 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第173回国会閣承認第1号)                      | 21.10.27<br>(173回) | —<br>22.1.18 経済産業      | 3.17<br>承認(全)         | 3.23<br>承認(全) | —<br>3.23        | 3.25 | —       | 3.25<br>承認(全)         | 3.26<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無                | —             |             | 90              |    |
| 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第173回国会閣承認第2号)                  | 21.10.27<br>(173回) | —<br>22.1.18 経済産業      | 3.17<br>承認(全)         | 3.23<br>承認(全) | —<br>3.23        |      |         | 3.25<br>承認(全)         | 3.26<br>承認(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無                | —             |             | 90              |    |
| 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第46号)  | 22.3.11            | —<br>3.17 経済産業         | 3.19<br>可決(全)         | 3.23<br>可決(全) | —<br>4.5         | 4.6  | 4.13 質疑 | 4.13<br>可決(全)<br>附帯決議 | 4.14<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無         | —             | 4.21<br>24号 | 53              |    |
| 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(閣法第47号)   | 22.3.11            | —<br>3.19 経済産業         | 3.26<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.30<br>可決(全) | —<br>4.5         |      |         | 4.13<br>可決(全)<br>附帯決議 | 4.14<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無         | —             | 4.21<br>25号 | 54              |    |
| エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(閣法第30号)※   | 22.2.12            | —<br>4.16 経済産業         | 5.12<br>可決(多)         | 5.18<br>可決(多) | —<br>5.19        | 5.20 | 5.20 質疑 | 5.20<br>可決(全)<br>附帯決議 | 5.21<br>可決(多) | 民主、自民、<br>公明、改革、<br>社民、日本、<br>無         | 共産            | 5.28<br>38号 | 40              |    |
| 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第31号)※   | 22.2.12            | —<br>5.11 経済産業         | 5.19<br>可決(多)         | 5.20<br>可決(多) | —<br>5.21        | 5.25 | 5.25 質疑 | 5.25<br>可決(全)<br>附帯決議 | 5.26<br>可決(多) | 民主、<br>自民(一部)、<br>公明、改革、<br>社民、日本、<br>無 | 自民(一部)、<br>共産 | 6.2<br>39号  | 42              |    |
| 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号) | 22.4.16            | —<br>5.25 経済産業         | 5.26<br>承認(全)         | 5.27<br>承認(全) | —<br>5.31        | 6.1  | —       | 審査未了                  | —             | —                                       | —             |             | 90              |    |

国土交通委員会

| 件名   | 提出年月日              | 衆議院                    |                       |               | 参議院              |      |                    |                       |               |                                    |                       | 公布日<br>法律番号                        | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考 |
|--|--------------------|------------------------|-----------------------|---------------|------------------|------|--------------------|-----------------------|---------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------|----|
|  |                    | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決                 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |                    |                       | 本会議           |                                    |                       |                                    |                 |    |
|  |                    |                        |                       |               |                  | 趣旨説明 | 質疑                 | 議決                    | 議決            | 賛成会派                               | 反対会派                  |                                    |                 |    |
| 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(関法第10号)※            | 22.1.29            | (3.9)<br>3.9 国土交通      | 3.23<br>可決(全)         | 3.25<br>可決(全) | —<br>3.26        | 3.30 | 3.30 質疑            | 3.30<br>可決(多)         | 3.31<br>可決(多) | 民主、<br>自民(一部)、<br>公明、共産、<br>社民、無   | 自民(一部)                | 3.31<br>20号                        | 28              |    |
| 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案(関法第9号)※                            | 22.1.29            | —<br>3.19 国土交通         | 3.26<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.30<br>可決(全) | —<br>3.30        | 3.31 | 3.31 質疑            | 3.31<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.31<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無           | —                     | 3.31<br>21号                        | 27              |    |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第37号)☆               | 22.3.2             | —<br>5.25 国土交通         | 継続審査                  |               | —<br>4.7         | 4.8  | 4.13 質疑            | 4.13<br>可決(全)<br>附帯決議 | 4.14<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無    | —                     | —                                  | 47              |    |
| 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(関法第36号)☆   | 22.3.2             | —<br>5.25 国土交通         | 継続審査                  |               | —<br>4.12        | 4.13 | 4.15 質疑<br>4.20 質疑 | 4.20<br>可決(全)<br>附帯決議 | 4.21<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無    | —                     | —                                  | 45              |    |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第11号)                         | 22.1.29            | —<br>4.20 国土交通         | 4.27<br>可決(全)         | 4.27<br>可決(全) | —<br>4.27        | 4.27 | 5.11 質疑            | 5.11<br>可決(全)         | 5.12<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —                     | 5.19<br>33号                        | 29              |    |
| 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(関法第16号)※       | 22.2.9             | —<br>4.27 国土交通         | 5.14<br>可決(全)         | 5.18<br>可決(全) | —<br>5.19        | 5.20 | 5.25 質疑            | 5.25<br>可決(全)         | 5.26<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —                     | 6.2<br>41号                         | 32              |    |
| 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(第173回国会関法第12号) | 21.10.30<br>(173回) | —<br>22.1.18 国土交通      | 5.19<br>可決(多)         | 5.20<br>可決(多) | —<br>5.21        | 5.25 | 5.27 質疑            | 5.27<br>可決(多)         | 5.28<br>可決(多) | 民主、公明、<br>社民、無                     | 自民、共産、<br>改革、日本、<br>無 | 6.4<br>43号                         | 65              |    |
| 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(関承認第3号)  | 22.4.16            | —<br>5.11 国土交通         | 5.19<br>承認(全)         | 5.20<br>承認(全) | —<br>5.21        |      |                    |                       |               | 5.27<br>承認(全)                      | 5.28<br>承認(全)         | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —               |    |

環境委員会

| 件名                                  | 提出年月日   | 衆議院                    |               |               | 参議院              |      |  |                       |               |                                    |      | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載頁 | 備考               |
|-------------------------------------|---------|------------------------|---------------|---------------|------------------|------|--|-----------------------|---------------|------------------------------------|------|-------------|-----------------|------------------|
|                                     |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決         | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 | 委員会  |  |                       | 本会議           |                                    |      |             |                 |                  |
|                                     |         |                        |               |               |                  | 趣旨説明 | 質疑                                       | 議決                    | 議決            | 賛成会派                               | 反対会派 |             |                 |                  |
| 環境影響評価法の一部を改正する法律案(関法第55号)☆         | 22.3.19 | (5.11)<br>5.11 環境      | 継続審査          |               | (3.31)<br>3.31   | 4.6  | 4.8 参考人<br>4.13 質疑<br>4.15 質疑<br>4.20 質疑 | 4.20<br>修正(多)<br>附帯決議 | 4.21<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、日本、<br>無    | —    | —           | 58              | 本会議において委員会修正案は否決 |
| 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(関法第35号) | 22.3.2  | —<br>3.24 環境           | 3.30<br>可決(全) | 4.6<br>可決(全)  | —<br>4.19        | 4.20 | 4.27 質疑                                  | 4.27<br>可決(全)<br>附帯決議 | 4.28<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —    | 5.10<br>31号 | 44              |                  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(関法第43号) | 22.3.5  | —<br>4.7 環境            | 4.16<br>可決(全) | 4.20<br>可決(全) | —<br>4.26        | 4.27 | 5.11 質疑                                  | 5.11<br>可決(全)<br>附帯決議 | 5.12<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>改革、社民、<br>日本、無 | —    | 5.19<br>34号 | 50              |                  |
| 地球温暖化対策基本法案(関法第52号)                 | 22.3.12 | (4.20)<br>4.20 環境      | 5.14<br>可決(多) | 5.18<br>可決(多) | (5.21)<br>5.21   | 5.25 | 5.27 質疑<br>6.1 質疑                        | 審査未了                  | —             | —                                  | —    | —           | 56              |                  |

予算委員会

| 件名                           | 提出年月日   | 衆議院                    |               |               | 参議院                                  |      |   |               |               |                | 議案要旨掲載頁        | 備考 |      |                   |
|------------------------------|---------|------------------------|---------------|---------------|--------------------------------------|------|---|---------------|---------------|----------------|----------------|----|------|-------------------|
|                              |         | (本会議趣旨説明)付託日 付託委員会     | 委員会議決         | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)付託日                         | 委員会  |   |               | 本会議           |                |                |    |      |                   |
|                              |         |                        |               |               |                                      | 趣旨説明 | 質疑  | 議決            | 議決            | 賛成会派           |                |    | 反対会派 |                   |
| 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)(関予第1号)  | 22.1.18 | (1.18 財政演説)<br>1.18 予算 | 1.25<br>可決(多) | 1.25<br>可決(多) | (1.18 財政演説)<br>1.18 予備付託<br>1.25 本付託 | 1.26 | 1.26 総括質疑<br>1.27 総括質疑<br>1.28 締めくくり<br>質疑  | 1.28<br>可決(多) | 1.28<br>可決(多) | 民主、公明、<br>社民、無 | 自民、共産、<br>無    | 76 |      |                   |
| 平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)(関予第2号) | 22.1.18 | (1.18 財政演説)<br>1.18 予算 | 1.25<br>可決(多) | 1.25<br>可決(多) | (1.18 財政演説)<br>1.18 予備付託<br>1.25 本付託 |      |   | 1.28<br>可決(多) | 1.28<br>可決(多) | 民主、公明、<br>社民、無 | 自民、共産、<br>無    | 76 |      |                   |
| 平成二十二年度一般会計予算(関予第3号)         | 22.1.22 | (1.29 財政演説)<br>1.22 予算 | 3.2<br>可決(多)  | 3.2<br>可決(多)  | (1.29 財政演説)<br>1.22 予備付託<br>3.2 本付託  | 3.3  | 3.3 基本的質<br>疑<br>3.4 基本的質<br>疑<br>3.5 一般質疑<br>3.8 一般質疑<br>3.9 一般質疑<br>3.10 集中審議<br>3.11 一般質疑<br>3.12 集中審議<br>一般質疑<br>3.15 一般質疑<br>3.16 公聴会<br>3.17 一般質疑<br>3.18 集中審議<br>3.23 集中審議<br>3.24 締めくくり<br>質疑 | 3.24<br>可決(多) | 3.24<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無    | 自民、公明、<br>共産、無 | 77 |      |                   |
| 平成二十二年度特別会計予算(関予第4号)         | 22.1.22 | (1.29 財政演説)<br>1.22 予算 | 3.2<br>可決(多)  | 3.2<br>可決(多)  | (1.29 財政演説)<br>1.22 予備付託<br>3.2 本付託  |      |   | 3.24<br>可決(多) | 3.24<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無    | 自民、公明、<br>共産、無 | 77 |      | 3.19、3.23<br>委嘱審査 |
| 平成二十二年度政府関係機関予算(関予第5号)       | 22.1.22 | (1.29 財政演説)<br>1.22 予算 | 3.2<br>可決(多)  | 3.2<br>可決(多)  | (1.29 財政演説)<br>1.22 予備付託<br>3.2 本付託  |      |   | 3.24<br>可決(多) | 3.24<br>可決(多) | 民主、社民、<br>無    | 自民、公明、<br>共産、無 | 77 |      |                   |

決算委員会

| 件名   | 提出年月日              | 衆議院                |       |       | 参議院  |         |  |    |     |      | 議案要旨掲載頁 | 備考 |      |
|--|--------------------|--------------------|-------|-------|--|---------|--|----|-----|------|---------|----|------|
|  |                    | (本会議趣旨説明)付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決 | (本会議趣旨説明)付託日                               | 委員会     |  |    | 本会議 |      |         |    |      |
|  |                    |                    |       |       |  | 趣旨説明    | 質疑   | 議決 | 議決  | 賛成会派 |         |    | 反対会派 |
| 平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書 | 21.11.24<br>(173回) | —<br>22.1.18 決算行政  | —     | —     | (21.11.30 財務大臣の報告聴取)<br>21.11.30<br>(173回) | 22.1.27 | 2.4 全般質疑<br>4.5 質疑<br>4.12 質疑<br>4.19 質疑<br>4.26 質疑<br>5.10 質疑<br>5.14 質疑<br>5.17 質疑 | —  | —   | —    | —       | 93 |      |
| 平成二十年度国有財産増減及びび現在額総計算書   | 21.11.24<br>(173回) | —<br>22.1.18 決算行政  | —     | —     | 21.11.30<br>(173回)                         |         |  | —  | —   | —    | —       | 94 |      |
| 平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書   | 21.11.24<br>(173回) | —<br>22.1.18 決算行政  | —     | —     | 21.11.30<br>(173回)                         |         |  | —  | —   | —    | —       | 94 |      |

議院運営委員会

| 件名  | 提出年月日   | 衆議院                    |       |               | 参議院                        |      |    |               |               |                          | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載<br>頁 | 備考 |      |
|---|---------|------------------------|-------|---------------|----------------------------|------|----|---------------|---------------|--------------------------|-------------|---------------------|----|------|
|   |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日           | 委員会  |    |               | 本会議           |                          |             |                     |    |      |
|   |         |                        |       |               |                            | 趣旨説明 | 質疑 | 議決            | 議決            | 賛成会派                     |             |                     |    | 反対会派 |
| 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第8号) | 22.3.26 |                        |       | 3.26<br>可決(全) | —<br>3.26 予備付託<br>3.26 本付託 | —    | —  | 3.31<br>可決(全) | 3.31<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無 | —           | 4.7<br>22号          | 72 |      |

災害対策特別委員会

| 件名  | 提出年月日   | 衆議院                    |       |               | 参議院                        |      |    |                       |               |                          | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載<br>頁 | 備考 |      |
|---|---------|------------------------|-------|---------------|----------------------------|------|----|-----------------------|---------------|--------------------------|-------------|---------------------|----|------|
|   |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日           | 委員会  |    |                       | 本会議           |                          |             |                     |    |      |
|   |         |                        |       |               |                            | 趣旨説明 | 質疑 | 議決                    | 議決            | 賛成会派                     |             |                     |    | 反対会派 |
| 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第6号) | 22.3.17 |                        |       | 3.23<br>可決(全) | —<br>3.18 予備付託<br>3.23 本付託 | 3.29 | —  | 3.29<br>可決(全)<br>附帯決議 | 3.31<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無 | —           | 3.31<br>12号         | 71 |      |

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

| 件名   | 提出年月日   | 衆議院                    |       |               | 参議院                        |      |    |               |               |                          | 公布日<br>法律番号 | 議案<br>要旨<br>掲載<br>頁 | 備考 |      |
|--|---------|------------------------|-------|---------------|----------------------------|------|----|---------------|---------------|--------------------------|-------------|---------------------|----|------|
|  |         | (本会議趣旨説明)<br>付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決         | (本会議趣旨説明)<br>付託日           | 委員会  |    |               | 本会議           |                          |             |                     |    |      |
|  |         |                        |       |               |                            | 趣旨説明 | 質疑 | 議決            | 議決            | 賛成会派                     |             |                     |    | 反対会派 |
| 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出)(衆第5号) | 22.3.16 |                        |       | 3.23<br>可決(全) | —<br>3.17 予備付託<br>3.23 本付託 | 3.26 | —  | 3.26<br>可決(全) | 3.31<br>可決(全) | 民主、自民、<br>公明、共産、<br>社民、無 | —           | 3.31<br>17号         | 71 |      |







# 1 本会議審議経過

## ○平成22年1月18日(月)

開会 午前10時1分

### 日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

### 特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時4分

再開 午後2時31分

### 日程第2 国務大臣の演説に関する件

菅財務大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時40分

## ○平成22年1月20日(水)

開会 午前10時1分

### 日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

尾辻秀久君、藤原正司君、松あきら君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

### 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際・地球温暖化問題に関する調査会長から報告があった。

散会 午後0時8分

## ○平成22年1月28日(木)

開会 午後4時1分

### 日程第1 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)

### 日程第2 平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成142、反対82にて可決された。

### 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対7にて可決された。

### 雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成150、反対75にて可決された。

散会 午後4時34分

## ○平成22年1月29日(金)

開会 午後3時31分

### 日程第1 国務大臣の演説に関する件

鳩山内閣総理大臣は施政方針に関し、岡田外務大臣は外交に関し、菅財務大臣は財政に関し、菅国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時13分

## ○平成22年2月2日(火)

開会 午前10時1分

### 日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2

日)

谷川秀善君、興石東君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時55分

○平成22年2月3日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、岡田直樹君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、松岡徹君、松村祥史君、鈴木陽悦君、亀井郁夫君、市田忠義君、山内徳信君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時32分

○平成22年2月17日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に小木曾國隆君、大塚成男君、早坂禎子君、労働保険審査会委員に平岡昌和君、坂本由喜子君、

運輸安全委員会委員長に後藤昇弘君、同委員に石川敏行君、首藤由紀君、品川敏昭君を任命することに賛成221、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、運輸安全委員会委員に遠藤信介君を任命することに賛成214、反対7にて同意することに決した。

散会 午前10時4分

○平成22年3月10日(水)

開会 午前10時1分

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、菅財務大臣から趣

旨説明があった後、大久保勉君、愛知治郎君、荒木清寛君がそれぞれ質疑をした。

国務大臣の報告に関する件(平成二十二年度地方財政計画について)

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、日程に追加し、原口総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、加賀谷健君、磯崎陽輔君、西田実仁君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時31分

○平成22年3月17日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案(趣旨説明)

本件は、長妻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、島田智哉子君、丸川珠代君、鰐淵洋子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時11分

○平成22年3月19日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(趣旨説明)

本件は、川端文部科学大臣から趣旨説明があった後、加藤敏幸君、義家弘介君、澤雄二君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時11分

○平成22年3月24日(水)

開会 午後4時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員松田岩夫君、同予備員木村仁君、裁判官訴追委員吉田博美君、同予備員加納時男君の辞任を許可することに決した。

### 裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、  
裁判官弾劾裁判所裁判員に木村仁君、  
同予備員に岩城光英君（第3順位）、  
裁判官訴追委員に加納時男君を指名した。

### 日程第1 平成二十二年度一般会計予算

### 日程第2 平成二十二年度特別会計予算

### 日程第3 平成二十二年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成129、反対107にて可決された。

### 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

### 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、第1の議案は賛成129、反対106にて可決、第2の議案は賛成226、反対8にて可決された。

### 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

### 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

### 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、第1及び第2の議案は賛成128、反対106にて可決、第3の議案は賛成234、反対0にて全会一致をもつて可決された。

散会 午後5時17分

○平成22年3月26日（金）

開会 午前10時1分

### 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議

長は、

中央選挙管理委員会委員に伊藤基隆君、伊藤忠治君、鈴木恒夫君、神崎浩昭君、鳥居一雄君、

同予備委員に西川洋君、尾崎智子君、元宿仁君、山田秀樹君、小宮修二君を指名した。

### 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもつて採決の結果、

人事官に原恒雄君を任命することに賛成210、反対7にて同意することに決し、

原子力安全委員会委員に代谷誠治君、

情報公開・個人情報保護審査会委員に小林克巳君、名取はにわ君、遠藤みどり君、北澤義博君、伊達規子君、中村晶子君、橋本博之君、池田綾子君、村上裕章君、

公益認定等委員会委員に池田守男君、堀裕君、北地達明君、時枝孝子君、門野泉君、出口正之君、

公認会計士・監査審査会会長に友杉芳正君、

同委員に廣本敏郎君、引頭麻実君、櫻井久勝君、淵田康之君、田島優子君、根本直子君、

中央更生保護審査会委員に宮本信也君を任命することに賛成218、反対0にて全会一致をもつて同意することに決し、

原子力安全委員会委員に班目春樹君、公認会計士・監査審査会委員に市川育義君、坂本道美君、八木和則君、

日本銀行政策委員会審議委員に森本宜久君を任命することに賛成210、反対7にて同意することに決し、

公益認定等委員会委員に海東英和君を任命することに賛成125、反対94にて同意することに決し、

中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命することに賛成151、反対68にて同意することに決した。

### 雇用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、長妻厚生労働大臣から趣旨説明があつた後、土田博和君、西島英利君がそれぞれ質疑をした。

**日程第 1** 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第173回国会内閣提出、第174回国会衆議院送付）

**日程第 2** 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第173回国会内閣提出、第174回国会衆議院送付）

以上両件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第 3** 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対7にて可決された。

**日程第 4** 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第 5** 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第 6** 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過

及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対7にて可決された。

**日程第 7** 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成147、反対68にて可決された。

散会 午前11時31分

○平成22年3月31日（水）

開会 午後1時1分

**環境影響評価法の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、小沢環境大臣から趣旨説明があった後、広中和歌子君、有村治子君、加藤修一君がそれぞれ質疑をした。

**日程第 1** 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第 2** 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第 3** 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対7にて可決された。

**日程第 4** 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための

**関係法律の整備に関する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)**

**国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

以上両案(第2の議案は日程に追加)は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4は賛成222、反対4にて可決、日程追加の第2の議案は賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第5 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

**介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

以上両案(第2の議案は日程に追加)は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第5は賛成150、反対77にて可決、日程追加の第2の議案は賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第6 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)**

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第7 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本件は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成152、反対75にて可決された。

**国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)**

本件は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

**参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件**

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会 午後2時30分

**○平成22年4月2日(金)**

開会 午前10時1分

**議員辞職の件**

本件は、若林正俊君の辞職を許可することに決した。

**裁判官訴追委員予備員の選挙**

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、外山斎君(第4順位)を指名した。

**日程第1 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本件は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時6分

**○平成22年4月7日(水)**

開会 午前10時1分

**日程第1 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案(趣旨説明)**

本件は、原口国務大臣から趣旨説明があつた後、武内則男君、二之湯智君、山本番苗君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時15分

**○平成22年4月14日(水)**

開会 午前10時2分

**日程第1 常任委員長辞任の件**

本件は、懲罰委員長藤井孝男君の辞任を許可することに決した。

### 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の名指によることに決し、議長は、懲罰委員長に浅野勝人君を指名した。

### 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の名指によることに決し、議長は、佐藤昭郎君を指名した。

### 日程第2 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

### 日程第3 航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

### 日程第4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

### 日程第5 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対7にて可決された。

### 日程第6 小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

### 日程第7 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対0にて全会一致をもって可決された。

### 日程第8 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成150、反対67にて可決された。

散会 午前10時35分

### ○平成22年4月16日（金）

開会 午前10時1分

### 日程第1 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、長妻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、金子洋一君、南野知恵子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前10時48分

### ○平成22年4月21日（水）

開会 午前10時1分

### 日程第1 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

### 日程第2 国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

### 日程第3 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

### 日程第4 環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、委員会修正案を賛成102、反対126にて否決、次いで原案は

賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第5 国民年金法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

**日程第6 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時16分

○平成22年4月23日(金)

開会 午前10時1分

**日程第1 国務大臣の報告に関する件（核セキュリティ・サミットへの出席等に関する報告について）**

本件は、鳩山内閣総理大臣から報告があった後、山下八洲夫君、山本一太君、浜田昌良君がそれぞれ質疑をした。

**日程第2 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

**日程第3 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

**日程第4 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対1にて承認することに決した。

**日程第5 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対

0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時16分

○平成22年4月28日(水)

開会 午前10時1分

**日程第1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、文部科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対7にて可決された。

**日程第2 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第3 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）**

**日程第4 国と地方の協議の場に関する法律案（内閣提出）**

**日程第5 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

以上3案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成120、反対86にて可決、日程第4及び第5は賛成199、反対7にて可決された。

散会 午前10時27分

○平成22年5月12日(水)

開会 午前10時1分

**検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙**

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、検察官適格審査会委員に脇雅史君、同予備委員に松山政司君（脇雅史君の予備委員）を指名した。

**日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国**

政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第4 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対

0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 母体保護法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

以上両案は、厚生労働委員長から日程第8については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第9については趣旨説明があって、日程第8に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第8は賛成122、反対98にて可決、日程第9は賛成220、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時33分

○平成22年5月19日（水）

開会 午前10時1分

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）、国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）及び幹部国家公務員法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、仙谷国務大臣、本院議員秋元司君から順次趣旨説明があった後、姫井由美子君、岩城光英君、山下栄一君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第

1は賛成206、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第2及び第3は賛成199、反対7にて承認することに決した。

**日程第4 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 正午

**○平成22年5月21日(金)**

開会 午前10時1分

**国家公務員等の任命に関する件**

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

国家公安委員会委員に山本剛嗣君、

公害等調整委員会委員に松森宏君、杉野翔子君、

日本放送協会経営委員会委員に浜田健一郎君、澤登久子君、竹中ナミ君、

労働保険審査会委員に中嶋士元也君、品田充儀君、

社会保険審査会委員に渡邊等君、

中央労働委員会公益委員に鹿野菜穂子君を任命することに賛成202、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に小丸成洋君を任命することに賛成196、反対7にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に叶井真由美君を任命することに賛成151、反対53にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に北原健児君を任命することに賛成157、反対47にて同意することに決した。

**国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案(西岡武夫君外12名発議)**

(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、西岡武夫君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛

成198、反対0にて全会一致をもって可決された。

長妻厚生労働大臣は、本決議について所信を述べた。

**地球温暖化対策基本法案(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、小沢環境大臣から趣旨説明があった後、大久保潔重君、加納時男君、加藤修一君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対7にて可決された。

**日程第2 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

**日程第3 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(総務委員長提出)**

以上両案は、総務委員長から日程第2については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第3については趣旨説明があつて、日程第2に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成120、反対75にて可決、日程第3は賛成195、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時50分

**○平成22年5月26日(水)**

開会 午前10時1分

**日程第1 国務大臣の報告に関する件(「宮崎県で発生した口蹄疫」に関する報告について)**

本件は、赤松農林水産大臣から報告があった後、外山斎君、松下新平君、渡辺孝男君がそれぞれ質疑をした。

**日程第2 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対8にて可決された。

**日程第3 排他的経済水域及び大陸棚の保全**

**及び利用の促進のための低潮線の  
保全及び拠点施設の整備等に関する  
法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第4 PTA・青少年教育団体共済法案  
（衆議院提出）**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第5 児童扶養手当法の一部を改正する  
法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時34分

**○平成22年5月28日（金）**

開会 午前10時1分

**放送法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、原口総務大臣から趣旨説明があった後、世耕弘成君、澤雄二君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 国際連合安全保障理事会決議第千  
八百七十四号等を踏まえ我が国が  
実施する貨物検査等に関する特別  
措置法案（第173回国会内閣提出、  
第174回国会衆議院送付）**

**日程第2 特定船舶の入港の禁止に関する特  
別措置法第五条第一項の規定に基  
づき、特定船舶の入港禁止の実施  
につき承認を求めるの件（衆議院  
送付）**

以上両件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成128、反対61にて可決、日程第2は賛成189、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**口蹄疫対策特別措置法案（衆議院提出）**

本案は、日程に追加し、農林水産委員長か

ら委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成190、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時49分

**○平成22年6月4日（金）**

開会 午後2時36分

**日程第1 内閣総理大臣の指名**

本件は、記名投票の結果（投票総数237、過半数119）、菅直人君123票、谷垣禎一君71票、山口那津男君21票、志位和夫君7票、福島みずほ君6票、舛添要一君6票、平沼赳夫君2票、渡辺喜美君1票にて、投票の過半数を得た衆議院議員菅直人君が指名された。

散会 午後2時55分

**○平成22年6月11日（金）**

開会 午後2時1分

**日程第1 国務大臣の演説に関する件**

菅内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時41分

**○平成22年6月15日（火）**

開会 午前10時1分

**元本院副議長秋山長造君逝去につき哀悼の件**

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることになり、議長は弔詞を朗読した。

**日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2  
日）**

林芳正君、山口那津男君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時31分

休憩前に引き続き、佐藤正久君、西田昌司君、市田忠義君、舛添要一君、福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時31分

## 2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

### 国務大臣の演説及び質疑

| 演 説       |                                |                                      | 質 疑   |  |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------------|-------|--|
| 年月日       | 事 項                            | 演説者                                  | 月日    | 質疑者  |
| 22. 1. 18 | 財政演説                           | 菅財務大臣                                | 1. 20 | 尾辻 秀久君(自民)<br>藤原 正司君(民主)<br>松 あきら君(公明)   |
| 22. 1. 29 | 施政方針演説<br>外交演説<br>財政演説<br>経済演説 | 鳩山内閣総理大臣<br>岡田外務大臣<br>菅財務大臣<br>菅国務大臣 | 2. 2  | 谷川 秀善君(自民)<br>輿石 東君(民主)  |
|           |                                |                                      | 2. 3  | 山口 那津男君(公明)<br>岡田 直樹君(自民)<br>松岡 徹君(民主)<br>松村 祥史君(自民)<br>鈴木 陽悦君(民主)<br>亀井 郁夫君(民主)<br>市田 忠義君(共産)<br>山内 徳信君(社民) |
| 22. 6. 11 | 所信表明演説                         | 菅内閣総理大臣                              | 6. 15 | 林 芳正君(自民)<br>山口 那津男君(公明)<br>佐藤 正久君(自民)<br>西田 昌司君(自民)<br>市田 忠義君(共産)<br>舛添 要一君(改革)<br>福島 みずほ君(社民)              |

### 国務大臣の報告及び質疑

| 報 告       |                                     |          | 質 疑 |   |
|-----------|-------------------------------------|----------|-----|---|
| 年月日       | 事 項                                 | 報告者      | 月日  | 質疑者                                     |
| 22. 3. 10 | 平成二十二年度地方財政計画<br>について               | 原口総務大臣   | 同日  | 加賀谷 健君(民主)<br>磯崎 陽輔君(自民)<br>西田 実仁君(公明)  |
| 22. 4. 23 | 核セキュリティ・サミットへ<br>の出席等に関する報告につい<br>て | 鳩山内閣総理大臣 | 同日  | 山下 八洲夫君(民主)<br>山本 一太君(自民)<br>浜田 昌良君(公明) |
| 22. 5. 26 | 「宮崎県で発生した口蹄疫」に<br>関する報告について         | 赤松農林水産大臣 | 同日  | 外山 斎君(民主)<br>松下 新平君(自民)<br>渡辺 孝男君(公明)   |

### 3 本会議決議

#### 審議表

| 番号 | 件名                            | 提出者            | 提出年月日       | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決             | 備考 |
|----|-------------------------------|----------------|-------------|-------|-------|-------------------|----|
| 1  | 国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案  | 西岡 武夫君<br>外12名 | 22.<br>5.19 |       |       | 22.<br>5.21<br>可決 |    |
| 2  | 国家戦略担当・内閣府特命担当大臣<br>荒井聰君問責決議案 | 鈴木 政二君<br>外6名  | 22.<br>6.16 |       | 未了    |                   |    |
| 3  | 内閣総理大臣菅直人君問責決議案               | 尾辻 秀久君<br>外6名  | 22.<br>6.16 |       | 未了    |                   |    |
| 4  | 議長不信任決議案                      | 尾辻 秀久君<br>外5名  | 22.<br>6.16 |       | 未了    |                   |    |

#### 可決したもの

平成22年5月21日

#### 国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議

ハンセン病の患者は、長年にわたる国の隔離政策及びこれに起因する偏見と差別により、多大の苦痛と苦難を強いられてきた。

国立ハンセン病療養所の入所者は、視覚障害等のハンセン病の後遺障害に加えて、高齢化に伴い、認知症や四肢の障害等を有する者が増加している。

国は、平成20年6月に成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるようにするため、その責任を果たす必要がある。

政府においては、国の事務及び事業の合理化及び効率化の必要性は理解しつつ、入所者の実情に応じた定員及び療養体制の充実に関し万全を期すべきである。

右決議する。

# 1 委員会審議経過

## 内閣委員会

### 委員一覧 (20名)

|     |    |         |    |          |    |             |
|-----|----|---------|----|----------|----|-------------|
| 委員長 | 河合 | 常則 (自民) | 金子 | 恵美 (民主)  | 市川 | 一朗 (自民)     |
| 理事  | 芝  | 博一 (民主) | 工藤 | 堅太郎 (民主) | 岩城 | 光英 (自民)     |
| 理事  | 柳澤 | 光美 (民主) | 行田 | 邦子 (民主)  | 岡田 | 広 (自民)      |
| 理事  | 泉  | 信也 (自民) | 姫井 | 由美子 (民主) | 鈴木 | 政二 (自民)     |
| 理事  | 古川 | 俊治 (自民) | 平野 | 達男 (民主)  | 山本 | 香苗 (公明)     |
|     | 小川 | 勝也 (民主) | 松井 | 孝治 (民主)  | 糸数 | 慶子 (無)      |
|     | 大塚 | 耕平 (民主) | 秋元 | 司 (自民)   |    | (22.3.9 現在) |

### (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び本院議員提出2件の合計3件であり、いずれも審査未了となった。

また、本委員会付託の請願10種類43件は、いずれも審査未了となった。

#### 〔法律案の審査〕

**国家公務員制度改革** 内閣から、内閣による人事管理機能の強化を図るため、幹部人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止並びに再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備等を行うおとする**国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)**が提出された。なお、衆議院において、施行期日を平成22年4月1日から公布の日に変更することを主な内容とする修正が行われた。

また、本院議員から、国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うおとする**国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第7号)**及び**国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めようとする幹部国家公務員法案(参第8号)**が提出された。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)について仙谷国務大臣から、国家公務員法等の一部を改正す

る法律案（参第7号）及び幹部国家公務員法案（参第8号）について発議者秋元司君から趣旨説明を聴取した後、事務次官等の位置付け及び役割についての検討時期、国家公務員の総人件費2割削減の具体的方策、再就職等監視・適正化委員会の民間人材登用・再就職適正化センターにおける位置付けと監視機能強化、内閣人事局への機能移管の在り方、幹部職員の職制の在り方、再就職あっせん規制についての考え方等について質疑を行うとともに、公聴会を開会したが、いずれも審査未了となった。

### 〔国政調査等〕

3月9日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成22年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について平野内閣官房長官から、警察行政の基本方針及び平成22年度警察庁関係予算について中井国家公安委員会委員長から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、経済財政政策の基本方針について菅内閣官房長官から、地域主権推進の基本方針について原口内閣府特命担当大臣から、科学技術政策の基本方針について川端内閣府特命担当大臣から、宇宙開発の基本方針について前原内閣府特命担当大臣から、食品安全、少子化対策、男女共同参画の基本方針について福島内閣府特命担当大臣から、「新しい公共」、公務員制度改革、国家戦略の

基本方針について仙谷内閣府特命担当大臣から、行政刷新の基本方針について枝野内閣府特命担当大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月16日、第3次男女共同参画基本計画に盛り込むべき数値目標及びそれを達成するための具体的な施策、地方議会議員年金制度の見直しの状況、連座制の適用を含む政治資金規正法改正の必要性、DVの特徴を踏まえた警察による被害者救済の在り方、自殺未遂者の実態解明及び支援の検討状況、出先機関改革における地域主権戦略会議と行政刷新会議の連携、財政規律の確保に向けた国家戦略室の役割、日本が英国型の議院内閣制を採ることの妥当性、中期的な財政展望を踏まえた予算編成の必要性等の諸問題について質疑を行った。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成22年度内閣関係予算等の審査を行い、死因究明制度の在り方、諸外国との比較における日本の科学技術政策、子ども手当の経済効果、子ども手当等の現金給付のみならず小児医療及び保育サービスを充実させる必要性、自衛隊のイラク派遣に関する憲法解釈の変化、内閣府と沖縄県による待機児童対策の検討状況、子どもの権利条約への個人通報制度の導入、コンビニ強盗に対する防犯対策等の諸問題について質疑を行った。

## （2）委員会経過

### ○平成22年3月9日（火）（第1回）

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成22年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について平野内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政の基本方針に関する件及び平成22年

度警察庁関係予算に関する件について中井国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。

- 経済財政政策の基本方針に関する件について菅内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 地域主権推進の基本方針に関する件について原口内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 科学技術政策の基本方針に関する件について

川端内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

- 宇宙開発の基本方針に関する件について前原国務大臣から所信を聴いた。
- 食品安全、少子化対策、男女共同参画の基本方針に関する件について福島内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 「新しい公共」、公務員制度改革、国家戦略の基本方針に関する件について仙谷国務大臣から所信を聴いた。
- 行政刷新の基本方針に関する件について枝野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成22年3月16日(火) (第2回)

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件、地域主権推進の基本方針に関する件、科学技術政策の基本方針に関する件、宇宙開発の基本方針に関する件、食品安全、少子化対策、男女共同参画の基本方針に関する件、「新しい公共」、公務員制度改革、国家戦略の基本方針に関する件及び行政刷新の基本方針に関する件について福島国務大臣、平野内閣官房長官、中井国家公安委員会委員長、原口内閣府特命担当大臣、枝野国務大臣、菅国務大臣、仙谷国務大臣、川端内閣府特命担当大臣、古川内閣府副大臣、鈴木文部科学副大臣、大塚内閣府副大臣、田島環境副大臣、山井厚生労働大臣政務官及び高橋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

行田邦子君(民主)、岡田広君(自民)、山本香苗君(公明)、糸数慶子君(無)、金子恵美君(民主)、古川俊治君(自民)、秋元司君(自民)

○平成22年3月19日(金) (第3回)

- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (国会所管) について鬼塚衆議院事務総長、小幡参議院事務総長、長尾国立国会図書館長、石川裁判官弾劾裁判所事務局長及び向大野裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、(会計検査院所管) について西村会計検査院

長から説明を聴いた後、

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(人事院を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費、消費者委員会関係経費を除く)、国際平和協力本部、日本学術会議、民間人材登用・再就職適正化センター、宮内庁、警察庁))について中井国家公安委員会委員長、福島内閣府特命担当大臣、川端内閣府特命担当大臣、仙谷国務大臣、菅国務大臣、平野内閣官房長官、枝野国務大臣、長浜厚生労働副大臣、渡辺総務副大臣及び大串財務大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古川俊治君(自民)、岡田広君(自民)、山本香苗君(公明)、糸数慶子君(無)、姫井由美子君(民主)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成22年4月15日(木) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)、国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)及び地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第58号)について総務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成22年4月19日(月)

総務委員会、内閣委員会連合審査会(第1回)  
(総務委員会を参照)

○平成22年5月20日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について仙谷国務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第7号)幹部国家公務員法案(参第8号)以上両案について発議者参議院議員秋元司君から趣旨説明を聴いた後、国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)

**国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）**

**幹部国家公務員法案（参第8号）**

以上3案について発議者参議院議員林芳正君、仙谷国務大臣、大島内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、楠田防衛大臣政務官、階総務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、行田邦子君（民主）、泉信也君（自民）、古川俊治君（自民）、山本香苗君（公明）、小池正勝君（改革）、糸数慶子君（無）

○平成22年5月25日（火）（第6回）

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

**国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）**

**幹部国家公務員法案（参第8号）**

以上3案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

**国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）**

**幹部国家公務員法案（参第8号）**

以上3案について発議者参議院議員林芳正君、仙谷国務大臣、松井内閣官房副長官、大島内閣府副大臣、榛葉防衛副大臣、階総務大臣政務官、江利川人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

姫井由美子君（民主）、行田邦子君（民主）、岩城光英君（自民）、秋元司君（自民）、山下栄一君（公明）、小池正勝君（改革）、糸数慶子君（無）

○平成22年5月27日（木）（第7回）

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

**国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）**

**幹部国家公務員法案（参第8号）**

以上3案について発議者参議院議員林芳正君、同世耕弘成君、原口総務大臣、仙谷国務大臣、大島内閣府副大臣、階総務大臣政務官及び江利川人事院総裁に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本香苗君（公明）、平野達男君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、森まさこ君（自民）、糸数慶子君（無）

○平成22年5月31日（月）（公聴会 第1回）

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

**国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）**

**幹部国家公務員法案（参第8号）**

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

政策研究大学院大学教授 飯尾潤君  
国際基督教大学教養学部教授 西尾隆君  
東京大学大学院教育学研究科教授 山本清君

〔質疑者〕

柳澤光美君（民主）、古川俊治君（自民）、木庭健太郎君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成22年6月1日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

**国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）**

**幹部国家公務員法案（参第8号）**

以上3案について発議者参議院議員林芳正君、同秋元司君、仙谷国務大臣、松井内閣官房副長官、大島内閣府副大臣、階総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、姫井由美子君（民主）、泉信也君（自民）、牧野たかお君（自民）、山下栄一君（公明）、小池正勝君（改革）、糸数慶子君（無）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

# 総務委員会

## 委員一覧 (25名)

|     |            |             |              |
|-----|------------|-------------|--------------|
| 委員長 | 佐藤 泰介 (民主) | 友近 聡朗 (民主)  | 谷川 秀善 (自民)   |
| 理事  | 加賀谷 健 (民主) | 那谷屋 正義 (民主) | 二之湯 智 (自民)   |
| 理事  | 武内 則男 (民主) | 内藤 正光 (民主)  | 溝手 顕正 (自民)   |
| 理事  | 林 久美子 (民主) | 長谷川 憲正 (民主) | 魚住 裕一郎 (公明)  |
| 理事  | 磯崎 陽輔 (自民) | 吉川 沙織 (民主)  | 澤 雄二 (公明)    |
| 理事  | 世耕 弘成 (自民) | 木村 仁 (自民)   | 山下 芳生 (共産)   |
|     | 金子 洋一 (民主) | 小泉 昭男 (自民)  | 又市 征治 (社民)   |
|     | 高嶋 良充 (民主) | 末松 信介 (自民)  |              |
|     | 外山 斎 (民主)  | 関口 昌一 (自民)  | (22.1.28 現在) |

### (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案10件（うち本院先議3件）、衆議院提出法律案1件（総務委員長提出）及び承認案件1件の合計12件であった。

内閣提出法律案10件のうち8件は可決し、2件は審査未了となった。なお、**地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案**（いずれも本院先議）は、衆議院総務委員会において継続審査となった。

衆議院提出法律案1件は可決し、承認案件1件は承認したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、審査未了となった。

#### 〔法律案等の審査〕

**地域主権** 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、内閣府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又は

その方法の義務付けを規定している関係法律の改正等を行おうとするものである。

**国と地方の協議の場に関する法律案**は、国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象等を定めようとするものである。

**地方自治法の一部を改正する法律案**は、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度の適正な実施を確保するために必要な改正等を行おうとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲の推進への決意、国と地方の役割分担の今後の姿、地域主権という新語の法定化に関する疑義等について質疑が行われた。また、参考人から意見を聴取し、東京都江東区及び中央区に現地視察を行うとともに、3法律案について内閣委員会と、地域主権改革推進一括法案について厚生労働委員会と、それぞれ連合審査会を開催した。質疑終局後、自由民主党・改革クラブよ

り、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、「地域主権」の用語を「地方分権」と改めること等を内容とする修正案が、また、公明党より、地域主権改革推進一括法案に対し、地域主権戦略会議の議員に地方六団体の代表を加えること等を内容とする修正案が、さらに、日本共産党より、国と地方の協議の場に関する法律案に対し、法律の目的から「地域主権改革の推進」との文言を削ること等を内容とする修正案が提出された。なお、公明党提出の修正案は予算を伴うものであることから、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した。

討論の後、順次採決の結果、地域主権改革推進一括法案については、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、原案について可否同数となったため、国会法第50条の規定により、委員長は本法律案を原案どおり可決した。国と地方の協議の場に関する法律案については、両修正案がいずれも賛成少数により否決された後、多数をもって原案どおり可決した。地方自治法一部改正案は、多数をもって原案どおり可決した。なお、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し附帯決議が付された。

**行政制度** **独立行政法人通則法の一部を改正する法律案**は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付の義務付け等の措置を講じようとするものである。委員会においては、事業仕分けを踏まえた今後の独立行政法人改革の見通し、独立行政法人のガバナンスの在り方、不要財産の判定にお

ける客観性確保の必要性等について質疑が行われた。討論の後、採決の結果、可否同数となったため、国会法第50条の規定により、委員長は本法律案を原案どおり可決した。

**地方税財政** **地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案**は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものである。委員会においては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付基準、将来的な地方交付税の確保策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

**地方税法等の一部を改正する法律案**は、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方たばこ税の税率引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、平成22年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び公的資金補償金免除繰上償還措置を延長し、あわせて、子ども手当の支給に伴う地方特例交付金の制度の拡充等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、住民税の扶養控除見直しと子ども手当創設との峻別の必要性、地方交付税増額が地方の自由になる財源増額とならな

い地方財政計画の問題点、民主党マニフェストでの暫定税率廃止と現行税負担水準維持との矛盾等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、地方税法等一部改正案については可否同数となったため、国会法第50条の規定により、委員長は本法律案を原案どおり可決した。地方交付税法等一部改正案は、多数をもって原案どおり可決した。

**地方行政** 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成28年3月31日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として過疎地域における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等の事業の実施に要する経費を追加する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長近藤昭一君から趣旨説明を聴取した後、過疎地域における規制緩和の在り方、過疎対策事業債に係る交付税措置の充実、過疎地域における図書館の整備等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

**市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止しようとするものである。委員会においては、三万市特

例を廃止する理由、市町村の数の在り方、安定した地方議会議員の年金制度の確立等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

**NHK** 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成22年度予算）は、収支予算では、一般勘定事業収支において、事業収入が6,786億円、事業支出が6,847億円となり、61億円の収支不足であり、不足額は、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとし、事業計画では、放送の自主自律の堅持、公正・公平で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、受信料制度への理解促進と公平負担に向けた取組強化、デジタルテレビジョン放送の普及等に取り組むこととしている。

委員会においては、受信料収入の確保と公平負担の実現、経営委員会の在り方、放送の完全デジタル化に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって承認すべきものと決定した。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月9日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について原口総務大臣から、郵政改革の基本施策に関する件について亀井国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、平成22年度総務省関係予算に関する件について渡辺総務副大臣から、平成22年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月11日、行政制度、地方行財政、消防

行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について、郵政改革法案の提出時期と経営形態、定住自立圏における公立病院の機能分担の推進、放送法等改正案でクロスオーナーシップを見直すこととした理由等の質疑を行った。

3月18日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について、子ども手当の給付事務システム開発業者の選定の在り方、ひも付き補助金の一括交付金化のため国・地方の統治形態を変更する必要性、放送番組に対する規制について自主規制を尊重する必要性等の質疑を行った。

3月19日、予算委員会から委嘱を受けた、平成22年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、Jアラートのシステムの信頼性確保と住民の避難誘導の在り方、国家公務員の総人件費2割削減の手法、国の出先機関の地方移管についての具体的手法、地方公共団体の臨時・非常勤職員の増大と処遇改善の必要性等の質疑を行った。

3月24日、自立のかつ持続的な財政運営

を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

5月20日、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴き、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

#### 〔法律案の提出〕

5月20日、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めようとするものである。

## (2) 委員会経過

○平成22年1月28日(木) (第1回)

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について原口総務大臣から趣旨説明を

聴き、同大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官及び山井厚生労働大臣政務官に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

磯崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、

山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）  
（閣法第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

○平成22年3月9日（火）（第2回）

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について原口総務大臣から所信を聴いた。

○郵政改革の基本施策に関する件について亀井国務大臣から所信を聴いた。

○平成22年度総務省関係予算に関する件について渡辺総務副大臣から説明を聴いた。

○平成22年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から説明を聴いた。

○過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長近藤昭一君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理山口俊一君、同谷公一君、同石田祝稔君、同黄川田徹君及び原口総務大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

世耕弘成君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、  
山下芳生君（共産）

（衆第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年3月11日（木）（第3回）

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について亀井国務大臣、原口総務大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

林久美子君（民主）、土田博和君（民主）、  
澤雄二君（公明）

○平成22年3月18日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成22年度人事院業務概況に関する件について原口総務大臣、亀井国務大臣、内藤総務副大臣、長浜厚生労働副大臣、藤本国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長齋藤次郎君及び同株式会社専務執行役佐々木英治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

世耕弘成君（自民）、末松信介君（自民）、  
山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成22年度地方財政計画に関する件について原口総務大臣から概要説明を聴いた後、渡辺総務副大臣から補足説明を聴いた。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について原口総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月19日（金）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十二年一般会計予算（衆議院送付）

平成二十二年特別会計予算（衆議院送付）

平成二十二年政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く））について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、大塚内閣府副大臣、山井厚生労働大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、世耕弘成君（自民）、  
関口昌一君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、  
山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成22年3月23日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、古本財務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木村仁君（自民）、磯崎陽輔君（自民）、澤雄二君（公明）、魚住裕一郎君（公明）

○平成22年3月24日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

又市征治君（社民）、山下芳生君（共産）（閣法第17号）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産

（閣法第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

- 自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。
- 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について原口総務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成22年3月25日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について原口総務大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

外山斎君（民主）、木村仁君（自民）、澤雄二君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）（閣法第20号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成22年3月30日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について原口総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長福地茂雄君から説明を聴き、同大臣、内藤総務副大臣、高井文部科学大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会経営委員会委員長小丸成洋君、同協会理事大西典良君、同協会専務理事日向英実君、同協会技師長・専務理事永井研二君、同協会副会長今井義典君及び同協会理事今井環君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

林久美子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、外山斎君（民主）、土田博和君（民主）、世耕弘成君（自民）、磯崎陽輔君（自民）、谷川秀善君（自民）、末松信介君（自民）、関口昌一君（自民）、二之湯智君（自民）、澤雄二君（公明）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）（閣承認第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月8日（木）（第10回）

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）  
国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）  
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について原口国務大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、武内則男君（民主）、  
又市征治君（社民）

○平成22年4月13日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）

国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について原口国務大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

磯崎陽輔君（自民）、二之湯智君（自民）、  
山下芳生君（共産）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成22年4月15日（木）（第12回）

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）

国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学法学部教授 長谷部恭男君  
高崎経済大学教授 八木秀次君  
宮崎県知事 東国原英夫君  
千葉市長 熊谷俊人君

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、世耕弘成君（自民）、  
魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、  
又市征治君（社民）

○平成22年4月16日（金）（第13回）

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）

国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）

国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人地方自治総合研究所所長 辻山幸宣君  
慶應義塾大学法学部政治学科教授 片山善博君  
PHP総合研究所主席研究員 荒田英知君  
帝京大学教職大学院教授 村山祐一君

〔質疑者〕

土田博和君（民主）、木村仁君（自民）、  
澤雄二君（公明）、山下芳生君（共産）、  
又市征治君（社民）

○平成22年4月19日（月）

総務委員会、内閣委員会連合審査会（第1回）

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第56号）

国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第57号）

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

以上3案について原口国務大臣、仙谷国務大臣、大塚内閣府副大臣、山井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

姫井由美子君（民主）、古川俊治君（自民）、  
山本香苗君（公明）、山下芳生君（共産）、  
又市征治君（社民）、糸数慶子君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

-----  
○平成22年4月20日(火)(第14回)

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)について厚生労働委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

-----  
○平成22年4月22日(木)

総務委員会、厚生労働委員会連合審査会(第1回)

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)について長妻厚生労働大臣、原口国務大臣、鈴木文部科学副大臣、足立厚生労働大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、泉内閣府大臣政務官及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

森ゆうこ君(民主)、西島英利君(自民)、山本博司君(公明)、山下芳生君(共産)、近藤正道君(社民)

本連合審査会は今回をもって終了した。

-----  
○平成22年4月22日(木)(第15回)

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)

国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

以上3案について原口国務大臣、大塚内閣府副大臣及び小川総務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

魚住裕一郎君(公明)

○平成22年4月27日(火)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)
- 国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

以上3案について原口国務大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、馬淵国土交通副大臣、高井文部科学大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

加賀谷健君(民主)、末松信介君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、澤雄二君(公明)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第56号)

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産、改革

(閣法第57号)

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民

反対会派 共産

(閣法第58号)

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民

反対会派 共産

なお、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)及び国と地方の協議の場に関する法律案(閣法第57号)について附帯決議を行った。

- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について原口総務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成22年5月11日(火)(第17回)

- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について原口総務大臣、馬淵国土交通副大臣、舟山農林水産大臣政務官、階総務大臣政務官、泉内閣府大臣政務官及び山井厚生労働大臣政務官に対し質疑を行った。

以上3案について原口国務大臣、大塚内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、馬淵国土交通副大臣、高井文部科学大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

外山斎君(民主)、土田博和君(民主)、又市征治君(社民)

○平成22年5月20日(木)(第18回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について原口

総務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、郡司農林水産副大臣、小川総務大臣政務官、西村外務大臣政務官、階総務大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官及び参考人独立行政法人国際協力機構理事橋本栄治君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

磯崎陽輔君（自民）、木村仁君（自民）、世耕弘成君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）

（閣法第21号）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産、改革

○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案の草案について委員長から説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成22年6月1日（火）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）、国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第7号）及び幹部国家公務員法案（参第8号）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

### （3）委員会決議

#### —— 自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議 ——

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方財政計画の策定に当たっては、地方公共団体が引き続き厳しい財政状況にあることを十分認識し、地方独自に行う施策・取組を十分実施できるよう、地方の意見を確実に反映しながら、地方全体の財政需要を適切に積み上げるとともに、これに伴い必要となる一般財源の確保を図ること。

二、地方交付税の本来的な役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、基準財政需要額については、地域の再生・活性化や雇用創出の推進等地域住民が将来にわたって安心できるための施策に要する財政需要等を的確に反映した算定に努めること。

三、現下の厳しい地域経済環境において、地方の疲弊が極めて深刻化している中、毎年度発生する巨額の地方財源不足への対応については、いわゆる「国・地方の折半ルール」による暫定措置の在り方を見直すとともに、法定率の引上げを行うなど地方税財政制度の抜本的改革を検討すること。

また、地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、特に財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。

四、地方公共団体は、直接住民サービスを提供する役割の大部分を担っていることから、その基盤となる地方税財源の拡充のため、地方公共団体の財政力格差に配慮しつつ、安定的な地方税体系の構築を早急に進めること。

五、巨額の借入金を抱える地方財政の健全化に当たっては、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の確保に留意しながら、計画的に進めること。また、臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、将来において各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

六、地方公営企業については、社会経済情勢の著しい変化や厳しい経営環境の中で、一層の自立性

の強化と経営の活性化を図ることができるよう、引き続き十分な支援を行うこと。

特に病院事業については、住民が安心・安全に暮らせるよう、不採算地区病院、小児医療、救急医療、へき地医療、周産期医療等について、所要財源額の確保に一層努めるとともに、今後とも、地域医療の確保のための対策や財政支援策等の充実を図ること。

右決議する。

# 法務委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |    |          |    |          |    |              |
|-----|----|----------|----|----------|----|--------------|
| 委員長 | 松  | あきら (公明) | 平田 | 健二 (民主)  | 森  | まさこ (自民)     |
| 理事  | 今野 | 東 (民主)   | 前川 | 清成 (民主)  | 山崎 | 正昭 (自民)      |
| 理事  | 松岡 | 徹 (民主)   | 牧山 | ひろえ (民主) | 仁比 | 聡平 (共産)      |
| 理事  | 松村 | 龍二 (自民)  | 築瀬 | 進 (民主)   | 福島 | みずほ (社民)     |
| 理事  | 風間 | 昶 (公明)   | 青木 | 幹雄 (自民)  | 江田 | 五月 (無)       |
|     | 石井 | 一 (民主)   | 浅野 | 勝人 (自民)  | 山東 | 昭子 (無)       |
|     | 中村 | 哲治 (民主)  | 丸山 | 和也 (自民)  |    | (22.2.16 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願22種類150件は、いずれも審査未了となった。

### 〔法律案の審査〕

**民事関係** 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものである。

委員会においては、管轄合意条約批准に向けた取組、消費者の権利保護に配慮した特則、国際裁判管轄に関する合意の効力、非訟事件を対象外としている理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本法律案は6月2日の本会議の議事日程とされたが、同日は会議を開くに至らず、その後、本会議に上程されなかった。

**刑事関係** 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、近年における人を死亡さ

せた犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の行使を図るため、これらの犯罪のうち法定刑に死刑が定められているものについて公訴時効の対象から除外するとともに、これらの犯罪のうち法定刑に懲役又は禁錮が定められているものについて公訴時効の期間を延長するほか、刑の時効について改めようとするものである。

委員会においては、公訴時効の趣旨及び存在理由、現に時効が進行中の事件に対する適用の可否、公訴時効廃止・延長が捜査に及ぼす影響、性犯罪の罰則及び公訴時効の見直しの必要性、えん罪防止の必要性等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行った。質疑を終わり討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**国際受刑者移送法の一部を改正する法律案**は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に基づくものに限らず、「刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約」その他の今後我が国が締結する受刑

者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、これまでの国際受刑者移送の実績、中国等非締結国との条約締結に向けた今後の取組み、国際受刑者数の推移及び受入移送が増えない理由、タイとの二国間条約において条約の通知が努力義務となった理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

#### 〔国政調査等〕

2月16日、出入国管理行政及び矯正行政に関する実情調査のため、東日本入国管理センター及び茨城農芸学院の視察を行った。

3月11日、法務行政の基本方針について千葉法務大臣から所信を聴取した。

3月16日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、政権交代後の出入国管理行政に対する法務大臣の見解、今日における部

落問題の解決に対する法務大臣の見解、大臣所信における「国民のいのちと生活を守るための基盤づくり」の意味、検視支援装置の今後の導入予定、外国人研修・技能実習生への不適正行為への対応等が取り上げられた。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成22年度法務省予算等の審査を行い、少年事件における国選付添人制度に対する総括的な所見、取調べの可視化のみならず刑事司法の在り方全般について検討する必要性、死刑に対する法務大臣の基本的な見解を明確に示す必要性、法テラスに対する国民の認知の現状及び他機関との連携状況、日本の死因究明制度の改革の必要性、PFI刑務所事業による過剰収容の解消及び規制改革の効果等についての質疑を行った。

5月27日、改正後の国籍法の施行状況に関する件について政府参考人から報告を聴いた。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年2月16日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成22年3月11日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務行政の基本方針に関する件について千葉法務大臣から所信を聴いた。
- 平成22年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について加藤法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について千葉法務大臣、中井国家公安委員会委員長、加藤法務副大臣、足立厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今野東君(民主)、松岡徹君(民主)、松村龍二君(自民)、森まさこ君(自民)、風間昶君(公明)、仁比聡平君(共産)

### ○平成22年3月18日(木) (第4回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(閣法第4号)(衆議院送付)について千葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月19日(金)(第5回)

- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について千葉法務大臣、加藤法務副大臣、榛葉防衛副大臣、足立厚生労働大臣政務官及び中村法務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

丸山和也君(自民)、風間昶君(公明)、仁比聡平君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成22年3月25日(木)(第6回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について千葉法務大臣及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

松岡徹君(民主)、丸山和也君(自民)、風間昶君(公明)、仁比聡平君(共産)

(閣法第4号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民、無

○平成22年4月1日(木)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号)について千葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成22年4月6日(火)(第8回)

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号)について千葉法務大臣、中井国家公安委員会委員長、加藤法務副大臣及び泉内閣府大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

松野信夫君(民主)、松岡徹君(民主)、古川俊治君(自民)、森まさこ君(自民)、風間昶君(公明)、仁比聡平君(共産)

○平成22年4月8日(木)(第9回)

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

中央大学法科大学院・法学部教授 椎橋隆幸君

日本弁護士連合会前副会長

弁護士 細井士夫君

全国犯罪被害者の会(あすの会)代表幹事 弁護士 岡村勲君

被害者と司法を考える会代表 片山徒有君

[質疑者]

今野東君(民主)、丸山和也君(自民)、風間昶君(公明)、仁比聡平君(共産)

○平成22年4月13日(火)(第10回)

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第53号)について千葉法務大臣、中井国家公安委員会委員長、加藤法務副大臣、泉内閣府大臣政務官及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

松岡徹君(民主)、丸山和也君(自民)、風間昶君(公明)、仁比聡平君(共産)

(閣法第53号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月15日(木)(第11回)

- 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について千葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月22日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について千葉法務大臣、吉良外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

今野東君(民主)、浅野勝人君(自民)、風間昶君(公明)、仁比聡平君(共産)

(閣法第33号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
欠席会派 無

○平成22年5月27日(木) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について千葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 改正後の国籍法の施行状況に関する件について政府参考人から報告を聴いた。

○平成22年6月1日(火) (第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について千葉法務大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、丸山和也君（自民）、  
風間昶君（公明）、仁比聡平君（共産）

（閣法第34号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民、無

# 外交防衛委員会

## 委員一覧 (21名)

|     |            |             |             |
|-----|------------|-------------|-------------|
| 委員長 | 田中 直紀 (民主) | 大石 尚子 (民主)  | 島尻 安伊子 (自民) |
| 理事  | 喜納 昌吉 (民主) | 北澤 俊美 (民主)  | 西田 昌司 (自民)  |
| 理事  | 佐藤 公治 (民主) | 榛葉 賀津也 (民主) | 舩添 要一 (自民)  |
| 理事  | 山根 隆治 (民主) | 徳永 久志 (民主)  | 澤 雄二 (公明)   |
| 理事  | 佐藤 正久 (自民) | 中谷 智司 (民主)  | 浜田 昌良 (公明)  |
| 理事  | 山本 一太 (自民) | 岡田 直樹 (自民)  | 井上 哲士 (共産)  |
|     | 犬塚 直史 (民主) | 岸 信夫 (自民)   | 山内 徳信 (社民)  |

(22. 2. 16 現在)

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された案件は、条約14件及び内閣提出法律案2件の計16件であり、そのいずれも承認又は可決した。なお、そのうち内閣提出法律案1件については、本会議に上程されなかった。

また、本委員会付託の請願13種類90件は、審査未了となった。

### 〔条約及び法律案の審査〕

**刑事共助・受刑者移送の推進** 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約及び刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定は、いずれも被請求国が請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等について定めるものである。刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約は、我が国とタイとの間で、相手国の裁判所が拘禁刑を言い渡した自国民の受刑者について、締約国及び受刑者の同意等一定の条件を満たす

場合にその本国に移送する手続等を定めるものである。委員会においては、共助の拒否事由となる政治犯罪の定義、死刑を科し得る犯罪が共助の拒否事由と明記された理由、国際組織犯罪に係る共助要請への対応、受刑者の移送に当たっての被害者感情への配慮等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

**国際移住機関の特権・免除、国際再生可能エネルギー機関の設立** 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定は、我が国において、国際移住機関が一層円滑に活動を行うことのできる環境を整備するため、機関並びにその加盟国の代表者、事務局長及び職員等が享有する特権及び免除等について定めるものである。委員会においては、本協定の締結により認められる特権及び免除と外交特権との差違、国際移住機関と我が国との協力の現状等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**国際再生可能エネルギー機関憲章**は、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関として

国際再生可能エネルギー機関を設立することについて定めるものである。委員会においては、我が国の参加が遅れた理由、国際再生可能エネルギー機関と他の国際機関との役割分担、我が国の人的・知的貢献の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**租税における二国間協力の推進** 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書及び所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書は、いずれも現行の協定又は条約の情報交換に係る規定を国際的な基準に沿った内容に改正しようとするものである。委員会においては、タックス・ヘイブン問題への我が国の取組の強化、マレーシアの租税情報透明化に向けた取組への評価、シンガポール等でのプライベートバンクを通じた租税回避行為への対応、香港及びマカオの租税情報の透明性の確保、今後の租税条約の締結方針等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定（日・バミューダ租税協定）は、我が国と

バミューダとの間で脱税及び租税回避行為を防止するとともに、両国間の人的交流を促進するため、租税に関する情報交換の枠組み及び課税権の配分等について定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約（日・クウェート租税条約）は、我が国とクウェートとの間で課税権を調整するものであり、所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税の防止並びに配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものである。委員会においては、租税に関する情報交換の効果的実施の確保、クウェートとの間の投資所得に係る源泉地国課税の軽減効果と同国からの投資に与える影響等について質疑が行われ、討論の後、日・バミューダ租税協定は全会一致をもって、日・クウェート租税条約は多数をもって、それぞれ承認された。

**原子力の平和利用・社会保障・航空業務における二国間協力の推進** 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とカザフスタンとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用等について定めるものである。委員会においては、カザフスタンに対する原子力関連技術の協力方針、我が国とインドとの原子力協力の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定は、人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入及び保険料

掛け捨ての問題の解決を図るため、年金制度の適用の調整を行うこと、保険期間の通算による年金受給権を確立すること等について定めるものである。委員会においては、年金受給に係る協定上の救済措置の周知徹底、東アジア諸国との社会保障協定締結の方針等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定は、我が国とマカオとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とするための法的枠組みについて定めるものである。**委員会においては、マカオから我が国への就航の現状と本協定締結の意義、航空自由化に向けた取組方針と航空協定との関係等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**外交実施体制の整備** 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在ベナン日本国大使館の位置を変更すること、マレーシアの在コタキナバル日本国総領事館を廃止すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるものである。委員会においては、ハイチ地震後の外務省の現地体制と在外職員の手当の加算、海賊対処等に伴うジブチの外交体制の強化、在外公館増設に対する新政権の方針等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、戦略的に大使館の実館化を進めること等の8項目から成る附帯決議を行った。

**自衛官の定数の変更** 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、自衛隊

の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めるものである。委員会においては、任務の特性に応じた自衛官定数及び実員の確保、任期制自衛官増員に向けた採用施策の検討、国家公務員の新規採用抑制方針への防衛省の対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

なお、本法律案は6月2日の本会議の議事日程とされたが、同日は会議を開くに至らず、その後、本会議に上程されなかった。

#### 〔国政調査等〕

2月23日、沖縄県における在日米軍再編等に関する実情調査のため沖縄県への委員派遣を行い、米海兵隊の普天間飛行場及び同飛行場に隣接する宜野湾市立普天間第二小学校を視察したほか、宜野湾市長及び米海兵隊幹部等との懇談を行った。

3月11日、外交の基本方針について岡田外務大臣から、国の防衛の基本方針について北澤防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成22年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月8日、米核戦略見直しと核軍縮、普天間飛行場移設問題、東アジア安全保障の多国間枠組み、在日米軍の低空飛行訓練等について質疑を行った。

4月13日、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処、内閣総理大臣のツイッター利用、自衛隊員の政治的中立の保持、核軍縮・

不拡散、米兵に対する刑事裁判権行使、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

4月20日、普天間飛行場移設問題、自衛隊員の政治的中立の保持、東シナ海における中国海軍の動向と政府の対応、核セキュリティ強化に向けた日本の貢献、国際刑事裁判所に関するローマ規程見直し、多国間の人道支援・緊急援助活動、米兵に対する刑事裁判権行使等について質疑を行った。

5月13日、普天間飛行場移設問題、在沖縄海兵隊の抑止力、尖閣諸島及び沖ノ鳥島の防衛、宮崎県で発生した口蹄疫への対応

に係る自衛隊の災害派遣、奄美諸島振興策、NPT運用検討会議等について質疑を行った。

5月20日、普天間飛行場移設問題、韓国哨戒艦沈没事案、日本国民の海外薬物事犯、在日米軍の低空飛行訓練等について質疑を行った。

6月1日、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果に関する件について松野内閣官房副長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年2月16日(火) (第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

### ○平成22年3月11日(木) (第2回)

- 外交の基本方針に関する件について岡田外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について北澤防衛大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、榛葉防衛副大臣、辻元国土交通副大臣、武正外務副大臣、大谷環境大臣政務官、長島防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

犬塚直史君(民主)、佐藤正久君(自民)、山本一太君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

### ○平成22年3月18日(木) (第4回)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について岡田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成22年3月19日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について岡田外務大臣及び北澤防衛大臣から説明を聴いた後、岡田外務大臣、北澤防衛大臣、福山外務副大臣、榛葉防衛副大臣、辻元国土交通副大臣及び楠田防衛大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳永久志君(民主)、佐藤正久君(自民)、島尻安伊子君(自民)、木庭健太郎君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年3月25日(木) (第6回)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、福山外務副大臣、榛葉防衛副大臣及び高井文部科学大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

大石尚子君(民主)、佐藤正久君(自民)、  
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、  
山内徳信君(社民)

(閣法第12号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月6日(火)(第7回)

○理事の補欠選任を行った。

○社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

以上両件について岡田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月8日(木)(第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

以上両件について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、福山外務副大臣、辻元国土交通副大臣、加藤法務副大臣、長島防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

徳永久志君(民主)、佐藤正久君(自民)、  
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、  
山内徳信君(社民)

○米核戦略見直しと核軍縮に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件、東アジア安全保障の多国間枠組みに関する件、在日米軍の低

空飛行訓練に関する件等について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、福山外務副大臣、榛葉防衛副大臣、長島防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

犬塚直史君(民主)、佐藤正久君(自民)、  
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、  
山内徳信君(社民)

○平成22年4月13日(火)(第9回)

○社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

以上両件をいずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第10号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第11号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する件、内閣総理大臣のツイッター利用に関する件、自衛隊員の政治的中立の保持に関する件、核軍縮・不拡散に関する件、米兵に対する刑事裁判権行使に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、松井内閣官房副長官、榛葉防衛副大臣、福山外務副大臣、政府参考人及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

大石尚子君(民主)、佐藤正久君(自民)、  
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、  
山内徳信君(社民)

○特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

以上両件について岡田外務大臣から趣旨説明

を聴いた。

○平成22年4月15日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第12号)

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件 (閣条第13号)

以上両件について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、松野内閣官房副長官、福山外務副大臣、中川文部科学副大臣、中村法務大臣政務官、政府参考人及び参考人国際移住機関駐日代表中山暁雄君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

徳永久志君 (民主)、山本一太君 (自民)、  
浜田昌良君 (公明)、井上哲士君 (共産)、  
山内徳信君 (社民)

○平成22年4月20日(火) (第11回)

- 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第12号)

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件 (閣条第13号)

以上両件をいずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第12号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第13号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 普天間飛行場移設問題に関する件、自衛隊員の政治的中立の保持に関する件、東シナ海における中国海軍の動向と政府の対応に関する件、核セキュリティ強化に向けた日本の貢献に関する件、国際刑事裁判所に関するローマ規程見直しに関する件、多国間の人道支援・緊急援助活動に関する件、米兵に対する刑事裁判権行使に関する件等について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、松野内閣官房副長官、榛

葉防衛副大臣、福山外務副大臣、中川文部科学副大臣、古川内閣府副大臣、長島防衛大臣政務官、舟山農林水産大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山本一太君 (自民)、佐藤正久君 (自民)、  
浜田昌良君 (公明)、犬塚直史君 (民主)、  
山内徳信君 (社民)、井上哲士君 (共産)

- 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号) (衆議院送付)

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第2号) (衆議院送付)

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第3号) (衆議院送付)

以上3件について岡田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月22日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号) (衆議院送付)

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第2号) (衆議院送付)

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第3号) (衆議院送付)

以上3件について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、中井国家公安委員会委員長、松野内閣官房副長官、福山外務副大臣、榛葉防衛副大臣、加藤法務副大臣及び長島防衛大臣政務官に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

大石尚子君 (民主)、山本一太君 (自民)、  
佐藤正久君 (自民)、浜田昌良君 (公明)、  
井上哲士君 (共産)、山内徳信君 (社民)

(閣条第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第3号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

○平成22年4月27日(火) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)(衆議院送付)

以上4件について岡田外務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、北澤防衛大臣、松野内閣官房副長官、福山外務副大臣、榛葉防衛副大臣、長島防衛大臣政務官、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

山本一太君(自民)、佐藤正久君(自民)、  
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、  
山内徳信君(社民)

○平成22年5月11日(火) (第14回)

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガ

ポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)(衆議院送付)

以上4件をいずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
欠席会派 改革

(閣条第6号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
欠席会派 改革

(閣条第7号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
欠席会派 改革

(閣条第8号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
欠席会派 改革

○平成22年5月13日(木) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 普天間飛行場移設問題に関する件、在沖縄海兵隊の抑止力に関する件、尖閣諸島及び沖ノ鳥島の防衛に関する件、宮崎県で発生した口蹄疫への対応に係る自衛隊の災害派遣に関する件、奄美諸島振興策に関する件、NPT運用検討会議に関する件等について北澤防衛大

臣、岡田外務大臣、松野内閣官房副長官、榛葉防衛副大臣、辻元国土交通副大臣、福山外務副大臣、長島防衛大臣政務官及び田村内閣府大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、佐藤正久君（自民）、  
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、  
山内徳信君（社民）

- 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

以上3件について岡田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成22年5月18日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

以上3件について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、松野内閣官房副長官、福山外務副大臣、榛葉防衛副大臣、長島防衛大臣政務官、後藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）及び原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、佐藤正久君（自民）、  
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、  
山内徳信君（社民）

（閣条第4号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、改革、  
社民

反対会派 なし

（閣条第9号）

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民  
反対会派 共産

（閣条第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民  
反対会派 共産

#### ○平成22年5月20日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 普天間飛行場移設問題に関する件、韓国哨戒艦沈没事案に関する件、日本国民の海外薬物事犯に関する件、在日米軍の低空飛行訓練に関する件等について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、中井国家公安委員会委員長、松野内閣官房副長官、辻元国土交通副大臣、福山外務副大臣、長島防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、西田昌司君（自民）、  
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、  
山内徳信君（社民）

- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について北澤防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成22年5月27日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について

北澤防衛大臣、岡田外務大臣、松野内閣官房副長官、榛葉防衛副大臣、加藤法務副大臣、長島防衛大臣政務官、楠田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、佐藤正久君（自民）、  
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、  
山内徳信君（社民）

○理事の補欠選任を行った。

○平成22年6月1日（火）（第19回）

○防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第26号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

欠席会派 改革

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果に関する件について松野内閣官房副長官から報告を聴いた後、岡田外務大臣、平野内閣官房長官及び北澤防衛大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

喜納昌吉君（民主）、山本一太君（自民）、  
佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、  
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

## 委員派遣

---

○平成22年2月23日（火）

○沖縄県における在日米軍再編等に関する実情調査

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

田中直紀君（民主）、喜納昌吉君（民主）、  
佐藤公治君（民主）、山根隆治君（民主）、  
佐藤正久君（自民）、山本一太君（自民）、  
大石尚子君（民主）、徳永久志君（民主）、  
島尻安伊子君（自民）、澤雄二君（公明）、  
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

# 財政金融委員会

## 委員一覧 (25名)

|     |             |             |             |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 委員長 | 大石 正光 (民主)  | 川合 孝典 (民主)  | 鶴保 庸介 (自民)  |
| 理事  | 大久保 勉 (民主)  | 川上 義博 (民主)  | 中川 雅治 (自民)  |
| 理事  | 藤田 幸久 (民主)  | 自見 庄三郎 (民主) | 牧野 たかお (自民) |
| 理事  | 円 より子 (民主)  | 富岡 由紀夫 (民主) | 若林 正俊 (自民)  |
| 理事  | 愛知 治郎 (自民)  | 前田 武志 (民主)  | 荒木 清寛 (公明)  |
| 理事  | 林 芳正 (自民)   | 松浦 大悟 (民主)  | 白浜 一良 (公明)  |
|     | 尾立 源幸 (民主)  | 峰崎 直樹 (民主)  | 井上 哲士 (共産)  |
|     | 大島 九州男 (民主) | 尾辻 秀久 (自民)  |             |
|     | 風間 直樹 (民主)  | 鴻池 祥肇 (自民)  | (22.3.9 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願28種類164件は、いずれも審査未了となった。

### 〔法律案の審査〕

**所得税法等の改正** 平成22年度税制改正では、今後の税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずる**所得税法等の一部を改正する法律案**が提出された。本法律案は、37兆9,500億円の特例公債の発行、財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計等からの一般会計への繰入れを内容とする**平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**及び、租税特別措置の適用実態の調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用状況の透明化を図り、適宜適切な見直しを推進することを目的と

する**租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案**と一括して議題とされ、中期財政フレームを法案化することに対する総理大臣の見解、マニフェスト実現に伴う国債増発の可能性と中期財政フレームとの整合性、揮発油価格高騰時の課税停止措置を発動した場合の混乱回避の必要性、基礎年金の全額税方式化に伴う消費税率引上げが家計に与える影響等について質疑が行われた。討論を後、所得税法等改正案及び財政運営特例法案は多数をもって、租特透明化法案は全会一致をもっていずれも可決された。なお、所得税法等改正案及び財政運営特例法案に対し附帯決議が付された。

**金融商品取引法等の改正** 今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や、我が国金融・資本市場において見られた問題等を背景として、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上、金融商品取引業者に対するグループ規制・監督の強化等の措置を講ずる**金融商品取引法等の一部を改正する法律案**が提出さ

れた。委員会では、金融規制改革をめぐる国際的な議論の動向、店頭デリバティブ取引等の取引実態と清算集中の効果、証券会社に対する連結規制・監督の具体的内容等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**その他** 暫定税率等の適用期限の延長、水際取締り強化等のための罰則水準の見直し、AEO（認定事業者）制度の整備を行う**関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案**について、今後の関税政策の在り方、税率決定過程の透明性の確保、水際取締り強化の必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

このほか、国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業促進を追加する**株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案**について、国際協力銀行の担うべき役割と今後の組織の在り方、政策金融機関の統合による効果、鳩山イニシアティブによる途上国支援の具体的内容等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月9日、財政政策等の基本施策について菅財務大臣から、金融行政に関する件について亀井内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月16日、財務大臣が考える「第三の道」の内容と意義、財政政策が為替相場に与える影響、デフレ脱却に向けた鳩山政権の具体策、内需と外需が一体となった経済成長を目指す必要性等について質疑を行った。

4月13日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成21年6月12日及び平成21年12月11日提出）について、白川日本銀行総裁より説明を聴取し、上記報告書に関し、デフレ脱却のために日銀が採り得る施策、日銀総裁が景気の二番底懸念は薄らいだとする根拠、政府と日銀とが定期的に意見交換を行うことの意義とその必要性、追加的な金融緩和措置に対する日銀総裁の見解等について質疑を行った。

4月20日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成21年6月12日及び平成21年12月11日提出）について、亀井内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、新銀行東京の経営に関して東京都が担うべき責任、デリバティブ商品販売に係る監督指針改正の概要、改正金融機能強化法による資本増強の実績とその評価、金融機関のデリバティブ商品販売に対する厳正な監督の必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年3月9日(火) (第1回)

- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件について菅財務大臣から所信を聴いた。

- 金融行政に関する件について亀井内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行

政に関する件について菅財務大臣、亀井内閣府特命担当大臣、峰崎財務副大臣及び大塚内閣府副大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

林芳正君（自民）、愛知治郎君（自民）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上3案について菅財務大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣及び峰崎財務副大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田村耕太郎君（民主）、水戸将史君（民主）

○平成22年3月18日（木）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上3案について菅財務大臣、峰崎財務副大臣、古本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、中川雅治君（自民）、林芳正君（自民）、大門実紀史君（共産）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成22年3月19日（金）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）

平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫）について菅財務大

臣及び亀井内閣府特命担当大臣から説明を聞いた後、菅財務大臣、亀井内閣府特命担当大臣、峰崎財務副大臣、大塚内閣府副大臣、足立厚生労働大臣政務官及び参考人日本銀行調査統計局長門間一夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川合孝典君（民主）、牧野たかお君（自民）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成22年3月23日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上3案について菅財務大臣、亀井内閣府特命担当大臣、郡司農林水産副大臣、峰崎財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事中曾宏君に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

大門実紀史君（共産）、荒木清寛君（公明）、愛知治郎君（自民）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

社団法人日本経済研究センター理事長  
慶應義塾大学商学部教授 深尾光洋君  
筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授  
青山慶二君

みずほ証券株式会社金融市場調査部長／  
チーフストラテジスト 高田創君

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、林芳正君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成22年3月24日（水）（第6回）

○平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3

号) (衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する法律案 (閣法第14号) (衆議院送付)

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案 (閣法第15号) (衆議院送付)

以上3案について鳩山内閣総理大臣、菅財務大臣、峰崎財務副大臣及び古川内閣府副大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

前田武志君 (民主)、林芳正君 (自民)、荒木清寛君 (公明)、大門実紀史君 (共産)

(閣法第3号)

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明、共産

(閣法第14号)

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明、共産

(閣法第15号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第3号) (衆議院送付) 及び所得税法等の一部を改正する法律案 (閣法第14号) (衆議院送付) について附帯決議を行った。

- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案 (閣法第22号) (衆議院送付) について菅財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月25日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案 (閣法第22号) (衆議院送付) について菅財務大臣、峰崎財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

田村耕太郎君 (民主)、愛知治郎君 (自民)、白浜一良君 (公明)、大門実紀史君 (共産)

(閣法第22号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

- 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案 (閣法第23号) (衆議院送付) につ

いて菅財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月30日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案 (閣法第23号) (衆議院送付) について亀井内閣府特命担当大臣、菅財務大臣、福山外務副大臣、峰崎財務副大臣、大塚内閣府副大臣、高橋経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役副総裁渡辺博史君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤田幸久君 (民主)、牧野たかお君 (自民)、荒木清寛君 (公明)、大門実紀史君 (共産)

(閣法第23号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月13日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁白川方明君から説明を聴いた後、亀井内閣府特命担当大臣、菅財務大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁白川方明君、同銀行副総裁山口廣秀君及び同銀行理事中曾宏君に対し質疑を行った。

[質疑者]

田村耕太郎君 (民主)、牧野たかお君 (自民)、林芳正君 (自民)、白浜一良君 (公明)、大門実紀史君 (共産)

○平成22年4月20日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について亀井内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、新銀行東京に関する件、デリバティブ商品販売に係る金融監督に関する件、協同組織金融機関の在り方に関する件、ゆうちょ銀行の預入限度額に関する

件、デフレ経済への対応策に関する件等について亀井内閣府特命担当大臣、菅財務大臣、峰崎財務副大臣、大塚内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、大門実紀史君（共産）、  
荒木清寛君（公明）、愛知治郎君（自民）

○平成22年4月22日（木）（第11回）

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について亀井内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月27日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。  
○参考人の出席を求めることを決定した。  
○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について亀井内閣府特命担当大臣、菅財務大臣、大塚内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官、古本財務大臣政務官、中村法務大臣政務官、政府参考人、参考人株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長齊藤惇君及び日本郵政株式会社専務執行役齋尾親徳君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、大久保勉君（民主）、  
愛知治郎君（自民）、林芳正君（自民）、  
牧野たかお君（自民）、白浜一良君（公明）、  
大門実紀史君（共産）

（閣法第44号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

# 文教科学委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |             |             |                |
|-----|-------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 水落 敏栄 (自民)  | 神本 美恵子 (民主) | 吉村 剛太郎 (民主)    |
| 理事  | 水岡 俊一 (民主)  | 亀井 郁夫 (民主)  | 北川 イッセイ (自民)   |
| 理事  | 蓮 舫 (民主)    | 鈴木 寛 (民主)   | 中曽根 弘文 (自民)    |
| 理事  | 橋本 聖子 (自民)  | 谷岡 郁子 (民主)  | 山本 順三 (自民)     |
| 理事  | 義家 弘介 (自民)  | 西岡 武夫 (民主)  | 浮島 とも子 (公明)    |
|     | 大島 九州男 (民主) | 藤谷 光信 (民主)  | 山下 栄一 (公明)     |
|     | 加藤 敏幸 (民主)  | 横峯 良郎 (民主)  | (22. 3. 11 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出1件(文部科学委員長)の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願33種類190件は、いずれも審査未了となった。

### 〔法律案の審査〕

**公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案**は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、鳩山内閣総理大臣、川端文部科学大臣、衆議院修正案提出者等に対して、就学支援金支給の対象となる外国人学校の判定基準、高所得世帯に対して就学支援金を支給することの妥当性、授業料以外の学校納付金の負担軽減策の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**は、委員会において、社団法人日本アイソトープ協会の廃棄物保管施設への視察を行

うとともに、クリアランス制度における安全性の確保、同制度の国民への広報と関係者への周知徹底の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**P T A ・青少年教育団体共済法案**は、委員会において、衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

### 〔国政調査等〕

**3月11日**、文教科学行政の基本施策について川端文部科学大臣から所信を、平成22年度文部科学省関係予算について鈴木文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

**3月16日**、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、バンクーバーオリンピックの結果を踏まえた我が国のスポーツ振興策、冬季競技用ナショナルトレーニングセンター設置の必要性、学校耐震化及び老朽化に対する予備費の活用、教員の政治活動の制限に罰則規定を設ける必要性、早期化する就職活動の現状を踏まえた大学における学部教育の在り方、職業教育において労働者の基本的権利を教える必要性、バン

クーバーオリンピック日本代表選手団に選手以外の人員が多かった理由、スポーツ関係公益法人への優遇税制の在り方、幼保一体化に対する積極的な情報公開を行う必要性、地域に根ざした伝統芸能の振興策、学校教育法に学校の安全配慮義務を位置付ける必要性、義務教育における無償対象の再検討等の問題が取り上げられた。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成22年度文部科学省予算の審査を行い、教職員定数の改善と今後の特別支援教育の方向性、学校施設耐震化の効率的な実施方法、教育の政治的中立の確保、全国学力・学習状況調査が抽出制となった理由、高校の実質無償化を本年4月1日から実施する理由、「高校無償化法案」と高校の入試倍率との関係、インターンシップ制度に関する省庁間の連携、教育におけるNPO法人の

役割等について質疑を行った。

4月15日、公立学校施設耐震化等の早期実施に関する決議を行った。

5月25日、子ども手当支給口座と給食費引落口座を同一にするよう通知した趣旨、子ども手当の一部を子育て利用券として支給することに対する所見、高等学校等就学支援金支給における休学の扱いを弾力化する必要性、健康・体力づくり事業財団による健康運動指導士等の養成・認定及び登録事業の問題点、高校無償化実施に伴う現場の混乱に対する文部科学省の認識、一部の教職員組合による教育内容への介入や選挙活動に対する懸念、専修学校及び各種学校に対する高等学校等就学支援金の支給の在り方、ユネスコ・スクールの重要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年3月11日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について川端文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成22年度文部科学省関係予算に関する件について鈴木文部科学副大臣から説明を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第2回)

- 文教科学行政の基本施策に関する件について川端文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、中川文部科学副大臣及び大串財務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

橋本聖子君(自民)、義家弘介君(自民)、谷岡郁子君(民主)、横峯良郎君(民主)、藤谷光信君(民主)、山下栄一君(公明)

### ○平成22年3月19日(金) (第3回)

- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)

平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(文部科学省所管)について川端文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、中川文部科学副大臣、細川厚生労働副大臣、大串財務大臣政務官及び高橋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

大島九州男君(民主)、北川イッセイ君(自民)、義家弘介君(自民)、山下栄一君(公明)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年3月23日(火) (第4回)

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について川端文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員富田茂之君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求め  
ることを決定した。

○平成22年3月25日(木) (第5回)

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について川端文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、大串財務大臣政務官及び高橋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

水岡俊一君(民主)、谷岡郁子君(民主)、  
大島九州男君(民主)、橋本聖子君(自民)、  
山本順三君(自民)、山下栄一君(公明)

○平成22年3月26日(金) (第6回)

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

大阪府教育委員会教育長 中西正人君  
日本私立中学高等学校連合会常任理事・事務局長 福島康志君  
全国高等専修学校協会会長 大竹通夫君  
慶應義塾大学経済学部教授 赤林英夫君

[質疑者]

蓮舫君(民主)、義家弘介君(自民)、山下  
栄一君(公明)

○平成22年3月30日(火) (第7回)

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員笠浩史君、同富田茂之君、鳩山内閣総理大臣、川端文部科学大臣及び鈴木文部科学副大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

- ・質疑(内閣総理大臣出席)

[質疑者]

加藤敏幸君(民主)、義家弘介君(自民)、  
山下栄一君(公明)

- ・質疑

[質疑者]

橋本聖子君(自民)、義家弘介君(自民)、

山下栄一君(公明)

(閣法第5号)

賛成会派 民主、公明

反対会派 自民

○平成22年4月15日(木) (第8回)

- 公立学校施設耐震化等の早期実施に関する決議を行った。

○平成22年4月20日(火) (第9回)

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について川端文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月27日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について川端文部科学大臣、中川文部科学副大臣、田島環境副大臣、松下経済産業副大臣、長浜厚生労働副大臣及び後藤文部科学大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

大島九州男君(民主)、谷岡郁子君(民主)、  
橋本聖子君(自民)、山下栄一君(公明)  
(閣法第40号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年5月25日(火) (第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 子ども手当の支給方法に関する件、健康・体力づくり事業財団の事業内容に関する件、高校授業料無償化の実施状況に関する件、一部教職員組合による教育内容への介入に関する件、教員の政治活動の制限に関する件、専修学校及び各種学校に対する高等学校等就学支援金支給の在り方に関する件等について川端文部科学大臣、長浜厚生労働副大臣及び鈴木文部科学副大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

大島九州男君(民主)、谷岡郁子君(民主)、  
義家弘介君(自民)、山下栄一君(公明)

- PTA・青少年教育団体共済法案(衆第19号)

(衆議院提出) について提出者衆議院文部科学委員長田中眞紀子君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆第19号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

### (3) 委員会決議

#### —— 公立学校施設耐震化等の早期実施に関する決議 ——

政府は、学校の耐震化等を早期に推進するため、左記の事項について所要の対策を講ずるべきである。

- 一、地方公共団体から要望のある学校施設の耐震化や老朽化対策について、子どもの安全・安心の確保、地域経済の活性化を図る観点から、「経済危機対応・地域活性化予備費」を積極的に活用し、政府として財政措置を講ずること。
- 二、予算の執行に当たっては、多くの地方公共団体が夏休みの期間などに予定している耐震化等の工事に向けた準備を安心して行うことができるよう、格段の配慮を行うとともに、政府の具体的な対応方針を速やかに示すこと。
- 三、公立学校施設の耐震化や老朽化対策等について、政府は学校施設全体の状況を正確に把握し、地方公共団体の要望を踏まえた計画的な実施ができるよう、平成23年度以降も十分な財政措置を講ずること。

右決議する。

# 厚生労働委員会

## 委員一覧 (25名)

|     |             |             |             |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 委員長 | 柳田 稔 (民主)   | 島田 智哉子 (民主) | 中村 博彦 (自民)  |
| 理事  | 小林 正夫 (民主)  | 下田 敦子 (民主)  | 西島 英利 (自民)  |
| 理事  | 津田 弥太郎 (民主) | 辻 泰弘 (民主)   | 南野 知恵子 (自民) |
| 理事  | 森 ゆうこ (民主)  | 長浜 博行 (民主)  | 丸川 珠代 (自民)  |
| 理事  | 衛藤 晟一 (自民)  | 森田 高 (民主)   | 木庭 健太郎 (公明) |
| 理事  | 山本 博司 (公明)  | 石井 準一 (自民)  | 小池 晃 (共産)   |
|     | 足立 信也 (民主)  | 石井 みどり (自民) | 近藤 正道 (社民)  |
|     | 家西 悟 (民主)   | 岸 宏一 (自民)   |             |
|     | 梅村 聡 (民主)   | 伊達 忠一 (自民)  |             |

(22. 1. 28 現在)

### (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出8件（うち本院先議1件）及び衆議院提出3件（厚生労働委員長3件）の合計11件であり、そのうち、内閣提出7件、衆議院提出3件を可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願93種類943件は、審査未了となった。

#### 〔法律案の審査〕

**雇用保険** 雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第2号）は、現下の厳しい失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、平成21年度の求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、当初の国庫の負担に加え、3,500億円を負担するとともに、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする旨を規定するものである。委員会においては、失業等給付及び雇用保険二事業の実施状況及び財政見通し、平成

21年度第2次補正予算において一般会計から3,500億円を投入する理由、雇用保険制度における国庫負担の意義及び今後の在り方等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）**は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、雇用保険の適用範囲拡大の意義及び妥当性、マルチジョブホルダーの実態調査及び適用方策を検討する必要性、雇用保険に係る財政運営の見通し等について質疑を行った。質疑を終局した後、自由民主党・改革クラブから平成22年度における失業等給付に係る雇用保険率を1000分の8とする旨の修正案が提出され、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。

討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

**子ども手当** 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案（閣法第6号）は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度において、中学校修了前の子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額1万3,000円の子ども手当を支給しようとするものである。

衆議院においては、児童養護施設入所児等に対する支援を含めた制度の在り方及び平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加える旨の修正が行われた。

委員会においては、厚生労働大臣より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するとともに、鳩山内閣総理大臣にも出席を求め、審査を行ったところ、子ども手当の制度設計と財源の確保、子育て支援における現金給付と現物給付の在り方、児童養護施設入所児等に対する支援の在り方、国外に子どもがいる外国人に対する支給の妥当性、保育サービスの拡充とワーク・ライフ・バランスを含めた全般的な子育て支援策等について質疑が行われた。本法律案に対する質疑の終局を諮ったところ、異議があり、採決により質疑の終局を決定した。採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

**介護保険** 介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第7号）は、介護保険法の施行の日前に、市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者

に対して、平成22年3月31日までの間、講じられている利用料等の負担軽減措置を、当分の間延長しようとするものである。委員会においては、介護施設等の整備の必要性、小規模介護施設等の防災対策、介護療養病床の今後の在り方等について、質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

**予防接種** 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第54号 先議）は、我が国における新型インフルエンザの発生及び予防接種の実施状況等にかんがみ、新たな臨時の予防接種の実施方法を定めるなど所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、新たな臨時の予防接種における公的関与の在り方、予防接種法を抜本的に見直す必要性、今回の新型インフルエンザ（H1N1）対策の総括・検証、ワクチン生産体制の強化等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

**年金** 国民年金法等の一部を改正する法律案（衆第13号）は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ろうとするものである。

また、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第14号）は、日本年金機構が発足した

こと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律その他の法律の規定の整理を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長藤村修君より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

**医療保険** **医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）**は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険制度における広域化等支援方針の策定と財政基盤の強化、協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置を講じようとするものである。

衆議院においては、施行期日を公布の日に変更する旨の修正が行われた。

委員会においては、国民健康保険の広域化及び財政支援の在り方、協会けんぽに対する国庫補助率の更なる引上げの必要性、後期高齢者支援金への総報酬割導入に伴う健康保険組合等の財政負担、医療保険の一元的運用の方向性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。

質疑を終局した後、自由民主党より、後期高齢者支援金への総報酬割導入を取りやめること、平成22年度において協会けんぽに対する国庫補助率を20%に引き上げること、協会けんぽの保険料率を平成21年度と同率にするための措置を講ずること等を内容とする修正案が提出され、公明党より、後期高齢者支援金への総報酬割導入を取りやめること、高齢者の医療費に係る国

庫負担の在り方について検討すること等を内容とする修正案が提出され、両案について国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。

討論の後、順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、本法律案については、可否同数となったため、国会法第50条により、委員長により、原案どおり可決すべきものと決定された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

**児童扶養手当** **児童扶養手当法の一部を改正する法律案（閣法第29号）**は、現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給しようとするものである。委員会においては、一人親家庭の現状、父子家庭の父に児童扶養手当を支給する理由、一人親家庭に対する自立支援策の推進等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、公明党より、配偶者からの暴力等を原因として父母が事実上離婚状態にある児童に係る児童扶養手当の支給、公的年金給付等との併給調整の一部廃止、一定期間経過後の支給制限の廃止等を内容とする修正案が提出され、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

**障害者支援** 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、利用者負担について応能負担が原則であることの明確化、障害者の定義における発達障害者の明示、相談支援体制の充実、障害児支援の強化等を行おうとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長鉢呂吉雄君より趣旨説明を聴取した後、法律案に期限を設けなかった理由、法改正に当たり障害者等の意見を聴く必要性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

なお、本法律案は6月2日の本会議の議事日程とされたが、同日は会議を開くに至らず、その後、本会議に上程されなかった。

**地域医療** 独立行政法人地域医療機能推進機構法案（第173回国会閣法第8号）は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期限後においても、引き続き社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人地域医療機能推進機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、厚生労働大臣より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取したが、審査未了

となった。

#### 〔法律案の提出〕

5月11日、母体保護法の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者がその实地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を、平成27年7月31日まで5年間延長しようとするものである。

#### 〔国政調査等〕

第173回国会閉会後の平成21年12月14日～15日、広島県及び岡山県における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月11日、厚生労働行政の基本施策について長妻厚生労働大臣から所信を、平成22年度厚生労働省関係予算について細川厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月16日、厚生労働行政の基本施策に関し、年金記録問題の解決に向けた具体的スケジュール、年金通帳制度導入の見通し、障害者制度改革のスケジュール及び具体的な内容、高齢者医療制度改革会議において示された6原則による新制度設計の可能性、がん検診受診率50%を達成するための今後の取組、求職者支援制度等第二のセーフティネット構築のための取組状況、難病対策に対する縦割り行政を排した総合的な取組の必要性、B型肝炎訴訟の和解勧告に対する対応等について質疑を行った。

3月19日、予算委員会から委嘱された平

成22年度厚生労働省関係予算の審査を行い、少子高齢社会における国民負担率の水準を示す必要性、7対1の看護配置基準を上回る配置に対する診療報酬上の評価、子宮頸がんワクチン接種に対する公費助成の必要性、後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度における財源の在り方、介護従事者の処遇改善に向けた取組、平成22年度診療報酬改定における診療所の再診料引下げが地域医療に与える影響、非正規労働者対策予算減額の理由等について質疑を行った。

4月20日、新たな年金制度設計の具体的なプラン、政権交代後の年金記録問題に対する取組及び成果、医療事故等の原因究明機関及び再発防止機関の在り方、B型肝炎訴訟原告団と厚生労働大臣が面談する必要性、軽度外傷性脳損傷に関する政府の認識

及び対応、脳脊髄液減少症治療への保険適用の必要性、最低賃金1,000円に向けた取組の必要性、ディーセント・ワークの実現に向けた政府の取組等について質疑を行った。

5月11日、母体保護法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

6月1日、子ども手当の支給認定及び今後の制度設計、在宅の重症心身障害児に対する支援策を整備する必要性、成長戦略の柱としての雇用対策への取組、発達障害者に対する支援策を充実する必要性、医療関連業務における労働者派遣の実態把握の必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月28日(木) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、山井厚生労働大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石井みどり君(自民)、丸川珠代君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)

(閣法第2号)

賛成会派 民主、公明、共産、社民

反対会派 自民

- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成22年3月11日(木) (第2回)

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について長妻厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成22年度厚生労働省関係予算に関する件について細川厚生労働副大臣から説明を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について長妻厚生労働大臣、長浜厚生労働副大臣、細川厚生労働副大臣、大島内閣府副大臣、足立厚生労働大臣政務官、津村内閣府大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、高井文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

衛藤晟一君(自民)、西島英利君(自民)、石井準一君(自民)、下田敦子君(民主)、小林正夫君(民主)、山本博司君(公明)、木庭健太郎君(公明)、小池晃君(共産)、

近藤正道君（社民）

○平成22年3月18日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について長妻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員古屋範子君から説明を聴いた後、同古屋範子君、同阿部知子君、長妻厚生労働大臣、古川内閣府副大臣、大塚内閣府副大臣、山井厚生労働大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、丸川珠代君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成22年3月19日（金）（第5回）

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生労働省所管）について長妻厚生労働大臣、細川厚生労働副大臣、中村法務大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、高井文部科学大臣政務官及び足立厚生労働大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、南野知恵子君（自民）、西島英利君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成22年3月23日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について長妻厚生労働大臣、足立厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森ゆうこ君（民主）、石井みどり君（自民）、

中村博彦君（自民）、木庭健太郎君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成22年3月24日（水）（第7回）

- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社大和総研常務理事チーフエコノミスト 原田泰君

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授 高橋紘士君

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長 渥美由喜君

全国民間保育園経営研究懇話会役員 安川信一郎君

東洋大学社会学部社会福祉学科教授 森田明美君

〔質疑者〕

森ゆうこ君（民主）、伊達忠一君（自民）、木庭健太郎君（公明）、小池晃君（共産）、洲上貞雄君（社民）

○平成22年3月25日（木）（第8回）

- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について鳩山内閣総理大臣、長妻厚生労働大臣及び山井厚生労働大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、石井みどり君（自民）、丸川珠代君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）

・質疑

〔質疑者〕

小池晃君（共産）、西島英利君（自民）、石井準一君（自民）

（閣法第6号）

賛成会派 民主、公明、共産、社民

反対会派 自民

○平成22年3月26日（金）（第9回）

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法

第8号（衆議院送付）について長妻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月30日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について長妻厚生労働大臣、細川厚生労働副大臣、山井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

辻泰弘君（民主）、石井準一君（自民）、丸川珠代君（自民）、山本博司君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第8号）

賛成会派 民主、公明、共産、社民  
反対会派 自民

- 介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について長妻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年3月31日（水）（第11回）

- 介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について長妻厚生労働大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

中村博彦君（自民）、木庭健太郎君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月6日（火）（第12回）

- 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第54号）について長妻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月8日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第54号）について長妻厚生労働大臣、長浜厚生労働副大臣、

足立厚生労働大臣政務官、西村外務大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

家西悟君（民主）、石井みどり君（自民）、南野知恵子君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成22年4月13日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第54号）について長妻厚生労働大臣、長浜厚生労働副大臣、足立厚生労働大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長田代真人君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、西島英利君（自民）、石井みどり君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）

（閣法第54号）

賛成会派 民主、公明、共産、社民  
反対会派 自民

○平成22年4月20日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金記録問題及び新たな年金制度の設計に関する件、医療安全及び死因究明制度に関する件、B型肝炎訴訟への国の対応に関する件、軽度外傷性脳損傷及び脳脊髄液減少症への対応等に関する件、最低賃金の引上げの必要性に関する件、ディーセント・ワークの実現に向けた取組に関する件等について長妻厚生労働大臣、足立厚生労働大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、石井準一君（自民）、丸川珠代君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民）

- 国民年金法等の一部を改正する法律案（衆第

13号) (衆議院提出)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長藤村修君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

(衆第13号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(衆第14号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)について総務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

-----  
○平成22年4月22日(木)

総務委員会、厚生労働委員会連合審査会(第1回)

(総務委員会を参照)

-----  
○平成22年4月22日(木)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣、大塚内閣府副大臣、足立厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

森田高君(民主)、南野知恵子君(自民)、石井みどり君(自民)、木庭健太郎君(公明)、小池晃君(共産)、近藤正道君(社民)  
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成22年4月27日(火)(第17回)

- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全国町村会常任理事

新潟県聖籠町長 渡邊廣吉君

健康保険組合連合会専務理事 白川修二君

全国健康保険協会理事長 小林剛君

東京民主医療機関連合会会長

医療法人財団健康文化会理事長 石川徹君

[質疑者]

島田智哉子君(民主)、衛藤晟一君(自民)、木庭健太郎君(公明)、小池晃君(共産)、近藤正道君(社民)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣、長浜厚生労働副大臣、足立厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石井準一君(自民)、石井みどり君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成22年5月11日(火)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣、長浜厚生労働副大臣、足立厚生労働大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

辻泰弘君(民主)、西島英利君(自民)、丸川珠代君(自民)、山本博司君(公明)、木庭健太郎君(公明)、小池晃君(共産)、近藤正道君(社民)

(閣法第28号)

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産

なお、附帯決議を行った。

- 母体保護法の一部を改正する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成22年5月20日(木) (第19回)

- 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年5月25日(火) (第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣、細川厚生労働副大臣、泉内閣府大臣政務官、高井文部科学大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

島田智哉子君(民主)、南野知恵子君(自民)、石井みどり君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)

(閣法第29号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年6月1日(火) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子ども手当の支給認定及び今後の制度設計に関する件、在宅の重症心身障害児に対する支援策に関する件、雇用対策の拡充に関する件、発達障害者に対する支援策に関する件、医療関連業務における労働者派遣に関する件等について長妻厚生労働大臣、山井厚生労働大臣政務官、泉内閣府大臣政務官、高井文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

丸川珠代君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(衆第27号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長鉢呂吉雄君から趣旨説明を聴き、衆議院厚生労働委員長代理園田康博君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小池晃君(共産)

(衆第27号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

- 独立行政法人地域医療機能推進機構法案(第173回国会閣法第8号)(衆議院送付)について長妻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員古屋範子君から説明を聴いた。

# 農林水産委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |    |          |    |          |    |                |
|-----|----|----------|----|----------|----|----------------|
| 委員長 | 小川 | 敏夫 (民主)  | 主濱 | 了 (民主)   | 中川 | 義雄 (自民)        |
| 理事  | 一川 | 保夫 (民主)  | 土田 | 博和 (民主)  | 野村 | 哲郎 (自民)        |
| 理事  | 岩本 | 司 (民主)   | 姫井 | 由美子 (民主) | 松下 | 新平 (自民)        |
| 理事  | 佐藤 | 昭郎 (自民)  | 藤原 | 良信 (民主)  | 風間 | 昶 (公明)         |
| 理事  | 山田 | 俊男 (自民)  | 舟山 | 康江 (民主)  | 渡辺 | 孝男 (公明)        |
|     | 亀井 | 亜紀子 (民主) | 松浦 | 大悟 (民主)  | 紙  | 智子 (共産)        |
|     | 郡司 | 彰 (民主)   | 岩永 | 浩美 (自民)  |    | (22. 2. 19 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出(農林水産委員長)1件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類17件は、いずれも審査未了となった。

### 〔法律案の審査〕

**農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案**は、新たな農業技術の普及、水田の汎用化を通じた麦・大豆の生産振興、農業の六次産業化に向けた生産・加工・流通における取組の強化等を進めるための金融支援の充実を図るとともに、国の厳しい財政事情を踏まえ、国の財政資金の有効活用を図りながら、民間資金の更なる融通円滑化を図るための措置を講じようとするものである。

委員会では、法案提出の背景及び今後の農業改良資金の需要見通し、農業改良資金の貸付主体を都道府県から日本政策金融公庫等に変更するメリットとデメリット、公庫が農業改良資金を農業者に貸し付ける際の債権保全措置の在り方、大規模経営向け

融資が中心の公庫が農業改良資金の貸付業務を行うことによる地域農業への影響、協同農業普及事業の弱体化と農業改良資金の貸付実績が減少したこととの関連、無利子資金の需要が急増した場合の対応策、農業改良資金と同じ無利子資金である林業及び漁業関係改善資金の見直しに向けた検討、今後独立行政法人改革が予定される中で独立行政法人農林漁業信用基金の融資保険業務を拡大する意義、民間金融機関による農業向け融資及び信用補完の現状と課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案**は、木材の適切な供給及び利用の確保による林業の発展を通して、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針を定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置等を講じようとするものである。なお、衆議院においては、目的、定義、国の責務及び基本方針に関する規定を改めるとともに、事業者・国民の努力に関する規定及び公共建築物に

おける木材の利用以外の木材利用の促進に関する施策を追加すること等の修正が行われた。

委員会では、衆議院修正により修正又は追加された事項についての国の責務、同修正で設けられた事業者・国民の努力に関する規定の意義、本法律案による木材自給率向上への効果、本法律案に木材生産や森林経営に関する規定を盛り込む必要性、木造住宅を建築する者に対する助成等の必要性和国産材を利用した住宅建設促進のための具体的な取組、国産材の利用拡大による環境問題と地域経済への貢献、木造建築物に係る建築基準法の在り方に関する検討方向、森林整備予算の大幅削減と地球温暖化対策推進との整合性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**口蹄疫対策特別措置法案**は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、人や車両の消毒の義務化、患畜等を殺処分された農家に対する補償の充実、埋却用地の確保など埋却処分の迅速化に向けた国の支援、大臣が指定する区域内における非感染家畜の殺処分の実施及び農家に対する損失の補てん等のまん延防止措置を講じるとともに、都道府県が口蹄疫に対処するために費やした防疫費用の国による負担、家畜の生産者をはじめとする畜産関連事業者の経営及び生活の再建並びに地域の再生のための基金の創設等について特別の措置を講じようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

**2月19日**、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、平成22年度畜産物政策価格決定に当たっての政府の基本的考え方、家畜流通安定緊急対策事業の継続の必要性、畜産酪農経営安定のための所得補償制度の基本的な考え方、世界の食料需給バランスの不安定化が穀物及び畜産物の貿易に及ぼす影響、国産飼料増産に向けた生産組織の育成策、生乳の計画生産と需要拡大を進めるに当たっての政府の基本的考え方、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の見直しと三段階の仕組み簡素化の必要性、肉用牛肥育対策におけるマルキン事業等の継続及び補てん割合引上げの必要性、各地域ごとの肉豚価格差補てん緊急支援対策事業を全国一律のものとする見直しについての検討状況等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

**3月11日**、平成22年度の農林水産行政の基本施策について、赤松農林水産大臣から所信を聴取し、**3月16日**、これに対し、WTO・EPA交渉に対する政府の取組方針、新たな食料・農業・農村基本計画（素案）における「多様な農業者」が示す担い手像、米戸別所得補償モデル事業の検証において農家の意見及び地域事情を反映させる必要性、平成22年産米において豊作による過剰米が発生する懸念と対策、林業及び漁業に戸別所得補償制度を導入する必要性、農林水産業の六次産業化の考え方とその推進により期待される効果、食品規格の意義及び規格外食品の流通に対する国の考え方、人工林の齢級構成平準化を実現する

主伐の計画的推進の必要性、クロマグロ規制に対し科学的な知見に基づき断固たる判断をする必要性、今後の水産資源の管理の在り方と水産資源の確保対策、積立ぶらすの要件緩和等漁業共済の加入増加に向けた具体的対応、チリ大地震による津波被害に対する激甚災害指定に向けた検討状況、諫早湾干拓事業の潮受堤防開門調査問題の解決に向けた国の取組等について質疑を行った。

**3月19日**、予算委員会から委嘱された平成22年度農林水産省予算等の審査を行い、新政権によるこれまでの農林水産政策の評価、農林漁業の多面的機能の維持に向けた取組、農林水産業への新規参入者に対する支援策、戸別所得補償制度モデル対策実施による農業経営への改善効果、水田・畑作経営所得安定対策についての評価、米の備蓄に棚上げ方式を導入する理由、農業水利施設の果たす役割と今後の補修についての考え方、ナラ枯れ対策の実施状況、平成22年3月18日のワシントン条約締約国会議における大西洋クロマグロの附属書I（商業取引の禁止）掲載提案の否決に対する大臣所見等について質疑を行った。

**4月1日**、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、赤松農林水産大臣から説明を聴取した。

**4月6日**、都市農業及び植物工場等に関する実情調査のため、東京都及び埼玉県において、野菜栽培農家、JAむさし農産物直売所、株式会社野菜工房等を視察した。

**4月8日**、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、新たな基本計画における「農業構造の展望」及び「農業経営の展望」の位置付け、農業政策を「産業政策」

と「地域政策」に区分して実施する必要性、貿易自由化交渉への対応方針と食料自給率向上施策との整合性、食の安全確保のための農政の役割、食品安全庁設置の検討状況、加工食品の原料原産地表示の義務付け拡大の方向性と課題、食料・農業分野における新技術開発等成長戦略の方向性、野菜・果樹・茶等への支援策の在り方、農林水産業の多面的機能に着目した直接支払制度の検討状況、新たな基本計画における都市農業の位置付け等について質疑を行った。

**5月13日**、口蹄疫問題等に関する件を議題とし、赤松農林水産大臣から報告を聴取した後、今回の宮崎県における口蹄疫の大規模発生及びこれまでの国の対応についての大臣の認識、口蹄疫の感染源及び感染経路の早急な解明に向けた取組、口蹄疫発生後の風評被害防止に向けた対応、口蹄疫の感染拡大防止のために予防的殺処分を実施する必要性、口蹄疫ワクチンを備蓄する目的と接種の判断基準、口蹄疫が発生した牛の預託農家に対する支援策、宮崎牛の種牛保全のための移動制限の特例措置を認める場合における安全性担保策、消毒剤の無料配布の遅れなど初動体制の問題点、殺処分実施まで家畜を継続飼養するために必要な経費の補助の在り方、殺処分した家畜の埋却場所の確保対策と国が積極的に関わることの必要性、被害農家の経営再開に資するために直接的な経済支援を行う必要性、搬出制限に伴う家畜市場閉鎖により出荷が困難となった畜産農家に対する補償措置の必要性、口蹄疫発生の影響を受ける畜産業関連事業者等に対する救済策検討の必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年2月19日(金) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について赤松農林水産大臣、郡司農林水産副大臣、舟山農林水産大臣政務官、泉内閣府大臣政務官及び足立厚生労働大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

主濱了君(民主)、松浦大悟君(民主)、  
松下新平君(自民)、山田俊男君(自民)、  
渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

### ○平成22年3月11日(木) (第2回)

- 平成22年度の農林水産行政の基本施策に関する件について赤松農林水産大臣から所信を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成22年度の農林水産行政の基本施策に関する件について赤松農林水産大臣、郡司農林水産副大臣、大島内閣府副大臣、福山外務副大臣、辻元国土交通副大臣、舟山農林水産大臣政務官、大谷環境大臣政務官、階総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

亀井亜紀子君(民主)、藤原良信君(民主)、  
松下新平君(自民)、山田俊男君(自民)、  
渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)

### ○平成22年3月19日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について赤松農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、郡司農林水産副大臣、舟山農林水産大臣政務官及び三日月国土交通大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩本司君(民主)、佐藤昭郎君(自民)、

渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年3月30日(火) (第5回)

- 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について赤松農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成22年4月1日(木) (第6回)

- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について赤松農林水産大臣、郡司農林水産副大臣、舟山農林水産大臣政務官及び参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役農林水産事業本部長坂野雅敏君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

大久保潔重君(民主)、山田俊男君(自民)、  
渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第24号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 食料・農業・農村基本計画に関する件について赤松農林水産大臣から説明を聴いた。

### ○平成22年4月8日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 食料・農業・農村基本計画に関する件について赤松農林水産大臣、郡司農林水産副大臣、舟山農林水産大臣政務官、小川総務大臣政務官、泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤昭郎君(自民)、牧野たかお君(自民)、  
山田俊男君(自民)、下田敦子君(民主)、  
大河原雅子君(民主)、渡辺孝男君(公明)、  
紙智子君(共産)

### ○平成22年5月13日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 口蹄疫問題等に関する件について赤松農林水

産大臣から報告を聴いた後、同大臣、郡司農林水産副大臣、舟山農林水産大臣政務官、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

外山斎君（民主）、松下新平君（自民）、野村哲郎君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）

- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について赤松農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員梶原康弘君から説明を聴いた。

#### ○平成22年5月18日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員梶原康弘君、同西博義君、赤松農林水産大臣、松井内閣官房副長官、郡司農林水産副大臣、舟山農林水

産大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松浦大悟君（民主）、加治屋義人君（自民）、岩永浩美君（自民）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第45号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成22年5月28日（金）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 口蹄疫対策特別措置法案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長筒井信隆君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第26号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

## （3）委員会決議

### —— 畜産物価格等に関する決議 ——

リーマンショック以降の世界的な金融危機に端を発して、我が国の経済は低迷を続けている。そうした中で、我が国畜産・酪農経営は配合飼料価格の高止まりに加え、畜産物の需要と価格が低迷し、全国で離農が相次ぐなど、かつてない厳しい状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、畜産物の需要を喚起するとともに、困難に直面する農家が将来を展望できる畜産・酪農政策を確立するため、平成22年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 WTO農業交渉及びEPA交渉に当たっては、平成18年12月の本委員会の「日豪EPAの交渉開始に関する決議」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。
- 二 牛乳は、昨年3月の飼料価格の高騰を受けた価格の引き上げで一息ついたのも束の間、牛乳並びに乳製品の需要の低迷で、低価格の成分調整牛乳への傾斜と乳製品の在庫が膨らんでいる。ここで、牛乳の生産を低下させることになった場合、これまで培ってきた努力を崩し将来に禍根を残すことになりかねない。今回の決定に当たっては、現行の生産レベルの維持を基本に、需要の拡大対策を強化するとともに、加工限度数量及び補給金単価を適正に決定すること。
- 三 国民の食における牛乳の重要性にかんがみ、学校給食への供給対策をはじめ、消費拡大対策を強化すること。

また、チーズや生クリーム等液状乳製品の供給拡大を図るための対策を継続実施するとともに、都府県における加工を拡大するための乳業工場の再編等、加工施設の整備対策を強化すること。

四 肉用子牛生産者補給金等対策については、保証基準価格を適切に設定すること。また、我が国の貴重な財産でもある黒毛和種については、重層化している事業を簡素化するとともに、生産コストを賄える支援水準を確保すること。

五 肉用牛肥育対策については、「マルキン事業（肉用牛肥育経営安定対策事業）」・「補完マルキン事業（肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業）」・「ステップ・アップ事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）」等の対策が講じられているが、平成21年度までの事業であり、これらの仕組みを一本化した肥育経営のセーフティネット対策として、わかりやすい仕組みに見直し拡充すること。また、その場合、農家負担の軽減を念頭に置いた対策を講ずること。

六 養豚対策については、必要に応じ（独）農畜産業振興機構による買い上げや調整保管を機動的に実施するとともに、平成21年度までの事業である肉豚価格差補てん緊急支援対策事業を抜本的に見直し、肉豚マルキンともいうべき全国的なわかりやすい事業として拡充すること。

七 配合飼料価格安定制度については、飼料価格が高位水準にとどまっている現状のような場合、価格安定対策としては機能しないことから、発動要件等について検討を行うこと。また、農家負担軽減を図る観点から、借り入れにより対応してきた資金の償還について支援対策を講ずるとともに、家畜飼料特別支援資金等の継続・強化対策を図ること。

八 自給飼料対策の重要性にかんがみ、草地基盤整備事業の拡充や、コントラクター、ヘルパー、TMRセンター、リース事業等の十分な予算の確保に努めること。さらに、耕作放棄地・畑地における自給飼料生産による活用や循環型農業推進に向けた堆肥施設や流通体制の整備を抜本的に強化すること。

九 畜産の担い手育成の観点から、きめ細かな新規就農対策の充実や、子ども酪農体験学習等消費者との交流活動の強化に取り組むこと。

十 食の安全と消費者の信頼の確保を図るため、加工食品と外食の原料原産地表示の義務対象の拡大を早急に検討するとともに、米国産牛肉の輸入条件については、科学的根拠に基づき慎重に対応すること。

併せて、景気の悪化で生じている、国産の食肉や鶏卵、牛乳、乳製品の消費拡大対策に取り組むこと。

十一 平成23年度以降の畜産・酪農に係る経営安定対策等については、畜種ごとの実態等を十分に踏まえ、生産者・消費者等関係者の意見を聴きながら、幅広い観点から現行対策の検証を行い、平成22年度中を目途に制度や基金の在り方について明らかにすること。その際、沖縄の本土復帰時に特別措置として認められた牛肉調整金制度が消滅し、その代替として設けられた沖縄食肉価格安定基金について、価格差や県外移出の必要性等沖縄の特殊要因に十分配慮すること。

右決議する。

# 経済産業委員会

## 委員一覧 (21名)

|     |    |          |    |         |    |         |
|-----|----|----------|----|---------|----|---------|
| 委員長 | 木俣 | 佳丈 (民主)  | 櫻井 | 充 (民主)  | 藤井 | 孝男 (自民) |
| 理事  | 鈴木 | 陽悦 (民主)  | 高橋 | 千秋 (民主) | 松田 | 岩夫 (自民) |
| 理事  | 広野 | ただし (民主) | 直嶋 | 正行 (民主) | 松村 | 祥史 (自民) |
| 理事  | 藤原 | 正司 (民主)  | 中谷 | 智司 (民主) | 松山 | 政司 (自民) |
| 理事  | 加納 | 時男 (自民)  | 白  | 眞勲 (民主) | 渡辺 | 秀央 (自民) |
| 理事  | 塚田 | 一郎 (自民)  | 平山 | 誠 (民主)  | 谷合 | 正明 (公明) |
|     | 風間 | 直樹 (民主)  | 増子 | 輝彦 (民主) | 弘友 | 和夫 (公明) |

(22. 3. 11 現在)

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された議案は、内閣提出に係る法律案4件及び承認案件3件の計7件である。法律案はいずれも可決されたが、承認案件は2件が承認され、1件は審査未了となった。また、本委員会付託の請願6種類27件は、審査未了となった。

### 〔法律案等の審査〕

**小規模企業等へのセーフティ・ネット強化** 小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、家族一体で事業が行われることの多い個人事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を個人事業主に加えて、その配偶者や後継者を始めとする共同経営者まで拡大する等の措置を講じようとするものである。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案は、中小企業の連鎖倒産を防止するためのセーフティネット機能の強化等を図るため、中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付けを行う事由について、これまでの取引先の法的整理手続や手形取引停止

処分に加え、弁護士等が関与する私的整理の一部を追加するとともに、共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うため、貸付限度額を政令事項に改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両案が一括して議題とされ、中小企業及び個人事業主に対する資金調達の円滑化、小規模企業共済制度において新たに加える対象者となる共同経営者の要件、小規模企業共済制度の資産運用及び累積欠損金の現状並びに今後の見通し、中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付限度額を実効性のある水準に定める必要性等について質疑が行われ、両案はいずれも全会一致をもって可決された。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

**低炭素型製品の開発・生産・普及の促進** エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、重要性が増大しているエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するため、事業の実施に必要な

な資金の調達円滑化及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、新経済成長戦略における低炭素関連産業の位置付け、エネルギー環境適合製品の開発・製造に係る特定事業の具体的判断基準、新たに創設されるリース信用保険制度における需要開拓支援法人に対する政府の監督の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

**資源権益確保の支援** 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化し、金属鉱物等の資源の安定的な供給を確保することの重要性が一層増大していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の業務に金属鉱物の鉱山買収のための出資を追加するとともに、JOGMECが出資や債務保証を行うための資金について政府保証付長期借入金等により調達することを可能とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、資源確保施策におけるJOGMECの役割、JOGMECの業務に金属鉱物の鉱山買収のための出資を追加する理由、都市鉱山の活用によるレアメタル・リサイクルの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

**北朝鮮に対する経済制裁** 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す

る等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮からのすべての貨物につき、平成21年4月14日から平成22年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の輸入承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるものである。

**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物につき、平成21年6月18日から平成22年4月13日までの間、経済産業大臣の輸出承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるものである。**

委員会においては両案件が一括して議題とされ、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決された。

#### 〔国政調査等〕

3月11日、経済産業行政の基本施策について直嶋経済産業大臣から所信を、平成21年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月16日、経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、新成長戦略と地球温暖化対策基本法案及びエネルギー基本計画との関係、再生可能エネルギーの全量買取の制度設計における導入量制御の必要性、次世代自動車の導入がもたらす産業構造の転換に対応する必要性、中小企業の法人税率引下げの実施の見通し及び財源確保の方法等について質疑を行った。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成22年度経済産業省所管予算等の審査を行い、新成長戦略に掲げる数値目標の根拠と財源確保の方策、国内排出量取引制度の創設に際しての原単位方式導入の必要性、地

域経済及び中小企業を復活させるために平成22年度予算で講じる施策、製品段階における我が国企業の国際競争力強化及び国際標準獲得に向けた取組支援等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年3月11日(木) (第1回)

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件について直嶋経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成21年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について直嶋経済産業大臣、田島環境副大臣、増子経済産業副大臣、松下経済産業副大臣、近藤経済産業大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤原正司君 (民主)、加納時男君 (自民)、塚田一郎君 (自民)、谷合正明君 (公明)

### ○平成22年3月19日(金) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算 (衆議院送付)  
平成二十二年度特別会計予算 (衆議院送付)  
平成二十二年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(内閣府所管 (公正取引委員会) 及び経済産業省所管) について直嶋経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、増子経済産業副大臣、田島環境副大臣、近藤経済産業大臣政務官、津村内閣府大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中谷智司君 (民主)、加納時男君 (自民)、塚田一郎君 (自民)、弘友和夫君 (公明)  
本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年3月25日(木) (第4回)

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 (第173回国会閣承認第1号) (衆議院送付)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 (第173回国会閣承認第2号) (衆議院送付)

以上両件について直嶋経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、いずれも承認すべきものと議決した。

(第173回国会閣承認第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、無  
反対会派 なし

(第173回国会閣承認第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、無  
反対会派 なし

### ○平成22年4月6日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 第12回国際エネルギーフォーラム等に関する件について直嶋経済産業大臣から報告を聴いた。
- 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第46号) (衆議院送付)  
中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案 (閣法第47号) (衆議院送付)

以上両案について直嶋経済産業大臣から趣旨

説明を聴いた。

○平成22年4月13日(火) (第6回)

- 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)

以上両案について直嶋経済産業大臣、松下経済産業副大臣、辻元国土交通副大臣、増子経済産業副大臣、田村内閣府大臣政務官及び高橋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

藤末健三君(民主)、松山政司君(自民)、塚田一郎君(自民)、弘友和夫君(公明)

(閣法第46号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

(閣法第47号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成22年5月20日(木) (第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について直嶋経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、増子経済産業副大臣及び高橋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

平山誠君(民主)、塚田一郎君(自民)、弘友和夫君(公明)

(閣法第30号)

賛成会派 民主、自民、公明、改革、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年5月25日(火) (第8回)

- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について直嶋経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、増子経済産業副大臣、

田島環境副大臣及び高橋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

鈴木陽悦君(民主)、加納時男君(自民)、谷合正明君(公明)

(閣法第31号)

賛成会派 民主、自民、公明、改革

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成22年6月1日(火) (第9回)

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)(衆議院送付)について直嶋経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- 地球温暖化対策基本法案(閣法第52号)(衆議院送付)について環境委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- OECD閣僚理事会、WTO非公式閣僚会合及び日中韓サミット等に関する件について直嶋経済産業大臣から報告を聴いた。

# 国土交通委員会

## 委員一覧 (25名)

|     |            |             |             |
|-----|------------|-------------|-------------|
| 委員長 | 椎名 一保 (自民) | 田名部 匡省 (民主) | 加治屋 義人 (自民) |
| 理事  | 広田 一 (民主)  | 羽田 雄一郎 (民主) | 小池 正勝 (自民)  |
| 理事  | 室井 邦彦 (民主) | 平山 幸司 (民主)  | 山内 俊夫 (自民)  |
| 理事  | 佐藤 信秋 (自民) | 藤本 祐司 (民主)  | 脇 雅史 (自民)   |
| 理事  | 吉田 博美 (自民) | 水戸 将史 (民主)  | 西田 実仁 (公明)  |
| 理事  | 草川 昭三 (公明) | 山下 八洲夫 (民主) | 瀧上 貞雄 (社民)  |
|     | 金子 洋一 (民主) | 米長 晴信 (民主)  | 長谷川 大紋 (無)  |
|     | 川崎 稔 (民主)  | 大江 康弘 (自民)  |             |
|     | 輿石 東 (民主)  | 荻原 健司 (自民)  |             |

(22. 3. 11 現在)

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議2件）及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願12種類64件は、審査未了となった。

### 〔法律案等の審査〕

**直轄事業負担金** 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案は、国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、砂防法等関係法律の整備を行うとともに、平成22年度に限って、一定の場合、負担金を継続する特例措置等を定めようとするものである。

委員会においては、都道府県の維持管理負担金の廃止の意義及び地域経済に与える影響、直轄事業負担金の廃止と負担金制度の根拠となっている受益者負担原則との関係、直轄事業における今後の事業採択の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

**国土調査** 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案については、国土調査事業十箇年計画の進捗状況及びその在り方、国土調査業務の民間委託の在り方、地籍調査の進捗状況及びその促進対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**防災** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案については、現行土砂災害防止法に対する評価とそれを受けた本法律案による改正の意義、市町村に対する緊急情報提供の方法や問題点、高齢者など災害時要援護者や過疎地における避難体制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**住宅** 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して鍵の交換による賃借人の閉め出しなど、不当な行為が発生していること等に

かんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う家賃債務保証業及び家賃等の過去の弁済情報を収集し家主等に提供する家賃等弁済情報提供事業（いわゆるデータベース事業）の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、家賃債務保証業の現状及び家賃等の取立てに関する不当な行為の発生状況、家賃支払拒絶など一部の不当な賃借人の実態、家賃等弁済情報の適正な管理・利用の徹底、賃借人・家主双方に配慮した取組の必要性、家賃滞納者等に係る公的な住宅セーフティネットの充実等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**貨物検査・特定船舶・海事・海洋** 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（貨物検査法案）は、北朝鮮による核実験の実施、弾道ミサイルの発射等の一連の行為をめぐりなされた国連安保理決議による、大量破壊兵器関連の物資、武器等の、北朝鮮との間の輸出入禁止措置の強化と、その厳格な履行のための加盟国への要請を踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めようとするものである。

委員会においては、貨物検査法案及び**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（特定船舶の入港禁止に係る承認案件）**を一括して議題とし、公海上における貨物検査に

関し旗国の同意が得られない場合の対応、自衛隊を含む関係行政機関との連携の在り方、入港禁止の対象に北朝鮮に寄港した船舶等が含まれない理由、北朝鮮問題に対する今後の取組等について質疑が行われた。質疑終局後、貨物検査法案に対し修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、貨物検査法案は多数をもって原案どおり可決された。特定船舶の入港禁止に係る承認案件については、全会一致をもって承認された。

**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案**については、油の海上流出事故対策、国益を重視した条約の批准の必要性、船舶の排出ガス等に対する環境対策の現状と課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案**については、本法律案の海洋政策・領土保全に果たす役割、低潮線保全区域及び拠点施設の整備対象となる離島の指定見通し、海洋資源の開発状況と環境保全対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

3月11日、国土交通行政の基本施策について、前原国土交通大臣から所信を聴取した。

3月16日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、高速道路無料化が及ぼす他の交通機関への影響についての国交省の認識及び対応、高速道路料金割引制度の見直しの検討状況と他の交通機関への支援策、道路財特法改正事項として利便増進事

業の対象に維持管理を加える必要性、公的支援による日本航空の再建の是非と二次破綻防止に対する国交省の関与の必要性、八ッ場ダム建設の中止に係る手続の妥当性、ダムによらない治水対策としてのスーパー堤防の有効性と治水事業における流域ごとの対策の重要性、八ッ場ダム見直しに当たって首都圏において必要な利水確保に対する配慮の必要性、公共工事の品質確保と総合評価方式による公共工事受注業者の選定の在り方、暫定税率の水準維持と民主党マニフェストとの整合性、建築基準法見直しに当たっての木造伝統構法の位置付け、損保会社が車体整備業者に支払う保険事故車の修理料金の過度の値引き実態及び是正の必要性、関西国際空港の国際拠点空港としての位置付けと関西3空港の今後の在り方、羽田空港の24時間化に伴う深夜早朝時間帯における空港アクセスの確保策、航空気象観測所における気圧データ誤送信の原因と再発防止策などの諸問題が取り上げられた。

3月19日、予算委員会から委嘱された平成22年度国土交通省予算の審査を行い、前原国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、観光立国推進本部内で議論され

ている休暇分散化の趣旨と今後の議論の方向性、フリーゲージトレインの技術開発の現状と実用化に向けた今後の見通し、八ッ場ダムを前提とする暫定水利権を利根川水系の余剰流量を活用して解消していく必要性、総合的水資源管理の必要性と水利調整システムの在り方、公共事業のフロー経済効果及び既存施設ストックの維持管理の重要性、平成22年度予算における海上保安庁の巡視船艇等の整備状況、海洋権益の保全対策を強化する必要性、空港整備勘定予算を活用した関西国際空港株式会社の経営改善の必要性、建設投資額の今後の見通し及び投資額の減少が雇用に及ぼす影響、建設労働者の賃金水準改善施策の在り方、公共事業依存度が高い地域での公共事業の大幅削減の影響、介護・生活支援サービス付き高齢者住宅等に係る施策の実施状況、平成18年に鹿島港近辺で発生した大型外国船連続座礁事故に対する国交省の基本認識及び同事故を踏まえた事故防止策の在り方などの諸問題が取り上げられた。

4月8日、江戸川流域における治水対策等に関する実情調査のための視察を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年3月11日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について前原国土交通大臣から所信を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について

前原国土交通大臣、馬淵国土交通副大臣、辻元国土交通副大臣、増子経済産業副大臣、三日月国土交通大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事中曾宏君に対し質疑を行った。

[質疑者]

広田一君(民主)、脇雅史君(自民)、大江康弘君(自民)、西田実仁君(公明)、淵上貞雄君(社民)

○平成22年3月19日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国土交通省所管)について前原国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、馬淵国土交通副大臣、藤本国土交通大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

川崎稔君(民主)、大河原雅子君(民主)、  
大江康弘君(自民)、佐藤信秋君(自民)、  
草川昭三君(公明)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成22年3月30日(火) (第4回)

- 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について前原国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、馬淵国土交通副大臣、長安国土交通大臣政務官、小川総務大臣政務官及び舟山農林水産大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

平山幸司君(民主)、草川昭三君(公明)、  
小池正勝君(自民)

(閣法第10号)

賛成会派 民主、自民の一部、公明、無  
反対会派 自民の一部  
欠席会派 社民

○平成22年3月31日(水) (第5回)

- 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について前原国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び藤本国土交通大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉田博美君(自民)、草川昭三君(公明)

(閣法第9号)

賛成会派 民主、自民、公明  
反対会派 なし

欠席会派 社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月8日(木) (第6回)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)について前原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月13日(火) (第7回)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)について前原国土交通大臣、郡司農林水産副大臣、馬淵国土交通副大臣、三日月国土交通大臣政務官及び泉内閣府大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

室井邦彦君(民主)、山内俊夫君(自民)、  
草川昭三君(公明)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第37号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民、日本  
反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(閣法第36号)について前原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月15日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(閣法第36号)について前原国土交通大臣、加藤法務副大臣、馬淵国土交通副大臣、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

植松恵美子君(民主)、米長晴信君(民主)、  
荻原健司君(自民)、大江康弘君(自民)

○平成22年4月20日(火) (第9回)

- 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(閣法第36号)について前原国土交通大臣、馬淵国土交通副

大臣、細川厚生労働副大臣、中村法務大臣政務官及び長安国土交通大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

西田実仁君（公明）、瀧上貞雄君（社民）  
（閣法第36号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、日本  
反対会派 なし  
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成22年4月27日（火）（第10回）

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について前原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年5月11日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について前原国土交通大臣、辻元国土交通副大臣、三日月国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

室井邦彦君（民主）、佐藤信秋君（自民）、  
草川昭三君（公明）、瀧上貞雄君（社民）  
（閣法第11号）

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民、  
日本  
反対会派 なし  
欠席会派 無

○平成22年5月20日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について前原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年5月25日（火）（第13回）

- 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について前原国土交通大臣、馬淵国土

交通副大臣、長安国土交通大臣政務官及び西村外務大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

室井邦彦君（民主）、萩原健司君（自民）、  
草川昭三君（公明）、瀧上貞雄君（社民）  
（閣法第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民、  
無

反対会派 なし

欠席会派 日本

- 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（第173回国会閣法第12号）（衆議院送付）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）

以上両案件について前原国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年5月27日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（第173回国会閣法第12号）（衆議院送付）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）

以上両案件について前原国土交通大臣、榛葉防衛副大臣、三日月国土交通大臣政務官、西村外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（第173回国会閣法第12号）（衆議院送付）を可決し、

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）を承認すべきものと

議決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、米長晴信君（民主）、  
草川昭三君（公明）、淵上貞雄君（社民）

（第173回国会閣法第12号）

賛成会派 民主、公明、社民

反対会派 自民、改革、日本、無

（閣承認第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、改革、社民、  
日本、無

反対会派 なし

# 環境委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |                |             |                |
|-----|----------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 山谷 えり子 (自民)    | 谷 博之 (民主)   | 川口 順子 (自民)     |
| 理事  | 相原 久美子 (民主)    | 轟木 利治 (民主)  | 中山 恭子 (自民)     |
| 理事  | ツルネン マルティ (民主) | 広中 和歌子 (民主) | 矢野 哲朗 (自民)     |
| 理事  | 有村 治子 (自民)     | 牧山 ひろえ (民主) | 浜四津 敏子 (公明)    |
| 理事  | 加藤 修一 (公明)     | 松野 信夫 (民主)  | 市田 忠義 (共産)     |
|     | 池口 修次 (民主)     | 荒井 広幸 (自民)  | 川田 龍平 (無)      |
|     | 岡崎 トミ子 (民主)    | 神取 忍 (自民)   | (22. 3. 11 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議1件）であり、2件は可決、1件は修正議決し、1件は審査未了となった。

また、本委員会付託の請願6種類49件は、審査未了となった。

### 〔法律案の審査〕

本院先議の**環境影響評価法の一部を改正する法律案**は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、対象事業の範囲の拡大、配慮書での複数案検討の義務づけ、原子力発電所の戦略的環境アセスメントの在り方、第三者審査機関設置の必要性、適用除外規定を設けた理由等について質疑が行われた。質疑終了後、本法律案に対し、公明党から、環境影響評価法全体の見直しに係

る検討条項に規定する検討時期の前倒し等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、目的に環境影響評価が住民等の参加の下に行われることを明記すること等を内容とする修正案がそれぞれ提出された。順次採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、公明党提出の修正案は多数をもって可決され、修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、修正議決された。なお、附帯決議が付された。

本法律案は本会議において、委員会修正案は賛成少数をもって否決され、原案は全会一致をもって可決された。なお、衆議院において継続審査となった。

**大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案**は、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録義務違反に対して罰則を設けるとともに、ばい煙の排出抑制及び水質汚濁防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方公共団体及び事

業者の公害防止の取組促進、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の在り方、環境基準の見直し等も含めた適切な環境管理の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案**は、廃棄物の不適正処理の悪循環を早急に是正し、廃棄物に対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、廃棄物最終処分場の維持管理対策の重要性、建設系廃棄物に係る処理責任の一元化を徹底する必要性、クリアランスされた産業廃棄物の適正処理確保の在り方、廃棄物・リサイクル制度の抜本的な見直しの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**地球温暖化対策基本法案**は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものである。

委員会においては、中期目標の前提条件の妥当性、中期目標がない間の施策の進め方、25%削減の我が国の経済社会への影響、地球温暖化対策税の実施見直し等について質疑が行われた。また、千葉県君津市及び

東京都江東区において現地視察を行った。

なお、本法律案は、審査未了となった。

### 〔国政調査等〕

**3月11日**、環境行政の基本施策について小沢環境大臣から所信を聴取するとともに、平成22年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について大谷環境大臣政務官から、公害等調整委員会の業務等について大内公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

**3月16日**、環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について調査を行い、生物多様性条約COP10に向けての取組、水俣病特措法に基づく被害者救済の進め方、温室効果ガス25%削減の中期目標の前提条件の考え方、「環境国債」導入の必要性、気候安全保障についての認識、不知火海沿岸住民の健康調査実施の必要性、建設リサイクル法のアスベスト対策及び石綿健康被害救済法の見直しの必要性等について質疑を行った。

**3月19日**、予算委員会から委嘱された平成22年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、環境省政策会議の在り方、温室効果ガス25%削減目標における国内削減分、地球温暖化対策基本法案に規定される中期目標の前提条件の法的妥当性、高速道路無料化によるCO<sub>2</sub>削減への影響、石綿健康被害救済法の対象疾病拡大と給付水準引上げの必要性、山口県上関原発予定地や東京都高尾山トンネルでの生物多様性の再調査の必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年3月11日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について小沢環境大臣から所信を聴いた。
- 平成22年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について大谷環境大臣政務官から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について大内公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

### ○平成22年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について小沢環境大臣、田島環境副大臣、馬淵国土交通副大臣、松下経済産業副大臣、大谷環境大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官、西村外務大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

相原久美子君(民主)、松野信夫君(民主)、有村治子君(自民)、荒井広幸君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

### ○平成22年3月19日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総務省所管(公害等調整委員会)及び環境省所管)について小沢環境大臣、松下経済産業副大臣、馬淵国土交通副大臣、田島環境副大臣、大谷環境大臣政務官、後藤文部科学大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官、長安国土交通大臣政務官、高井文部科学大臣政務官、楠田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

有村治子君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無) 本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年4月6日(火) (第4回)

- 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第55号)について小沢環境大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成22年4月8日(木) (第5回)

- 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第55号)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

早稲田大学大学院法務研究科教授  
早稲田大学法学部教授 大塚直君  
電気事業連合会環境委員会委員長  
東京電力株式会社取締役副社長 猪野博行君  
東京工業大学大学院総合理工学研究科長・教授

国際影響評価学会(I A I A)理事・会長 職 原科幸彦君

よみがえれ!有明訴訟弁護団事務局長  
元九州弁護士会連合会環境問題に関する連絡協議会委員長 堀良一君

[質疑者]

牧山ひろえ君(民主)、中山恭子君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

### ○平成22年4月13日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第55号)について小沢環境大臣、田島環境副大臣、大谷環境大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中山恭子君(自民)、加藤修一君(公明)、

岡崎トミ子君（民主）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

○平成22年4月15日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第55号）について小沢環境大臣、田島環境副大臣、三日月国土交通大臣政務官、大谷環境大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官及び楠田防衛大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松野信夫君（民主）、有村治子君（自民）

○平成22年4月20日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第55号）について小沢環境大臣、田島環境副大臣、大谷環境大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官、後藤文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事粗信仁君に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、公明、共産、無

反対会派 民主

なお、附帯決議を行った。

- 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について小沢環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年4月27日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について小沢環境大臣、田島環境副大臣、大谷環境大臣政務官、楠田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

神取忍君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

（閣法第35号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、改革、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について小沢環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年5月11日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について小沢環境大臣、郡司農林水産副大臣、田島環境副大臣、中川文部科学副大臣、峰崎財務副大臣、松下経済産業副大臣、福山外務副大臣、大谷環境大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

中山恭子君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（改革）、川田龍平君（無）、轟木利治君（民主）

（閣法第43号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、改革、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成22年5月25日（火）（第11回）

- 地球温暖化対策基本法案（閣法第52号）（衆議院送付）について小沢環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成22年5月27日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策基本法案（閣法第52号）（衆議院送付）について小沢環境大臣、田島環境副大臣、高橋経済産業大臣政務官、大谷環境大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官、泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

轟木利治君（民主）、松野信夫君（民主）、川口順子君（自民）

また、同法律案について参考人の出席を求め

ることを決定した。

○平成22年6月1日(火) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策基本法案(閣法第52号)(衆議院送付)について小沢環境大臣、田島環境副大臣、西村外務大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官、大谷環境大臣政務官、藤本国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、  
荒井広幸君(改革)、神取忍君(自民)、  
中山恭子君(自民)

# 国家基本政策委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |             |             |              |
|-----|-------------|-------------|--------------|
| 委員長 | 溝手 顕正 (自民)  | 亀井 郁夫 (民主)  | 北川 イッセイ (自民) |
| 理事  | 家西 悟 (民主)   | 川上 義博 (民主)  | 末松 信介 (自民)   |
| 理事  | 広中 和歌子 (民主) | 輿石 東 (民主)   | 野村 哲郎 (自民)   |
| 理事  | 石井 みどり (自民) | 高嶋 良充 (民主)  | 木庭 健太郎 (公明)  |
| 理事  | 伊達 忠一 (自民)  | 平田 健二 (民主)  | 山口 那津男 (公明)  |
|     | 石井 一 (民主)   | 山下 八洲夫 (民主) | 井上 哲士 (共産)   |
|     | 一川 保夫 (民主)  | 岸 信夫 (自民)   | (22.1.20 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を3回開き討議を行った。

### 〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、3回開かれ、谷垣禎一君、山口那津男君が発言者となって、鳩山内閣総理大臣との間で討議が行われた。

2月17日の合同審査会（第1回）では、溝手顕正参議院国家基本政策委員長が会長を務め、政治資金問題に対する鳩山総理の責任、政治資金問題に対する小沢幹事長の責任についての鳩山総理の認識、政治資金の透明性を高める必要性、数値目標の入った中期財政見通しの作成、民主党のマニフェストの達成と財源問題、政治資金規正法改正に向けた与野党協議機関を設置する必要性、普天間飛行場移設問題等日米関係の現状に対する鳩山総理の認識等について討議が行われた。

3月31日の合同審査会（第2回）では、大畠章宏衆議院国家基本政策委員長が会

長を務め、鳩山政権発足後の民主党議員をめぐる一連の不祥事、政治資金問題に対する鳩山総理の説明責任、普天間飛行場移設問題に係る政府の対応、普天間飛行場移設問題を5月末までに解決できなかった場合の鳩山総理の責任、鳩山内閣の機能不全に対する現状認識と政治資金問題に対する総理の説明責任、一貫性が欠如した民主党の郵政政策等について討議が行われた。

4月21日の合同審査会（第3回）では、溝手顕正参議院国家基本政策委員長が会長を務め、核セキュリティ・サミットの際の鳩山総理とオバマ米大統領との会談内容、普天間飛行場移設問題についての鳩山総理の腹案、徳之島等県外移設先候補地の住民に与えた影響と5月末決着の意味、普天間飛行場移設問題の解決に総理の職を賭する意思の有無、政治資金問題の解明に向け鳩山総理がリーダーシップを発揮する必要性、普天間飛行場移設問題の膠着が日米関係を始め国政全般に及ぼす影響等について討議が行われた。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月20日(水) (第1回)

- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

### ○平成22年3月31日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 

### ○平成22年2月17日(水) (合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について谷垣禎一君及び山口那津男君が鳩山内閣総理大臣と討議を行った。

### ○平成22年3月31日(水) (合同審査会第2回)

- 国家の基本政策に関する件について谷垣禎一君及び山口那津男君が鳩山内閣総理大臣と討議を行った。

### ○平成22年4月21日(水) (合同審査会第3回)

- 国家の基本政策に関する件について谷垣禎一君及び山口那津男君が鳩山内閣総理大臣と討議を行った。

# 予算委員会

## 委員一覧（45名）

|     |            |            |            |
|-----|------------|------------|------------|
| 委員長 | 築瀬 進（民主）   | 自見 庄三郎（民主） | 木村 仁（自民）   |
| 理事  | 大島 九州男（民主） | 芝 博一（民主）   | 小泉 昭男（自民）  |
| 理事  | 辻 泰弘（民主）   | 下田 敦子（民主）  | 佐藤 正久（自民）  |
| 理事  | 平野 達男（民主）  | 鈴木 陽悦（民主）  | 世耕 弘成（自民）  |
| 理事  | 藤末 健三（民主）  | 谷岡 郁子（民主）  | 橋本 聖子（自民）  |
| 理事  | 牧山 ひろえ（民主） | 外山 斎（民主）   | 林 芳正（自民）   |
| 理事  | 川口 順子（自民）  | 友近 聡朗（民主）  | 牧野 たかお（自民） |
| 理事  | 西田 昌司（自民）  | 円 より子（民主）  | 森 まさこ（自民）  |
| 理事  | 舛添 要一（自民）  | 山根 隆治（民主）  | 山本 一太（自民）  |
| 理事  | 弘友 和夫（公明）  | 吉川 沙織（民主）  | 若林 正俊（自民）  |
|     | 植松 恵美子（民主） | 米長 晴信（民主）  | 草川 昭三（公明）  |
|     | 梅村 聡（民主）   | 蓮 舫（民主）    | 澤 雄二（公明）   |
|     | 尾立 源幸（民主）  | 荒井 広幸（自民）  | 山本 博司（公明）  |
|     | 小林 正夫（民主）  | 泉 信也（自民）   | 大門 実紀史（共産） |
|     | 今野 東（民主）   | 加納 時男（自民）  | 近藤 正道（社民）  |

（22.1.26 現在）

## （1）審議概観

第174回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十一年度補正予算2案（第2号、特第2号）及び平成二十二年総予算3案であり、いずれも可決した。なお、本委員会に付託された請願はなかった。

### 〔予算の審査〕

**平成二十一年度補正予算** 平成二十一年度補正予算2案（第2号、特第2号）は、1月18日国会に提出され、1月28日に成立した。

予算委員会では、衆議院からの送付の後、1月26日、財務大臣から補正予算2案の趣旨説明を聴取し、同日から質疑が行われ、28日、討論の後、可決された。

主な質疑の内容は以下のとおりである。まず、政治姿勢について、「総理の政策運

営の基本理念は何か。国民のための構造改革を進める決意はどうか」との質疑があり、これに対し、鳩山内閣総理大臣より、「過去の日本における政治経済の反省の中から、利益ばかりを追求するのではなく、雇用、医療、教育等を中心に据えた、人間を大事にする幸福追求社会を創り上げていきたい。大胆な発想の転換と暖かい改革が求められており、こうした経済社会を実現していくことが、我々に課せられた使命と考えている」旨の答弁が行われた。

また、経済財政問題について、「第1次補正予算の執行停止と財政国会中心主義との関係はどうか。新成長戦略の決定がなぜ予算編成より遅れたのか。今後の財政再建にどう取り組むのか」との質疑があり、これに対し、鳩山内閣総理大臣及び関係各大臣より、「歳出予算は支出の上限を定め、

その支出権限を内閣に付与するもので、予算を全て使い切る義務を負っているわけではない。不要不急と考えられるものについて執行停止を行ったが、最終的には、今回の第2次補正予算により減額が決定されるものであり、憲法の趣旨に沿った処理が行われているものと認識している。新成長戦略については、現在の経済情勢の下、予算の年内編成が極めて重要と考え、予算編成より成長戦略の決定が遅れることとなった。しかし、昨年来、「緊急雇用対策」「緊急経済対策」を策定し、その中にも既に成長戦略の考え方は盛り込まれており、新年度予算にも相当程度、反映されている。財政再建については、様々な議論を踏まえ、今年前半に、中長期的な歳入見込み、歳出の骨格等を盛り込んだ中期財政フレームを作成していくこととしている。その際、中長期の財政規律については、成長戦略を踏まえ、各国の事例も参考にしながら、公的債務残高の対GDP比の安定的縮減など、財政再建目標を検討していく所存である」旨の答弁が行われた。

このほか、政治とカネの問題、普天間基地移設問題、防災に対する基本認識とハイチ大地震への支援、地球環境問題、雇用対策、幼保一体化、郵政民営化問題、統合医療の推進、事業仕分けの在り方等について質疑が行われた。

**平成二十二年度総予算** 平成二十二年度総予算3案は、1月22日国会に提出され、3月24日に成立した。

予算委員会では、3月3日、財務大臣より趣旨説明を聴取した後、同日より質疑に入り、10日には政治姿勢一般に関する集中

審議を、12日には経済・財政に関する集中審議を、18日には社会保障・雇用等に関する集中審議を、23日には外交・防衛に関する集中審議を、また、16日には公聴会、19日及び23日には関係委員会に審査を委嘱し、24日には締めくくり質疑を行い、討論の後、賛成多数をもって可決した。なお、予備審査中の2月18日及び19日の2日間、福島県及び栃木県に委員を派遣して現地調査を行った。

主な質疑の内容は以下のとおりである。まず、政治姿勢について、「政権交代から半年が経過したが、政治主導を貫く決意はどうか」との質疑があり、これに対し、鳩山内閣総理大臣より、「官僚主導の政治体制を大きく変え、政治家自らが意思決定に力強くかかわっていくことが必要であり、政治主導の確立を図るための法律を用意しているところである。行政を刷新する会議や国家ビジョンを作成する組織を創り上げていくほか、政治任用を促進するなど、政治主導をさらに進めてまいりたい」旨の答弁が行われた。

次に、経済問題について、「デフレ脱却に向け、どう取り組むのか。新成長戦略の基本的な考え方は何か」との質疑があり、これに対し、鳩山内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行総裁より、「デフレ脱却には、需給ギャップを埋めることが必要であり、二十一年度第2次補正予算に続き、二十二年度予算でも、雇用と需要を生み出す施策に重点を置いて予算を編成した。日本銀行においても、低金利を維持し、金融緩和を続けるなど物価と経済の安定に努めており、政府と日銀が一体となってデフレ脱却に向け全力を挙げていく所存である。

新成長戦略については、これからの経済政策は、公共事業中心の第1の道ではなく、また、デフレ状態でも経済が効率化さえすればよいという第2の道でもない、雇用と需要を拡大する第3の道を進めていく必要がある。もとより、供給を無視するのではなく、介護、医療、保育といった潜在的な需要がある部分の供給を重視するなど、予算配分を含めて政策運営を変えていこうと考えている」旨の答弁が行われた。

また、財政問題について、「平成二十二年度予算の特徴は何か。今後、事業仕分けの第2弾にどう取り組むのか」との質疑があり、これに対し、鳩山内閣総理大臣及び関係各大臣より、「二十二年度予算では、コンクリートから人へという理念の下、公共事業費を大幅に減額する一方、社会保障費や文教及び科学振興費を増額するなど、メリ張りを付け、大胆な資源配分の変更ができたと考えている。リーマン・ショックにより税収が大幅に落ち込む中、景気対策とマニフェストの実現を図る一方、マーケットの信認が得られるよう、国債発行額は約44兆円に抑え、財政規律も踏まえた予

算となっている。また、事業仕分けは、税金の使われ方、事業の必要性・有効性等について不断の見直しを行っていく手段であるとともに、マニフェストを実現していく上で、歳出のムダを削減する大きな役割の1つを担うものと考えている。今後、独立行政法人や公益法人を対象とした事業仕分けの第2弾を考えており、独法や公益法人等の実態等を把握し、どういった制度が望ましいのかを検討するなど、ゼロベースでの見直しに全力を注いでまいりたい」旨の答弁が行われた。

このほか、政治とカネの問題、日米密約問題、普天間基地移設問題、自衛隊の位置付け、報償費問題、税制改革、公共事業の在り方、郵政民営化の見直し、地方の行財政改革、医療・介護の拡充、子育て支援策、年金記録問題、雇用対策、被爆者支援策、農業の戸別所得補償、中小企業対策、高校の無償化、学校の耐震化、スポーツ・文化の振興、地球温暖化対策、チリ大地震による津波被害対策等について質疑が行われた。

## (2) 委員会経過

○平成22年1月26日(火) (第1回)

— 総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)  
平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)  
(衆議院送付)
- 以上両案について菅財務大臣から趣旨説明を

聴いた後、鳩山内閣総理大臣、前原国務大臣、菅国務大臣、岡田外務大臣、長妻厚生労働大臣、仙谷国務大臣、平野内閣官房長官、原口国務大臣、亀井国務大臣、福島内閣府特命担当大臣、千葉法務大臣、川端国務大臣、中井内閣府特命担当大臣、北澤防衛大臣、小沢環境大臣、直嶋経済産業大臣、大串財務大臣政務官、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

舛添要一君（自民）、※林芳正君（自民）、  
※西田昌司君（自民）、※森まさこ君（自  
民）、※荒井広幸君（自民）、辻泰弘君（民  
主） ※関連質疑

○平成22年1月27日(水) (第2回)

— 総括質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)  
平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)  
(衆議院送付)

以上両案について鳩山内閣総理大臣、岡田外務大臣、原口国務大臣、菅国務大臣、長妻厚生労働大臣、仙谷国務大臣、直嶋経済産業大臣、赤松農林水産大臣、川端文部科学大臣、亀井国務大臣、前原国土交通大臣、小沢環境大臣、千葉法務大臣、平野内閣官房長官、北澤防衛大臣、福島内閣府特命担当大臣、野田財務副大臣及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

※加藤敏幸君（民主）、※林久美子君（民主）、※森田高君（民主）、※富岡由紀夫君（民主）、辻泰弘君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民） ※関連質疑

○平成22年1月28日(木) (第3回)

— 締めくくり質疑 —

- 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)  
平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)  
(衆議院送付)

以上両案について鳩山内閣総理大臣、長妻厚生労働大臣、平野内閣官房長官、岡田外務大臣、福島内閣府特命担当大臣、仙谷国務大臣、亀井国務大臣、小沢環境大臣、原口総務大臣、前原国土交通大臣、菅財務大臣、長安国土交通大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官、高井文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

山根隆治君（民主）、山本一太君（自民）、  
※世耕弘成君（自民）、弘友和夫君（公明）、

井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

※関連質疑

(平成二十一年度第2次補正予算)

賛成会派 民主、公明、社民

反対会派 自民、共産

- 平成二十二年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成22年3月3日(水) (第4回)

— 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について菅財務大臣から趣旨説明を聴いた後、鳩山内閣総理大臣、直嶋経済産業大臣、長妻厚生労働大臣、仙谷国務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、菅国務大臣、福島内閣府特命担当大臣、前原国土交通大臣、平野内閣官房長官、岡田外務大臣、北澤防衛大臣、川端文部科学大臣、赤松農林水産大臣、亀井国務大臣、古川内閣府副大臣、辻元国土交通副大臣、榎葉防衛副大臣、大串財務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

林芳正君（自民）、※西田昌司君（自民）、  
※脇雅史君（自民）、※義家弘介君（自民）、  
※大江康弘君（自民）、平野達男君（民主）

※関連質疑

○平成22年3月4日(木) (第5回)

— 基本的質疑 —

- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について鳩山内閣総理大臣、菅財務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、赤松農林水産大臣、直嶋経済産業大臣、川端文部科学大臣、長妻厚生労働大臣、亀井国務大臣、前原国土交通大臣、原口総務大臣、小沢環境大臣、福島内閣府特命担当大臣、仙谷国務大臣、中

井国務大臣、岡田外務大臣及び峰崎財務副大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

※高嶋良充君（民主）、※櫻井充君（民主）、  
※芝博一君（民主）、※自見庄三郎君（民主）、平野達男君（民主）、白浜一良君（公明）、※木庭健太郎君（公明）、※谷合正明君（公明）、小池晃君（共産）、近藤正道君（社民） ※関連質疑

○平成22年3月5日（金）（第6回）

— 一般質疑 —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について鳩山内閣総理大臣、菅財務大臣、亀井国務大臣、福島内閣府特命担当大臣、北澤防衛大臣、平野内閣官房長官、枝野内閣府特命担当大臣、長妻厚生労働大臣、小沢環境大臣、直嶋経済産業大臣、川端文部科学大臣、原口総務大臣、赤松農林水産大臣、仙谷国務大臣、鈴木文部科学副大臣、福山外務副大臣、細川厚生労働副大臣、松下経済産業副大臣、峰崎財務副大臣、足立厚生労働大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主）、※牧山ひろえ君（民主）、佐藤正久君（自民）、衛藤晟一君（自民）、※加納時男君（自民）、澤雄二君（公明）、紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）

※関連質疑

○平成22年3月8日（月）（第7回）

— 一般質疑 —

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅国務大臣、仙谷国務大臣、川端文部科学大臣、枝野内閣府特命担当大臣、前原国土交通大臣、長妻厚生労働大臣、福島内閣府特命担当大臣、平野内閣官房長官、千

葉法務大臣、原口総務大臣、小沢環境大臣、岡田外務大臣、直嶋経済産業大臣、赤松農林水産大臣、峰崎財務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、※植松恵美子君（民主）、西島英利君（自民）、古川俊治君（自民）、※丸川珠代君（自民）、加藤修一君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民） ※関連質疑

○平成22年3月9日（火）（第8回）

— 一般質疑 —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について長妻厚生労働大臣、川端文部科学大臣、菅財務大臣、平野内閣官房長官、岡田外務大臣、北澤防衛大臣、前原国務大臣、亀井国務大臣、原口総務大臣、小沢環境大臣、枝野内閣府特命担当大臣、赤松農林水産大臣、仙谷国務大臣、渡辺総務副大臣、峰崎財務副大臣、大島内閣府副大臣、山井厚生労働大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、※喜納昌吉君（民主）、草川昭三君（公明）、荒井広幸君（自民）、石井みどり君（自民）、※山田俊男君（自民）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民） ※関連質疑

- 平成二十二年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成22年3月10日（水）（第9回）

— 集中審議（政治姿勢一般） —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について鳩山内閣総理大臣、原口総務大臣、亀井内閣府特命担当大臣、菅財務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、直嶋経済産業大臣、峰崎財務副大臣、増子経済産業副大臣、

加藤法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、※尾立源幸君（民主）、  
西田昌司君（自民）、※森まさこ君（自民）、  
西田実仁君（公明）、井上哲士君（共産）、  
近藤正道君（社民） ※関連質疑

#### ○平成22年3月11日（木）（第10回）

— 一般質疑 —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅財務大臣、長妻厚生労働大臣、仙谷国務大臣、川端文部科学大臣、前原国務大臣、平野内閣官房長官、北澤防衛大臣、岡田外務大臣、直嶋経済産業大臣、亀井内閣府特命担当大臣、古川内閣府副大臣、鈴木文部科学副大臣、峰崎財務副大臣、足立厚生労働大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、大串財務大臣政務官及び津村内閣府大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、※友近聡朗君（民主）、  
島尻安伊子君（自民）、※秋元司君（自民）、  
佐藤信秋君（自民） ※関連質疑

#### ○平成22年3月12日（金）（第11回）

— 集中審議（経済・財政）・一般質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について鳩山内閣総理大臣、菅国務大臣、亀井国務大臣、直嶋経済産業大臣、枝野内閣府特命担当大臣、前原国土交通大臣、赤松農林水産大臣、原口総務大臣、長妻厚生労働大臣、福島内閣府特命担当大臣、北澤防衛大臣、千葉法務大臣、川端文部科学大臣、小沢環境大臣、中井内閣府特命担当大臣、松野内閣官房副長官、大塚内閣府副大臣、峰崎財務副大臣、高橋経済産業大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人

株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長室伏稔君及び日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

- ・集中審議（経済・財政）

〔質疑者〕

円より子君（民主）、※大久保勉君（民主）、  
舛添要一君（自民）、※野村哲郎君（自民）、  
※世耕弘成君（自民）、谷合正明君（公明）、  
大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）

※関連質疑

- ・一般質疑

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、弘友和夫君（公明）、  
大門実紀史君（共産）、澁上貞雄君（社民）

※関連質疑

#### ○平成22年3月15日（月）（第12回）

— 一般質疑 —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について中井国務大臣、岡田外務大臣、直嶋経済産業大臣、長妻厚生労働大臣、枝野内閣府特命担当大臣、原口総務大臣、菅国務大臣、小沢環境大臣、平野内閣官房長官、川端国務大臣、福島内閣府特命担当大臣、赤松農林水産大臣、前原国土交通大臣、北澤防衛大臣、古川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山根隆治君（民主）、※鈴木陽悦君（民主）、  
草川昭三君（公明）、泉信也君（自民）、若  
林正俊君（自民）、小池晃君（共産）、山内  
徳信君（社民） ※関連質疑

#### ○平成22年3月16日（火）（公聴会 第1回）

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

早稲田大学教授 榊原英資君

東京大学総括プロジェクト機構・知的資産  
経営・総括寄付講座の特任教授 小川絃一  
君

内閣府総合科学技術会議議員 白石隆君

帝京大学法学部教授 志方俊之君

中央大学教授 山田昌弘君

J A東京青壮年組織協議会顧問 加藤篤司  
君

- ・公述人（榊原英資君、小川絃一君）に対する  
質疑（財政・経済）

〔質疑者〕

大島九州男君（民主）、荒井広幸君（自民）、  
加藤修一君（公明）、山下芳生君（共産）、  
近藤正道君（社民）

- ・公述人（白石隆君、志方俊之君）に対する質  
疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、佐藤正久君（自民）、  
草川昭三君（公明）、山下芳生君（共産）、  
近藤正道君（社民）

- ・公述人（山田昌弘君、加藤篤司君）に対する  
質疑（社会保障・国民生活）

〔質疑者〕

下田敦子君（民主）、木村仁君（自民）、澤  
雄二君（公明）、大門実紀史君（共産）

#### ○平成22年3月17日(水) (第13回)

— 一般質疑 —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送  
付）

以上3案について内閣委員会、総務委員会、  
法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員  
会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林  
水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員  
会及び環境委員会については3月19日（本会  
議散会后）の1日間、沖縄及び北方問題に関  
する特別委員会、政府開発援助等に関する特  
別委員会及び消費者問題に関する特別委員会  
については3月23日午前の半日間、当該委員  
会の所管に係る部分の審査を委嘱することを  
決定した。

以上3案について直嶋経済産業大臣、菅財務

大臣、長妻厚生労働大臣、原口総務大臣、仙  
谷国務大臣、川端文部科学大臣、枝野内閣府  
特命担当大臣、平野内閣官房長官、福島内閣  
府特命担当大臣、北澤防衛大臣、岡田外務大  
臣、峰崎財務副大臣、榛葉防衛副大臣、福山  
外務副大臣、馬淵国土交通副大臣及び政府参  
考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

下田敦子君（民主）、牧野たかお君（自民）、  
荒井広幸君（自民）、山下栄一君（公明）、  
紙智子君（共産）、渊上貞雄君（社民）

#### ○平成22年3月18日(木) (第14回)

— 集中審議（社会保障・雇用等） —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送  
付）

以上3案について鳩山内閣総理大臣、菅国務  
大臣、長妻厚生労働大臣、川端文部科学大臣、  
原口総務大臣、前原国土交通大臣及び政府参  
考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、※水岡俊一君（民  
主）、尾辻秀久君（自民）、※牧野たかお君  
（自民）、※義家弘介君（自民）、荒木清寛  
君（公明）、※鰐淵洋子君（公明）、山下芳  
生君（共産）、近藤正道君（社民）

※関連質疑

#### ○平成22年3月23日(火) (第15回)

— 集中審議（外交・防衛） —

- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送  
付）

以上3案について鳩山内閣総理大臣、北澤防  
衛大臣、平野内閣官房長官、岡田外務大臣、  
福島内閣府特命担当大臣、小沢環境大臣、川  
端文部科学大臣、直嶋経済産業大臣、菅財務  
大臣、千葉法務大臣、長島防衛大臣政務官及  
び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川口順子君（自民）、※山本一太君（自民）、  
※佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、

小林正夫君（民主）、※喜納昌吉君（民主）、  
仁比聡平君（共産）、山内徳信君（社民）

※関連質疑

○平成22年3月24日（水）（第16回）

— 締めくくり質疑 —

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 平成二十二年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について鳩山内閣総理大臣、菅財務大臣、亀井国務大臣、小沢環境大臣、岡田外務大臣、福島内閣府特命担当大臣、原口総務大臣、直嶋経済産業大臣、川端文部科学大臣、赤松農林水産大臣及び福山外務副大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

辻泰弘君（民主）、舛添要一君（自民）、  
※川口順子君（自民）、加藤修一君（公明）、  
井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）

※関連質疑

（平成二十二年度総予算）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、共産

○平成22年4月28日（水）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。

## 委員派遣

---

○平成22年2月18日（木）、19日（金）

- 平成二十二年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

福島県、栃木県

〔派遣委員〕

築瀬進君（民主）、大島九州男君（民主）、  
辻泰弘君（民主）、平野達男君（民主）、  
牧山ひろえ君（民主）、川口順子君（自民）、  
西田昌司君（自民）、舛添要一君（自民）、  
弘友和夫君（公明）、梅村聡君（民主）、  
今野東君（民主）、佐藤正久君（自民）、  
森まさこ君（自民）、大門実紀史君（共産）

# 決算委員会

## 委員一覧 (30名)

|     |             |             |            |
|-----|-------------|-------------|------------|
| 委員長 | 神本 美恵子 (民主) | 那谷屋 正義 (民主) | 荻原 健司 (自民) |
| 理事  | 風間 直樹 (民主)  | 中谷 智司 (民主)  | 岸 宏一 (自民)  |
| 理事  | 亀井 亜紀子 (民主) | 平山 誠 (民主)   | 佐藤 信秋 (自民) |
| 理事  | 谷 博之 (民主)   | 藤田 幸久 (民主)  | 中村 博彦 (自民) |
| 理事  | 松山 政司 (自民)  | 松浦 大悟 (民主)  | 松村 龍二 (自民) |
| 理事  | 丸山 和也 (自民)  | 水戸 将史 (民主)  | 山本 順三 (自民) |
| 理事  | 山下 栄一 (公明)  | 蓮 舫 (民主)    | 山本 香苗 (公明) |
|     | 相原 久美子 (民主) | 有村 治子 (自民)  | 山本 博司 (公明) |
|     | 大久保 勉 (民主)  | 磯崎 陽輔 (自民)  | 仁比 聡平 (共産) |
|     | 金子 恵美 (民主)  | 衛藤 晟一 (自民)  | 又市 征治 (社民) |

(22. 1. 27 現在)

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された案件は、第173回国会からの継続審査となる平成二十年度決算外2件である。

### 〔決算の審査〕

平成二十年度決算外2件は、第173回国会の平成21年11月24日に提出され、11月30日、本会議において平成二十年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、審査を継続していた。

今国会においては、平成22年1月27日に菅財務大臣から概要説明を聴取し、2月4日に全般質疑を行った後、省庁別審査計7回を行った。また、2月18日、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構筑波宇宙セン

ター及び独立行政法人国立印刷局滝野川工場の視察を行った。

なお、省庁別審査に先立ち、平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、1月22日に鳩山内閣総理大臣から議長に対し文書により報告がなされたことを受け、委員会において、平成19年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、1月27日に菅財務大臣から説明を聴取し、3月29日に集中的な質疑を行っている。

平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

| 内閣に対する警告  | 政府の講じた措置  |
|---|---|
| (1) 平成19年度決算検査報告において、依然として会計法令等に違反した不当事項等が数多く見られ、指摘件数967件、指摘金額1,253億6,000万円と件数、金額ともに過 | (1) 決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及び各省各庁等において、文書による要請のほか、会計検査院との会議をはじめ、 |

去最悪となっていることに加え、過去に指摘を受けた不当事項のうち是正措置が未済となっているものが465件、131億8,000円に上っていることは、遺憾である。

政府は、こうした事態を重く受け止め、会計規律の厳正な保持や検査結果を踏まえた事務事業の徹底した見直しによって不当事案の再発防止に努めるとともに、適切な債権管理を行うなど過去に指摘を受けた不当事案の是正に向けて、より厳正に対処すべきである。

各種の会議や研修等を通じて、予算の適正な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行い、関係職員の資質の向上を図っているところである。さらに、再発防止のため、執行に携わる職員の責任の明確化、綱紀粛正の徹底を図るとともに、内部牽制、予算執行の透明性の確保等により、一層の予算の厳正かつ効率的な執行及び会計事務の適正な処理に努力しているところである。

なお、決算検査報告の指摘事項のうち、予算編成に関連する事項については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を予算に的確に反映するよう取り組んでいるところである。

また、過去に指摘を受けた不当事項の是正については、平成20年1月及び平成21年1月に財務省から各省各庁等に対して、不当事項として指摘された事案について国庫等に早急な返還を求めるなどの適切な対応を要請するとともに、是正処理状況についてホームページ等で公表するよう平成20年11月に通知したところである。

今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めるとともに、過去に指摘を受けた不当事項の是正に向けて努めてまいり所存である。

(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置について、平成13年度決算検査報告において低調な利用状況を改善するよう指摘されたにもかかわらず、その後も全般的に利用状況が極めて低調で事業目的が達成されていなかったことは、遺憾である。

政府は、今後、テレビ会議装置の整備費を原則補助の対象としないこととしているが、運用中の装置について引き続き利用が低調なものについては、補助金の返還も含めて厳しく指導改善を図るべきである。また、この種補助金の交付に当たっては、利

(2) テレビ会議装置については、平成20年11月以降は、原則として、地域イントラネット基盤施設整備事業の補助の対象としないこととし、実施マニュアルを改訂しその旨を明記したところである。

また、行政刷新会議「事業仕分け」における議論の結果も踏まえ、平成22年度予算において、地域イントラネット基盤施設整備事業を廃止したところである。

一方、既に整備し運用中のテレビ会議装置については、その利用状況を調査し、利用が低調なものについては、利用計画を策定させ、定期的に利用実績を報告さ

|  |   |
|--|---|
| <p>用見込みの調査を厳格に行うとともに、交付後の利用実績を随時把握するなどして、補助金の効果の発現、有効活用が図られるよう努めるべきである。</p>  | <p>せる措置を講じたところである。その結果、引き続き利用状況が改善されないような場合については、補助金の返還も含めて厳しく指導・改善を図ってまいる所存である。</p>  |
| <p>(3) 国際機関の信託基金について、国際連合からその閉鎖の照会文書等を受けていたにもかかわらず、これを長期にわたり回答することもなく放置していたり、また、信託基金が閉鎖状態にあることを把握できたにもかかわらずその事実の把握を怠っていたりしたため、我が国が拠出した10基金、計726万米ドルの拠出残余金が有効に活用されない事態となっていたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、このようなずさんな事務処理が行われた原因を踏まえ、関連情報の的確な把握と緊密な事務連携、事務実施体制上の不備の改善など確実な再発防止策を徹底すべきである。</p> | <p>(3) 国際機関の信託基金の閉鎖に伴う拠出残余金の問題については、外務省において、再発防止のため、拠出残余金を早期に処理する体制を整備したところである。</p> <p>具体的には、「国連の信託基金における拠出残余金の取扱に関するガイドライン」を策定するなどして、拠出残余金が生じた場合には、原則として我が国への返還（国庫返納）を求めることとし、振替を行うのは国際連合からの要請がある場合に限定した。また、国際機関からの照会に対する回答期限、返還事務手続担当課等を定め、公電による報告・指示を徹底するとともに、国庫返納と他基金への振替の双方を年1回国会へ報告することとした。さらに、外務本省の担当課等において拠出後の信託基金の状況を確実に把握するため、定期的に決算状況の確認を行うこととしたほか、拠出残余金額について把握する課を定めて情報を一元的に管理するなどの措置を講じたところである。</p> <p>今後とも、拠出残余金の適切な管理が行われるよう努めてまいる所存である。</p> |
| <p>(4) 厚生労働省及び同省所管の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託事業に係る4件の不当事項に関して、委託先である公益法人を始めとする団体226のうち149もの多くの団体で、委託費から、不正な支出による別途経理や懇親会に係る飲食費等への流用など、不適正な会計経理によって目的外の用途への支出を行っていた事態が多数明らかになったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、このような委託事業に係る不適正経理事案に対して徹底的な再発防止策を</p>   | <p>(4) 厚生労働省の委託事業における不適正経理については、平成20年11月に「雇用対策に係る各種委託事業の適正な実施について」等の通知を関係機関に発出し、これに基づき不正な支出による別途経理や懇親会に係る飲食費等への流用などの再発が今後なきよう、厳格な指導・徹底を行ったところである。</p> <p>また、平成21年6月及び8月に「労働局関連部局の委託事業における不正経理行為に係る再発防止等の取扱について」</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>講ずることはもとより、委託費の不正な使用等に対する関係職員の処分や加算金の引上げによる懲罰的措置の厳格化を行い、委託費の適正な執行の確保に万全を期すべきである。</p>   | <p>等の通知を関係機関に発出し、不正経理に関与した委託先団体の職員の処分等の適切な実施の要請及び加算金の割合を現行の5%から最大20%まで引き上げる措置を講じたところである。</p> <p>多くの団体で不適正経理が行われていたことにかんがみ、各種委託事業について、同様の事態が二度と繰り返されることのないよう、厚生労働副大臣の指示の下、調査チームを設け、厚生労働省職員の関与の有無などの事実関係と再発防止策等について検証し、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、再発防止及び会計法令に基づいた委託費の適正な執行に努めてまいり所存である。</p>  |
| <p>(5) 厚生年金の標準報酬月額等について、不適正な遡及訂正処理による記録の改ざんが組織的に行われていた疑いのある事例が約6万9,000件もあることが明らかになったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、年金記録をめぐる問題が次々と明らかになる現状を重く受け止め、標準報酬月額等の記録の改ざんが行われた被害者の救済に全力を尽くすとともに、社会保険事務所職員による関与の実態の全容解明に努め、関与が明らかになった職員に対しては刑事告発を含む厳正な処分を行うことにより、公的年金制度に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。</p> | <p>(5) 厚生年金記録改ざん問題については、標準報酬月額等の不適正な遡及訂正処理の可能性のある約6万9千件の記録のうち、約2万件の受給者について、平成21年3月末までに戸別訪問を概ね終了した。</p> <p>平成20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については平成21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することなどを通じて、本人に記録を確認していただき、被害者救済を進めている。</p> <p>その際、一定の条件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく社会保険事務所において迅速に記録訂正をすることとしている。</p> <p>また、厚生労働大臣の下に年金記録の回復に関する委員会を新たに設けたところであり、標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の問題についても、当該委員会の議論も踏まえ、より迅速な被害者救済の方策について検討を行っている。</p> <p>約2万件の戸別訪問において、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案等につ</p> |

いて、順次調査を実施しており、関与が明らかになった職員に対しては、これまでに戒告等の処分を行ったところである。

今後、更に、不適正な遡及訂正処理への職員の関与が明らかになった場合には、厳正に対処し、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

平成二十年度決算審査における質疑の主な項目は、平成20年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額、高度救命処置シュミレータに係る消防庁の不透明な調達、国及び地方自治体における不適正な会計経理、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託事業に係る不適正経理、航空自衛隊の調達における官製談合、独立行政法人が締結する契約の実質的な競争性の確保、公益法人における豊富な内部留保などである。

## 〔国政調査〕

平成22年3月29日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について西村会計検査院長から説明を聴取し、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件に関し、質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月27日(水) (第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書  
平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書  
平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書以上3件について菅財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について西村会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十年度決算外2件に関し、平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成十九年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について菅財務大臣から説明を聴いた。

### ○平成22年2月4日(木) (第2回)

#### — 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十年度決算外2件について鳩山内閣総理大臣、菅国務大臣、原口国務大臣、仙谷国務大臣、前原国土交通大臣、福島内閣府特命担当大臣、中井国務大臣、長妻厚生労働大臣、川端文部科学大臣、岡田外務大臣、北澤防衛大臣、直嶋経済産業大臣、亀井国務大臣、平野内閣官房長官、千葉法務大臣及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

#### 〔質疑者〕

柳澤光美君(民主)、※那谷屋正義君(民主)、※白眞勲君(民主)、丸山和也君(自民)、※山本順三君(自民)、※岸信夫君(自民)、荒木清寛君(公明)、※浜田昌良君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)  
※関連質疑

○平成22年3月29日(月)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について西村会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十年度決算外2件に関し、平成十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成十九年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について原口総務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、菅国土大臣、平野内閣官房長官、仙谷国土大臣、川端文部科学大臣、長妻厚生労働大臣、北澤防衛大臣、鈴木文部科学副大臣、峰崎財務副大臣、長安国土交通大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、楠田防衛大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長岡崎俊雄君、独立行政法人都市再生機構理事長小川忠男君、独立行政法人雇用・能力開発機構理事長丸山誠君及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長戸蒞利和君に対し質疑を行った。

[質疑者]

金子恵美君(民主)、風間直樹君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、荻原健司君(自民)、山下栄一君(公明)、荒木清寛君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)

○平成22年4月5日(月)(第4回)

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度決算外2件中、皇室費、内閣、

内閣府本府、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について原口国土大臣、川端国土大臣、枝野内閣府特命担当大臣、福島内閣府特命担当大臣、仙谷国土大臣、平野内閣官房長官、亀井国土大臣、松井内閣官房副長官、峰崎財務副大臣、内藤総務副大臣、大塚内閣府副大臣、階総務大臣政務官、長安国土交通大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、平山誠君(民主)、佐藤正久君(自民)、牧野たかお君(自民)、森まさこ君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、又市征治君(社民)

○平成22年4月12日(月)(第5回)

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岡田外務大臣、北澤防衛大臣、福山外務副大臣、細川厚生労働副大臣、榛葉防衛副大臣、鈴木文部科学副大臣、長島防衛大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、楠田防衛大臣政務官、西村会計検査院長、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤田幸久君(民主)、中村博彦君(自民)、塚田一郎君(自民)、森まさこ君(自民)、佐藤正久君(自民)、山下栄一君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

○平成22年4月19日(月)(第6回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、国土交通省関係について前原国土交通大臣、古川内閣府副大臣、辻元国土交通副大臣、榛葉防衛副大臣、馬淵国土交通副大臣、泉内閣府大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

亀井亜紀子君(民主)、水戸将史君(民主)、愛知治郎君(自民)、丸山和也君(自民)、

佐藤正久君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、山下栄一君（公明）、小池晃君（共産）、渊上貞雄君（社民）

○平成22年4月26日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫関係について赤松農林水産大臣、直嶋経済産業大臣、郡司農林水産副大臣、大塚内閣府副大臣、大島内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、松下経済産業副大臣、古川内閣府副大臣、舟山農林水産大臣政務官、高橋経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、松浦大悟君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、山田俊男君（自民）、加藤修一君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成22年5月10日（月）（第8回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫関係について菅財務大臣、亀井内閣府特命担当大臣、峰崎財務副大臣、古川内閣府副大臣、榛葉防衛副大臣、小幡参議院事務総長、西村会計検査院長、会計検査院当局及び参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広田一君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、愛知治郎君（自民）、森まさこ君（自民）、山下栄一君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成22年5月14日（金）（第9回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、法務省、文部科学省、警察庁及び裁判所関係について千葉法務大臣、中井国家公安委員会委員長、川端文

部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、中川文部科学副大臣、足立厚生労働大臣政務官及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、那谷屋正義君（民主）、秋元司君（自民）、古川俊治君（自民）、森まさこ君（自民）、山下栄一君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成22年5月17日（月）（第10回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十年度決算外2件中、厚生労働省及び環境省関係について小沢環境大臣、長妻厚生労働大臣、大島内閣府副大臣、田島環境副大臣、細川厚生労働副大臣、峰崎財務副大臣、足立厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長戸莉和君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、風間直樹君（民主）、愛知治郎君（自民）、森まさこ君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下栄一君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民）

# 行政監視委員会

## 委員一覧 (30名)

|     |             |                |            |
|-----|-------------|----------------|------------|
| 委員長 | 渡辺 孝男 (公明)  | 田名部 匡省 (民主)    | 浅野 勝人 (自民) |
| 理事  | 加藤 敏幸 (民主)  | ツルネン マルテイ (民主) | 岩城 光英 (自民) |
| 理事  | 主濱 了 (民主)   | 土田 博和 (民主)     | 大江 康弘 (自民) |
| 理事  | 藤原 良信 (民主)  | 中谷 智司 (民主)     | 岡田 広 (自民)  |
| 理事  | 前川 清成 (民主)  | 白 眞勲 (民主)      | 塚田 一郎 (自民) |
| 理事  | 南野 知恵子 (自民) | 平山 幸司 (民主)     | 中川 義雄 (自民) |
| 理事  | 谷合 正明 (公明)  | 松岡 徹 (民主)      | 中山 恭子 (自民) |
|     | 岩本 司 (民主)   | 森田 高 (民主)      | 山内 俊夫 (自民) |
|     | 植松 恵美子 (民主) | 横峯 良郎 (民主)     | 山下 芳生 (共産) |
|     | 川合 孝典 (民主)  | 愛知 治郎 (自民)     | 洲上 貞雄 (社民) |

(22.2.22 現在)

## (1) 審議概観

第174回国会において、本委員会は、行政組織・公務員制度・公務員倫理の在り方のうち、国家公務員制度改革及び独立行政法人制度改革について調査を行ったほか、政策評価の現状等についても調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

### 〔国政調査〕

2月22日、国家公務員制度改革について参考人元人事院総裁中島忠能君及び成蹊大学法学部教授西村美香君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

質疑では、幹部公務員の選抜の在り方、能力・実績主義の人事管理の徹底、公務員が定年まで勤務できる環境整備の必要性、政策評価と人事評価との連動、天下り問題への対応の在り方、公務の中立公正性確保の重要性、キャリア・システム

の廃止、現場経験に基づく行政サービスの重視、全体の奉仕者である公務員への労働基本権の保障、官民人材交流の活性化策、政策決定過程における国民との新たな関係の構築などが取り上げられた。

2月25日、宮内庁における業務の実施状況に関する調査のための視察を行った。

3月15日、独立行政法人制度改革について参考人東京大学大学院教育学研究科教授山本清君及び早稲田大学大学院教授川本裕子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

質疑では、独立行政法人の人事管理と公務員の退職管理の在り方、業績評価結果の予算への適格な反映、独立行政法人の民営化と国への再組織化を図る際の留意点、国立美術館等の文化振興を担う独立行政法人の現状と評価、通則法における独立行政法人の定義規定の在り方、役員の公募結果に対する評価と任命要件を改正する必要性、独立行政法人制度の見直しにおける国が負うべき責任の範囲の

明確化、国民の安心・安全にかかわる独立行政法人の業務の取扱いなどが取り上げられた。

4月12日、国家公務員制度改革及び独立行政法人制度改革について仙谷国務大臣、枝野国務大臣、平野内閣官房長官、原口国務大臣、川端文部科学大臣、階総務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、キャリア・システムに対する大臣の認識と改革の方向性、能力・実績主義を導入する際の問題点、官民給与比較の在り方、長期的視点が必要な研究開発分野と独法制度の適合性、政治主導による意思決定についての大臣の認識、多数の与党議員が政府に参画することの問題点、天下りに対する民主党政権の姿勢、主権在民を徹底する公務員制度改革の必要性、独立行政法人通則法を廃止する理由、中学教員の過労によるうつ病死と教員の労働環境に対する大臣の認識、日本年金機構の時間外労働の実態と給与の改善の必要性などが取り上げられた。

4月26日、政策評価の現状に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件について原口総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、原口国務大臣、前原国務大臣、長妻厚生労働大臣、鈴木文部科学副大臣、古川内閣府副大臣、内藤総務副大臣、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、政策評価法第12条第2項に基づく評価に係る勧告が行われていない理由、地域主権の実現には主権在民の徹

底が不可欠であることの確認、主権在民を徹底する観点から地方自治体の権限を抜本的に見直す必要性、全国学力テストの入札と契約の競争性の確保、道路橋など社会資本の老朽化と今後の維持管理・更新への対応、事業仕分けの法的根拠と独立行政法人通則法によるスキームとの関係、児童扶養手当における公的年金との併給制限の見直しの必要性、教科書のデジタル化・バリアフリー化の速やかな実現、有期労働契約に係る現状と法令遵守の徹底に関する政府の責任、情報通信分野のデジタル化の進ちょく状況と公共交通機関等への普及支援策などが取り上げられた。

5月10日、独立行政法人国立文化財機構における業務の実施状況に関する調査のための視察を行った。

5月19日、独立行政法人国立印刷局における業務の実施状況に関する調査のための視察を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年2月22日(月)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政組織・公務員制度・公務員倫理の在り方のうち、国家公務員制度改革について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

元人事院総裁 中島忠能君  
成蹊大学法学部教授 西村美香君

[質疑者]

川合孝典君(民主)、愛知治郎君(自民)、  
谷合正明君(公明)、山下芳生君(共産)、  
淵上貞雄君(社民)

### ○平成22年3月15日(月)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政組織・公務員制度・公務員倫理の在り方のうち、独立行政法人制度改革について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院教育学研究科教授 山本清君  
早稲田大学大学院教授 川本裕子君

[質疑者]

中谷智司君(民主)、中山恭子君(自民)、  
谷合正明君(公明)、山下芳生君(共産)

### ○平成22年4月12日(月)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政組織・公務員制度・公務員倫理の在り方のうち、国家公務員制度改革及び独立行政法人制度改革について仙谷国務大臣、枝野国務大臣、平野内閣官房長官、原口国務大臣、川端文部科学大臣、階総務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

加藤敏幸君(民主)、愛知治郎君(自民)、  
風間昶君(公明)、山下芳生君(共産)、  
淵上貞雄君(社民)

### ○平成22年4月26日(月)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件について原口総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、原口国務大臣、前原国務大臣、長妻厚生労働大臣、鈴木文部科学副大臣、古川内閣府副大臣、内藤総務副大臣、小川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤原良信君(民主)、塚田一郎君(自民)、  
山本香苗君(公明)、山下芳生君(共産)、  
淵上貞雄君(社民)

## 議院運営委員会

### 委員一覧 (25名)

|     |             |             |                |
|-----|-------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 西岡 武夫 (民主)  | 大久保 潔重 (民主) | 古川 俊治 (自民)     |
| 理事  | 池口 修次 (民主)  | 金子 洋一 (民主)  | 松下 新平 (自民)     |
| 理事  | 羽田 雄一郎 (民主) | 川崎 稔 (民主)   | 丸川 珠代 (自民)     |
| 理事  | 松野 信夫 (民主)  | 行田 邦子 (民主)  | 山田 俊男 (自民)     |
| 理事  | 石井 準一 (自民)  | 島田 智哉子 (民主) | 吉田 博美 (自民)     |
| 理事  | 加治屋 義人 (自民) | 武内 則男 (民主)  | 義家 弘介 (自民)     |
| 理事  | 魚住 裕一郎 (公明) | 外山 斎 (民主)   | 山本 博司 (公明)     |
|     | 大石 尚子 (民主)  | 徳永 久志 (民主)  |                |
|     | 大河原 雅子 (民主) | 島尻 安伊子 (自民) | (22. 1. 18 現在) |

### 庶務関係小委員 (15名)

|      |             |             |                |
|------|-------------|-------------|----------------|
| 小委員長 | 大石 尚子 (民主)  | 島田 智哉子 (民主) | 加治屋 義人 (自民)    |
|      | 池口 修次 (民主)  | 外山 斎 (民主)   | 古川 俊治 (自民)     |
|      | 大久保 潔重 (民主) | 羽田 雄一郎 (民主) | 松下 新平 (自民)     |
|      | 金子 洋一 (民主)  | 松野 信夫 (民主)  | 山田 俊男 (自民)     |
|      | 行田 邦子 (民主)  | 石井 準一 (自民)  | 魚住 裕一郎 (公明)    |
|      |             |             | (22. 1. 20 現在) |

### 図書館運営小委員 (15名)

|      |             |             |                |
|------|-------------|-------------|----------------|
| 小委員長 | 吉田 博美 (自民)  | 武内 則男 (民主)  | 加治屋 義人 (自民)    |
|      | 池口 修次 (民主)  | 徳永 久志 (民主)  | 島尻 安伊子 (自民)    |
|      | 大河原 雅子 (民主) | 羽田 雄一郎 (民主) | 丸川 珠代 (自民)     |
|      | 川崎 稔 (民主)   | 松野 信夫 (民主)  | 義家 弘介 (自民)     |
|      | 島田 智哉子 (民主) | 石井 準一 (自民)  | 魚住 裕一郎 (公明)    |
|      |             |             | (22. 1. 20 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願12種類48件は、審査未了となった。

図書館を設置するものである。

本法律案は、3月26日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、31日に全会一致をもって可決された。

### 〔法律案の審査〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、消費者庁に国立国会図書館支部

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月18日(月) (第1回)

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会及び消費者問題に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

#### 災害対策特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本10人、自由民主党・改革クラブ7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

#### 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本9人、自由民主党・改革クラブ7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

#### 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本18人、自由民主党・改革クラブ12人、公明党3人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計35人

#### 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本10人、自由民主党・改革クラブ7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

#### 政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本18人、自由民主党・改革クラブ10人、公明党2人 計30人

#### 消費者問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本12人、自由民主党・改革クラブ9人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計25人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

#### 議院運営委員会庶務関係小委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本9人、自由民主党・改革クラブ5人、公明党1人

計15人

#### 議院運営委員会図書館運営小委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本8人、自由民主党・改革クラブ6人、公明党1人

計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成22年1月20日(水) (第2回)

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月20日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党・改革クラブ25分、公明党20分

ハ、人 数 各派1人

ニ、順 序 1自由民主党・改革クラブ 2民主党・新緑風会・国民新・日本 3公明党

一、本会議において国際・地球温暖化問題に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、明政クラブを立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官追迫委員会の平成22年度予定経費要求に関する件について決定した。

### ○平成22年1月28日(木) (第3回)

一、真保守の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成22年1月29日(金) (第4回)

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 2月2日及び3日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本75分、自由民主党・改革クラブ85分、公

明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人 数 民主党・新緑風会・国民新・日本4人、自由民主党・改革クラブ3人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人

ニ、順 序 1 自由民主党・改革クラブ 2 民主党・新緑風会・国民新・日本 3 公明党 4 自由民主党・改革クラブ 5 民主党・新緑風会・国民新・日本 6 自由民主党・改革クラブ 7 民主党・新緑風会・国民新・日本 8 民主党・新緑風会・国民新・日本 9 日本共産党 10 社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年2月2日(火) (第5回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年2月3日(水) (第6回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年2月17日(水) (第7回)

一、次の件について松井内閣官房副長官、細川厚生労働副大臣及び辻元国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ハ、運輸安全委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年3月10日(水) (第8回)

一、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議における平成二十二年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年3月17日(水) (第9回)

一、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

人事官候補者

人事官 原恒雄君

[質疑者]

石井準一君(自民)、山本博司君(公明)、

外山斎君(民主)、丸川珠代君(自民)、

武内則男君(民主)、松下新平君(自民)

○平成22年3月19日(金) (第10回)

一、新政経研究会松山会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年3月24日(水) (第11回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員及び裁判官訴追委員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年3月26日(金) (第12回)

一、次の件について松井内閣官房副長官、大島内閣府副大臣、古川内閣府副大臣、大塚内閣府副大臣、加藤法務副大臣及び長浜厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件

ハ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ニ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件

ホ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ト、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

チ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案につ

いて本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年3月31日(水) (第13回)

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第8号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。

一、環境影響評価法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年4月2日(金) (第14回)

一、若林正俊君の議員辞職を許可することに決定した。

一、裁判官訴追委員予備員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年4月7日(水) (第15回)

一、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年4月14日(水) (第16回)

一、懲罰委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年4月16日(金) (第17回)

一、たちあがれ日本を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年4月21日(水) (第18回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年4月23日(金) (第19回)

一、本会議における内閣総理大臣の核セキュリティ・サミットへの出席等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党・改革クラブ15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年4月28日(水) (第20回)

一、新党改革を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年5月12日(水) (第21回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年5月19日(水) (第22回)

一、紀の国政治経済同友会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱の一部改正に関する件について決定した。

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)、国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第7号)及び幹部国家公務員法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成22年5月21日(金) (第23回)

一、次の件について大島内閣府副大臣、内藤総務副大臣及び細川厚生労働副大臣から説明を

聴いた後、同意することに決定した。

イ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ロ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ハ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ニ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ホ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

一、国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案(西岡武夫君外12名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、地球温暖化対策基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年5月26日(水) (第24回)

一、本会議における「宮崎県で発生した口蹄疫」に関する国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本10分、自由民主党15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年5月28日(金) (第25回)

一、放送法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年6月4日(金) (第26回)

一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年6月11日(金) (第27回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成22年6月15日(火) (第28回)

一、元本院副議長故秋山長造君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 6月15日

ロ、時 間 自由民主党85分、公明党30分、日本共産党、新党改革及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人 数 自由民主党3人、公明党、日本共産党、新党改革及び社会民主党・護憲連合各1人

ニ、順 序 1自由民主党 2公明党 3自由民主党 4自由民主党 5日本共産党 6新党改革 7社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ■ 庶務関係小委員会

##### ○平成22年1月20日(水) (第1回)

○参議院の平成22年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

#### ■ 図書館運営小委員会

##### ○平成22年1月20日(水) (第1回)

○国立国会図書館の平成22年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

## 懲罰委員会

### 委員一覧（10名）

|     |     |        |    |        |    |              |
|-----|-----|--------|----|--------|----|--------------|
| 委員長 | 藤井  | 孝男（自民） | 佐藤 | 泰介（民主） | 林  | 芳正（自民）       |
| 理事  | 藤谷  | 光信（民主） | 藤原 | 正司（民主） | 白浜 | 一良（公明）       |
| 理事  | 谷川  | 秀善（自民） | 柳澤 | 光美（民主） |    |              |
|     | 加賀谷 | 健（民主）  | 柳田 | 稔（民主）  |    | （22.1.20 現在） |

### 委員会経過

○平成22年1月20日（水）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

# 災害対策特別委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |             |            |              |
|-----|-------------|------------|--------------|
| 委員長 | 岡崎 トミ子 (民主) | 平山 誠 (民主)  | 佐藤 正久 (自民)   |
| 理事  | 那谷屋 正義 (民主) | 藤谷 光信 (民主) | 野村 哲郎 (自民)   |
| 理事  | 平山 幸司 (民主)  | 水岡 俊一 (民主) | 脇 雅史 (自民)    |
| 理事  | 佐藤 信秋 (自民)  | 室井 邦彦 (民主) | 西田 実仁 (公明)   |
| 理事  | 山田 俊男 (自民)  | 森田 高 (民主)  | 山本 博司 (公明)   |
|     | 加賀谷 健 (民主)  | 荻原 健司 (自民) | 仁比 聡平 (共産)   |
|     | 鈴木 陽悦 (民主)  | 神取 忍 (自民)  | (22.1.18 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において本特別委員会に付託された法律案は衆議院提出（災害対策特別委員長）1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

### 〔法律案の審査〕

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域において、地震対策緊急整備事業として公立小中学校等に係る国の財政上の特別措置を講じるものであるが、**地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、この財政上の特別措置を平成27年3月31日まで5年間延長すること、関係都道府県知事が作成しなければならないとしている地震対策緊急整備事業計画を義務制から任意制に変更すること、及び公立小中学校に対する国の財政上の特別措置の引上げ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院災害対

策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

### 〔国政調査〕

3月12日、災害対策の基本施策について中井内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、また、平成22年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

3月29日、災害対策の基本施策について質疑を行い、同一地域において大地震が連発する可能性及びそれを踏まえた減災対策の必要性、チリ地震による養殖施設を中心とする津波被害に係る激甚指定の検討状況、市町村における津波に関する避難勧告・指示発令基準の策定状況と策定促進の必要性、児童生徒の安全を確保するための津波発生時における適切な避難措置の在り方と文部科学省の取組、都市型大規模火山災害への対応強化を踏まえた防災戦略見直しの必要性、2月に発生した福島県沖を震源とする地震発生の際の防災担当大臣の対応状況、危機管理を担当する閣僚等の警護体制の在り方、チリ地震津波に係る政府の

初動対応の状況・危機管理における政治主導の必要性、降積雪の地域的偏りを踏まえた市町村道の除雪費助成の必要性、公立学校の校舎の耐震化の進捗状況と耐震化の推進に向けた政府の決意、震災による障害を負った人々（「震災障害者」）の実態把握状況及び政府の取組状況、「震災障害者」及びその家族の相談体制の整備に対する国の支援の必要性、「震災障害者」への支援を通じた国際貢献の推進、災害障害見舞金

の支給要件緩和と支給額引上げの必要性、災害時の路上車両排除対策として県とレッカー事業者組合等との協定締結状況及びその促進の必要性、桜島の降灰被害に対する政府の対応状況、降灰の細粒化に関する政府の認識と降灰除去事業の採択基準緩和の必要性、降灰による農産物への被害についての農林水産省の認識と支援策、火山観測体制強化に向けた政府の取組状況などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成22年3月12日(金) (第2回)

○災害対策の基本施策に関する件について中井内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成22年度防災関係予算に関する件について大島内閣府副大臣から説明を聴いた。

### ○平成22年3月29日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地震対策の在り方についての基本認識に関する件、災害発生時における政府の初動対応に関する件、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波被害についての激甚災害指定に関する件、「震災障害者」への支援充実等に関する件、桜島の降灰被害への対応状況に関する件等について中井国務大臣、細川厚生労働副大臣、中川文部科学副大臣、小川総務大臣政務官、高井文部科学大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官、長島防衛大臣政務官、舟山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、佐藤正久君（自民）、佐藤信秋君（自民）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長五十嵐文彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

# 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |             |             |                |
|-----|-------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 市川 一朗 (自民)  | 今野 東 (民主)   | 中川 義雄 (自民)     |
| 理事  | 岩本 司 (民主)   | 佐藤 公治 (民主)  | 義家 弘介 (自民)     |
| 理事  | 谷岡 郁子 (民主)  | 自見 庄三郎 (民主) | 木庭 健太郎 (公明)    |
| 理事  | 島尻 安伊子 (自民) | 田中 直紀 (民主)  | 西田 実仁 (公明)     |
| 理事  | 伊達 忠一 (自民)  | 横峯 良郎 (民主)  | 紙 智子 (共産)      |
|     | 金子 恵美 (民主)  | 秋元 司 (自民)   | 山内 徳信 (社民)     |
|     | 喜納 昌吉 (民主)  | 中川 雅治 (自民)  | (22. 1. 18 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

### 〔国政調査等〕

3月17日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、前原内閣府特命担当大臣、岡田外務大臣から所信を聴取した。また同日、第173回国会閉会後の1月12日から14日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成22年度内閣府(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局) 予算等の審査を行い、普天間飛行場移設問題への対応状況、日米地位協定見直しの必要性及び日米合意を米軍に守らせるために努力する必要性、沖縄発展のための基金設置や大学無料化等に対する見解、平成22年度予算沖縄振興予算で重点を置く分野、沖縄への観光客数を増加させるための方策、泡瀬埋立事業を中止する必要性及び中城湾港新港地区東埠頭の建設を続けることの妥当性、沖

縄振興予算に調査費が計上された鉄軌道を推進していく必要性、米軍基地返還後の跡地利用に関する政府のビジョン、国際航空貨物による那覇空港ハブ化等の民間事業を活用した沖縄振興の必要性、北方領土問題の解決及び平成22年度北方関係予算を執行するに当たっての沖縄北方担当大臣の決意、根室海域におけるラッコによる漁業被害に対する見解などについて質疑を行った。

5月12日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件を議題とし、普天間飛行場代替施設へのオスプレイ配備決定の際に環境影響評価を実施する必要性、普天間飛行場の移設問題を日本大使館等を通じて米国世論に情報発信していく必要性、沖縄に対して本土と同じような豊かな生活を享受できる諸施策を講じていく必要性、沖縄県の市町村で赤字となっている国民健康保険に国が財政支援を行う必要性、内閣の普天間飛行場移設への取組に対し国民に不信感があることに対する大臣の見解、普天間飛行場移設に伴うくい打ち栈橋の建設に知事の許可及び地元合意が得られる見通し、普天間飛行場の移設先が二転三転している状況

に対する大臣の認識、在沖米海兵隊の抑止力についての大臣の認識、普天間飛行場の移設に反対する沖縄県及び徳之島の民意に対する大臣の認識、普天間飛行場の移設により軽減される沖縄県民の負担についての

見解、沖縄県内に旧日本軍が造った飛行場の件数・名称・現況などについて質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成22年3月17日(水) (第2回)

○沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について前原内閣府特命担当大臣及び岡田外務大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成22年3月23日(火) (第3回)

○平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について前原内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、武正外務副大臣、榛葉防衛副大臣及び足立厚生労働大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

谷岡郁子君(民主)、秋元司君(自民)、木庭健太郎君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年5月12日(水) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について岡田外務大臣、前原内閣府特命担当大臣、福山外務副大臣、長浜厚生労働副大臣、長島防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

谷岡郁子君(民主)、島尻安伊子君(自民)、木庭健太郎君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

## 委員派遣

### ○平成22年1月12日(火)～14日(木)

○沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査

[派遣地]

沖縄県

[派遣委員]

市川一朗君(自民)、岩本司君(民主)、谷岡郁子君(民主)、島尻安伊子君(自民)、伊達忠一君(自民)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

# 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

## 委員一覧 (35名)

|     |             |            |                |
|-----|-------------|------------|----------------|
| 委員長 | 工藤 堅太郎 (民主) | 佐藤 泰介 (民主) | 鴻池 祥肇 (自民)     |
| 理事  | 植松 恵美子 (民主) | 芝 博一 (民主)  | 二之湯 智 (自民)     |
| 理事  | 中谷 智司 (民主)  | 辻 泰弘 (民主)  | 牧野 たかお (自民)    |
| 理事  | 松浦 大悟 (民主)  | 土田 博和 (民主) | 舛添 要一 (自民)     |
| 理事  | 山下 八洲夫 (民主) | 林 久美子 (民主) | 松村 龍二 (自民)     |
| 理事  | 磯崎 陽輔 (自民)  | 平田 健二 (民主) | 丸川 珠代 (自民)     |
| 理事  | 川口 順子 (自民)  | 藤原 正司 (民主) | 丸山 和也 (自民)     |
| 理事  | 弘友 和夫 (公明)  | 松野 信夫 (民主) | 荒木 清寛 (公明)     |
|     | 梅村 聡 (民主)   | 蓮 舫 (民主)   | 浮島 とも子 (公明)    |
|     | 大石 尚子 (民主)  | 愛知 治郎 (自民) | 井上 哲士 (共産)     |
|     | 亀井 郁夫 (民主)  | 大江 康弘 (自民) | 又市 征治 (社民)     |
|     | 小林 正夫 (民主)  | 岸 宏一 (自民)  | (22. 1. 18 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願3種類3件は、審査未了となった。

## (2) 委員会経過

○平成22年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

# 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

|     |            |             |                |
|-----|------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 前田 武志 (民主) | 徳永 久志 (民主)  | 塚田 一郎 (自民)     |
| 理事  | 川上 義博 (民主) | 広野 ただし (民主) | 中曽根 弘文 (自民)    |
| 理事  | 白 眞勲 (民主)  | 前川 清成 (民主)  | 山崎 正昭 (自民)     |
| 理事  | 中山 恭子 (自民) | 森 ゆうこ (民主)  | 風間 昶 (公明)      |
| 理事  | 山本 一太 (自民) | 柳田 稔 (民主)   | 草川 昭三 (公明)     |
|     | 川合 孝典 (民主) | 衛藤 晟一 (自民)  | 山下 芳生 (共産)     |
|     | 外山 斎 (民主)  | 関口 昌一 (自民)  | (22. 1. 18 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長）1件であり、これを可決した。

### 〔法律案の審査〕

**拉致被害者等支援法の改正** 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等であって本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間の限度を5年から10年に延長するものである。

委員会においては、提出者である衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

### 〔国政調査〕

鳩山内閣総理大臣（当時）の施政方針演説では、拉致問題について、新たに設置した拉致問題対策本部の下、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くすこと

が表明された。

なお、6月8日に発足した菅内閣においても、所信表明演説で同趣旨のことが表明された。

3月24日、北朝鮮をめぐる最近の状況について岡田外務大臣から、北朝鮮による拉致問題に関しての基本方針について中井国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

3月26日、拉致被害者の認定、拉致問題解決に向けた日韓協力、拉致被害者等給付金の支給、鳩山内閣の日朝交渉打開策、北朝鮮に対する経済制裁、朝鮮学校の高校無償化問題等について質疑を行った。

また、拉致被害者等支援法改正案の審査に先立ち、拉致被害者等の自立及び生活基盤の再建等に資するよう、支援策の実施に十全の対応をすること、拉致被害者等支援法改正後の実施状況、帰国した被害者の生活基盤の再建等の状況及び補償の問題、未帰国の被害者の状況等を勘案の上、被害者の支援について万全を期すこと等を政府に要請する北朝鮮による拉致被害者に対する**万全の支援及び拉致問題の解決促進に関する決議**を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成22年3月24日(水) (第2回)

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件及び北朝鮮による拉致問題に関する基本方針に関する件について岡田外務大臣及び中井国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

### ○平成22年3月26日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。  
○拉致被害者の認定に関する件、拉致問題解決に向けた日韓協力に関する件、拉致被害者等給付金の支給に関する件、鳩山内閣の日朝交渉打開策に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、朝鮮学校の高校無償化問題に関する件等について中井国務大臣、岡田外務大臣、福山外務副大臣、大塚内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、徳永久志君(民主)、中山恭子君(自民)、塚田一郎君(自民)、風間昶君(公明)、山下芳生君(共産)

○北朝鮮による拉致被害者に対する万全の支援及び拉致問題の解決促進に関する決議を行った。

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について提出者衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長城島光力君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

## (3) 委員会決議

### —— 北朝鮮による拉致被害者に対する万全の支援及び拉致問題の解決促進に関する決議 ——

北朝鮮による拉致は我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、未曾有の国家的犯罪である。我が国はすべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、拉致に関する真相の究明と拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

これらの点にかんがみ、参議院においては、これまで複数回にわたり拉致問題の解決を求める決議を行ってきたが、この際政府に対し改めて、平成14年に帰国した拉致被害者及びその家族に対する支援措置に万全を期すとともに、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの不動の立場から北朝鮮との間で粘り強く協議を進め、次の諸点に留意し、拉致問題の抜本的解決の促進に遺漏なきを期すことを求める。

一、平成14年に帰国した拉致被害者及びその家族並びに今後帰国する拉致被害者等の自立及び生活基盤の再建等に資するよう、国、地方公共団体、民間団体等の連携に留意し、支援策の実施に十全の対応をすること。

二、政府は、適時適切に、拉致被害者等支援法改正後の実施状況、帰国した被害者の生活基盤の再建等の状況及び補償の問題、未帰国の被害者の状況等を勘案の上、被害者の支援について万全を期すこと。

三、政府認定に係る拉致被害者以外で、拉致の疑いのある事案についても、その真相究明に積極的に取り組むとともに、拉致被害者の認定を進めること。

四、拉致問題に関与した責任者等の厳正な処罰の執行とその報告、具体的な再発防止策の確立、拉致被害者に対する損害賠償の確実な履行について、北朝鮮に対し強く求めること。

五、政府は拉致問題がいまだに全面解決に至っていないことを踏まえ過去の検証を行うこと。

右決議する。

# 政府開発援助等に関する特別委員会

## 委員一覧 (30名)

|     |             |             |            |
|-----|-------------|-------------|------------|
| 委員長 | 岩永 浩美 (自民)  | 金子 洋一 (民主)  | 柳澤 光美 (民主) |
| 理事  | 犬塚 直史 (民主)  | 木俣 佳文 (民主)  | 米長 晴信 (民主) |
| 理事  | 富岡 由紀夫 (民主) | 行田 邦子 (民主)  | 岡田 直樹 (自民) |
| 理事  | 姫井 由美子 (民主) | 武内 則男 (民主)  | 木村 仁 (自民)  |
| 理事  | 橋本 聖子 (自民)  | 津田 弥太郎 (民主) | 佐藤 昭郎 (自民) |
| 理事  | 松山 政司 (自民)  | 轟木 利治 (民主)  | 西田 昌司 (自民) |
| 理事  | 浜田 昌良 (公明)  | 広中 和歌子 (民主) | 山内 俊夫 (自民) |
|     | 小川 敏夫 (民主)  | 藤末 健三 (民主)  | 山本 順三 (自民) |
|     | 大久保 勉 (民主)  | 藤原 良信 (民主)  | 渡辺 秀央 (自民) |
|     | 加藤 敏幸 (民主)  | 水戸 将史 (民主)  | 谷合 正明 (公明) |

(22. 1. 18 現在)

## (1) 審議概観

第174回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

### 〔国政調査等〕

2月17日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成21年度政府開発援助調査派遣団（第1班～第4班）の参加議員からの意見表明を踏まえ、我が国の外交政策と連携した援助の在り方、ハイチの復興に関する我が国の支援の在り方、鳩山政権が表明した援助公約の達成に向けた今後のODA予算の在り方等について意見交換を行った。

2月24日、平和構築と我が国ODAの役割及び我が国ODAと援助人材の育成・活用に関する件について参考人独立行政法人国際協力機構（JICA）企画部審議役木邨洗一君、特定非営利活動法人日本紛争予防センター事務局長瀬谷ルミ子君から意見を聴いた後、我が国の国際協力・援助人材の育成の課題、平和構築の現場における軍民協力の在り方、本邦における研修などア

フガニスタンの治安状況に応じた協力の在り方等について質疑を行った。

3月10日、ミレニアム開発目標の達成状況と我が国ODAの役割及び我が国ODAと民間活力の活用に関する件について参考人長崎大学熱帯医学研究所国際保健学分野教授山本太郎君及びソニー株式会社CSR部統括部長富田秀実君から意見を聴いた後、ハイチにおける緊急援助活動の教訓、ミレニアム開発目標（MDGs）の国民への認知促進の方策、ハイチの援助吸収能力と復興支援の在り方等について質疑を行った。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成22年度政府開発援助関係経費の審査を行い、外務省「ODAのあり方に関する検討会」の検討状況と平成22年度ODA予算への反映状況、アフリカ支援の重要性とODA予算の在り方、ODA財源のための革新的資金調達メカニズムの検討状況等について質疑を行った。

4月14日、新政権の援助政策及びODA

の在り方に関する検討状況について岡田外務大臣及び参考人 J I C A 理事長緒方貞子君から説明を聴いた。また同日、岡田外務大臣、福山外務副大臣、高井文部科学大臣政務官、参考人 J I C A 理事長緒方貞子君及び同機構理事粗信仁君の出席を求め、新政権の援助政策及び O D A の在り方に関する検討状況、援助人材の育成及び活用の在

り方、太平洋島しょ諸国への援助の在り方、気候変動対策に向けた国際協力、国費留学生の受入れ、支援及び活用等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月18日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成22年2月17日(水) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成22年2月24日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平和構築と我が国 O D A の役割及び我が国 O D A と援助人材の育成・活用に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人国際協力機構企画部審議役  
木邨洗一君  
特定非営利活動法人日本紛争予防センター  
事務局長 瀬谷ルミ子君

[質疑者]

犬塚直史君 (民主)、木村仁君 (自民)、  
浜田昌良君 (公明)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成22年3月10日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- ミレニアム開発目標の達成状況と我が国 O D A の役割及び我が国 O D A と民間活力の活用に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

長崎大学熱帯医学研究所国際保健学分野教

授 山本太郎君

ソニー株式会社 C S R 部統括部長 富田秀  
実君

[質疑者]

金子洋一君 (民主)、岡田直樹君 (自民)、  
谷合正明君 (公明)

### ○平成22年3月23日(火) (第5回)

- 平成二十二年度一般会計予算 (衆議院送付)  
平成二十二年度特別会計予算 (衆議院送付)  
平成二十二年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(政府開発援助関係経費) について岡田外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、福山外務副大臣及び榑葉防衛副大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

富岡由紀夫君 (民主)、姫井由美子君 (民主)、  
山内俊夫君 (自民)、浜田昌良君 (公明)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年4月14日(水) (第6回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新政権の援助政策及び O D A の在り方に関する検討状況について岡田外務大臣及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君から説明を聴いた。
- 新政権の援助政策及び O D A の在り方に関する検討状況に関する件、援助人材の育成及び活用の在り方に関する件、太平洋島しょ諸国への援助の在り方に関する件、気候変動対策に向けた国際協力に関する件、国費留学生の

受入れ、支援及び活用に関する件等について岡田外務大臣、福山外務副大臣、高井文部科学大臣政務官、参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君及び同機構理事粗信仁君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、橋本聖子君（自民）、  
谷合正明君（公明）

# 消費者問題に関する特別委員会

## 委員一覧 (25名)

|     |             |             |                |
|-----|-------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 山本 香苗 (公明)  | 下田 敦子 (民主)  | 小泉 昭男 (自民)     |
| 理事  | 金子 恵美 (民主)  | 徳永 久志 (民主)  | 末松 信介 (自民)     |
| 理事  | 島田 智哉子 (民主) | 姫井 由美子 (民主) | 松下 新平 (自民)     |
| 理事  | 柳澤 光美 (民主)  | 平野 達男 (民主)  | 松村 祥史 (自民)     |
| 理事  | 世耕 弘成 (自民)  | 藤原 良信 (民主)  | 魚住 裕一郎 (公明)    |
| 理事  | 森 まさこ (自民)  | 森 ゆうこ (民主)  | 大門 実紀史 (共産)    |
|     | 大河原 雅子 (民主) | 有村 治子 (自民)  | 近藤 正道 (社民)     |
|     | 自見 庄三郎 (民主) | 石井 みどり (自民) |                |
|     | 芝 博一 (民主)   | 岩城 光英 (自民)  | (22. 1. 18 現在) |

## (1) 審議概観

第174回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願1種類1件は、審査未了となった。

### 〔国政調査等〕

3月17日、消費者行政の基本施策について福島内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成22年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、ホームページを始めとする消費者庁の広報・情報提供の在り方の見直し、独立行政法人国民生活センターの運営費交付金を増額する必要性、海外において日本人が被害に遭う消費者事故への消費者庁の対応、地方消費者行政活性化基金につき、使い勝手を改善した上で本予算に計上しなかった理由、地方消費者行政活性化基金の効果的な活用に向けた検討、特定商取引法による勧誘の規制だけではなく、マルチ商法の仕組み自体を規制する必要性、現場の声を踏まえた消費生活相談員の処遇改善等の諸問題

について質疑を行った。

4月9日、消費者委員会事務局の体制強化及び常勤的に勤務する委員の待遇改善の必要性、原料原産地表示の義務化を含むイグサの産地偽装防止のための取組、独立行政法人国民生活センター理事長の選考に当たっての透明性確保、消費者教育推進に当たっての消費者庁及び消費者教育推進会議の役割、独立した事故調査機関の設置に向けた早急な取組の必要性、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」のあるべき姿等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成22年1月18日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成22年3月17日(水) (第2回)

- 消費者行政の基本施策に関する件について福島内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

### ○平成22年3月23日(火) (第3回)

- 平成二十二年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(消費者委員会関係経費)、消費者庁))について福島内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、泉内閣府大臣政務官及び吉良外務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

金子恵美君(民主)、森まさこ君(自民)、  
魚住裕一郎君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成22年4月9日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者行政の基本施策に関する件について福島内閣府特命担当大臣、西村外務大臣政務官、舟山農林水産大臣政務官、高井文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

姫井由美子君(民主)、石井みどり君(自民)、森まさこ君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)

## 2 調査会審議経過

### 国際・地球温暖化問題に関する調査会

#### 委員一覧 (25名)

|     |                |             |              |
|-----|----------------|-------------|--------------|
| 会 長 | 石井 一 (民主)      | 大石 正光 (民主)  | 小池 正勝 (自民)   |
| 理 事 | 主濱 了 (民主)      | 大島 九州男 (民主) | 佐藤 正久 (自民)   |
| 理 事 | ツルネン マルティ (民主) | 風間 直樹 (民主)  | 松田 岩夫 (自民)   |
| 理 事 | 藤田 幸久 (民主)     | 姫井 由美子 (民主) | 丸山 和也 (自民)   |
| 理 事 | 有村 治子 (自民)     | 室井 邦彦 (民主)  | 山下 栄一 (公明)   |
| 理 事 | 牧野 たかお (自民)    | 森 ゆうこ (民主)  | 山本 香苗 (公明)   |
| 理 事 | 加藤 修一 (公明)     | 加納 時男 (自民)  | 山内 徳信 (社民)   |
|     | 相原 久美子 (民主)    | 神取 忍 (自民)   |              |
|     | 犬塚 直史 (民主)     | 川口 順子 (自民)  | (22.2.10 現在) |

#### (1) 活動概観

##### 〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置され、3年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定し、調査を進めてきた。これまで、第169回国会の平成20年6月9日と第173回国会の平成21年11月18日にそれぞれ報告書（中間報告）を議長に提出している。

今国会においては、3年間の調査の締めくくりとして、国際問題に関しては、「アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交」を、また、地球温暖化問題に関しては、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」をそれぞれ調査項目として取り上げ、調査を行った。

まず、「アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交」では、平成22年4月7日に「国

際安全保障の新たな課題」について、納家政嗣（青山学院大学国際政治経済学部教授）、松下和夫（京都大学大学院地球環境学学教授）及び土屋大洋（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月14日には、「アジアの安全保障への我が国の取組」について、川上高司（拓殖大学海外事情研究所教授）、春原剛（日本経済新聞社編集局国際部編集委員）、植木千可子（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）及び高木誠一郎（青山学院大学国際政治経済学部教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月21日には、「我が国の軍縮外交」について、黒澤満（大阪女学院大学教授、大阪大学名誉教授）及び阿部信泰（財団法人日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交」について、

委員間の意見交換を行った。

次に、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」では、2月10日に「COP15への評価及び包括的枠組み構築に向けた課題」について、山岸尚之（財団法人世界自然保護基金（WWF）ジャパン気候変動プログラムリーダー）、毛利勝彦（国際基督教大学教養学部教授）及び李志東（長岡技術科学大学経営情報系教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月17日には、「低炭素社会実現に向けた具体的道筋と変化する産業構造への対応、国民の取組」について、清水浩（慶應義塾大学環境情報学部教授、株式会社SIM-Drive代表取締役社長）、有村俊秀（上智大学経済学部准教授、同大学・環境と貿易研究センター長）及び山田健司（社団法人日本鉄鋼連盟地球環境委員長、新日本製鐵株式会社参与・環境部長）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月24日には、「低炭素時代に向けた提言－日本及び世界の未来」について、山本良一（東京大学生産技術研究所教授）、棕田哲史（社団法人日本経済団体連合会常務理事）及び佐和隆光（立命館大学大学院政策科学研究科教授、京都大学経済研究所特任教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」について、委員間の意見交換を行った。

以上のほか、これまでの3年間の調査を踏まえ、調査会長及び理事等の協議により、国際問題に関しては「国際社会の平和と安定への寄与」、「アジアの安全保障への寄与」及び「軍縮推進への寄与」の3分野11項目、また、地球温暖化問題については「低炭素時代に豊かさを創造する日本モデルの構築」及び「世界に文明の転換を促す日本のリーダーシップ」の2分野8項目の提言を含む調査報告案を取りまとめたが、調査会において議決するに至らなかった。

#### 〔調査の概要〕

##### 1. アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交

4月7日の調査会では、参考人から、国際テロ等の新たな安全保障上の課題に対処するための法的基盤整備及び国際的な安全保障環境の変化に対する認識向上の必要性、安全保障上の新たな脅威となりつつある気候変動に対し低炭素社会構築に向けた政策統合等により対処する必要性、サイバー攻撃の安全保障上の重要性を踏まえた情報へのアクセス管理体制等を整備する必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、原子力発電の世界規模での拡大がもたらすリスクに対する認識及び具体的な対応、貧困や宗教対立が与える影響も含めたテロが生まれる要因、サイバー攻撃に対処するための国際的な枠組み構築への課題等について質疑を行った。

4月14日の調査会では、参考人から、中国の海洋活動の活発化に伴う日中間の政治的緊張が軍事的衝突に拡大するのを

回避するための日米中による信頼醸成メカニズム構築の必要性、対等な日米関係を築く上で安全保障専門機関の創設及び人材育成の必要性、米国の力のかげりと中国の台頭を踏まえた東アジアにおける重層的な地域安全保障ネットワーク構築の必要性、朝鮮半島や中国の不確実性に対処するため地域安定の基盤である日米同盟を維持・深化させる必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、外交力強化のためのシンクタンク整備の必要性、国民の意識を高める安全保障の教育と社会的啓発の必要性、人権問題とも言える沖縄への基地負担集中の解消を追求する必要性等について質疑を行った。

4月21日の調査会では、参考人から、核軍縮において専門性を持った人材を外務省が長期的展望を持って育成する必要性、核拡散・核軍縮に関する国際委員会提言のフォローアップなどを行い核廃絶の先頭に立つ決意を外交を通して具体化する必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、放射性産業廃棄物や汚れた爆弾が市中に出回るのを防止するチェック体制の現状、クラスター爆弾や対人地雷等の製造企業への投融資を禁止することの重要性、政府、専門家、NGO及び市民等の意思を政策決定に反映させる運動の在り方等について質疑を行った。その後、委員間の意見交換を行い、国際安全保障の一環で貧困問題や国際連帯税などについて議論を行う必要性、本調査会でアジア共同体について意見交換する必要性、国連憲章8章を念頭に日米同盟を多国間で考えていく必要性等に

ついて意見が述べられた。

## 2. 京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－

2月10日の調査会では、参考人から、国際交渉でのコンセンサス方式の意義及びその実効性確保のための決定プロセスに対する信頼醸成の必要性、温暖化対策への革新的資金メカニズム導入や知的所有権ルールの再構築に関する議論の必要性、自主的取組として温暖化対策を進める中国の現状とねらい等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、中国の歴史的な排出責任及び今後も排出増加が見込まれることに対する認識、国際交渉での日本政府の交渉力及びその向上策、今後の気候変動交渉の枠組みの在り方及びコンセンサス方式への疑問等について質疑を行った。

2月17日の調査会では、参考人から、世界の人々が文明の転換と言える自然エネルギー中心の豊かさを享受するためにオープンソース方式などを活用し技術を早期に普及する必要性、国内排出量取引導入の意義及び導入する際の国際競争力や炭素リーケージに対する対策の必要性、製品・製造工程・技術移転のそれぞれで排出削減に貢献する鉄鋼業界の取組等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、省エネ技術の国際的移転を進めるための枠組みの在り方、電気自動車の量産化による下請企業への影響の有無、望ましい排出削減量算定の在り方等について質疑を行った。

2月24日の調査会では、参考人から、地球全体の気温上昇を2℃以内に抑えること及びそのために低炭素革命を断行しグリーンな経済成長を実現する必要性、グリーン・イノベーション実現のために低炭素社会に向けた国家ビジョンを確立し産官学で共有する必要性、先進国がグリーン・ニューディールで成長するために必要な新興国等での需要を喚起するためにクリーン開発メカニズム（CDM）で新興国等への資金の流れをつくる必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、CO<sub>2</sub>削減に向けての原子力推進のためのリスクやコストも含めた

ビジョン、地球温暖化問題の深刻さを国民に周知するための方策、公平な排出削減枠組みを実現できない中で日本の産業が空洞化しないための方策等について質疑を行った。その後、委員間の意見交換を行い、温暖化適応の資金を確保する上での国際連帯税など革新的資金メカニズムの必要性、コンセンサス方式が行き詰まる中で主要な排出国などによる新たな枠組みを日本が提案する意義、国会議員が国際交渉へ継続的に参加するほか温暖化被害を受けた現地で日本の支援を発信する必要性等について意見が述べられた。

## (2) 調査会経過

### ○平成22年2月10日(水) (第1回)

- 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—（COP15への評価及び包括的枠組み構築に向けた課題）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

財団法人世界自然保護基金（WWF）ジャパン気候変動プログラムリーダー 山岸尚之君  
国際基督教大学教養学部教授 毛利勝彦君  
長岡技術科学大学経営情報系教授 李志東君

[質疑者]

犬塚直史君（民主）、丸山和也君（自民）、加藤修一君（公明）、有村治子君（自民）、大石正光君（民主）、川口順子君（自民）、

主濱了君（民主）

### ○平成22年2月17日(水) (第2回)

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—（低炭素社会実現に向けた具体的道筋と変化する産業構造への対応、国民の取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

慶應義塾大学環境情報学部教授  
株式会社SIM-Drive代表取締役社長 清水浩君  
上智大学経済学部准教授  
同大学・環境と貿易研究センター長 有村俊秀君  
社団法人日本鉄鋼連盟地球環境委員長  
新日本製鐵株式会社参与・環境部長 山田健司君

[質疑者]

大島九州男君（民主）、加納時男君（自民）、加藤修一君（公明）、風間直樹君（民主）、

川口順子君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、相原久美子君（民主）、有村治子君（自民）、牧野たかお君（自民）

○平成22年2月24日(水) (第3回)

○「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—（低炭素時代に向けた提言—日本及び世界の未来）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学生産技術研究所教授 山本良一君  
社団法人日本経済団体連合会常務理事 椋田哲史君

立命館大学大学院政策科学研究科教授  
京都大学経済研究所特任教授 佐和隆光君

[質疑者]

有村治子君（自民）、大島九州男君（民主）、丸山和也君（自民）、加納時男君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、加藤修一君（公明）、川口順子君（自民）

○「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—（COP15に向けた我が国の取組の在り方、COP15への評価及び包括的枠組み構築に向けた課題並びに低炭素社会実現に向けた具体的道筋と変化する産業構造への対応、国民の取組）に関する調査の概要について参議院事務局当局から説明を聴いた後、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題—2013年以降の問題—について意見の交換を行った。

○平成22年4月7日(水) (第4回)

○「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交（国際安全保障の新たな課題）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

青山学院大学国際政治経済学部教授 納家政嗣君

京都大学大学院地球環境学堂教授 松下和夫君

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授 土屋大洋君

[質疑者]

大島九州男君（民主）、加藤修一君（公明）、ツルネンマルテイ君（民主）、藤田幸久君（民主）、川口順子君（自民）、室井邦彦君（民主）、有村治子君（自民）

○平成22年4月14日(水) (第5回)

○「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交（アジアの安全保障への我が国の取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

拓殖大学海外事情研究所教授 川上高司君  
日本経済新聞社編集局国際部編集委員 春原剛君

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授  
植木千可子君

青山学院大学国際政治経済学部教授 高木誠一郎君

[質疑者]

大石正光君（民主）、風間直樹君（民主）、川口順子君（自民）、藤田幸久君（民主）、有村治子君（自民）、丸山和也君（自民）、山内徳信君（社民）

○平成22年4月21日(水) (第6回)

○「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交（我が国の軍縮外交）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

大阪女学院大学教授

大阪大学名誉教授 黒澤満君

財団法人日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長 阿部信泰君

[質疑者]

犬塚直史君（民主）、加藤修一君（公明）、

ツルネンマルテイ君（民主）、藤田幸久君  
（民主）、有村治子君（自民）、大石正光君  
（民主）

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交（国際安全保障の新たな課題及びアジアの安全保障への我が国の取組）に関する調査の概要について参議院事務局当局から説明を聴いた後、アジアの安全保障及び我が国の軍縮外交について意見の交換を行った。

# 国民生活・経済に関する調査会

## 委員一覧 (25名)

|    |             |             |                |
|----|-------------|-------------|----------------|
| 会長 | 矢野 哲朗 (自民)  | 谷 博之 (民主)   | 石井 準一 (自民)     |
| 理事 | 大河原 雅子 (民主) | 津田 弥太郎 (民主) | 泉 信也 (自民)      |
| 理事 | 佐藤 公治 (民主)  | 中谷 智司 (民主)  | 塚田 一郎 (自民)     |
| 理事 | 轟木 利治 (民主)  | 広野 ただし (民主) | 鶴保 庸介 (自民)     |
| 理事 | 古川 俊治 (自民)  | 松浦 大悟 (民主)  | 若林 正俊 (自民)     |
| 理事 | 吉田 博美 (自民)  | 水戸 将史 (民主)  | 松 あきら (公明)     |
| 理事 | 澤 雄二 (公明)   | 山根 隆治 (民主)  | 山下 芳生 (共産)     |
|    | 植松 恵美子 (民主) | 吉川 沙織 (民主)  |                |
|    | 小川 敏夫 (民主)  | 米長 晴信 (民主)  | (22. 2. 10 現在) |

## (1) 活動概観

### 〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成19年10月5日（第168回国会）に設置された。同年12月に調査項目を「幸福度の高い社会の構築」と決定し、1年目は、国民生活の現状を全般的に把握するとの観点から調査を行った。2年目は、仮説を設定し、その検証を行う、仮説検証型の調査を試みることとし、仮説1「人口減少によって一人当たり国民所得は高まり、国民幸福度も向上する」、仮説2「休日・休暇が多い国が国の経済力を伸ばし、国民幸福度を高める」、仮説3「高負担・高福祉国家の国民は総じて国民幸福度が高い」という、若干逆説的な3仮説を設定した後、仮説1及び仮説2の両仮説について調査を行った。

最終年に当たる3年目は、仮説3について調査を進めた後、これまでの調査のまとめとして、「これからの社会保障と働き方・自由時間」及び「幸福度と個人・社会」について調査を行った。

平成22年2月10日には、仮説3「高負

担・高福祉国家の国民は総じて国民幸福度が高い」に関し、「社会保障とくらし」について、株式会社メディヴァ代表取締役・医療法人社団プラタナス総事務長大石佳能子君、長野県原村長清水澄君及びNPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長・東京家政大学名誉教授樋口恵子君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月17日には、「これからの社会保障と働き方・自由時間」について、株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長渥美由喜君及び東京大学社会科学研究所准教授水町勇一郎君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月24日には、「幸福度と個人・社会」について、関西大学社会学部社会システムデザイン専攻教授草郷孝好君、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター教授玄田有史君及び横浜市立大学国際総合科学部教授白石小百合君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月14日には、「幸福度の高い社会の構築」について、委員間の意見交換を行った。

また、これまでの3年間の調査を踏まえ、国民生活・経済に関する調査報告案を取りまとめ、会長及び理事等の懇談会において合意されたところであるが、議決するに至らなかった。

### 〔調査の概要〕

2月10日の調査会では、参考人から、希少な医療資源の配置の在り方、「幸せな生活は健康が第一」などの原村の村づくりのコンセプト、人生百年社会へのシステム転換の必要性等について意見が述べられ、予防医学の推進のために必要となる制度上の改善点、原村の人口増の要因及び財政状況、介護において最も大事にすべきポイント等について質疑が行われた。

2月17日の調査会では、参考人から、ワーク・ライフ・バランスの実践例及び経営効果、正社員・非正社員問題の解消に向けた改革の方向性等について意見が

述べられ、ワーク・ライフ・バランスの取組に掛かるコスト、日本での規制緩和等による非正規雇用増に対する見解等について質疑が行われた。

2月24日の調査会では、参考人から、人間開発指数（HDI）と国民総幸福量（GNH）の概要、「希望」と「幸福」の関係、幸福の経済学の背景と研究方法等について意見が述べられ、主観的な満足度や幸福度を上げるための方策、若い世代が希望を持ち社会の閉塞感を打破するために必要なこと、経済が飽和状態にある成熟社会における幸福度の考え方等について質疑が行われた。

4月14日の調査会では、「幸福度の高い社会の構築」について、委員間の意見交換を行い、夢や希望を持てる社会の構築の必要性、家族・コミュニティなどの人間的つながりと支え合いの重要性、幸福度と就労の関係、ワーク・ライフ・バランスの推進と余暇の活用、幸福度の数値化の考え方等について意見が述べられた。

## （2）調査会経過

### ○平成22年2月10日（水）（第1回）

- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、社会保障とくらしについて次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社メディア代表取締役  
医療法人社団プラタナス総事務長 大石佳能子君  
長野県原村長 清水澄君  
NPO法人高齢社会をよくする女性の会理

事長

東京家政大学名誉教授 樋口恵子君

〔質疑者〕

米長晴信君（民主）、石井準一君（自民）、  
松あきら君（公明）、山下芳生君（共産）、  
中谷智司君（民主）、古川俊治君（自民）、  
山根隆治君（民主）

### ○平成22年2月17日（水）（第2回）

- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、これからの社会保障と働き方・自由時間について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&  
ワークライフバランス研究部長 渥美由喜  
君

東京大学社会科学研究所准教授 水町勇一  
郎君

[質疑者]

大河原雅子君（民主）、塚田一郎君（自民）、  
澤雄二君（公明）、山下芳生君（共産）、  
川合孝典君（民主）、津田弥太郎君（民主）

#### ○平成22年2月24日(水) (第3回)

- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、幸福度と個人・社会について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

関西大学社会学部社会システムデザイン専  
攻教授 草郷孝好君

東京大学社会科学研究所附属社会調査・  
データアーカイブ研究センター教授 玄田  
有史君

横浜市立大学国際総合科学部教授 白石小  
百合君

[質疑者]

吉川沙織君（民主）、古川俊治君（自民）、  
澤雄二君（公明）、山下芳生君（共産）、  
川崎稔君（民主）、塚田一郎君（自民）、  
松あきら君（公明）

#### ○平成22年4月14日(水) (第4回)

- 「幸福度の高い社会の構築」について意見の交換を行った。

#### ○平成22年4月28日(水) (第5回)

- 調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

## 少子高齢化・共生社会に関する調査会

### 委員一覧 (25名)

|    |             |             |             |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 会長 | 田名部 匡省 (民主) | 岡崎 トミ子 (民主) | 岸 信夫 (自民)   |
| 理事 | 島田 智哉子 (民主) | 工藤 堅太郎 (民主) | 中村 博彦 (自民)  |
| 理事 | 下田 敦子 (民主)  | 白 眞勲 (民主)   | 中山 恭子 (自民)  |
| 理事 | 友近 聡朗 (民主)  | 松岡 徹 (民主)   | 義家 弘介 (自民)  |
| 理事 | 南野 知恵子 (自民) | 松野 信夫 (民主)  | 浮島 とも子 (公明) |
| 理事 | 丸川 珠代 (自民)  | 水岡 俊一 (民主)  | 紙 智子 (共産)   |
| 理事 | 鱒淵 洋子 (公明)  | 石井 みどり (自民) | 瀬上 貞雄 (社民)  |
|    | 家西 悟 (民主)   | 岡田 広 (自民)   |             |
|    | 尾立 源幸 (民主)  | 荻原 健司 (自民)  |             |

(22. 2. 10 現在)

### (1) 活動概観

#### 〔調査の経過〕

第168回国会の平成19年10月5日に設置された本調査会は、「コミュニティの再生」を調査テーマに設定し、1年目は「外国人との共生」、2年目は「地域コミュニティの再生」について調査を行った。

調査の最終年である今国会においては、第173回国会に引き続き「少子高齢化とコミュニティの役割」を調査事項として取り上げ、「少子化が経済・社会、地域コミュニティに与える影響」、「コミュニティの担い手、活動の継続についての課題」、「育児・介護の社会化によるコミュニティの維持」、「子どもと高齢者の安心・安全なまちづくり、貧困と格差」について調査を行った。また、本調査会における3年間の調査を踏まえ「コミュニティの再生」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題」についても調査を行った。

平成22年2月10日、少子化が経済・社会、地域コミュニティに与える影響について、白梅学園大学学長・白梅学園短期大学学長汐見稔幸君、株式会社ニッセイ

基礎研究所主任研究員土堤内昭雄君及び株式会社ベネッセコーポレーション執行役員成島由美君を、2月17日、コミュニティの担い手、活動の継続についての課題について、関西学院大学人間福祉学部教授牧里每治君、島根県海士町長山内道雄君、和歌山県古座川町長武田丈夫君及び三鷹市長清原慶子君を、2月24日、育児・介護の社会化によるコミュニティの維持について、特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパン代表理事・特定非営利活動法人プレーパークせたがや理事長西郷泰之君、特定非営利活動法人フローレンス代表理事駒崎弘樹君及び介護情報館／有料老人ホーム・シニア住宅情報館館長中村寿美子君を、4月7日、子どもと高齢者の安心・安全なまちづくり、貧困と格差について、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授大西隆君、NPO法人高齢社会をよくする女性の会副理事長・ノンフィクション作家沖藤典子君及びNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事・反貧困ネットワーク副代表赤石千衣子君を参考人として招き、そ

れぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。さらに、4月14日、コミュニティの再生及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題について、福島国務大臣に対し質疑を行った。

4月21日には、これまでの政府からの説明聴取や参考人からの意見聴取等を踏まえ、少子高齢化とコミュニティの役割について、報告書の取りまとめに向けて調査会委員の意見表明及び討議を行った。

以上の調査をもとに、調査会長及び理事等の協議により「少子高齢化とコミュニティの役割についての提言」を含む報告案を取りまとめたが、調査会においてこれを議決するに至らなかった。

なお、少子高齢化・共生社会に関する実情調査のため、第173回国会閉会後の平成21年12月10日及び11日の2日間、岩手県及び青森県に委員派遣を行った。

### 〔調査の概要〕

2月10日の調査会では、参考人から、子育て中の母親が祝福されていると実感できる社会づくりが求められる、単身世帯比率が上昇することから家族機能を代替する社会的制度に加えこれを補完するコミュニティ機能の強化が必要である、企業において出産・育児を担う女性を活用するためには余裕ある人事政策が重要であり、そのための超過コストを投資ととらえる発想が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①諸外国における就学前教育重視及び無償化の流れ、②職業生活、家庭生活、地域生活のバランスの取り方、③中小企業においても女性活用を可能にするために病児

保育等社会的インフラを整備する必要性等について質疑を行った。

2月17日の調査会では、参考人から、人びとの社会貢献への欲求を顕在化させ、具体的活動へとつなげていくためにはこれを支援する有給職員が必要である、地域経営は企業経営と同じであり、自ら切りひらく志を持つ人材を育成することが重要である、高齢化が進む過疎地域においては、産業振興による安定した収入の確保、子育て環境の整備、U・Iターン者受入れのための施設整備を含む定住対策等が必要である、少子高齢化の急速な進展の中、地域で共に生き、共に支え合う「新たな共助の仕組みづくり」が求められる等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①新しい社会づくりに当たっての中間支援組織の役割、②「平成の大合併」の地域コミュニティへの影響、③地域活性化のために地域資源を活用した商品を開発し販路に乗せる重要性、④転入出が多く流動性の高い地域における住民がコミュニティの担い手となる工夫等について質疑を行った。

2月24日の調査会では、参考人から、子育て経験者が乳幼児のいる家庭を定期的に訪問し傾聴するホームスタートは「届ける」支援という新しい形態の活動である、待機児童解消及び病児・病後児保育拡大のための新たな仕組みづくりが必要である、介護サービスについて講習会の開催、専門的知識を有する職員の行政窓口への常駐等が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①ホームスタート利用促進のための関係機関との連携、②公益を担うNPOの活動促進

のために寄附金控除制度において税額控除方式を採用する必要性、③単身高齢者の増加と貧困への対応策等について質疑を行った。

4月7日の調査会では、参考人から、公益的な事業を自ら実践することにより社会的貢献を果たす「知恵の実践による参加」を支援する仕組みが重要となる、都市計画を策定する際には、その中核として介護施設や高齢者住宅を位置付けることが必要である、一人親家庭における経済的な貧困は、時間の貧困、教育の貧困及び健康の貧困を引き起こしている等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①公益的活動における官と民のバランス、②介護に関し、施設やボランティア団体、給食サービス提供団体等の地域資源をつなげるコーディネーターの必要性、③生育歴や家庭環境の不利を払拭するための支援の必要性等について質疑

を行った。

4月14日の調査会では、①男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現と少子化対策を一体的に進める重要性、②DV法について緊急保護命令制度創設及び保護命令対象者拡大を検討する必要性、③市町村のDV相談支援センター設置及び基本計画策定等自治体間における取組の格差を是正する必要性等について質疑を行った。

4月21日の調査会では、①ひとり社会化の進展と介護・育児の社会化、②子どもに優しい社会、安心して子育てができる社会の構築、③新旧住民の融和による新たなコミュニティの創造、④寺社・幼稚園を核としたコミュニティづくり、⑤NPOに対する支援、⑥ホームスタート活動普及促進、⑦スポーツを通じた地域振興等の意見が述べられた。

## (2) 調査会経過

### ○平成22年2月10日(水) (第1回)

- 少子高齢化・共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「コミュニティの再生」のうち、少子高齢化とコミュニティの役割(少子化が経済・社会、地域コミュニティに与える影響)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

白梅学園大学学長  
白梅学園短期大学学長 汐見稔幸君  
株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員  
土境内昭雄君  
株式会社ベネッセコーポレーション執行役

員 成島由美君

[質疑者]

島田智哉子君(民主)、丸川珠代君(自民)、  
浮島とも子君(公明)、紙智子君(共産)、  
淵上貞雄君(社民)、水岡俊一君(民主)、  
石井みどり君(自民)、尾立源幸君(民主)

### ○平成22年2月17日(水) (第2回)

- 「コミュニティの再生」のうち、少子高齢化とコミュニティの役割(コミュニティの担い手、活動の継続についての課題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

関西学院大学人間福祉学部教授 牧里毎治君  
島根県海士町長 山内道雄君  
和歌山県古座川町長 武田丈夫君

三鷹市長 清原慶子君

[質疑者]

友近聡朗君（民主）、義家弘介君（自民）、  
鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、  
藤谷光信君（民主）、松岡徹君（民主）、  
丸川珠代君（自民）、下田敦子君（民主）

#### ○平成22年2月24日(水) (第3回)

○「コミュニティの再生」のうち、少子高齢化  
とコミュニティの役割（育児・介護の社会化  
によるコミュニティの維持）について次の参  
考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質  
疑を行った。

[参考人]

特定非営利活動法人ホームスタート・ジャ  
パン代表理事

特定非営利活動法人プレーパークせたがや  
理事長 西郷泰之君

特定非営利活動法人フローレンス代表理事  
駒崎弘樹君

介護情報館／有料老人ホーム・シニア住宅  
情報館館長 中村寿美子君

[質疑者]

岡崎トミ子君（民主）、丸川珠代君（自民）、  
鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、  
家西悟君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、  
下田敦子君（民主）

#### ○平成22年4月7日(水) (第4回)

○「コミュニティの再生」のうち、少子高齢化  
とコミュニティの役割（子どもと高齢者の安  
心・安全なまちづくり、貧困と格差）につい  
て次の参考人から意見を聴いた後、各参考人  
に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻  
教授 大西隆君

NPO法人高齢社会をよくする女性の会副  
理事長

ノンフィクション作家 沖藤典子君

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ  
理事

反貧困ネットワーク副代表 赤石千衣子君

[質疑者]

友近聡朗君（民主）、丸川珠代君（自民）、  
鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、  
岡崎トミ子君（民主）、牧山ひろえ君（民  
主）

#### ○平成22年4月14日(水) (第5回)

○コミュニティの再生並びに配偶者からの暴力  
の防止及び被害者の保護に関する法律の現状  
と課題について福島国務大臣に対し質疑を  
行った。

[質疑者]

島田智哉子君（民主）、南野知恵子君（自  
民）、鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、  
家西悟君（民主）、岡田広君（自民）

#### ○平成22年4月21日(水) (第6回)

○「コミュニティの再生」のうち、少子高齢化  
とコミュニティの役割について意見の交換を  
行った。

### 委員派遣

#### ○平成21年12月10日(木)、11日(金)

○少子高齢化・共生社会に関する実情調査

[派遣地]

岩手県、青森県

[派遣委員]

田名部匡省君（民主）、島田智哉子君（民  
主）、下田敦子君（民主）、南野知恵子君（自  
民）、丸川珠代君（自民）、鰐淵洋子君（公  
明）、松下新平君（自民）、紙智子君（共産）

### 3 憲法審査会

---

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けることとされた。ただし、公布の日(平成19年5月18日)から3年間は憲法改正原案に関する審査は行われないうことになっている。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行されたが、今国会においても、各議院の議決により定めることとされた憲法審査会に関する事項は議決されず、委員の選任も行われなかった。

### 4 政治倫理審査会

---

#### 委員一覧 (15名)

|    |             |             |             |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 会長 | 高嶋 良充 (民主)  | 広中 和歌子 (民主) | 鈴木 政二 (自民)  |
| 幹事 | 羽田 雄一郎 (民主) | 藤原 正司 (民主)  | 伊達 忠一 (自民)  |
| 幹事 | 平田 健二 (民主)  | 円 より子 (民主)  | 谷川 秀善 (自民)  |
| 幹事 | 佐藤 昭郎 (自民)  | 山下 八洲夫 (民主) | 林 芳正 (自民)   |
|    | 興石 東 (民主)   | 衛藤 晟一 (自民)  | 浜四津 敏子 (公明) |
|    |             |             | (召集日 現在)    |

## 1 請願審議概況

---

今国会に紹介提出された請願は、1,790件(244種類)であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」108件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」81件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願」54件、「後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願」52件、「教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」48件などであった。

各委員会の付託件数は、内閣43件、総務1件、法務150件、外交防衛90件、財政金融164件、文教科学190件、厚生労働943件、農林水産17件、経済産業27件、国土交通64件、環境49件、議院運営48件、倫理選挙3件、消費者問題1件であった。

請願者の総数は922万6,776人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、6月2日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同月9日までと決定された。

紹介提出期限の6月9日までに受理した請願は、同月14日までに委員会に付託されたものの、委員会で審査されないまますべて審査未了となった。

## 2 請願件数表

| 委 員 会 |       |     |     |       | 本会議 | 備 考         |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-------------|
| 委員会名  | 付 託   | 採 択 | 不採択 | 未 了   | 採 択 |             |
| 内 閣   | 43    | —   | —   | 43    | —   |             |
| 総 務   | 1     | —   | —   | 1     | —   |             |
| 法 務   | 150   | —   | —   | 150   | —   |             |
| 外交防衛  | 90    | —   | —   | 90    | —   |             |
| 財政金融  | 164   | —   | —   | 164   | —   |             |
| 文教科学  | 190   | —   | —   | 190   | —   |             |
| 厚生労働  | 943   | —   | —   | 943   | —   |             |
| 農林水産  | 17    | —   | —   | 17    | —   |             |
| 経済産業  | 27    | —   | —   | 27    | —   |             |
| 国土交通  | 64    | —   | —   | 64    | —   |             |
| 環 境   | 49    | —   | —   | 49    | —   |             |
| 議院運営  | 48    | —   | —   | 48    | —   |             |
| 倫理選挙  | 3     | —   | —   | 3     | —   |             |
| 消費者問題 | 1     | —   | —   | 1     | —   |             |
| 計     | 1,790 | —   | —   | 1,790 | —   | 提出総数 1,790件 |

## 質問主意書一覧

### 第174回国会（常会）

| 番号 | 件名  | 提出者     | 提出<br>月日     | 転送<br>月日     | 答弁書<br>受領日   | 掲載<br>会議録           |
|----|---|---------|--------------|--------------|--------------|---------------------|
| 1  | 米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問主意書                                  | 浜田 昌良君  | 22.<br>1. 18 | 22.<br>1. 20 | 22.<br>1. 26 | 22.<br>1. 28<br>第3号 |
| 2  | 国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議の結果に関する質問主意書                               | 浜田 昌良君  | 1. 18        | 1. 20        | 1. 26        | 1. 28<br>第3号        |
| 3  | 鳩山総理とクリントン米国務長官とのミスコミュニケーションに関する質問主意書                         | 浜田 昌良君  | 1. 18        | 1. 20        | 1. 26        | 1. 28<br>第3号        |
| 4  | 普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問主意書                                  | 浜田 昌良君  | 1. 18        | 1. 20        | 1. 26        | 1. 28<br>第3号        |
| 5  | 米軍厚木飛行場空母艦載機の移駐に関する質問主意書                                      | 浜田 昌良君  | 1. 18        | 1. 20        | 1. 26        | 1. 28<br>第3号        |
| 6  | 竹島問題に関する質問主意書   | 亀井 亜紀子君 | 1. 18        | 1. 20        | 1. 26        | 1. 28<br>第3号        |
| 7  | 天下り問題に関する質問主意書  | 山下 栄一君  | 1. 25        | 1. 27        | 2. 2         | 2. 3<br>第6号         |
| 8  | 循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する質問主意書 | 加藤 修一君  | 1. 25        | 1. 27        | 2. 2         | 2. 3<br>第6号         |
| 9  | チッソ後藤会長の年頭所感とチッソ分社化に関する質問主意書                                  | 川田 龍平君  | 1. 26        | 2. 1         | 2. 5         | 2. 17<br>第7号        |
| 10 | 八ッ場ダムに関する質問主意書  | 脇 雅史君   | 1. 27        | 2. 1         | 2. 5         | 2. 17<br>第7号        |
| 11 | 風力発電施設の建設及び稼働に伴う諸問題に関する質問主意書                                  | 川田 龍平君  | 1. 29        | 2. 3         | 2. 9         | 2. 17<br>第7号        |
| 12 | 住宅リフォーム事業の促進と地方経済の活性化に関する質問主意書                                | 加藤 修一君  | 2. 3         | 2. 8         | 2. 12        | 2. 17<br>第7号        |

| 番号 | 件名   | 提出者     | 提出<br>月日    | 転送<br>月日    | 答弁書<br>受領<br>月日 | 掲載<br>会議録           |
|----|--|---------|-------------|-------------|-----------------|---------------------|
| 13 | 鯨肉の水銀汚染調査報道に関する質問主意書   | 鶴保 庸介君  | 22.<br>2. 4 | 22.<br>2. 8 | 22.<br>2. 12    | 22.<br>2. 17<br>第7号 |
| 14 | 竹島問題に関する再質問主意書   | 亀井 亜紀子君 | 2. 4        | 2. 8        | 2. 12           | 2. 17<br>第7号        |
| 15 | カジノエンターテイメントに関する質問主意書  | 糸数 慶子君  | 2. 4        | 2. 8        | 2. 12           | 2. 17<br>第7号        |
| 16 | 農地の基盤整備に関する質問主意書   | 山田 俊男君  | 2. 5        | 2. 10       | 2. 16           | 2. 17<br>第7号        |
| 17 | 市町村合併に関する質問主意書   | 山田 俊男君  | 2. 5        | 2. 10       | 2. 16           | 2. 17<br>第7号        |
| 18 | 「子ども環境保健関係大臣世界サミット（仮称）」の開催や子ども環境全国実態調査などに関する質問主意書              | 加藤 修一君  | 2. 8        | 2. 10       | 2. 16           | 2. 17<br>第7号        |
| 19 | 米空母艦載機部隊の岩国基地移駐に関する質問主意書                                       | 仁比 聡平君  | 2. 8        | 2. 10       | 2. 16           | 2. 17<br>第7号        |
| 20 | 就学援助に関する質問主意書  | 山本 香苗君  | 2. 8        | 2. 10       | 2. 16           | 2. 17<br>第7号        |
| 21 | 既存住宅（中古住宅）市場の活性化と住宅のストック化に向けた施策に関する質問主意書                       | 加藤 修一君  | 2. 9        | 2. 15       | 2. 19           | 3. 10<br>第8号        |
| 22 | 公立高校の授業料無料化及び高等学校等就学支援金に関する質問主意書                               | 山下 栄一君  | 2. 12       | 2. 17       | 2. 23           | 3. 10<br>第8号        |
| 23 | 循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問主意書 | 加藤 修一君  | 2. 16       | 2. 22       | 2. 26           | 3. 10<br>第8号        |
| 24 | 外国人土地法等の規制強化と国民共有の財産である国土資源（土・緑・水）等の保全及び我が国の安全保障に関する質問主意書      | 加藤 修一君  | 2. 19       | 2. 24       | 3. 2            | 3. 10<br>第8号        |
| 25 | 行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問主意書                        | 草川 昭三君  | 2. 19       | 2. 24       | 3. 2            | 3. 10<br>第8号        |

| 番号 | 件名   | 提出者    | 提出月日      | 転送月日      | 答弁書受領月日  | 掲載会議録         |
|----|--|--------|-----------|-----------|----------|---------------|
| 26 | 閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問主意書         | 草川 昭三君 | 22. 2. 19 | 22. 2. 24 | 22. 3. 2 | 22. 3. 10 第8号 |
| 27 | 家族性大腸ポリポーシスに関する質問主意書                               | 山本 香苗君 | 2. 19     | 2. 24     | 3. 2     | 3. 10 第8号     |
| 28 | 国家公務員のキャリアシステムに関する質問主意書                            | 山下 栄一君 | 2. 22     | 2. 24     | 3. 2     | 3. 10 第8号     |
| 29 | 天下り問題に関する再質問主意書                                    | 山下 栄一君 | 2. 22     | 2. 24     | 3. 2     | 3. 10 第8号     |
| 30 | 「子ども環境保健関係大臣世界サミット（仮称）」の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問主意書 | 加藤 修一君 | 2. 23     | 3. 1      | 3. 5     | 3. 10 第8号     |
| 31 | 植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問主意書     | 加藤 修一君 | 2. 24     | 3. 1      | 3. 5     | 3. 10 第8号     |
| 32 | 国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問主意書                        | 糸数 慶子君 | 2. 25     | 3. 1      | 3. 5     | 3. 10 第8号     |
| 33 | 自殺対策に関する質問主意書                                      | 糸数 慶子君 | 2. 25     | 3. 1      | 3. 5     | 3. 10 第8号     |
| 34 | 年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問主意書   | 浜田 昌良君 | 2. 25     | 3. 1      | 3. 5     | 3. 10 第8号     |
| 35 | 間質性膀胱炎に関する質問主意書                                    | 草川 昭三君 | 2. 26     | 3. 3      | 3. 9     | 3. 10 第8号     |
| 36 | 稀少な水資源にかかる水源林など国土資源保全のための戦略的取り組みに関する質問主意書          | 加藤 修一君 | 3. 1      | 3. 3      | 3. 9     | 3. 10 第8号     |
| 37 | 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問主意書                    | 小池 晃君  | 3. 1      | 3. 3      | 3. 9     | 3. 10 第8号     |
| 38 | 地球温暖化対策及び原子力政策に関する質問主意書                            | 加納 時男君 | 3. 8      | 3. 10     | 3. 16    | 3. 17 第9号     |

| 番号 | 件名                                | 提出者    | 提出月日      | 転送月日      | 答弁書受領日    | 掲載会議録             |
|----|-----------------------------------|--------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| 39 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の加速化に関する質問主意書 | 加藤 修一君 | 22. 3. 10 | 22. 3. 15 | 22. 3. 19 | 22. 3. 24<br>第11号 |
| 40 | 労働組合等の政治活動に関する質問主意書               | 荒井 広幸君 | 3. 11     | 3. 15     | 3. 19     | 3. 24<br>第11号     |
| 41 | 漢方薬を公的医療保険の対象外とする案に関する質問主意書       | 川口 順子君 | 3. 11     | 3. 15     | 3. 19     | 3. 24<br>第11号     |
| 42 | 長編ドキュメンタリー映画「ザ・コーヴ」に関する質問主意書      | 鶴保 庸介君 | 3. 15     | 3. 17     | 3. 23     | 3. 24<br>第11号     |
| 43 | 中学校武道必修化に伴う条件整備に関する質問主意書          | 神取 忍君  | 3. 15     | 3. 17     | 3. 23     | 3. 24<br>第11号     |
| 44 | 鉄道事業者の視覚障害者対応に関する質問主意書            | 神取 忍君  | 3. 15     | 3. 17     | 3. 23     | 3. 24<br>第11号     |
| 45 | ペットの引き取り有料化の効果に関する質問主意書           | 神取 忍君  | 3. 15     | 3. 17     | 3. 23     | 3. 24<br>第11号     |
| 46 | 北澤防衛大臣の発言の無責任性と閣僚としての責務に関する質問主意書  | 佐藤 正久君 | 3. 18     | 3. 24     | 3. 30     | 3. 31<br>第13号     |
| 47 | 政府公用車に関する質問主意書                    | 脇 雅史君  | 3. 24     | 3. 29     | 4. 2      | 4. 7<br>第15号      |
| 48 | 内閣法制局と枝野国務大臣との法的な関係に関する質問主意書      | 脇 雅史君  | 3. 24     | 3. 29     | 4. 2      | 4. 7<br>第15号      |
| 49 | 八ッ場ダムの建設に関する質問主意書                 | 脇 雅史君  | 3. 24     | 3. 29     | 4. 2      | 4. 7<br>第15号      |
| 50 | 子ども手当の外国人に対する支給に関する質問主意書          | 松下 新平君 | 3. 26     | 3. 31     | 4. 6      | 4. 7<br>第15号      |
| 51 | 自動体外式除細動器（AED）の適正な管理・使用に関する質問主意書  | 神取 忍君  | 3. 30     | 4. 5      | 4. 9      | 4. 14<br>第16号     |

| 番号 | 件名   | 提出者    | 提出月日     | 転送月日     | 答弁書受領日    | 掲載会議録             |
|----|--|--------|----------|----------|-----------|-------------------|
| 52 | 労働組合等の政治活動に関する再質問主意書                                     | 荒井 広幸君 | 22. 4. 2 | 22. 4. 7 | 22. 4. 13 | 22. 4. 14<br>第16号 |
| 53 | 風力発電に関する質問主意書  | 紙 智子君  | 4. 8     | 4. 12    | 4. 16     | 4. 21<br>第18号     |
| 54 | 福島沖地震発生時並びにチリ地震による津波警報及び注意報発令時における中井防災担当大臣の危機管理に関する質問主意書 | 佐藤 正久君 | 4. 8     | 4. 12    | 4. 16     | 4. 21<br>第18号     |
| 55 | 防衛省沖縄防衛局長の記者会見に関する質問主意書                                  | 佐藤 正久君 | 4. 8     | 4. 12    | 4. 16     | 4. 21<br>第18号     |
| 56 | 防衛省による自民党外交・国防合同部会への説明拒否に関する質問主意書                        | 佐藤 正久君 | 4. 8     | 4. 12    | 4. 16     | 4. 21<br>第18号     |
| 57 | 医療安全支援センターの機能充実にに関する質問主意書                                | 浜田 昌良君 | 4. 12    | 4. 14    | 4. 20     | 4. 21<br>第18号     |
| 58 | いわゆる「密約」を記載した文書の廃棄に関する質問主意書                              | 糸数 慶子君 | 4. 12    | 4. 14    | 4. 20     | 4. 21<br>第18号     |
| 59 | 普天間基地移設に係る北澤防衛大臣の発言に関する質問主意書                             | 佐藤 正久君 | 4. 13    | 4. 19    | 4. 23     | 4. 28<br>第20号     |
| 60 | 日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問主意書                  | 川田 龍平君 | 4. 20    | 4. 26    | 4. 30     | 5. 21<br>第21号     |
| 61 | 初犯の薬物事犯者による再乱用防止対策に関する質問主意書                              | 浜田 昌良君 | 4. 22    | 4. 26    | 4. 30     | 5. 21<br>第21号     |
| 62 | 沿岸漁業振興策の見直しの必要性に関する質問主意書                                 | 紙 智子君  | 4. 26    | 5. 6     | 5. 11     | 5. 21<br>第21号     |
| 63 | 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者に関する質問主意書                              | 中村 博彦君 | 4. 27    | 5. 6     | 5. 11     | 5. 21<br>第21号     |
| 64 | 国有林保全事業の環境省への移管に関する質問主意書                                 | 川田 龍平君 | 4. 27    | 5. 6     | 5. 11     | 5. 21<br>第21号     |

| 番号 | 件名  | 提出者     | 提出<br>月日     | 転送<br>月日    | 答弁書<br>受領日   | 掲載<br>会議録            |
|----|---|---------|--------------|-------------|--------------|----------------------|
| 65 | 風力発電の導入拡大に関する質問主意書                        | 川田 龍平君  | 22.<br>4. 28 | 22.<br>5. 6 | 22.<br>5. 11 | 22.<br>5. 21<br>第21号 |
| 66 | 鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書  | 佐藤 正久君  | 5. 11        | 5. 17       | 5. 21        | 5. 26<br>第24号        |
| 67 | 米兵等の私有車両の登録に関する質問主意書                      | 井上 哲士君  | 5. 12        | 5. 17       | 5. 21        | 5. 26<br>第24号        |
| 68 | 原爆症認定却下処分取消をを求める訴訟に関する質問主意書               | 糸数 慶子君  | 5. 12        | 5. 17       | 5. 21        | 5. 26<br>第24号        |
| 69 | 東京地下鉄の安全管理に関する質問主意書                       | 神取 忍君   | 5. 12        | 5. 17       | 5. 21        | 5. 26<br>第24号        |
| 70 | 沖縄戦に関する質問主意書                              | 糸数 慶子君  | 5. 13        | 5. 17       | 5. 21        | 5. 26<br>第24号        |
| 71 | 地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問主意書                  | 岡田 広君   | 5. 13        | 5. 17       | 5. 21        | 5. 26<br>第24号        |
| 72 | 基本政策閣僚委員会の開催に関する質問主意書                     | 佐藤 正久君  | 5. 14        | 5. 19       | 5. 25        | 5. 26<br>第24号        |
| 73 | 小児救急医療体制に関する質問主意書                         | 浜田 昌良君  | 5. 17        | 5. 19       | 5. 25        | 5. 26<br>第24号        |
| 74 | 普天間基地移設先の検証及び選定過程における経費支出に関する質問主意書        | 佐藤 正久君  | 5. 24        | 5. 26       | 6. 1         | 6. 4<br>第26号         |
| 75 | 「たん吸引器」を介護保険制度における福祉用具として検討することに関する質問主意書  | 浜田 昌良君  | 5. 24        | 5. 26       | 6. 1         | 6. 4<br>第26号         |
| 76 | 鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する再質問主意書 | 佐藤 正久君  | 5. 26        | 5. 31       | 6. 4         | 6. 11<br>第27号        |
| 77 | 永住外国人への地方参政権付与に関する質問主意書                   | 山谷 えり子君 | 5. 27        | 5. 31       | 6. 4         | 6. 11<br>第27号        |

| 番号 | 件名   | 提出者     | 提出<br>月日     | 転送<br>月日     | 答弁書<br>受領日  | 掲載<br>会議録            |
|----|--|---------|--------------|--------------|-------------|----------------------|
| 78 | 子ども手当に関する質問主意書                               | 山谷 えり子君 | 22.<br>5. 27 | 22.<br>5. 31 | 22.<br>6. 4 | 22.<br>6. 11<br>第27号 |
| 79 | 森林及び地下水の保全に関する質問主意書                          | 山谷 えり子君 | 5. 27        | 5. 31        | 6. 4        | 6. 11<br>第27号        |
| 80 | 竹島に関する質問主意書                                  | 山谷 えり子君 | 5. 27        | 5. 31        | 6. 4        | 6. 11<br>第27号        |
| 81 | 拉致問題及び対北朝鮮措置に関する質問主意書                        | 山谷 えり子君 | 5. 27        | 5. 31        | 6. 4        | 6. 11<br>第27号        |
| 82 | 外来等に係る高額療養費に関する質問主意書                         | 浜田 昌良君  | 5. 27        | 5. 31        | 6. 4        | 6. 11<br>第27号        |
| 83 | 全国知事会議における鳩山首相の尖閣諸島への日米安保条約適用をめぐる発言に関する質問主意書 | 佐藤 正久君  | 5. 31        | 6. 2         | 6. 8        | 6. 11<br>第27号        |
| 84 | 大麻種子の流通規制に関する質問主意書                           | 糸数 慶子君  | 6. 3         | 6. 7         | 6. 11       | 6. 15<br>第28号        |
| 85 | 自由権規約第一選択議定書批准に関する質問主意書                      | 浜田 昌良君  | 6. 3         | 6. 7         | 6. 11       | 6. 15<br>第28号        |
| 86 | うつ病が自立支援医療制度の対象となることの周知に関する質問主意書             | 浜田 昌良君  | 6. 3         | 6. 7         | 6. 11       | 6. 15<br>第28号        |
| 87 | 学校等における部活動中の事故を防ぐために講じる指導者等の研修に関する質問主意書      | 川田 龍平君  | 6. 4         | 6. 9         | 6. 15       | 6. 15<br>第28号        |
| 88 | 日米安全保障協議委員会による共同声明における「緑の同盟」に関する質問主意書        | 佐藤 正久君  | 6. 4         | 6. 9         | 6. 15       | 6. 15<br>第28号        |
| 89 | 韓国海軍哨戒艦「天安」沈没事件に関する質問主意書                     | 大江 康弘君  | 6. 9         | 6. 14        | 6. 18       |                      |
| 90 | 宮崎県で発生した口蹄疫に対する防疫措置に関する質問主意書                 | 大江 康弘君  | 6. 9         | 6. 14        | 6. 18       |                      |

| 番号  | 件名  | 提出者     | 提出月日      | 転送月日      | 答弁書受領月日   | 掲載会議録 |
|-----|---|---------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 91  | 原爆症認定却下処分の取消を求める訴訟に関する再質問主意書                        | 糸数 慶子君  | 22. 6. 10 | 22. 6. 14 | 22. 6. 18 |       |
| 92  | 特殊法人等の改革に関する質問主意書                                   | 山下 栄一君  | 6. 10     | 6. 14     | 6. 18     |       |
| 93  | 「たん吸引器」を介護保険制度における福祉用具として検討することに関する再質問主意書           | 浜田 昌良君  | 6. 10     | 6. 14     | 6. 18     |       |
| 94  | 医療政策における「医療用医薬品」から「一般用医薬品（第一類医薬品）」への積極的な転用に関する質問主意書 | 川田 龍平君  | 6. 11     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 95  | 医薬品のインターネット販売に関連した医薬品の適正使用と安全性の確保に関する質問主意書          | 川田 龍平君  | 6. 11     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 96  | フェニルエチルアミン誘導体を含有する鼻炎薬の規制に関する質問主意書                   | 川田 龍平君  | 6. 11     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 97  | 竹島に関する再質問主意書  | 山谷 えり子君 | 6. 11     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 98  | 拉致問題及び対北朝鮮措置に関する再質問主意書                              | 山谷 えり子君 | 6. 11     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 99  | 竹島問題に関する第三回質問主意書                                    | 亀井 亜紀子君 | 6. 11     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 100 | 特定健康診査・特定保健指導制度におけるデータ解析とその健康増進政策への応用に関する質問主意書      | 川田 龍平君  | 6. 14     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 101 | 普天間飛行場移設問題に関する質問主意書                                 | 浜田 昌良君  | 6. 14     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 102 | 小沢一郎民主党前幹事長の政治責任に関する質問主意書                           | 浜田 昌良君  | 6. 14     | 6. 16     | 6. 22     |       |
| 103 | 荒井国家戦略担当大臣の事務所費問題に関する質問主意書                          | 浜田 昌良君  | 6. 14     | 6. 16     | 6. 22     |       |

| 番号  | 件名                                     | 提出者     | 提出<br>月日    | 転送<br>月日    | 答弁書<br>受領<br>月日 | 掲載<br>会議録 |
|-----|--|---------|-------------|-------------|-----------------|-----------|
| 104 | 厚生労働省の緊急人材育成支援事業の成果に関する質問主意書           | 山下 栄一君  | 22.<br>6.14 | 22.<br>6.16 | 22.<br>6.22     |           |
| 105 | 国家公務員等の総人件費に関する質問主意書                   | 山下 栄一君  | 6.14        | 6.16        | 6.22            |           |
| 106 | 国旗・国歌に対する菅総理の認識に関する質問主意書               | 山谷 えり子君 | 6.14        | 6.16        | 6.22            |           |
| 107 | 日本国憲法に対する菅総理の認識に関する質問主意書               | 山谷 えり子君 | 6.14        | 6.16        | 6.22            |           |
| 108 | 医療用かつらに関する質問主意書                        | 山本 香苗君  | 6.14        | 6.16        | 6.22            |           |
| 109 | 地上テレビ放送の完全デジタル化に関する質問主意書               | 澤 雄二君   | 6.14        | 6.16        | 6.22            |           |
| 110 | 新型インフルエンザ対策に関する質問主意書                   | 澤 雄二君   | 6.15        | 6.16        | 6.29            |           |
| 111 | 日本語教育の体制強化に関する質問主意書                    | 山下 栄一君  | 6.15        | 6.16        | 6.29            |           |
| 112 | 矢臼別演習場における米海兵隊実弾砲撃訓練に関する質問主意書          | 紙 智子君   | 6.15        | 6.16        | 6.29            |           |
| 113 | 「医薬品の郵送販売規制の省令」に関する質問主意書               | 弘友 和夫君  | 6.15        | 6.16        | 6.29            |           |
| 114 | 入院中の患者の他医療機関受診にかかる規制に関する質問主意書          | 小池 晃君   | 6.16        | 6.16        | 6.29            |           |
| 115 | 社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院の存続に関する質問主意書       | 小池 晃君   | 6.16        | 6.16        | 6.29            |           |
| 116 | 出産育児一時金直接支払制度の実施を延期している施設名の公表に関する質問主意書 | 小池 晃君   | 6.16        | 6.16        | 6.29            |           |

## 参議院改革協議会

### 協議員一覧（11名）

|    |            |            |                |
|----|------------|------------|----------------|
| 座長 | 高嶋 良充（民主）  | 加治屋 義人（自民） | 荒井 広幸（改革）      |
|    | 大石 尚子（民主）  | 谷川 秀善（自民）  | 又市 征治（社民）      |
|    | 羽田 雄一郎（民主） | 木庭 健太郎（公明） | 中川 義雄（日本）      |
|    | 藤原 正司（民主）  | 小池 晃（共産）   | (22. 5. 21 現在) |

### 専門委員（選挙制度）一覧（8名）

|     |            |            |                |
|-----|------------|------------|----------------|
| 委員長 | 藤原 正司（民主）  | 泉 信也（自民）   | 井上 哲士（共産）      |
|     | 大石 尚子（民主）  | 加治屋 義人（自民） | 又市 征治（社民）      |
|     | 羽田 雄一郎（民主） | 魚住 裕一郎（公明） | (22. 2. 17 現在) |

### （1）検討の経緯

参議院改革協議会は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第168回国会の平成19年11月30日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、専門委員会（選挙制度）が設置された。

なお、本協議会の協議員を増員するに当たり、平成22年5月19日に議院運営委員会において設置要綱の改正が行われ、協議員の数を「10人以内」から「11人以内」に改めた。

本協議会（高嶋良充座長）は、第174回国会においては5月21日に協議会（第8回）を開き、専門委員会の協議経過について、専門委員長から報告を受けた後、専門委員会から提出された報告書を本協議会の報告書として議長に提出することに決定した。

なお、通常選挙後の調査会については、具体的な協議を議院運営委員会理事会にゆだねることとした。

専門委員会（選挙制度）（藤原正司専門委員長）は3回の調査検討を行った。

まず、2月17日に専門委員会（第4回）を開き、一票の較差の現状について事務局から説明を聴取した後、参議院の選挙制度の在り方について、学識経験者渋谷秀樹君（立教大学大学院法務研究科委員長・教授）及び只野雅人君（一橋大学大学院法学研究科教授）から意見聴取を行い、質疑を行った。次いで、委員間の意見交換を行い、今後の参議院の選挙制度改革の工程表作成を専門委員長に一任することとした。

次に、4月7日に専門委員会（第5回）を開き、専門委員長から提示された「今後の大まかな工程表（案）」について、意見交換を行った。

次に、5月14日に専門委員会（第6回）を開き、「今後の大まかな工程表（案）」を了承するとともに、専門委員長から提示された「参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）報告（案）」を本専門委員会の報告書として座長に提出することに決定した。

## (2) 協議会経過

### ○平成22年5月21日（金）（第8回）

- 一、去る14日に座長に提出された専門委員会（選挙制度）報告書について専門委員長から報告を聴いた後、同報告を議長への報告とすることに協議決定した。
- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

### 専門委員会（選挙制度）

#### ○平成22年2月17日（水）（第4回）

- 一票の較差の現状について事務局から説明を聴取した。
- 立教大学大学院法務研究科委員長・教授渋谷秀樹君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴取した後、質疑を行った。
- 定数較差問題について協議を行った。

#### ○平成22年4月7日（水）（第5回）

- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

#### ○平成22年5月14日（金）（第6回）

- 協議会への報告（案）について、専門委員会の報告とすることに決定した。

### (3) 参議院改革協議会設置要綱

#### 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

平成19年11月30日 議院運営委員会決定

平成22年5月19日 改正

#### 第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

#### 第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員11人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

#### 第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
  - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
  - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

#### 第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

平成22年5月21日

参議院議長 江田五月 殿

参議院改革協議会座長 高嶋良充

### 参議院改革協議会報告書

本協議会は、議長からの諮問を受け、参議院選挙制度の抜本改革について専門委員会（選挙制度）を設置し、検討を進めてきたところ、去る14日、同専門委員会から検討結果に関する報告書が提出された。これに基づき協議した結果、この報告を了承するとともに、これを本協議会の報告とすることとした。

よって報告する。

#### 参議院改革協議会

|     |           |
|-----|-----------|
| 座長  | 高嶋良充（民主）  |
| 協議員 | 大石尚子（民主）  |
| 同   | 羽田雄一郎（民主） |
| 同   | 藤原正司（民主）  |
| 同   | 加治屋義人（自民） |
| 同   | 谷川秀善（自民）  |
| 同   | 木庭健太郎（公明） |
| 同   | 小池晃（共産）   |
| 同   | 荒井広幸（改革）  |
| 同   | 又市征治（社民）  |
| 同   | 中川義雄（日本）  |

平成22年5月14日

参議院改革協議会座長 高 嶋 良 充 殿

参議院改革協議会専門委員長（選挙制度）

藤 原 正 司

参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）報告書

本専門委員会は、協議会座長からの委嘱を受け、「参議院選挙制度の抜本改革」について調査検討を行い、結論を得たので、別紙のとおり報告する。

|       |         |      |
|-------|---------|------|
| 専門委員長 | 藤 原 正 司 | （民主） |
|       | 大 石 尚 子 | （民主） |
|       | 羽 田 雄一郎 | （民主） |
|       | 泉 信 也   | （自民） |
|       | 加治屋 義 人 | （自民） |
|       | 魚 住 裕一郎 | （公明） |
|       | 井 上 哲 士 | （共産） |
|       | 又 市 征 治 | （社民） |

（別紙）

## I 本専門委員会の経緯

平成19年12月4日に開かれた参議院改革協議会において、江田五月参議院議長から、今回の協議会においては、参議院の選挙制度の抜本の見直しについて議論・検討いただきたい旨の発言が行われた。これを受け、平成20年6月9日、参議院改革協議会の下に「参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）」（以下「専門委員会」という。）が設置された。同年12月19日の参議院改革協議会において、工藤堅太郎君（民主）を専門委員長に指名したとの報告があった。また、平成21年11月18日の参議院改革協議会において、工藤堅太郎君

(民主) に代わり藤原正司君 (民主) を専門委員長に指名した旨の報告があった。専門委員会は6回にわたり協議を行った。協議の経過概要は次のとおりである。

■平成20年12月19日 (第1回) ■

- ・ 運営について協議
- ・ 今後の進め方について協議

■平成21年3月11日 (第2回) ■

- ・ 参議院選挙制度改革のこれまでの経緯について事務局から説明聴取
- ・ 今後の進め方について協議

■平成21年7月1日 (第3回) ■

- ・ 各委員から各会派における検討状況について報告の後、意見交換

■平成22年2月17日 (第4回) ■

- ・ 一票の較差の現状について、事務局から説明聴取
- ・ 参議院の選挙制度の在り方について、立教大学大学院法務研究科委員長・教授 渋谷秀樹君、一橋大学大学院法学研究科教授 只野雅人君から意見聴取の後、質疑
- ・ 委員間の意見交換

■平成22年4月7日 (第5回) ■

- ・ 専門委員長から、「今後の大まかな工程表(案)」が提示された後、今後の進め方について意見交換

■平成22年5月14日 (第6回) ■

- ・ 報告(案) について協議

なお、平成21年11月18日に開催された参議院改革協議会に、本専門委員会委員も同席し、平成21年参議院議員定数訴訟最高裁判決について事務局から説明聴取、意見交換を行った。

## II 最近の定数是正の状況

参議院の選挙区に関しては、これまでも定数是正が行われてきたが、直近の定数是正は、平成18年の公職選挙法改正により行われた4増4減である。本改正に至る経緯は、次のとおりである。

平成16年12月、参議院改革協議会の下に参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)が設置された。同専門委員会は、4増4減案から14増14減案、合区案等の検討を行い、平成17年10月、報告書を参議院改革協議会に提出した。

その後、定数較差問題は参議院改革協議会で協議されたが意見の一致を見ず、平成18年2月、参議院議長に対しその旨の報告が行われた。

このような経緯を踏まえ、自民党及び公明党の議員発議により、4増4減の定数は是正を内容とする公職選挙法改正案が提出され成立した。これにより最大較差は、5.18倍から4.84倍に縮小した。

なお、本改正は、平成19年選挙と平成22年選挙をもって完了することとなっている。

### Ⅲ 参議院議員定数に関する最近の最高裁判決の状況

参議院議員定数に関する最高裁判決において、従来は立法府の裁量権を広範に認める傾向にあった。しかしながら、平成16年1月、平成13年選挙に関する大法廷判決があり、5.06倍の最大較差を合憲としたものの、合憲の判決を下した9人の裁判官のうち4人による補足意見が付され、「仮に次回選挙においてもなお、無為の裡に漫然と現在の状況が維持されたままであったとしたならば、立法府の義務に適った裁量権の行使がなされなかったものとして、違憲判断がなさるべき余地は、十分に存在する」とした。

次に、平成18年10月、平成16年選挙に関する大法廷判決があり、5.13倍の最大較差を合憲とした。その中で、平成18年6月に行われた定数配分規定の改正は評価すべきものであるが、今後も投票価値の較差縮小の検討を継続することが、憲法の趣旨にそうものというべきであると判示している。

このように近年の最高裁判決は、投票価値の平等をより重視する傾向になってきている。そのような中、平成21年9月30日、平成19年選挙に関する大法廷判決があり、4.86倍の最大較差を合憲としたものの、「しかし、投票価値の平等という観点からは、この定数配分規定の下でもなお大きな不平等が存する状態であり、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」としており、投票価値の平等を重要視するものとなっている。

なお、多数意見はその要旨で、「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない。このような見直しを行うことについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ない」としている。

## IV 専門委員会における協議の概略

### 1 各会派における検討状況

専門委員会は、Ⅱ及びⅢの事項を踏まえ参議院選挙制度の見直しについて検討を行ってきた。同時に、各会派においても検討が続けられており、委員から次のような見解が示された。

- ・ 平成25年を目途に参議院のあるべき姿を検討し、それを踏まえて選挙制度の抜本改革を行うことを考えている。
- ・ 衆参の違いを踏まえた検討も必要である。
- ・ 都道府県ごとの選挙区では較差是正は困難であることから、大選挙区制を導入する案を検討することも考えている。
- ・ 民意を反映できる選挙制度にするという観点で、比例代表の制度は大事にすべきである。
- ・ 両院議長の下に拘束力の強い有識者会議を設置し、衆参両院の選挙制度の在り方について答申をいただき、実施していくのが望ましい。

### 2 学識経験者の意見陳述の概要

第4回専門委員会（平成22年2月17日）では、参議院の選挙制度の在り方について、学識経験者から意見を聴取した。

渋谷秀樹立教大学大学院法務研究科委員長・教授から、最高裁判例は、なるべく人口を勘案せよという流れになっているとの指摘がなされた。また、定数較差に関する学説の状況としては、参議院の独自性を考えて1対2を若干緩和し得るとする説があるものの、多数説は衆議院と同様に1対2であるべきとの説であり、基本的に1対1を目指すべきとの考えが有力になりつつある旨の意見が述べられた。

只野雅人一橋大学大学院法学研究科教授から、平成21年9月の大法廷判決では、従来の枠組みは維持するといいいながら、実質的にはより厳格な評価がなされるようになってきているとの指摘がなされた。また、日本の参議院は憲法上の権限配分で見るとかなり強い部類であり、この評価を前提にすると民主的な基盤を参議院に求めざるを得ず、人口比例という原則についてもかなり厳格に考える必要がある旨の意見が述べられた。

### 3 平成22年の通常選挙への対応について

専門委員会では、平成22年の通常選挙に係る定数較差是正を行うか否かについて議論が行われた。

- ①現行の選挙制度を前提に選挙区の定数を増減する従来の改正方法では、定数較差是正

の効果は限定的であり、定数較差是正の論議は、参議院の選挙制度の見直しと併せて行うべきで、それには時間がかかること、②平成18年に行った4増4減の公職選挙法改正は、平成19年及び平成22年選挙で完了すること、③平成22年の選挙について、定数較差是正を行うこととすると、法改正から選挙実施までの周知期間が短いこと等から、定数較差是正を行うことは困難とする意見が出される一方、投票価値の平等を確保することの重要性、有権者の目線に立った議論を行うことの必要性等から、定数較差是正を行う努力を続けるべきとの意見も出された。

真剣な協議の結果、平成22年の通常選挙に係る定数較差是正は見送り、平成25年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととなった。

#### 4 選挙制度の見直しについて

平成21年9月30日の最高裁大法廷判決は、前述のとおり、「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」としている。

委員の間でも、選挙制度の仕組みの見直しの必要性については、共通の理解ができた。そして、第5回専門委員会（平成22年4月7日）において、専門委員長から、「今後の大まかな工程表(案)」（別紙）が提示され、第6回専門委員会（平成22年5月14日）で了承された。

これによると、平成22年の通常選挙後、専門委員会を立ち上げ、平成25年の通常選挙に向け、改正案の検討に入り、平成23年には改正案の取りまとめを行うこととしている。その後、参議院改革協議会の議を経て、平成23年中に公職選挙法改正案を提出することとしている。

なお、平成22年の通常選挙後、専門委員会を立ち上げ、平成25年の通常選挙に向けた選挙制度の見直しの検討を直ちに開始すべき旨、参議院改革協議会において、決定する必要があることについて各委員の意見が一致した。

## 今後の大まかな工程表（案）

|               | 参議院改革協議会等   | 【参考】<br>衆議院議員選挙区画定審議会<br>(審議予定)  |
|---------------|---|--|
| ● 平成22(2010)年 |   |  |
| 1～7月          | 参議院改革協議会専門委員会の開催(随時)<br>・平成22年参議院議員通常選挙への対応<br>・平成25年参議院議員通常選挙に向けた取組<br>(改正案の検討に向けた準備)<br>各会派における検討(随時)   | 審議会の開催(随時)<br>・選挙人名簿登録者数・在外<br>選挙人名簿登録者数による<br>各選挙区の状況<br>・区割り改定案の調査審議に<br>向けた準備 等 |
| 7月            | ●平成22年参議院議員通常選挙   |  |
| 8～12月         | 同専門委員会の開催(随時)<br>・平成25年参議院議員通常選挙に向けた取組<br>(改正案の検討)<br>各会派における検討(随時)   |  |
| 10月           | ●国勢調査   |  |
| ● 平成23(2011)年 |   |  |
| 1～2月          | ●国勢調査 速報集計結果公表  |  |
| 1～12月         | 同専門委員会の開催(随時)<br>・平成25年参議院議員通常選挙に向けた取組<br>(改正案のとりまとめ)<br>各会派における検討(随時)<br>専門委員会報告書の決定<br>参議院改革協議会の開催(随時)<br>・専門委員会報告書の検討 等<br>公職選挙法改正案提出(参議院選挙制度改革) | 審議会の開催(随時)<br>・区割り改定案の作成方針及<br>び具体的な区割り改定案の<br>調査審議<br>・区割り改定案の内閣総理大<br>臣への勧告 等    |
| ● 平成24(2012)年 |   |  |
| 1-2月          |   | 区割り改定案の勧告期限<br>(国勢調査速報集計結果公表<br>から1年以内)  |
| 常会中           |   | 公職選挙法改正案提出<br>(区割り改定)  |
| 秋             | ●最高裁判所大法廷判決<br>(平成22年参議院議員通常選挙)   |  |
| ● 平成25(2013)年 |   |  |
| 7月            | ●平成25年参議院議員通常選挙   |  |

(注) 衆議院議員選挙区画定審議会資料等により作成

# 1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

| 国会回次           | 召集日           | 開会式           | 会期終了日                 | 会 期  |      |     |
|----------------|---------------|---------------|-----------------------|------|------|-----|
|                |               |               |                       | 当初日数 | 延長日数 | 総日数 |
| 第160回<br>(臨時会) | 16. 7. 30(金)  | 16. 7. 30(金)  | 16. 8. 6(金)           | 8    | —    | 8   |
| 第161回<br>(臨時会) | 16. 10. 12(火) | 16. 10. 12(火) | 16. 12. 3(金)          | 53   | —    | 53  |
| 第162回<br>(常 会) | 17. 1. 21(金)  | 17. 1. 21(金)  | 17. 8. 8(月)<br>衆議院解散  | 150  | 50   | 200 |
| 第163回<br>(特別会) | 17. 9. 21(水)  | 17. 9. 26(月)  | 17. 11. 1(火)          | 42   | —    | 42  |
| 第164回<br>(常 会) | 18. 1. 20(金)  | 18. 1. 20(金)  | 18. 6. 18(日)          | 150  | —    | 150 |
| 第165回<br>(臨時会) | 18. 9. 26(火)  | 18. 9. 28(木)  | 18. 12. 19(火)         | 81   | 4    | 85  |
| 第166回<br>(常 会) | 19. 1. 25(木)  | 19. 1. 26(金)  | 19. 7. 5(木)           | 150  | 12   | 162 |
| 第167回<br>(臨時会) | 19. 8. 7(火)   | 19. 8. 7(火)   | 19. 8. 10(金)          | 4    | —    | 4   |
| 第168回<br>(臨時会) | 19. 9. 10(月)  | 19. 9. 10(月)  | 20. 1. 15(火)          | 62   | 66   | 128 |
| 第169回<br>(常 会) | 20. 1. 18(金)  | 20. 1. 18(金)  | 20. 6. 21(土)          | 150  | 6    | 156 |
| 第170回<br>(臨時会) | 20. 9. 24(水)  | 20. 9. 29(月)  | 20. 12. 25(木)         | 68   | 25   | 93  |
| 第171回<br>(常 会) | 21. 1. 5(月)   | 21. 1. 5(月)   | 21. 7. 21(火)<br>衆議院解散 | 150  | 48   | 198 |
| 第172回<br>(特別会) | 21. 9. 16(水)  | 21. 9. 18(金)  | 21. 9. 19(土)          | 4    | —    | 4   |
| 第173回<br>(臨時会) | 21. 10. 26(月) | 21. 10. 26(月) | 21. 12. 4(金)          | 36   | 4    | 40  |
| 第174回<br>(常 会) | 22. 1. 18(月)  | 22. 1. 18(月)  | 22. 6. 16(水)          | 150  | —    | 150 |

## 2 参議院議員通常選挙関係一覧

| 通常選挙<br>回次 | 通常選挙期日             | 任期開始日          | 任期終了日                 | 選挙後最初の<br>国会回次 | 召集日              |
|------------|--------------------|----------------|-----------------------|----------------|------------------|
| 第1回        | 昭和<br>22. 4. 20(日) | 22. 5. 3       | 25. 5. 2※<br>28. 5. 2 | 第1回(特別会)       | 22. 5. 20(火)     |
| 第2回        | 25. 6. 4(日)        | 25. 6. 4       | 31. 6. 3              | 第8回(臨時会)       | 25. 7. 12(水)     |
| 第3回        | 28. 4. 24(金)       | 28. 5. 3       | 34. 5. 2              | 第16回(特別会)      | 28. 5. 18(月)     |
| 第4回        | 31. 7. 8(日)        | 31. 7. 8       | 37. 7. 7              | 第25回(臨時会)      | 31. 11. 12(月)    |
| 第5回        | 34. 6. 2(火)        | 34. 6. 2       | 40. 6. 1              | 第32回(臨時会)      | 34. 6. 22(月)     |
| 第6回        | 37. 7. 1(日)        | 37. 7. 8       | 43. 7. 7              | 第41回(臨時会)      | 37. 8. 4(土)      |
| 第7回        | 40. 7. 4(日)        | 40. 7. 4       | 46. 7. 3              | 第49回(臨時会)      | 40. 7. 22(木)     |
| 第8回        | 43. 7. 7(日)        | 43. 7. 8       | 49. 7. 7              | 第59回(臨時会)      | 43. 8. 1(木)      |
| 第9回        | 46. 6. 27(日)       | 46. 7. 4       | 52. 7. 3              | 第66回(臨時会)      | 46. 7. 14(水)     |
| 第10回       | 49. 7. 7(日)        | 49. 7. 8       | 55. 7. 7              | 第73回(臨時会)      | 49. 7. 24(水)     |
| 第11回       | 52. 7. 10(日)       | 52. 7. 10      | 58. 7. 9              | 第81回(臨時会)      | 52. 7. 27(水)     |
| 第12回       | 55. 6. 22(日)       | 55. 7. 8       | 61. 7. 7              | 第92回(特別会)      | 55. 7. 17(木)     |
| 第13回       | 58. 6. 26(日)       | 58. 7. 10      | 平成<br>元. 7. 9         | 第99回(臨時会)      | 58. 7. 18(月)     |
| 第14回       | 61. 7. 6(日)        | 61. 7. 8       | 4. 7. 7               | 第106回(特別会)     | 61. 7. 22(火)     |
| 第15回       | 平成<br>元. 7. 23(日)  | 平成<br>元. 7. 23 | 7. 7. 22              | 第115回(臨時会)     | 平成<br>元. 8. 7(月) |
| 第16回       | 4. 7. 26(日)        | 4. 7. 26       | 10. 7. 25             | 第124回(臨時会)     | 4. 8. 7(金)       |
| 第17回       | 7. 7. 23(日)        | 7. 7. 23       | 13. 7. 22             | 第133回(臨時会)     | 7. 8. 4(金)       |
| 第18回       | 10. 7. 12(日)       | 10. 7. 26      | 16. 7. 25             | 第143回(臨時会)     | 10. 7. 30(木)     |
| 第19回       | 13. 7. 29(日)       | 13. 7. 29      | 19. 7. 28             | 第152回(臨時会)     | 13. 8. 7(火)      |
| 第20回       | 16. 7. 11(日)       | 16. 7. 26      | 22. 7. 25             | 第160回(臨時会)     | 16. 7. 30(金)     |
| 第21回       | 19. 7. 29(日)       | 19. 7. 29      | 25. 7. 28             | 第167回(臨時会)     | 19. 8. 7(火)      |

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

### 3 国務大臣等名簿

(平成22年5月28日現在)

#### 鳩山内閣国務大臣

##### 内閣総理大臣

鳩山 由紀夫 (衆・民主)

##### 財務大臣

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))

菅 直人 (衆・民主)

##### 総務大臣

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))

原口 一博 (衆・民主)

##### 法務大臣

千葉 景子 (参・民主)

##### 外務大臣

岡田 克也 (衆・民主)

##### 文部科学大臣

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))

川端 達夫 (衆・民主)

##### 厚生労働大臣

長妻 昭 (衆・民主)

##### 農林水産大臣

赤松 広隆 (衆・民主)

##### 経済産業大臣

直嶋 正行 (参・民主)

##### 国土交通大臣

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(防災))

前原 誠司 (衆・民主)

##### 環境大臣

小沢 鋭仁 (衆・民主)

##### 防衛大臣

北澤 俊美 (参・民主)

##### 国務大臣(内閣官房長官)

平野 博文 (衆・民主)

##### 国務大臣(国家公安委員会委員長)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(防災))

中井 洽 (衆・民主)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融))

亀井 静香 (衆・国民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、  
少子化対策、男女共同参画))

平野 博文 (衆・民主)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(「新しい公共」))

仙谷 由人 (衆・民主)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(行政刷新))

枝野 幸男 (衆・民主)

22. 1. 7 財務大臣藤井裕久辞任、同日 菅直人就任

22. 2. 10 国務大臣枝野幸男就任

22. 5. 28 国務大臣福島みずほ辞任、同日 国務大臣平野博文事務代理

#### 内閣官房副長官

松野 頼久 (衆・民主)

松井 孝治 (参・民主)

瀧野 欣彌

## 副大臣

### 内閣府副大臣

大島 敦(衆・民主)  
古川 元久(衆・民主)  
大塚 耕平(参・民主)

### 総務副大臣

渡辺 周(衆・民主)  
内藤 正光(参・民主)

### 法務副大臣

加藤 公一(衆・民主)

### 外務副大臣

武正 公一(衆・民主)  
福山 哲郎(参・民主)

### 財務副大臣

野田 佳彦(衆・民主)  
峰崎 直樹(参・民主)

### 文部科学副大臣

中川 正春(衆・民主)  
鈴木 寛(参・民主)

### 厚生労働副大臣

細川 律夫(衆・民主)  
長浜 博行(参・民主)

### 農林水産副大臣

山田 正彦(衆・民主)  
郡司 彰(参・民主)

### 経済産業副大臣

松下 忠洋(衆・国民)  
増子 輝彦(参・民主)

### 国土交通副大臣

馬淵 澄夫(衆・民主)

### 環境副大臣

田島 一成(衆・民主)

### 防衛副大臣

榛葉 賀津也(参・民主)

## 22. 5.28 国土交通副大臣辻元清美辞任

## 大臣政務官

### 内閣府大臣政務官

泉 健太(衆・民主)  
田村 謙治(衆・民主)  
津村 啓介(衆・民主)

### 総務大臣政務官

小川 淳也(衆・民主)  
階 猛(衆・民主)  
長谷川 憲正(参・国民)

### 法務大臣政務官

中村 哲治(参・民主)

### 外務大臣政務官

吉良 州司(衆・民主)  
西村 智奈美(衆・民主)

### 財務大臣政務官

大串 博志(衆・民主)  
古本 伸一郎(衆・民主)

### 文部科学大臣政務官

後藤 斎(衆・民主)  
高井 美穂(衆・民主)

### 厚生労働大臣政務官

山井 和則(衆・民主)  
足立 信也(参・民主)

### 農林水産大臣政務官

佐々木 隆博(衆・民主)  
舟山 康江(参・民主)

### 経済産業大臣政務官

近藤 洋介(衆・民主)  
高橋 千秋(参・民主)

### 国土交通大臣政務官

長安 豊(衆・民主)  
三日月 大造(衆・民主)  
藤本 祐司(参・民主)

### 環境大臣政務官

大谷 信盛(衆・民主)

### 防衛大臣政務官

楠田 大蔵(衆・民主)  
長島 昭久(衆・民主)

## 政府特別補佐人

人事院総裁

江利川 毅

公正取引委員会委員長

竹島 一彦

公害等調整委員会委員長

大内 捷司

(平成22年6月11日現在)

菅内閣国務大臣

内閣総理大臣

菅 直人(衆・民主)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))

原口 一博(衆・民主)

法務大臣

千葉 景子(参・民主)

外務大臣

岡田 克也(衆・民主)

財務大臣

野田 佳彦(衆・民主)

文部科学大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))

川端 達夫(衆・民主)

厚生労働大臣

長妻 昭(衆・民主)

農林水産大臣

山田 正彦(衆・民主)

経済産業大臣

直嶋 正行(参・民主)

国土交通大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策))

前原 誠司(衆・民主)

環境大臣

小沢 鋭仁(衆・民主)

防衛大臣

北澤 俊美(参・民主)

国務大臣(内閣官房長官)

仙谷 由人(衆・民主)

国務大臣(国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣(防災))

中井 洽(衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、  
経済財政政策))

荒井 總(衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(「新しい公共」、少子  
化対策、男女共同参画))

玄葉 光一郎(衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(行政刷新))

蓮 舫(参・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融))

自見 庄三郎(参・国民)

22. 6.11 国務大臣亀井静香辞任、同日 自見庄三郎就任

内閣官房副長官

古川 元久(衆・民主) 福山 哲郎(参・民主) 瀧野 欣彌

## 副大臣

### 内閣府副大臣

大島 敦(衆・民主)  
平岡 秀夫(衆・民主)  
大塚 耕平(参・民主)

### 総務副大臣

渡辺 周(衆・民主)  
内藤 正光(参・民主)

### 法務副大臣

加藤 公一(衆・民主)

### 外務副大臣

武正 公一(衆・民主)  
藤村 修(衆・民主)

### 財務副大臣

池田 元久(衆・民主)  
峰崎 直樹(参・民主)

### 文部科学副大臣

中川 正春(衆・民主)  
鈴木 寛(参・民主)

### 厚生労働副大臣

細川 律夫(衆・民主)  
長浜 博行(参・民主)

### 農林水産副大臣

篠原 孝(衆・民主)  
郡司 彰(参・民主)

### 経済産業副大臣

松下 忠洋(衆・国民)  
増子 輝彦(参・民主)

### 国土交通副大臣

馬淵 澄夫(衆・民主)  
三日月 大造(衆・民主)

### 環境副大臣

田島 一成(衆・民主)

### 防衛副大臣

榛葉 賀津也(参・民主)

## 大臣政務官

### 内閣府大臣政務官

泉 健太(衆・民主)  
田村 謙治(衆・民主)  
津村 啓介(衆・民主)

### 総務大臣政務官

小川 淳也(衆・民主)  
階 猛(衆・民主)  
長谷川 憲正(参・国民)

### 法務大臣政務官

中村 哲治(参・民主)

### 外務大臣政務官

吉良 州司(衆・民主)  
西村 智奈美(衆・民主)  
徳永 久志(参・民主)

### 財務大臣政務官

大串 博志(衆・民主)  
古本 伸一郎(衆・民主)

### 文部科学大臣政務官

後藤 斎(衆・民主)  
高井 美穂(衆・民主)

### 厚生労働大臣政務官

山井 和則(衆・民主)  
足立 信也(参・民主)

### 農林水産大臣政務官

佐々木 隆博(衆・民主)  
舟山 康江(参・民主)

### 経済産業大臣政務官

近藤 洋介(衆・民主)  
高橋 千秋(参・民主)

### 国土交通大臣政務官

津川 祥吾(衆・民主)  
長安 豊(衆・民主)

藤本 祐司(参・民主)

### 環境大臣政務官

大谷 信盛(衆・民主)

### 防衛大臣政務官

楠田 大蔵(衆・民主)  
長島 昭久(衆・民主)

## 政府特別補佐人

人事院総裁

公害等調整委員会委員長

江利川 毅

大内 捷司

公正取引委員会委員長

竹島 一彦

#### 4 本会議・委員会等傍聴者数

|        | 回次        | 総計<br>(人) | 内 訳   |       |
|--------|-----------|-----------|-------|-------|
|        |           |           | 本会議   | 委員会等  |
| 平成 12年 | 147 (常会)  | 4,497     | 1,340 | 3,157 |
|        | 148 (特別会) | 45        | 32    | 13    |
|        | 149 (臨時会) | 432       | 193   | 239   |
|        | 150 (臨時会) | 2,028     | 902   | 1,126 |
| 13年    | 151 (常会)  | 4,788     | 1,351 | 3,437 |
|        | 152 (臨時会) | 122       | 78    | 44    |
|        | 153 (臨時会) | 3,041     | 913   | 2,128 |
| 14年    | 154 (常会)  | 7,202     | 2,438 | 4,764 |
|        | 155 (臨時会) | 2,374     | 788   | 1,586 |
| 15年    | 156 (常会)  | 7,374     | 1,814 | 5,560 |
|        | 157 (臨時会) | 489       | 295   | 194   |
|        | 158 (特別会) | 264       | 40    | 224   |
| 16年    | 159 (常会)  | 6,061     | 1,990 | 4,071 |
|        | 160 (臨時会) | 209       | 180   | 29    |
|        | 161 (臨時会) | 1,675     | 436   | 1,239 |
| 17年    | 162 (常会)  | 6,484     | 1,668 | 4,816 |
|        | 163 (特別会) | 1,474     | 515   | 959   |
| 18年    | 164 (常会)  | 7,147     | 2,263 | 4,884 |
|        | 165 (臨時会) | 3,681     | 1,127 | 2,554 |
| 19年    | 166 (常会)  | 6,439     | 2,274 | 4,165 |
|        | 167 (臨時会) | 119       | 119   | 0     |
|        | 168 (臨時会) | 2,747     | 779   | 1,968 |
| 20年    | 169 (常会)  | 4,573     | 1,823 | 2,750 |
|        | 170 (臨時会) | 1,368     | 663   | 705   |
| 21年    | 171 (常会)  | 5,906     | 2,129 | 3,777 |
|        | 172 (特別会) | 173       | 172   | 1     |
|        | 173 (臨時会) | 1,447     | 723   | 724   |
| 22年    | 174 (常会)  | 6,345     | 2,690 | 3,655 |

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

## 5 参議院参観者数

|          | 件数     | 総計<br>(人) | 参観内訳    |         |        |        |       | 特別参観<br>(人) |
|----------|--------|-----------|---------|---------|--------|--------|-------|-------------|
|          |        |           | 一般      | 小学生     | 中学生    | 高校生    | 外国人   |             |
| 平成<br>7年 | 5,108  | 178,174   | 28,198  | 98,157  | 48,906 | 1,521  | 1,392 | 0           |
| 8年       | 5,777  | 177,443   | 32,185  | 93,720  | 45,952 | 2,668  | 2,918 | 55          |
| 9年       | 5,350  | 180,875   | 41,617  | 92,382  | 42,366 | 2,287  | 2,223 | 10          |
| 10年      | 5,888  | 190,272   | 35,709  | 93,500  | 57,964 | 1,515  | 1,584 | 5           |
| 11年      | 5,710  | 190,554   | 36,580  | 87,329  | 62,506 | 2,727  | 1,412 | 5           |
| 12年      | 5,821  | 185,764   | 31,683  | 90,037  | 60,354 | 1,996  | 1,694 | 53          |
| 13年      | 9,566  | 204,028   | 45,943  | 91,509  | 61,313 | 3,063  | 2,200 | 97          |
| 14年      | 10,535 | 215,057   | 54,388  | 91,014  | 63,827 | 3,297  | 2,531 | 24          |
| 15年      | 10,399 | 229,835   | 48,690  | 109,307 | 61,366 | 6,850  | 3,622 | 133         |
| 16年      | 11,987 | 234,882   | 54,866  | 111,832 | 58,012 | 5,759  | 4,413 | 74          |
| 17年      | 13,114 | 258,096   | 56,777  | 127,531 | 63,978 | 5,808  | 4,002 | 124         |
| 18年      | 17,424 | 282,398   | 79,864  | 133,216 | 58,224 | 6,855  | 4,239 | 398         |
| 19年      | 20,506 | 297,876   | 85,503  | 138,063 | 61,821 | 7,587  | 4,902 | 113         |
| 20年      | 25,657 | 316,381   | 99,820  | 142,118 | 60,016 | 11,147 | 3,280 | 209         |
| 21年      | 26,600 | 340,006   | 101,179 | 154,592 | 68,253 | 13,382 | 2,600 | 267         |
| 22年      | 10,524 | 187,576   | 47,750  | 76,118  | 57,912 | 4,232  | 1,564 | 0           |

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。  
平成22年の数は、第174回国会終了日(6月16日)現在。

## 6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

|           | 参加者数<br>(人) | 団体数<br>(件) | ( 団体内訳 ) |     |     |
|-----------|-------------|------------|----------|-----|-----|
|           |             |            | 小学校      | 中学校 | その他 |
| 平成14年度    | 23,144      | 355        | 262      | 83  | 10  |
| 平成15年度    | 33,371      | 494        | 354      | 132 | 8   |
| 平成16年度    | 44,035      | 681        | 516      | 151 | 14  |
| 平成17年度    | 55,539      | 832        | 636      | 159 | 37  |
| 平成18年度    | 65,548      | 975        | 738      | 183 | 54  |
| 平成19年度    | 65,926      | 1,019      | 808      | 154 | 57  |
| 平成20年度    | 71,336      | 1,047      | 840      | 149 | 58  |
| 平成21年度    |             |            |          |     |     |
| 4月        | 3,173       | 52         | 10       | 40  | 2   |
| 5月        | 4,255       | 65         | 26       | 39  | 0   |
| 6月        | 7,085       | 100        | 73       | 22  | 5   |
| 7月        | 2,374       | 41         | 21       | 7   | 13  |
| 8月        | 331         | 17         | 0        | 0   | 17  |
| 9月        | 4,280       | 54         | 41       | 12  | 1   |
| 10月       | 8,306       | 129        | 119      | 6   | 4   |
| 11月       | 13,009      | 179        | 174      | 3   | 2   |
| 12月       | 14,281      | 200        | 198      | 0   | 2   |
| 1月        | 12,908      | 169        | 169      | 0   | 0   |
| 2月        | 15,207      | 201        | 198      | 3   | 0   |
| 3月        | 5,097       | 71         | 60       | 6   | 5   |
| (平成21年度計) | 90,306      | 1,278      | 1,089    | 138 | 51  |
| 平成22年度    |             |            |          |     |     |
| 4月        | 3,097       | 59         | 12       | 43  | 4   |
| 5月        | 6,434       | 104        | 35       | 68  | 1   |
| 6月        | 8,481       | 118        | 85       | 27  | 6   |
| (年度途中計)   | 18,012      | 281        | 132      | 138 | 11  |

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。



| 招待状宛先                                   | 団長及び一行  | 滞在期間                 |
|---|---|----------------------|
| ラオス人民民主共和国国民議会議長一行<br>(22. 4. 21 招待状発送) | 団長 国民議会議長<br>トシシン・タンマヴォン君<br>同夫人<br>ブアトーン・タンマヴォン君<br>団員 国民議会議員<br>経済・計画・財務委員長<br>ラオス・日本友好議連会長<br>カムシン・サイニャコーン君<br>同 国民議会議員<br>ラオス電力公社総裁<br>カムマニー・インティラート君<br>随員 国民議会議長秘書官<br>ブンスーン・センマニー君<br>同 国民議会対外関係局次長<br>スワンサワン・ムオンマニー君<br>同 国民議会対外関係局二国間関係課次長<br>ニッケオ・カムミー君 | 22. 5. 24<br>～ 5. 29 |

## 8 参議院議員海外派遣一覧

### ○ODA調査

| 派遣の目的   | 派遣地                          | 派遣期間                  | 派遣議員                                    | 派遣報告                          |
|---|------------------------------|-----------------------|---|-------------------------------|
| アメリカ合衆国、カナダ及び国際機関の開発援助政策の動向等に関する調査<br>(21. 9. 24 議長決定)  | 米国<br>カナダ                    | 21. 10. 8<br>～10. 16  | 藤末 健三君(民主)<br>泉 信也君(自民)<br>草川 昭三君(公明)   | 22. 2. 2<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |
| ブラジル連邦共和国、パナマ共和国及びペルー共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査<br>(21. 9. 16 議長決定)  | 米国<br>ブラジル<br>パナマ<br>ペルー     | 21. 10. 10<br>～10. 23 | 藤原 良信君(民主)<br>椎名 一保君(自民)<br>井上 哲士君(共産)  | 22. 2. 2<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |
| フィリピン共和国及びインドネシア共和国に対する我が国の政府開発援助並びにシンガポール共和国における海外援助の制度と動向に関する調査<br>(21. 9. 25 議長決定)                   | フィリピン<br>インドネシア<br>シンガポール    | 21. 10. 11<br>～10. 19 | 若林 正俊君(自民)<br>松浦 大悟君(民主)<br>石井 準一君(自民)  | 22. 2. 2<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |
| ケニア共和国、ウガンダ共和国及び南アフリカ共和国に対する我が国の政府開発援助、フランス共和国における海外援助の制度と動向並びにOECD-DACの活動状況等に関する調査<br>(21. 10. 1 議長決定) | ケニア<br>ウガンダ<br>南アフリカ<br>フランス | 21. 10. 11<br>～10. 23 | 木俣 佳丈君(民主)<br>姫井 由美子君(民主)<br>山本 順三君(自民) | 22. 2. 2<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |

○国際会議出席

| 派遣の目的   | 派遣地    | 派遣期間               | 派遣議員                      | 派遣報告                         |
|---|--------|--------------------|---------------------------|------------------------------|
| 第31回日本・EU議員会議<br>・準備会合出席<br>(21.11.27 議長決定)                 | ベルギー   | 21.12.8<br>～12.12  | 広中 和歌子君(民主)<br>松山 政司君(自民) | 22.2.2<br>議院運営委員会<br>に報告書提出  |
| 気候変動枠組条約第15回締<br>約国会議(COP15)の際<br>の議員会議出席<br>(21.11.9 議長決定) | デンマーク  | 21.12.13<br>～12.20 | 岡崎 トミ子君(民主)               | 22.3.10<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |
| 日メコン女性議員会議出席<br>(21.12.4 議長決定)                              | ラオス    | 21.12.19<br>～12.24 | 相原 久美子君(民主)<br>川口 順子君(自民) | 22.2.2<br>議院運営委員会<br>に報告書提出  |
| 第18回アジア・太平洋議員<br>フォーラム(APPF)総<br>会出席<br>(22.1.5 議長決定)       | シンガポール | 22.1.17<br>～1.22   | 平山 誠君(民主)<br>中曽根 弘文君(自民)  | 22.4.14<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |
| 第122回IPU(列国議会<br>同盟)会議出席<br>(22.2.17 議長決定)                  | タイ     | 22.3.27<br>～4.2    | 藤谷 光信君(民主)<br>木村 仁君(自民)   | 22.6.11<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |
| 第31回日本・EU議員会議<br>出席<br>(22.5.13 議長決定)                       | ベルギー   | 22.5.31<br>～6.3    | 谷岡 郁子君(民主)<br>松山 政司君(自民)  | 次国会の議院運<br>営委員会に報告<br>書を提出予定 |

○議会間交流

| 派遣の目的  | 派遣地                               | 派遣期間                  | 派遣議員  | 派遣報告                           |
|--|-----------------------------------|-----------------------|---|--------------------------------|
| モロッコ王国参議院及びチュニジア共和国評議院の招待による両国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察<br>(21. 12. 1 議長決定) | モロッコ<br>チュニジア<br>フランス<br>アラブ首長国連邦 | 21. 12. 10<br>～12. 21 | (副議長)<br>山東 昭子君(無)<br>家西 悟君(民主)<br>吉田 博美君(自民)<br>木庭 健太郎君(公明)  | 22. 2. 2<br>議院運営委員会<br>に報告書提出  |
| 第4回日中議員会議出席<br>(22. 4. 16 議長決定)                                      | 中国                                | 22. 4. 28<br>～ 5. 2   | 大石 正光君(民主)<br>浅野 勝人君(自民)<br>田名部 匡省君(民主)<br>大石 尚子君(民主)<br>加賀谷 健君(民主)<br>横峯 良郎君(民主)<br>愛知 治郎君(自民)<br>丸山 和也君(自民)<br>山本 博司君(公明) | 22. 6. 11<br>議院運営委員会<br>に報告書提出 |

○重要事項調査

| 派遣の目的  | 派遣地                         | 派遣期間                          | 派遣議員  | 派遣報告                                    |
|--|-----------------------------|-------------------------------|---|---|
| <p>ニュージーランド及びオーストラリア連邦における教育改革に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察<br/>(21. 12. 8 議長決定)</p>                         | <p>ニュージーランド<br/>オーストラリア</p> | <p>21. 12. 13<br/>～12. 19</p> | <p>佐藤 泰介君(民主)<br/>川上 義博君(民主)<br/>山下 芳生君(共産)</p>                                 | <p>22. 3. 10<br/>議院運営委員会<br/>に報告書提出</p> |
| <p>オランダ王国及び英国における世界同時不況下での雇用失業問題、労働者派遣、ワークシェアリング等の労働施策に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察<br/>(21. 12. 7 議長決定)</p> | <p>オランダ<br/>英国</p>          | <p>21. 12. 14<br/>～12. 20</p> | <p>徳永 久志君(民主)<br/>植松 恵美子君(民主)<br/>行田 邦子君(民主)<br/>河合 常則君(自民)<br/>牧野 たかお君(自民)</p> | <p>22. 3. 10<br/>議院運営委員会<br/>に報告書提出</p> |
| <p>アメリカ合衆国の経済状況及び経済活性化に向けた取組に関する実情調査並びに政治経済事情等視察<br/>(21. 12. 7 議長決定)</p>                              | <p>米国</p>                   | <p>21. 12. 14<br/>～12. 22</p> | <p>外山 斎君(民主)<br/>平山 誠君(民主)</p>  | <p>22. 3. 10<br/>議院運営委員会<br/>に報告書提出</p> |

## 9 国会に対する報告等 (21.12.5~22.6.16)

第173回国会閉会後から第174回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

| 年 月 日    | 報 告 等 の 名 称   |
|----------|---|
| 平成21年    |   |
| 12. 8(火) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度第2・四半期予算使用の状況</li> <li>○ 平成21年度第2・四半期国庫の状況</li> </ul>  |
| 平成22年    |   |
| 1. 22(金) | ○ 平成19年度決算に関する参議院の議決について講じた措置   |
| 26(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成20年度特別会計財務書類</li> <li>○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成21年7月1日から同年12月31日まで)</li> <li>○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成21年10月26日から平成22年1月17日まで)</li> <li>○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(平成22年1月)</li> </ul> |
| 29(金)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成22年1月)</li> <li>○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成22年1月)</li> </ul>   |
| 2. 5(金)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハイチ国際平和協力業務実施計画(平成22年2月)</li> <li>○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成21年)</li> </ul>   |
| 9(火)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度地方団体の歳入歳出総額の見込額</li> <li>○ 日本放送協会平成20年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書</li> </ul>   |
| 3. 2(火)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネパール国際平和協力業務実施計画の変更(平成22年3月)</li> <li>○ ネパール国際平和協力業務の実施の状況(平成22年3月)</li> </ul>   |
| 9(火)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度第3・四半期予算使用の状況</li> <li>○ 平成21年度第3・四半期国庫の状況</li> <li>○ 平成20年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告</li> <li>○ 平成20年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告</li> </ul>                        |
| 12(金)    | ○ 地方財政の状況(平成22年3月)  |
| 17(水)    | ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等に関する会計検査の結果について」の報告(平成22年3月)   |
| 19(金)    | ○ 平成22年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告   |
| 24(水)    | ○ 平成21年官民人事交流に関する年次報告   |
| 30(火)    | ○ 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月)   |
| 4. 2(金)  | ○ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果(平成22年4月)  |
| 13(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告</li> <li>○ 平成21年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告</li> </ul>  |
| 16(金)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成21年1月1日から同年12月31日まで)</li> <li>○ 平成21年団体規制状況の年次報告</li> </ul>  |
| 27(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成21年度森林及び林業の動向」及び「平成22年度森林及び林業施策」</li> <li>○ 「平成21年度中小企業の動向」及び「平成22年度中小企業施策」</li> </ul>  |
| 5. 14(金) | ○ 「平成21年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成22年度高齢社会対策」   |

|         |  |
|---------|--|
| 21(金)   | ○「平成21年度水産の動向」及び「平成22年度水産施策」                         |
| 25(火)   | ○平成21年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況                          |
| 6. 1(火) | ○平成21年度ものづくり基盤技術の振興施策                                |
|         | ○「平成21年度環境の状況」及び「平成22年度環境の保全に関する施策」                  |
|         | ○「平成21年度循環型社会の形成の状況」及び「平成22年度循環型社会の形成に関する施策」         |
|         | ○「平成21年度生物の多様性の状況」及び「平成22年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」 |
| 11(金)   | ○平成21年度障害者施策の概況                                      |
|         | ○「平成21年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成22年度交通安全施策に関する計画」    |
|         | ○平成21年度犯罪被害者等施策                                      |
|         | ○平成二十一年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況                      |
|         | ○国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告(平成22年6月)          |
|         | ○平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告             |
|         | ○平成21年度公害等調整委員会年次報告                                  |
|         | ○平成21年度人権教育及び人権啓発施策                                  |
|         | ○平成21年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告  |
|         | ○通貨及び金融の調節に関する報告書(平成22年6月)                           |
|         | ○「平成21年度食料・農業・農村の動向」及び「平成22年度食料・農業・農村施策」             |
|         | ○平成21年度首都圏整備に関する年次報告                                 |
|         | ○「平成21年度土地に関する動向」及び「平成22年度土地に関する基本的施策」               |
|         | ○「平成21年度観光の状況」及び「平成22年度観光施策」                         |
|         | ○平成21年度人事院の業務状況報告書                                   |

## 10 国会関係日誌 (21.12.5～22.6.16)

| 年月日                      | 事 項  |
|--------------------------|--|
| <b>【第173回国会(臨時会)閉会后】</b> |  |
| <b>平成21年</b>             |  |
| 12. 9(水)                 | ○ 鳩山総理、インドネシア訪問(～10日)  |
| 12(土)                    | ○ 矢追秀彦元衆議院議員(元参議院議員)逝去   |
| 15(火)                    | ○ 中国副主席、江田議長訪問   |
| 17(木)                    | ○ 鳩山総理、デンマーク訪問(～19日)   |
| 27(日)                    | ○ 鳩山総理、インド訪問(～30日)   |
| <b>平成22年</b>             |  |
| 1. 4(月)                  | ○ 永野茂門元参議院議員(元法務大臣)逝去<br>○ 山元勉元衆議院議員逝去   |
| 7(木)                     | ○ 藤井財務大臣辞任、後任に菅副総理   |
| 8(金)                     | ○ 常会召集を閣議決定  |
| 10(日)                    | ○ 大塚雄司元衆議院議員(元建設大臣)逝去  |
| 12(火)                    | ○ 田村耕太郎君、長谷川大紋君、吉村剛太郎君、自民退会  |
| 14(木)                    | ○ 清水勇元衆議院議員逝去  |
| 15(金)                    | ○ 石川知裕衆議院議員を政治資金規正法違反容疑で逮捕(東京地検)   |
| 16(土)                    | ○ 民主党大会<br>○ 日本共産党大会、志位委員長再任   |
| <b>【第174回国会(常会)】</b>     |  |
| 18(月)                    | ○ 参・本会議(6特別委員会設置、財政演説(平成21年度第2次補正予算))<br>○ 衆・本会議(7特別委員会設置、財政演説(平成21年度第2次補正予算))<br>○ 開会式<br>○ 木原実元衆議院議員逝去 |
| 19(火)                    | ○ 衆・本会議(財政演説に対する質疑)  |
| 20(水)                    | ○ 参・本会議(財政演説に対する質疑)<br>○ 衆・予算委(平成21年度第2次補正予算提案理由説明)  |
| 21(木)                    | ○ 衆・予算委(基本的質疑)   |
| 22(金)                    | ○ 衆・予算委(基本的質疑)   |
| 23(土)                    | ○ 社会民主党大会(～24日)  |
| 24(日)                    | ○ 自由民主党大会  |
| 25(月)                    | ○ 衆・予算委(締めくくり質疑、平成21年度第2次補正予算可決)<br>○ 衆・本会議(平成21年度第2次補正予算可決)   |
| 26(火)                    | ○ 参・予算委(平成21年度第2次補正予算趣旨説明、総括質疑)  |
| 27(水)                    | ○ 参・予算委(総括質疑)  |
| 28(木)                    | ○ 参・予算委(締めくくり質疑、平成21年度第2次補正予算可決)<br>○ 参・本会議(平成21年度第2次補正予算可決)   |
| 29(金)                    | ○ 衆・本会議(政府4演説)<br>○ 参・本会議(政府4演説)   |
| 2. 1(月)                  | ○ 衆・本会議(代表質問1日目)<br>○ メキシコ大統領、江田議長訪問   |
| 2(火)                     | ○ 参・本会議(代表質問1日目)<br>○ 衆・本会議(代表質問2日目)   |
| 3(水)                     | ○ 参・本会議(代表質問2日目)   |
| 4(木)                     | ○ 参・決算委(全般質疑)<br>○ 衆・予算委(平成22年度総予算提案理由説明)  |
| 5(金)                     | ○ 衆・予算委(基本的質疑)   |
| 8(月)                     | ○ 衆・予算委(基本的質疑)   |

- 9(火) ○ 衆・予算委(基本的質疑)  
○ 田村耕太郎君、民主入会
- 10(水) ○ 衆・予算委
- 11(木) ○ 豊澤豊雄元衆議院議員逝去
- 12(金) ○ 衆・予算委(集中審議(鳩山内閣の政治姿勢))
- 15(月) ○ 衆・予算委  
○ (衆)石川知裕君、民主党・無所属クラブを離脱
- 16(火) ○ 衆・本会議(平成22年度財政運営のための公債発行特例等法案外2法案趣旨説明、国務大臣の報告(平成22年度地方財政計画)・地方税法改正案外1法案趣旨説明)  
○ 衆・予算委
- 17(水) ○ 参・本会議  
○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)  
○ 参議院改革協議会・専門委員会(選挙制度)  
○ 衆・予算委  
○ 吉村剛太郎君、民主入会
- 18(木) ○ 衆・本会議(予算委員長解任決議案否決)  
○ 衆・予算委
- 21(日) ○ 長崎県知事選、中村法道氏当選
- 22(月) ○ 衆・予算委(集中審議(経済・外交等))
- 23(火) ○ 衆・本会議(平成22年度子ども手当支給法案趣旨説明)  
○ 衆・予算委
- 24(水) ○ 衆・予算委公聴会
- 25(木) ○ 衆・本会議(議院運営委員長解任決議案否決、議長不信任決議案否決、公立高校授業不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案趣旨説明)  
○ 衆・予算委分科会(～3月1日)
- 26(金) ○ 衆・予算委(集中審議(社会保障等))
- 3. 1(月) ○ 衆・予算委(集中審議(鳩山内閣の基本政策(仮配分等)))
- 2(火) ○ 衆・予算委(締めくり質疑、平成22年度総予算可決)  
○ 衆・本会議(平成22年度総予算可決、地方税法改正案外1法案可決、平成22年度財政運営のための公債発行特例等法案外2法案可決)
- 3(水) ○ 参・予算委(平成22年度総予算趣旨説明、基本的質疑)
- 4(木) ○ 参・予算委(基本的質疑)  
○ ラオス主席、江田議長訪問  
○ 近藤鉄雄元衆議院議員(元労働大臣)逝去
- 5(金) ○ 参・予算委
- 8(月) ○ 参・予算委
- 9(火) ○ 参・予算委  
○ 衆・本会議(国の直轄事業に係る都道府県等維持管理負担金廃止等のための関係法律整備法案趣旨説明)
- 10(水) ○ 参・本会議(平成22年度財政運営のための公債発行特例等法案外2法案趣旨説明、国務大臣の報告(平成22年度地方財政計画)・地方税法改正案外1法案趣旨説明)  
○ 参・予算委(集中審議(政治姿勢一般))  
○ ルーマニア大統領、江田議長訪問
- 11(木) ○ 参・予算委  
○ 衆・本会議(雇用保険法等改正案趣旨説明)  
○ 松田岩夫君、自民退会
- 12(金) ○ 参・予算委(集中審議(経済・財政))
- 13(土) ○ 葉山峻元衆議院議員逝去
- 14(日) ○ 石川県知事選、谷本正憲氏5選
- 15(月) ○ 参・予算委  
○ ポーランド上院議長、江田議長訪問

- 16(火) ○ 参・予算委公聴会  
衆・本会議(公立高校授業不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案修正議決、平成22年度子ども手当支給法案修正議決)
- 17(水) ○ 参・本会議(平成22年度子ども手当支給法案趣旨説明)  
○ 参・予算委
- 18(木) ○ 参・予算委(集中審議(社会保障・雇用等))
- 19(金) ○ 参・本会議(公立高校授業不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案趣旨説明)
- 23(火) ○ 参・予算委(集中審議(外交・防衛))  
○ 衆・本会議
- 24(水) ○ 参・予算委(締めくくり質疑、平成22年度総予算可決)  
○ 参・本会議(平成22年度総予算可決、地方税法改正案外1法案可決、平成22年度財政運営のための公債発行特例等法案外2法案可決)  
○ (衆)鳩山邦夫君、自民党・改革クラブを離脱
- 25(木) ○ 衆・本会議(国の直轄事業に係る都道府県等維持管理負担金廃止等のための関係法律整備法案可決、雇用保険法等改正案可決、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等改正案趣旨説明)  
○ 裁判官弾劾裁判所裁判員会議(次期裁判長互選)
- 26(金) ○ 参・本会議(雇用保険法等改正案趣旨説明、平成22年度子ども手当支給法案可決)  
○ 衆・本会議
- 30(火) ○ 衆・本会議
- 31(水) ○ 参・本会議(環境影響評価法改正案趣旨説明、雇用保険法等改正案可決、公立高校授業不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案可決)  
○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)  
○ 堀之内久男元衆議院議員(元郵政大臣)逝去
- 4. 2(金) ○ 参・本会議(若林正俊君辞職許可)
- 5(月) ○ 参・決算委
- 6(火) ○ 衆・本会議(神崎武法君辞職許可、国家公務員法等改正案趣旨説明)
- 7(水) ○ 参・本会議(地域主権改革推進を図るための関係法律整備法案外2法案趣旨説明)  
○ 参議院改革協議会・専門委員会(選挙制度)
- 8(木) ○ 衆・本会議(独立行政法人通則法改正案外1法案趣旨説明)  
○ 衆議院比例代表(九州選挙区)遠山清彦君繰上当選(神崎武法君の補欠)
- 11(日) ○ 京都府知事選、山田啓二氏3選
- 12(月) ○ 参・決算委  
○ 中川義雄君、藤井孝男君、「たちあがれ日本」結成  
○ 鳩山総理、米国訪問(核セキュリティ・サミット、～14日)  
○ クロアチア国会議長、江田議長訪問  
○ (衆)平沼赳夫君、園田博之君、与謝野馨君、「たちあがれ日本」結成
- 13(火) ○ 衆・本会議(高速自動車国道法・道路財特法改正案趣旨説明)
- 14(水) ○ 参・本会議(懲罰委員長の選挙)
- 15(木) ○ 衆・本会議(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等改正案修正議決)
- 16(金) ○ 参・本会議(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等改正案趣旨説明)  
○ 衆・本会議(労働者派遣事業適正運営確保及び派遣労働者就業条件整備等法改正案(閣法第60号)趣旨説明)
- 18(日) ○ 中馬辰猪元衆議院議員(元建設大臣)逝去
- 19(月) ○ 参・決算委  
○ マレーシア首相、議長訪問
- 20(火) ○ 衆・本会議(地球温暖化対策基本法案趣旨説明)
- 21(水) ○ 参・本会議(環境影響評価法改正案可決)  
○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)  
○ 玉置猛夫元参議院議員逝去
- 22(木) ○ 衆・本会議(「核セキュリティ・サミットへの出席等に関する報告」)
- 23(金) ○ 参・本会議(「核セキュリティ・サミットへの出席等に関する報告」)

|          |  |
|----------|--|
| 26(月)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・決算委</li> <li>○ 荒井広幸君、小池正勝君、舛添要一君、矢野哲朗君、山内俊夫君、渡辺秀央君、「新党改革」を結成</li> </ul>   |
| 27(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(放送法等改正案趣旨説明)</li> </ul>   |
| 28(水)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(地域主権改革推進を図るための関係法律整備法案外2法案可決)</li> </ul>  |
| 5. 10(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・決算委</li> </ul>  |
| 11(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(環境影響評価法改正案趣旨説明)</li> <li>○ 参・厚生労働委(母体保護法改正案提出を決定)</li> <li>○ 大江康弘君、自民退会</li> </ul>                                  |
| 12(水)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等改正案可決)</li> </ul>   |
| 13(木)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(内閣委員長解任決議案否決、国家公務員法等改正案修正議決、政府の政策決定過程における政治主導確立のための内閣法等改正案趣旨説明)</li> </ul>  |
| 14(金)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・決算委</li> <li>○ 参議院改革協議会・専門委員会(選挙制度)</li> </ul>  |
| 17(月)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・決算委</li> </ul>  |
| 18(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(環境委員長解任決議案否決、地球温暖化対策基本法案可決、郵政改革法案外2法案趣旨説明)</li> <li>○ カンボジア国王、江田議長訪問</li> </ul>                                     |
| 19(水)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(国家公務員法等改正案外2法案趣旨説明)</li> </ul>  |
| 20(木)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・総務委(戦後強制抑留者に係る問題に関する特措法案提出を決定)</li> <li>○ 衆・本会議(農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進法案趣旨説明)</li> <li>○ 村山達雄元衆議院議員(元大蔵大臣)逝去</li> </ul> |
| 21(金)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(国立ハンセン病療養所療養体制充実決議案可決、地球温暖化対策基本法案趣旨説明)</li> <li>○ 参議院改革協議会</li> </ul>   |
| 24(月)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ラオス国会議長一行、江田議長訪問</li> </ul>   |
| 25(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(「宮崎県で発生した口蹄疫」に関する報告、地域主権改革推進を図るための関係法律整備法案外2法案趣旨説明)</li> </ul>  |
| 26(水)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(「宮崎県で発生した口蹄疫」に関する報告)</li> </ul>   |
| 27(木)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(厚生労働委員長選挙、総務委員長解任決議案否決、放送法等改正案修正議決、口蹄疫対策特別措置法案可決、航空法改正案趣旨説明)</li> </ul>   |
| 28(金)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(放送法等改正案趣旨説明、口蹄疫対策特別措置法案可決)</li> <li>○ 米軍普天間飛行場移設問題に関する対処方針を閣議決定、署名を拒否した福島みずほ国務大臣を罷免</li> </ul>                      |
| 29(土)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳩山総理、韓国訪問(～30日)</li> </ul>  |
| 31(月)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(経産委員長解任決議案否決、農林水産大臣不信任決議案否決、郵政改革法案外2法案可決)</li> <li>○ 参・内閣委公聴会(国家公務員法等改正案外2法案)</li> <li>○ 中国国務院総理、江田議長訪問</li> </ul>  |
| 6. 1(火)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栗原祐幸元衆議院議員(元参議院議員、元防衛庁長官)逝去</li> </ul>  |
| 2(水)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳩山総理、辞意表明</li> <li>○ 秋山長造元参議院議員(元副議長)逝去</li> </ul>  |
| 4(金)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民主党代表選、菅直人君を選出</li> <li>○ 鳩山内閣総辞職</li> <li>○ 衆・本会議(内閣総理大臣に菅直人君を指名)</li> <li>○ 参・本会議(内閣総理大臣に菅直人君を指名)</li> </ul>            |
| 8(火)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 菅内閣発足</li> <li>○ (衆)田中康夫君、民主党・無所属クラブを離脱、国民新党・新党日本に所属</li> </ul>   |
| 11(金)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(財政金融委員長外2常任委員長の選挙、所信表明演説)</li> <li>○ 参・本会議(所信表明演説)</li> </ul>   |
| 14(月)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆・本会議(河上みつえ君辞職許可、所信表明演説に対する質疑)</li> <li>○ 島田久元衆議院議員逝去</li> </ul>  |
| 15(火)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参・本会議(所信表明演説に対する質疑)</li> </ul>  |
| 16(水)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第174回国会閉会</li> </ul>  |